



川崎市子ども・若者の未来応援プラン

～ 未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき ～

(案)

平成 30(2018)年 3 月

川崎市

はじめに



我が国の人口減少が進む中、本市は予測を上回る人口増が続き、平成 29（2017）年 4 月には 150 万人に達するなど、特に若年世代に「選ばれる都市」として進化を続けており、今後も当面の間、若年世代を中心とした人口増が続くことが見込まれています。

本市ではこれまでも保育所の待機児童対策や、中学校完全給食など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての取組を重点的に進めてきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は、近年、複雑・多様化しており、児童虐待やいじめ、非行、ニート等の困難を抱える子ども・若者が増加しています。

また、子育てと社会参加の両立を目指す保護者の増加等に伴い高まる保育需要や、子どもの貧困対策等の新たな課題にも適切に対応していく必要があります。

子ども・若者及び子育てに関する支援の取組は、福祉・教育・保健・雇用等の多分野にまたがることから、分野間の横断的な連携を図っていくことが重要です。そのため、施策の総合的な推進を図るため、このたび、子ども・若者分野の 3 つの計画を一体化し、新たに「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定することとなりました。

今後も、子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、すべての家庭が安心して子育てができ、子どもを育てる喜びを感じることができるまちづくりを目指して取組を推進していきますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました川崎市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をお寄せいただいたすべての皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

平成 30(2018)年 3 月

川崎市長 福田 紀彦

目次

【総論】

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 各分野別計画のこれまでの取組状況等・・・・・・・・ 14

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況・・・・・・・・ 21

- 1 本市の社会状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 家庭の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 子ども・若者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 施策の方向性と展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

【各論】

第4章 計画の推進に向けた施策の展開・・・・・・・・ 51

- 計画の施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

- 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進・・・・・・・・ 55
- 施策2 子どものすこやかな成長の促進・・・・・・・・ 63
- 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上・・・・・・・・ 75
- 施策4 子育てしやすい居住環境づくり・・・・・・・・ 84

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

- 施策5 質の高い保育・幼児教育の推進・・・・・・・・ 91
- 施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進・・・・・・・・ 112

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

- 施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり・・・・・・・・ 133
- 施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援・・・・・・・・ 147
- 施策9 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・ 158

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応・・・・・・・・・・ 163

- 1 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について・・・・・・・・・・ 164
- 2 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・ 166
 - (1) 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施
 - (2) 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果のまとめ
 - (3) 子どもの貧困対策の基本的な考え方と方向性
 - (4) 子どもの貧困対策に関わる施策と取組の推進
- 3 児童家庭支援・児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・ 186
 - (1) 児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けて
 - (2) 児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けた基本的な考え方
 - (3) 児童家庭支援・児童虐待対策に関わる施策と取組の推進
- 4 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進・・・・・・・・・・ 209
 - (1) 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進に向けて
 - (2) 困難な課題を持つ子ども・若者への支援に関わる施策と取組の推進

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策（川崎市子ども・子育て支援事業計画）・・・・・・・・・・ 217

- 1 「子ども・子育て支援新制度」の概要・・・・・・・・・・ 218
- 2 「量の見込みと確保方策」について・・・・・・・・・・ 220
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・ 221
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・ 243

第7章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・ 259

- 1 計画の推進に向けた社会全体での取組・・・・・・・・・・ 260
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・ 262
- 3 計画の推進体制・・・・・・・・・・ 263

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 川崎市子ども・子育て会議条例
- 4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱
- 5 パブリックコメント実施結果（概要）

第1章

.....

計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

（1）計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行から、人口構造も変化しており、生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下などが、社会・経済に深刻な影響を与えるものと懸念されています。

また、首都圏等への人口の集中を背景とした都市化の進展は、「核家族世帯の増加」、「地域における人と人との関わりの希薄化」などを生んでおり、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境にも、大きな影響が及んでいます。

こうした社会・経済環境が大きく変化する中で、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増しており、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の調査ではやや改善したものの、依然として上昇傾向にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化するなど、子どもたちはストレスの多い環境の中で生きづらさを募らせていると考えられます。

こうした背景から、国においては、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備などを進めるとともに、同年には、「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための総合的な施策の推進を図ってきました。

また、平成 22（2010）年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全ての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族を支援するため、同年7月には「子ども・若者ビジョン」を策定し、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て支援法」などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成 27（2015）年4月からは、子ども・子育て支援新制度をスタートしました。

さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市では、今後、更なる少子高齢化の急速な進展や人口減少への転換など、社会状況が大きく変化することが予測されています。

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者が抱える課題は深化・複雑化しており、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長を支援し、地域社会全体が子育て家庭を支援することが必要となっています。

未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていきます。

（2）計画策定の趣旨

本市の社会状況や子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、平成17（2005）年には、子どもの育成や子育てを社会全体で支援し、子育てに喜びや夢が持てるまちづくりを目指し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「かわさき子ども『夢と未来』プラン」を策定しました。

また、児童虐待のないまちづくりを推進するため、平成24（2012）年10月には「子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成25（2013）年3月に「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を定め、それに基づく取組の強化・充実を図るため、平成26（2014）年2月に「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しました。

平成27（2015）年3月には、子ども・子育て支援新制度のスタートにあわせ、「かわさき子ども『夢と未来』プラン」の基本的な考え方を継承するとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画として、それまで分野別に策定していた「母子保健計画」、「保育基本計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含して、「子どもの未来応援プラン」を策定し、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてきました。

さらには、平成28（2016）年3月には、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化から、いじめ、不登校、非行、ひきこもりなど困難を抱えている子ども・若者やその家族を地域社会全体で見守り・支える取組等を進めるため、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく法定計画として「子ども・若者ビジョン」を策定し、子ども・若者の育成支援を推進してきました。

これらの子ども・若者や子育て支援施策に関する3つの分野別計画については、上記のとおり策定年度や制定経過等が異なるものの、平成29（2017）年度においては、各計画の終了年等の節目となり、年度評価・総括評価等を踏まえた中間的な見直しや次期計画への改定について検討作業を進めてきました。

これまで、それぞれの分野別計画は、子育てする家庭や親子の視点、子ども・若者自身の育ちの視点から策定をしており、また、国の基本的な指針等の中で計画に盛り込むべき事項等が示され、それに従い必要となる事業等をそれぞれの計画に位置づけてきたところですが、事業等が重複する状況や同一事業等をそれぞれの計画ごとに重複して進行管理する課題が生じていました。

そのため、それぞれの分野別計画の改定・見直しにあたっては、こうした課題への適切な対応を図るため、3つの計画を一体化することで、市民にとってより分かりやすい計画とし、福祉・教育・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援の効果的な推進と効率的な進行管理を進めていきます。

本計画は、子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的な推進に向けて「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進するため策定します。

（参考）関係法令の基本理念と計画に関する条文

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第8条（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

第9条（都道府県子ども・若者計画等）

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

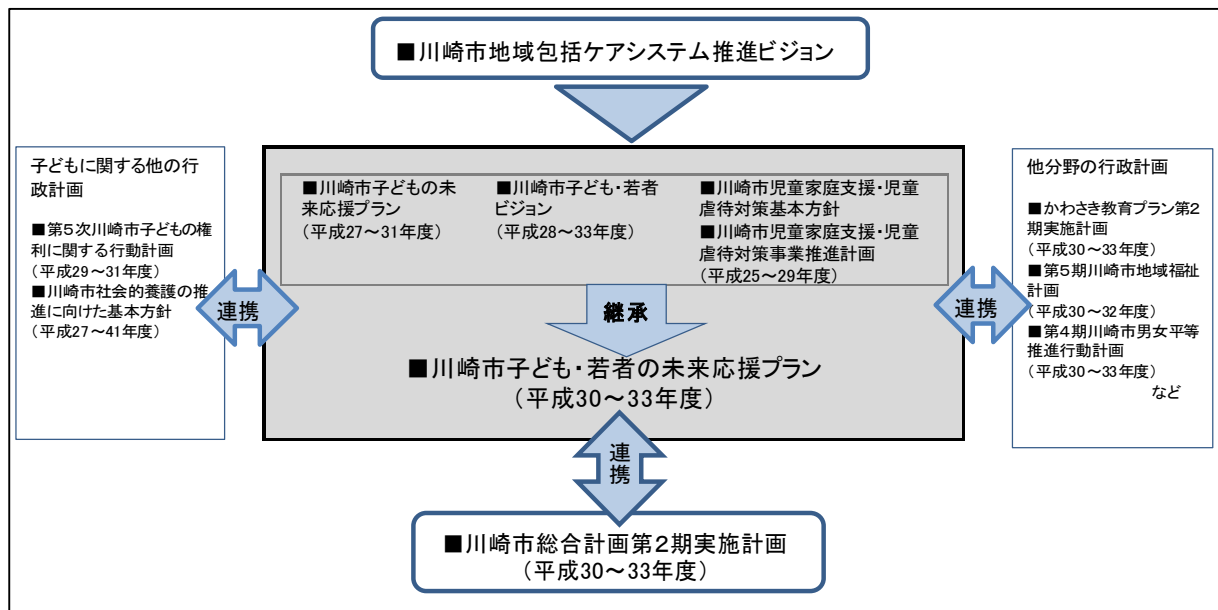
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの未来応援プラン」（市町村子ども・子育て支援事業計画等）と、「子ども・若者ビジョン」（市町村子ども・若者計画）、「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」について、各計画の基本的な考え方を継承し、一体化した計画として策定します。

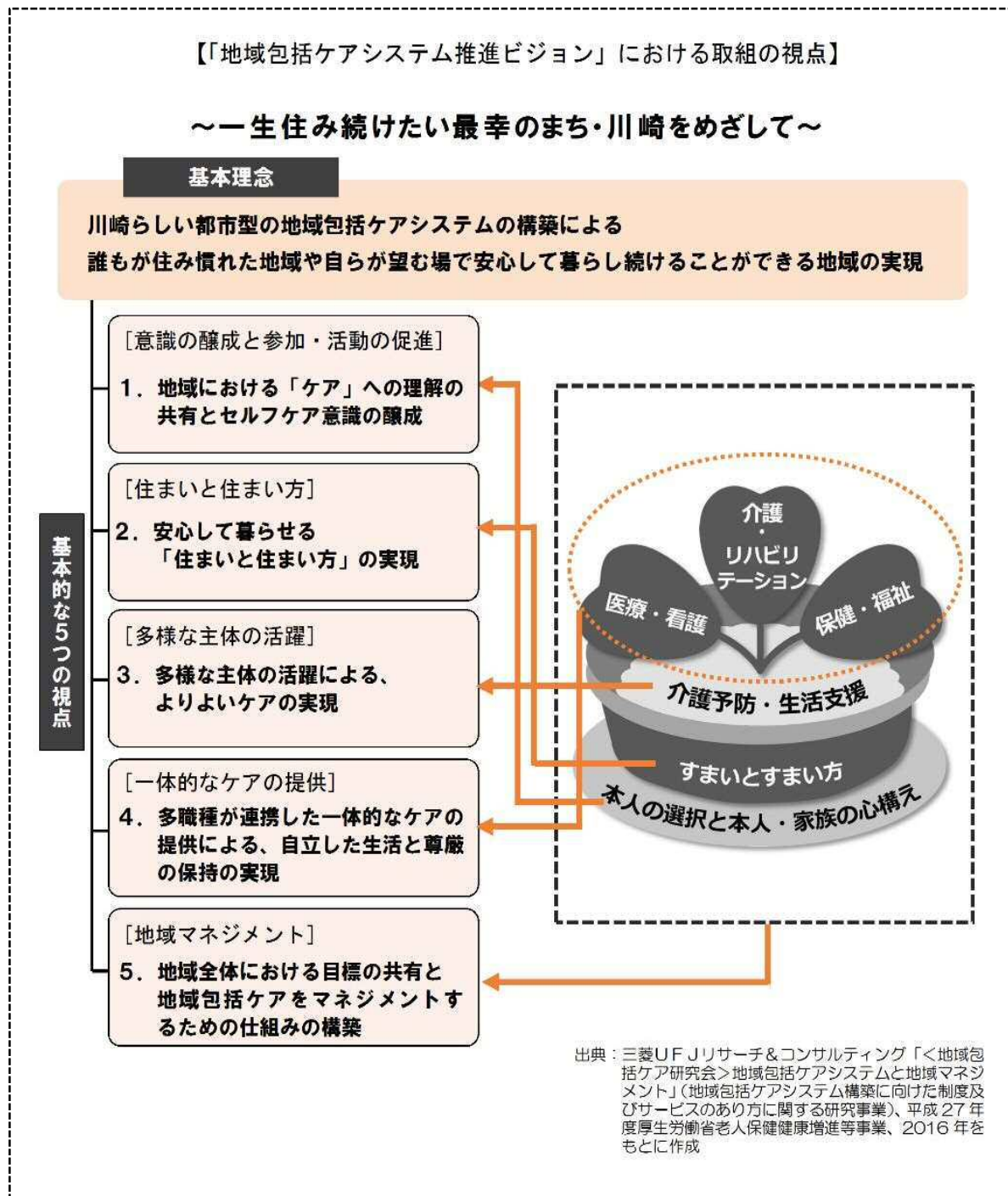
また、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理念のもと、「川崎市総合計画第2期実施計画」との連携を図るとともに、子どもに関する他の行政計画や、関連する他分野の行政計画とも連携しながら、子ども・若者や子育て家庭への支援の総合的な推進を図ります。

◎計画の相関図

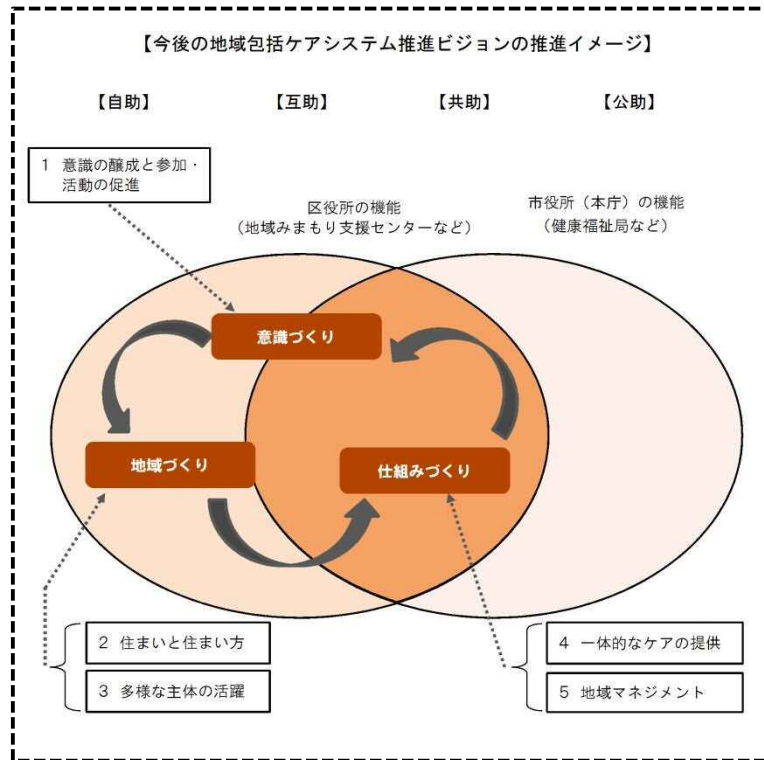


【「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」との関連】

本市では、「高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、時代や社会状況に応じて常に進化した取組を進めていく」ことを目的に、平成27（2015）年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定しました。推進ビジョンは、個別の行政計画の「上位概念」として位置づけられており、推進ビジョンの考え方を踏まえて、本計画を推進していきます。



さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を推進します。その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築を目指します。



＜地域共生社会の実現に向けた国の動向＞

我が国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。こうした中で、平成28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

＜本市の地域包括ケアシステムの推進＞

本市においては、国の「地域共生社会」の実現に向けた取組に先駆けて推進ビジョンを策定し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざした取組を進めていることから、引き続きこの取組を継続していきます。

【「川崎市子どもの権利に関する条例」との連携】

市は、平成13（2001）年に「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を施行しました。子どもの権利条例は、平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

市は、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るために、子どもの権利条例第36条に基づいて、「子どもの権利に関する行動計画」を策定しています。

本計画においても、子どもの権利条例に定められた基本理念を踏まえて、「子どもの権利に関する行動計画」との連携を図りながら、施策の推進を図ります。

＜子どもの権利条例の6つの基本理念＞（条例前文）

（1）子どもは、それぞれかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である。

子どもの権利条例策定時に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切にしてほしい」、「子どもをおとなより下の存在としてではなく、一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

（2）子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、子どもの権利条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則の下で、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

（3）子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例制定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置づけられました。

（4）子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。

児童憲章では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとされていますが、子どもの権利条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもと大人の対等性を表現しています。

（5）子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている。

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けて、本市における子どもの役割を表しています。

（6）市は、子どもの権利が保障されるよう努める。

「子ども最優先」という国際原則を踏まえた、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

＜大切な7つの子どもの権利＞

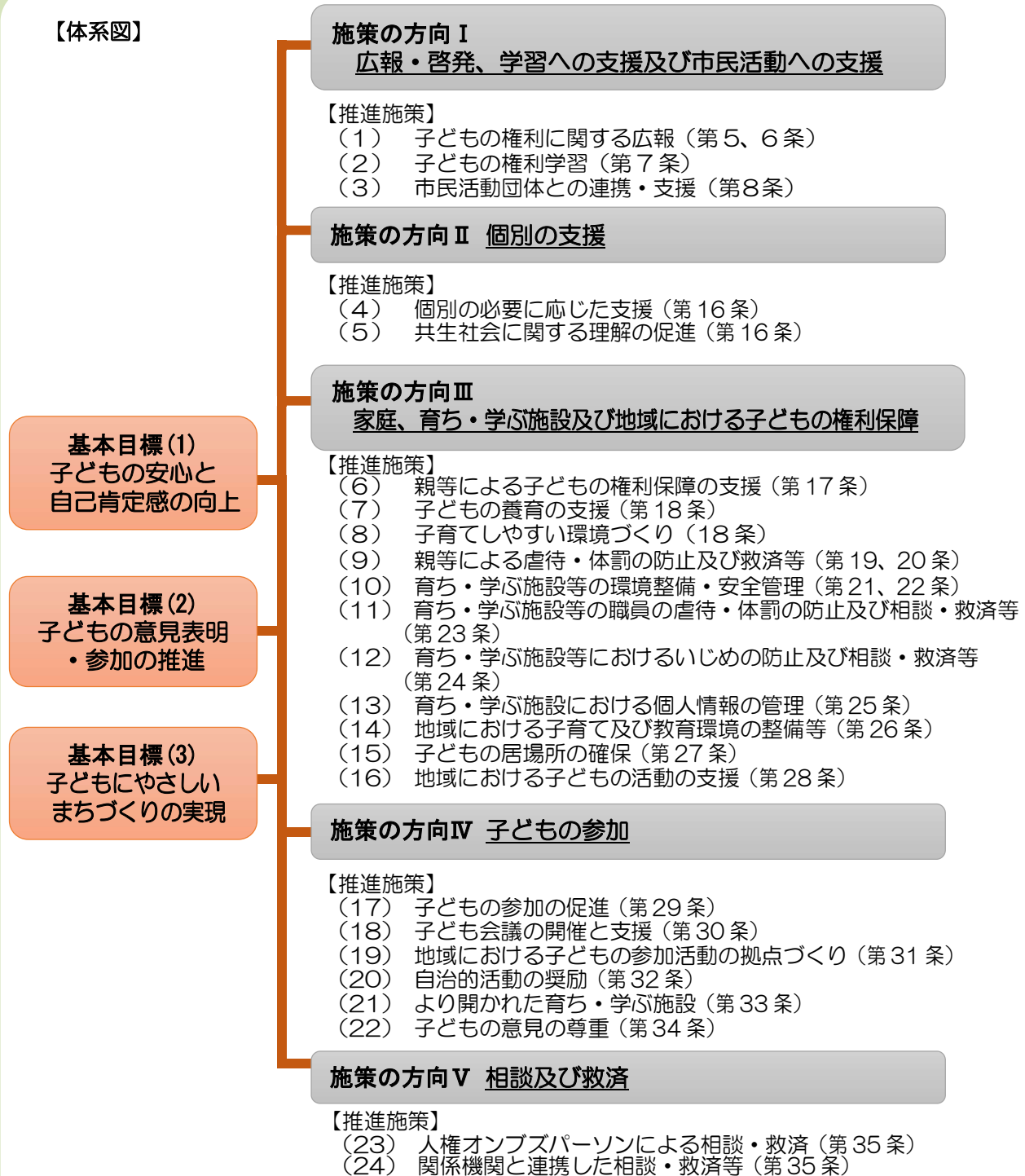
自分らしく育ち、学び、生活していくために大切な子どもの権利を7つの柱にまとめています。

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| （1）安心して生きる権利（第10条） | （2）ありのままの自分である権利（第11条） |
| （3）自分を守り、守られる権利（第12条） | （4）自分を豊かにし、力づけられる権利（第13条） |
| （5）自分で決める権利（第14条） | （6）参加する権利（第15条） |
| （7）個別の必要に応じて支援を受ける権利（第16条） | |

＜第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画＞ 平成29(2017)年度～平成31(2019)年度

子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るために策定した本計画では、条例の基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を配置しました。また、特に重点的に取り組むものとして3つを位置づけています。この体系に基づいて、子どもの権利を保障する施策を推進します。

【体系図】



＜重点的取組＞

- 1 子どもへの切れ目のない支援の取組
- 2 困難を抱える子どもを支援する取組
- 3 子どもの居場所を支援する取組

【「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画」との連携】

本市の教育分野の基本計画である「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン（以下「教育プラン」という。）」では、今後、教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定めています。

教育プランに掲げる教育の指針となる考え方は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、教育プランとの連携を強化し、取組を進めていきます。

＜「教育プラン」の概要＞

＜基本理念＞

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

＜基本目標＞

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

＜教育プランの第2期実施計画の基本的な考え方＞

平成27（2015）年3月に第1期実施計画を策定してから3年間の経過し、この間、学習指導要領の改訂や国における教育振興基本計画の見直し等、本市をめぐる社会状況は変化を遂げてきました。

これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させ、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、教育プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後4年間（平成30（2018）年度から平成33（2021）年度まで）の取組内容を、8の基本政策、19の施策、46の事務事業に体系的に整理した「第2期実施計画」を策定しました。

＜第2期実施計画の政策体系＞

★重点事業に位置づける事務事業

基本政策	施策	事務事業
I 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★
II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★
		2 きめ細やかな指導推進事業 ★
		3 英語教育推進事業 ★

基本政策	施策	事務事業
Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	4 理科教育推進事業 ★
		5 小中連携教育推進事業
		6 学校教育活動支援事業
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業
		2 読書のまち・かわさき推進事業
		3 子どもの音楽活動推進事業
		4 人権尊重教育推進事業
		5 多文化共生教育推進事業
	3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業
		2 健康教育推進事業
		3 健康給食推進事業 ★
	4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業
	5 魅力ある高等学校教育の推進	1 魅力ある高校教育の推進事業
Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 ★
		2 共生・共育推進事業
		3 児童生徒支援・相談事業
		4 教育機会確保推進事業
		5 海外帰国・外国人児童生徒相談事業
		6 就学等支援事業
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業
	2 安全安心で快適な教育環境の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★
		2 学校施設環境改善事業 ★
		3 学校施設維持管理事業
	3 児童生徒増加への対応	1 児童生徒増加対策事業
Ⅴ 学校の教育力を強化する	1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★
	2 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業
		2 区における教育支援推進事業
		3 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
	3 教職員の資質向上	1 教職員研修事業
		2 教職員の選考・人事業務
		3 教育研究団体補助事業
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業
	2 地域における教育活動の推進	1 地域における教育活動の推進事業
		2 地域の寺子屋事業 ★
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★
		2 図書館運営事業
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設の環境整備事業 ★
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業
Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業
		2 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業
		2 青少年科学館管理運営事業

3 計画の構成

本計画の構成と内容は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定にあたっての基本的事項として、策定の背景・趣旨や計画の位置づけ、計画の期間や対象、統合する各分野別計画のこれまでの取組状況等について記載しています。

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況や地域の状況、子ども・若者や子育てを取り巻く状況等について記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市が目指す「子どもを産み、育てやすいまち」の実現に向けて、計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性等、計画の基本となる考え方について記載しています。

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の基本理念の実現に向けて実施する具体的な事業等について記載しています。

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

子どもの貧困対策の推進に向けて、子どもの貧困対策に関する本市の基本的な考え方に基づき、今後、強化していく取組を新たに位置づけます。

また、児童虐待対策の推進に向けて、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び同方針に基づく各施策を具体化する事業推進計画を継承し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの取組について記載しています。

さらに、「子ども・若者ビジョン」の重点アクションプランの取組を継承し、「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」を視点として、特に重点的に取り組むべき取組について記載しています。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(川崎市子ども・子育て支援事業計画)

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と確保方策（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を記載しています。

第7章 計画の推進に向けて

計画の効果的・効率的な推進に向けた進行管理や推進体制等について記載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの4年間とします。

ただし、第6章については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた次期計画期間が、平成32（2020）～36（2024）年度となることから、平成31（2019）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

5 計画の対象

本計画では、子ども・若者を次のとおり定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満までを対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

【対象の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者。

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

6 各分野別計画のこれまでの取組状況等

統合する3つの分野別計画について、これまでの取組状況等を取りまとめました。

計画名	基本理念・評価
川崎市子ども・子育て支援事業計画 「子どもの未来応援プラン」	◆基本理念：「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。 この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、全ての子どもに良質な生育環境を保障していくことを目的としています。 ＜計画期間の中間評価＞ 平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間を計画期間としており、平成29（2017）年度に計画の中間評価を行いました。6つの基本目標に基づく143の事業について、概ね目標を達成できたものと考えており、子育てを社会全体で支える環境づくりや乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり等を推進することができました。
川崎市子ども・若者ビジョン	◆基本理念：「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」 社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切に、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。 ＜計画期間の年度評価＞ 子ども・若者ビジョンに基づく行動計画である平成28（2016）年度のアクションプラン・重点アクションプランに関する年度評価を行いました。アクションプランに基づく64の事業と、重点アクションプランの6つの重点項目における取組について概ね目標を達成できたものと考えており、子ども・若者を見守り支える仕組みづくりや、複雑困難な課題を抱える子ども・若者への支援等を推進することができました。
川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	◆基本理念：川崎市子どもを虐待から守る条例第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。 ＜計画期間の総括評価＞ 平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間を計画期間としており、次期計画策定に向けた課題等の整理を含めて、平成28（2016）年度までの4年間について総括評価を行いました。7つの方針に基づく72の事業・取組について目標を概ね達成できたものと考えており、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、地域の関係機関との連携等を推進することができました。

◇ 川崎市子ども・子育て支援事業計画「子どもの未来応援プラン」 ◇

＜6つの基本目標の主な取組状況及び今後の方向性等＞

No	基本目標	内容
基本目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	主な取組状況
		■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。 ★「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待します。
		今後の方向性等
		■「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度の向上につながるよう、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進する「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や、広報資料の配布による子どもの権利についての普及・啓発を積極的に実施します。
基本目標2	子育てを社会全体で支える環境づくり	主な取組状況
		■子育て家庭への経済的支援のため、小児医療費助成制度の拡充を進め、子育て家庭への支援の充実を図りました。 ★プレパパ・プレママ学級や両親学級の実施、また地域とのつながりを作り安心して育児をするきっかけともなる、「こんにちは赤ちゃん訪問」の取組を評価し、さらに周知・充実していくことを望みます。
		今後の方向性等
		■子育て家庭への経済的支援のための小児医療費助成の拡充や、セミナーや広報活動を通じたワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行い、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、地域子育て支援センターや、ふれあい子育てサポートセンターの運営を通して、地域が主体となった子育てを社会全体で支える環境づくりを推進します。
基本目標3	乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり	主な取組状況
		■高まり続ける保育需要に対応するため、計画を上回る保育所の新規整備や、川崎認定保育園・幼稚園等の既存施設の活用により受入枠を大幅に拡充しました。 ★保育所整備等による受入枠の拡充や、一時保育の充実等の多様なニーズへの対応は、乳幼児期の保育・教育の環境づくりについて一定の成果があると評価します。
		今後の方向性等
		■認可保育所の整備や認可外保育施設の受入の促進を図り、増加する保育需要の受け皿を確保するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を図ります。また、保育士等の処遇改善の取組を進めるとともに、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士の確保や、保育士宿舎借り上げ支援事業及び保育士資格の取得支援事業を実施し、受入枠拡大に伴う保育士の確保に努めます。

★は子ども・子育て会議からの意見・評価です。

No	方針	内容
基本目標4	親と子が健やかに暮らせる社会づくり	主な取組状況
		■「こども文化センター」の運営及び「老人いこいの家」との連携モデル事業実施により、子どもの多様な体験・活動などを通じた児童の健全育成を推進しました。 ★連携モデル事業により、多世代の交流促進に向けた取組が進められたことを評価します。
		今後の方向性等 ■「こども文化センター」及び「わくわくプラザ事業」による地域での活動や、多世代交流、放課後の活動を通じた健全育成を進めていきます。 ■子どもの成長、育児等の保健情報について、母子保健情報システムを用い、乳幼児健康診査を通じた的確な相談支援の充実や、未受診者への対応の強化を引き続き進めていきます。
基本目標5	子育てを支援する体制づくり	主な取組状況
		■ひとり親家庭に対する情報提供の充実や、母子・父子福祉センターにおける自立支援プログラム策定事業、日常生活支援事業を実施するとともに、各種給付金事業や就業相談、職業紹介まで一貫した就業支援サービスを提供しました。 ★ひとり親家庭に対する就業支援など、親の自立支援に向けた取組を進めるとともに、その周知を強化し一定のPR効果が見られたことを評価します。
		今後の方向性等 ■ひとり親家庭に対する自立に向けた各種相談、生活・就労の支援などの取組を進めるとともに、必要な情報が届くよう、引き続き施策の周知強化に取り組みます。 ■各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の関係機関、地域団体等が連携し、要保護児童等の早期発見や支援、児童虐待防止の活動に取り組む地域ネットワークを強化することにより、地域で子どもを見守り支える体制づくりを進めていきます。
基本目標6	子どもと子育てしやすいまちづくり	主な取組状況
		■子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定することにより、子育てに適した居住環境の整備を進め、また、公共機関等のバリアフリー化や、交通安全運動や交通安全教育等を通じ、子育てに配慮した生活環境の推進を図りました。 ★交通安全教室や、安全確保のための安全表示の設置など、交通安全に対する取組が引き続き推進されるよう、年齢・対象にあった内容での実施を期待します。
		今後の方向性等 ■子育てに配慮した住宅の普及や、公共施設や歩行空間などのバリアフリー化を進めることで、子育てしやすい環境の整備を引き続き進めていきます。 ■PTA等が主体となり実施している「こども110番」活動を支援し、さらに青少年指導員の活動を推進することで、地域の中で子どもを見守り支える体制づくりを進めます。また、交通安全への取組についても、年齢・対象にあった取組を実行していきます。

★は子ども・子育て会議からの意見・評価です。

◇ 川崎市子ども・若者ビジョン ◇

＜アクションプランの主な取組状況及び今後の方向性等＞

No	方向性	内容
基本的な方向性1	地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる	主な取組状況 ■こども文化センターと老人いこいの家の連携事業を6か所実施するなど、多世代の交流と地域社会全体で子ども・若者を育成する仕組みづくりに向けた取組を進めました。 ■地域の実情に応じて調整を進め、地域の寺子屋事業を平成28（2016）年度末までに30か所に拡充するなど、地域の教育力の向上に向けた取組を進めました。 今後の方向性等 ■多世代交流の促進や地域の教育力の向上に向けた取組を進め、子ども・若者が安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりと、地域の中で相互に支え合う仕組みづくりを進めます。 ■学校・家庭・地域・行政が相互に連携を図り、子育て支援や地域の教育力の向上を推進するとともに、地域の担い手の人材育成を進めます。
基本的な方向性2	すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する	主な取組状況 ■保健師による乳幼児期の保健指導・育児支援、地域療育センターによる早期療育の推進とともに、学齢期の学校による健康教育の推進や特別支援教育の推進等、乳幼児期から学齢期まで成長・発達の段階に応じた支援を行いました。 ■スクールソーシャルワーカー等を活用した専門性のある支援の推進やモデル校での検証を活かしたキャリア在り方生き方教育の推進とともに、教育の情報化の推進に向けて、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定しました。 今後の方向性等 ■保健・医療・教育が連携を図り、人格や生活習慣を形成する乳幼児期から体も心も大人に移行していく学童期・思春期まで、子ども・若者の成長・発達段階に応じた切れ目のない支援を進めます。 ■社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度、他者を思いやる心や自律心と豊かな人間性を育むために、児童生徒に対するきめ細やかな指導・相談・支援を進めます。
基本的な方向性3	困難を抱える子ども・若者を支援する	主な取組状況 ■児童虐待防止センターや児童相談所における相談支援の実施、虐待通告への適切な対応とともに、民間法人による児童家庭支援センターにおいて、相談支援を実施しました。 今後の方向性等 ■児童相談や社会的養護の充実により、児童虐待の未然防止・早期発見から、要保護児童の適切な保護など、子どもの最善の利益と安全の確保を進めます。

＜重点アクションプランの主な取組状況及び今後の方向性＞

No	項目名	内容
重点項目1	子ども・若者の居場所の充実	主な取組状況
		■多世代交流の促進に向けたこども文化センターと老人いこいの家の連携事業を6か所実施するなど、地域社会全体で子ども・若者を育成する仕組みづくりを進めました。
		今後の方向性等
		■多世代交流の促進や地域の教育力の向上に向けた取組を進め、子ども・若者が安全で安心に過ごすことのできる居場所づくりと、地域の中で相互に支え合う仕組みづくりを進めます。
重点項目2	地域の見守り体制の強化	主な取組状況
		■青少年指導員の年齢要件の拡充やホットスポットパトロール等の取組、こども110番における見守りなど、子ども・若者の非行防止や犯罪の抑止に向けた取組を進めました。
		今後の方向性等
		■青少年指導員等による活動や地域教育会議を中心とした地域の教育力の向上に向けた取組を進め、地域の中で「お互いに見知った関係」を深めていく中で地域の活性化を図るとともに、日々の活動を通じた見守り体制の強化を進めます。
重点項目3	安全・安心な地域環境の整備	主な取組状況
		■防犯カメラについて、町内会等への補助制度の運用を開始するとともに、2か所の公園に防犯機能を有する施設管理用のカメラを7基試行設置し、運用を開始しました。
		今後の方向性等
		■防犯カメラ等の設置や、安全・安心まちづくり協議会における取組を進め、自主的な防犯活動の充実と犯罪の起きにくい地域環境づくりを進めます。
重点項目4	児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進	主な取組状況
		■児童虐待防止月間における取組や小学校・中学校・高校の児童生徒へのSOSカードの配布等を通して、広報・啓発を促進するとともに、小学生チームによる「オレンジリボン・ファミリーカップ」（フットサル大会）を開催し、いじめ・虐待防止の意識啓発を行いました。
		今後の方向性等
		■SOSカードや児童虐待ハンドブック等の配布やイベントの実施により、子ども・若者自身や保護者、関係機関職員等の意識啓発を進めます。
重点項目5	専門的支援ネットワークの構築	主な取組状況
		■多職種の専門職が連携した組織的対応に向け、区の職員を対象に研修を実施しました。
		■新たな取組として、子どもの虹情報研修センターに各区の要保護児童対策地域協議会のスーパーバイズを依頼し、実務者会議の充実を図りました。
		今後の方向性等
重点項目6	専門的な児童支援の充実・強化	主な取組状況
		■児童虐待・非行児童等に対応するため、児童相談所の児童福祉司の増員を行いました。
		■児童家庭支援センターにおいて、育児支援活動や小学生のグループ活動を実施しました。
		今後の方向性等
重点項目6	専門的な児童支援の充実・強化	■児童相談所の体制強化や児童家庭支援センターにおける支援の充実により、虐待や非行等の未然防止・早期発見・重度化の予防等を推進するとともに、協定の適正な運用により、学校と警察の連携強化と非行防止、犯罪被害防止の対策を推進します。

◇ 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 ◇

＜7つの方針の主な取組状況及び今後の方向性等＞

No	方針	内容
方針1	地域での子育て支援の充実	主な取組状況 ■53か所の地域子育て支援センターにおいて、子育ての孤立感、不安感等の軽減を目的として、子育てに関わる相談等、地域子育て支援事業を実施しました。 ■地域みまもり支援センターとして、関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりなど、地域活動の充実につながる仕組みづくりを展開しました。 今後の方向性等 ■地域における社会資源として、地域子育て支援センター等の相談機関における相談支援はもとより、地域の関係機関、団体、子育て自主グループ等での支援活動は大変重要であるため、引き続き、様々な活動の周知を行っていきます。 ■地域みまもり支援センターが、子育て支援活動に関わる関係機関や団体等で組織されるネットワーク会議において、継続的な情報交換等を通しマネジメント・コーディネートを実施していきます。
		主な取組状況 ■母子健康手帳交付時における妊婦健康診査事業や地域みまもり支援センターが身近な相談場所であることの情報提供を通じて、ハイリスクケースの把握を行い、状況に応じて継続的な支援を実施しました。 ■毎年度、こんにちは赤ちゃん訪問はおよそ1,800件、新生児訪問はおよそ12,000件実施しました。訪問実施率も90%以上を確保しています。 ■川崎フロンターレホームゲーム最終戦での啓発、平成28年度には初の試みとして、小学生のチームを対象とした「第1回オレンジリボン・ファミリーカップ（フットサル大会）」を開催しました。 今後の方向性等 ■安心・安全な周産期を過ごすためにも、妊婦健康診査の受診、両親学級の受講などを積極的に活用できるよう、母子健康手帳交付時の情報提供を確実に実施していきます。 ■乳幼児全戸訪問事業等は、全ての家庭を対象としていることから、実施率向上に向けた取組を進めていきます。 ■普及啓発活動は、継続して実施することが重要であることから、様々な媒体等を活用し充実させていきます。
方針2	虐待の発生予防策の推進	主な取組状況 ■乳幼児健康診査や育児相談を通して、児童虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、未受診者の状況把握と支援を実施しました。 ■乳幼児健康診査のうち、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施するよう事業の再構築を行いました。 ■平成28（2016）年度に母子保健情報管理システムを導入し、情報が一元管理可能となり、健診未受診者の把握やフォローなどを迅速に行える体制を整えました。 ■支援を要する児童及びその家庭等について、各区実務者会議を中心とした、地域の関係機関等による地域のネットワークにおいて情報の共有等が図られました。 今後の方向性等 ■行政による支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的な支援を更に充実させていきます。 ■乳幼児健康診査の未受診者の把握は児童虐待の未然防止につながるため、母子保健情報管理システムを十分に活用し、迅速な対応が図られるよう職員の意識向上に取り組みます。 ■地域みまもり支援センターが中心となり地域の関係機関等との連携の充実を推進します。
		主な取組状況 ■乳幼児健康診査や育児相談を通して、児童虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、未受診者の状況把握と支援を実施しました。 ■乳幼児健康診査のうち、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施するよう事業の再構築を行いました。 ■平成28（2016）年度に母子保健情報管理システムを導入し、情報が一元管理可能となり、健診未受診者の把握やフォローなどを迅速に行える体制を整えました。 ■支援を要する児童及びその家庭等について、各区実務者会議を中心とした、地域の関係機関等による地域のネットワークにおいて情報の共有等が図られました。 今後の方向性等 ■行政による支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的な支援を更に充実させていきます。 ■乳幼児健康診査の未受診者の把握は児童虐待の未然防止につながるため、母子保健情報管理システムを十分に活用し、迅速な対応が図られるよう職員の意識向上に取り組みます。 ■地域みまもり支援センターが中心となり地域の関係機関等との連携の充実を推進します。
方針3	早期発見・早期対応の充実	主な取組状況 ■乳幼児健康診査や育児相談を通して、児童虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、未受診者の状況把握と支援を実施しました。 ■乳幼児健康診査のうち、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施するよう事業の再構築を行いました。 ■平成28（2016）年度に母子保健情報管理システムを導入し、情報が一元管理可能となり、健診未受診者の把握やフォローなどを迅速に行える体制を整えました。 ■支援を要する児童及びその家庭等について、各区実務者会議を中心とした、地域の関係機関等による地域のネットワークにおいて情報の共有等が図られました。 今後の方向性等 ■行政による支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的な支援を更に充実させていきます。 ■乳幼児健康診査の未受診者の把握は児童虐待の未然防止につながるため、母子保健情報管理システムを十分に活用し、迅速な対応が図られるよう職員の意識向上に取り組みます。 ■地域みまもり支援センターが中心となり地域の関係機関等との連携の充実を推進します。

No	方針	内容
方針4	専門的支援の充実・強化	主な取組状況
		■地域みまもり支援センターにおいては、多職種の専門性を活かした相談支援の充実が図られています。また、児童相談所においては、複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、医師、弁護士などの専門家を含めた多職種による組織的な援助を実施することができました。 ◆要保護児童対策地域協議会連携調整部会でアセスメントの共有や重症度の確認を実施しました。
		今後の方向性等
		■多職種の専門職のチームにより適切な支援が実施されるよう取組を推進します。 ■平成28（2016）年改正児童福祉法に基づく共通リスクアセスメントツールの活用を検討を進めます。 ■迅速な対応を図る上で、児童相談所間のネットワーク化、要保護児童対策地域協議会を中心とした各区のネットワーク化は重要な課題でありシステムの導入を進めます。
方針5	社会的養護の充実	主な取組状況
		■市内初となる「児童心理治療施設」を整備し、平成27（2015）年10月に運営を開始しました。 ■平成29（2017）年度に市内6か所でショートステイ事業を開始し、円滑実施に向けた支援を行いました。 ■里親制度説明会・養育体験発表会の開催等により里親制度の普及啓発や登録数の増加を図りました。
		今後の方向性等
		■国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進します。 ■ショートステイ事業実施法人に対する支援を引き続き行います。
方針6	地域の連携・広域連携等の強化	主な取組状況
		■毎年2回代表者会議を開催しました。また、随時議題等を見直し、各区実務者会議の活動状況の報告や関係機関が実施する活動内容の報告等、情報の周知・共有を行いました。
		今後の方向性等
		■引き続き、多様な機関等と協力関係を築き、要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。
方針7	人材育成の推進	主な取組状況
		■児童相談所が実施する研修に地域みまもり支援センター職員が参加するなど、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も実施しました。
		今後の方向性等
		■児童福祉法に基づく専門研修の実施等、さらに専門職としての役割が果たせるような様々な機会を活用し、専門性向上のための研修等を推進します。

第2章

.....

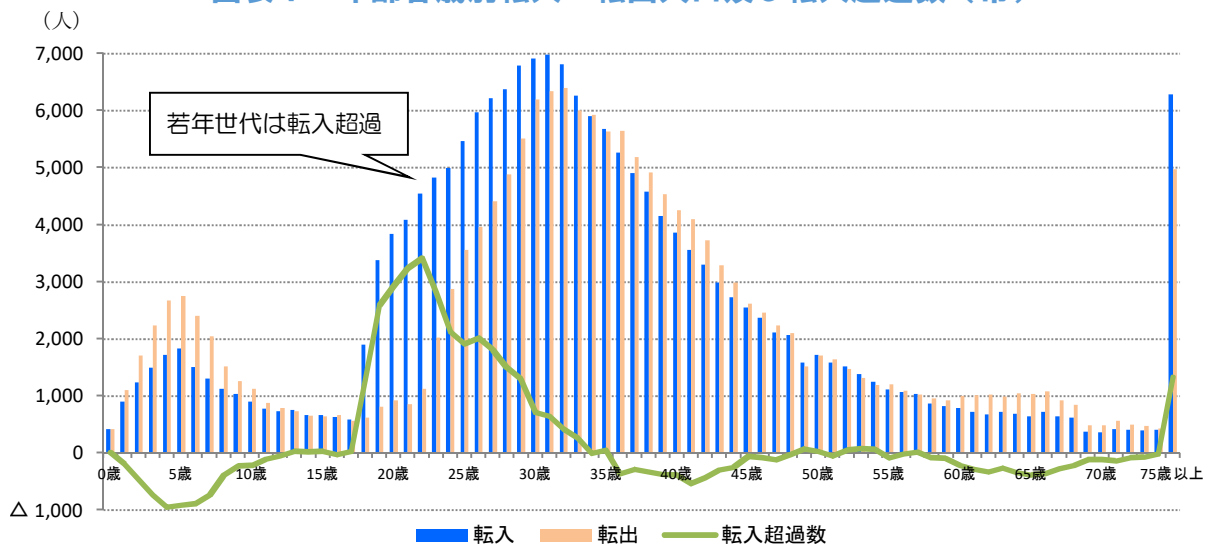
子ども・若者や子育てを取り巻く状況

1 本市の社会状況

（1）人口や出生数等の推移

本市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に平成 29（2017）年4月に 150 万人を超え、今後も駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、引き続き増加傾向を示すことが想定されています。年少人口についても同様に増加傾向にあり、平成 42（2030）年に 20.2 万人と推計されています。一方で、高齢化の急速な進展も見込まれており、中長期的には子育て世代が減少し、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれています。

図表 1 年齢各歳別転入・転出人口及び転入超過数（市）

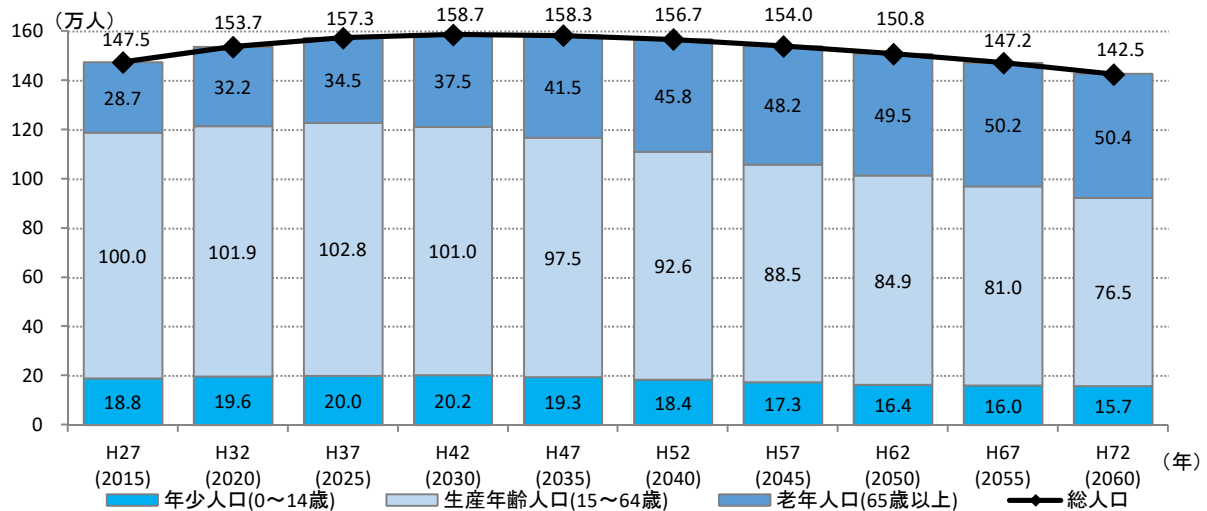


資料：総務省 平成 27 年国勢調査

※転入人口・・・5 年前の常住地が市外で現住地が市内の人口

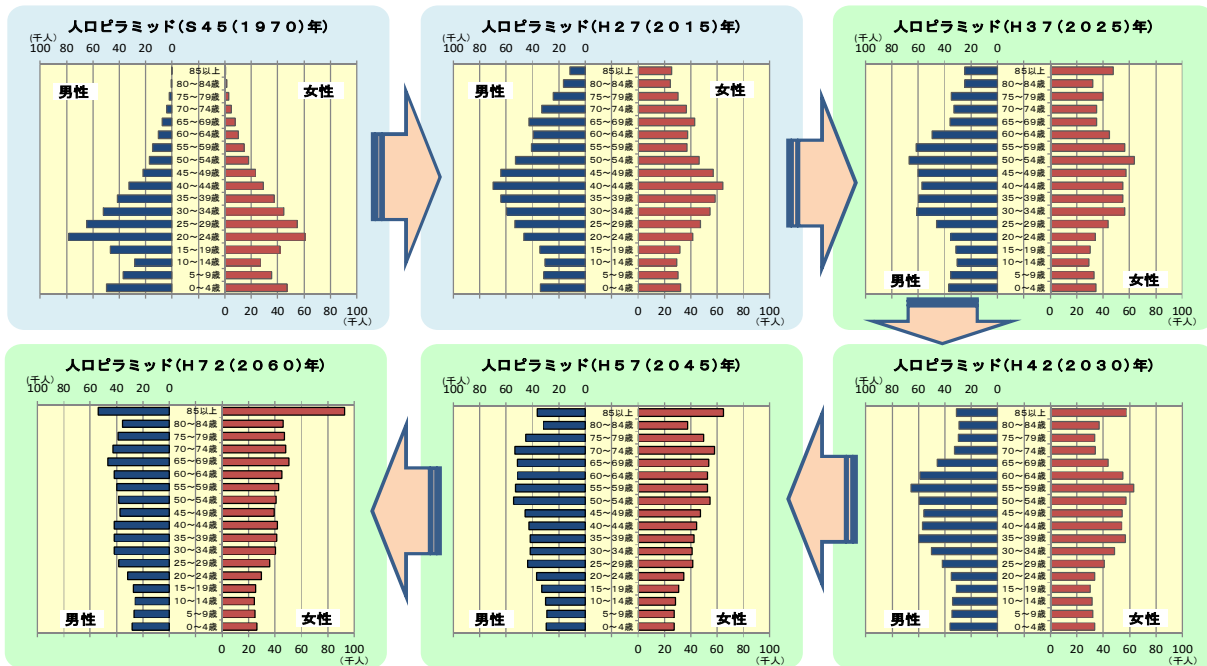
※転出人口・・・5 年前の常住地が市内で現住地が市外の人口

図表 2 将来人口推計（市）



資料：川崎市将来人口推計（平成 29（2017）年）

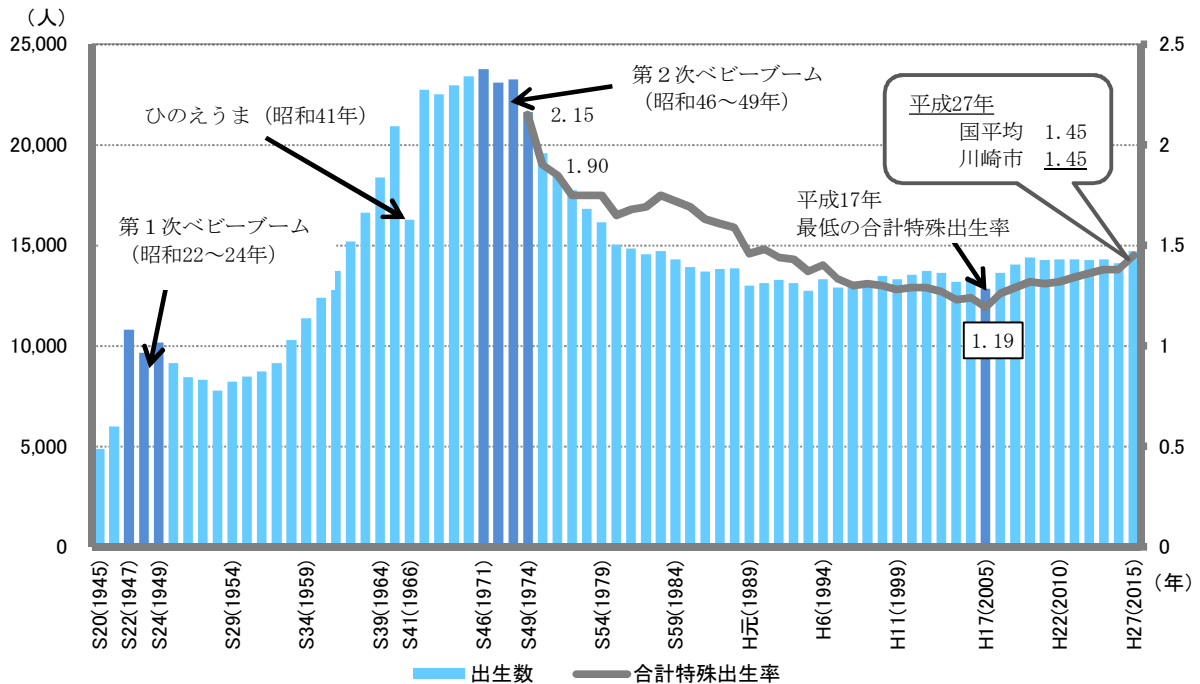
図表 3 人口構成の変化（市）



資料：川崎市将来人口推計(平成 29（2017）年）

平成 19（2007）年以降、本市の出生数は 1 万 4,000 人台で推移しており、合計特殊出生率は平成 27（2015）年に 1.45 であり、平成 17（2005）年の 1.19（過去最低）から微増傾向にあります。なお低い水準となっています。

図表 4 出生数と合計特殊出生率の推移（市）

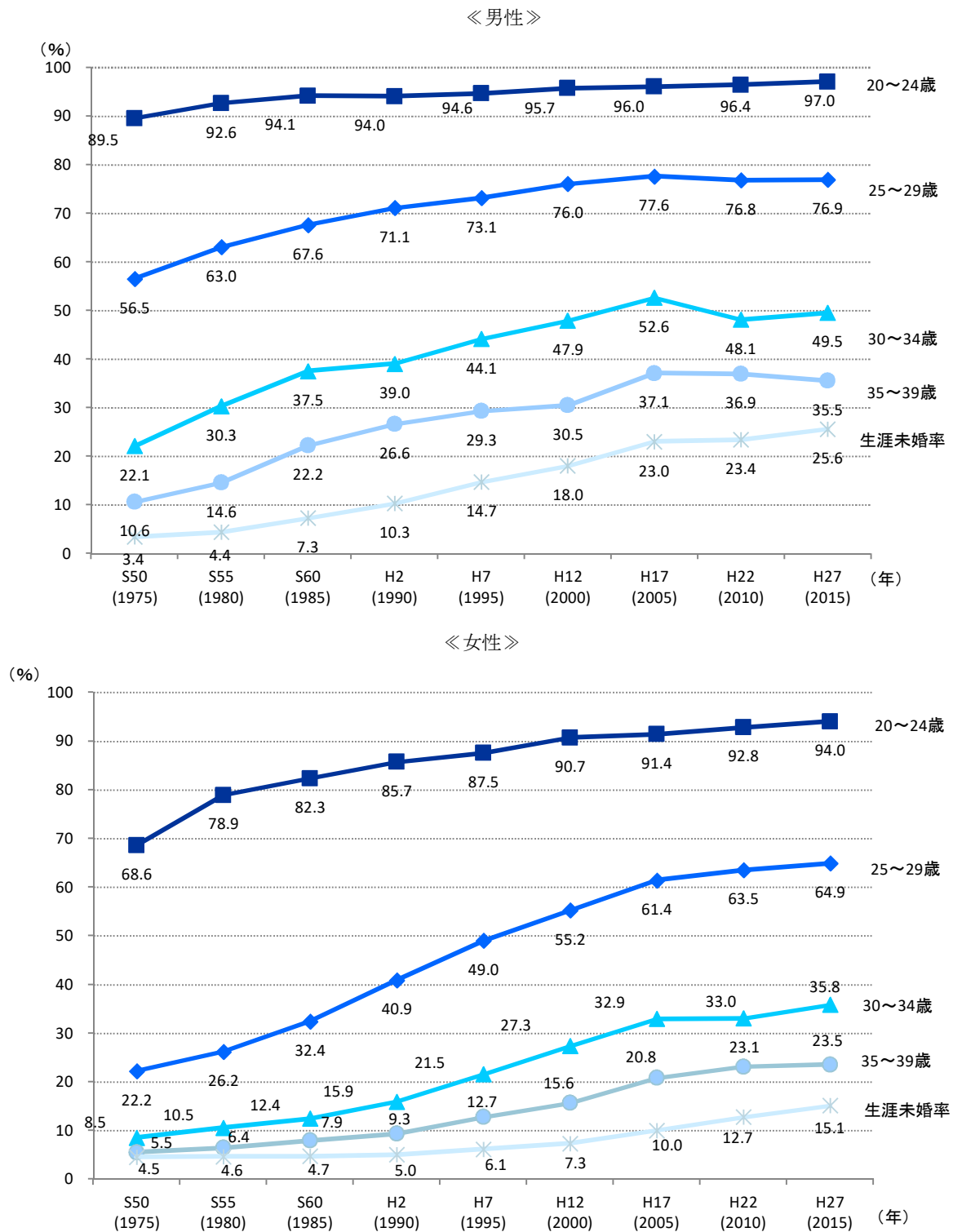


資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

（2）未婚率の推移

本市の未婚率は年々おおむね上昇傾向にあり、平成 27（2015）年の 25～29 歳の未婚率は、男性 76.9%、女性 64.9%となっています。

図表 5 未婚率の推移（市）

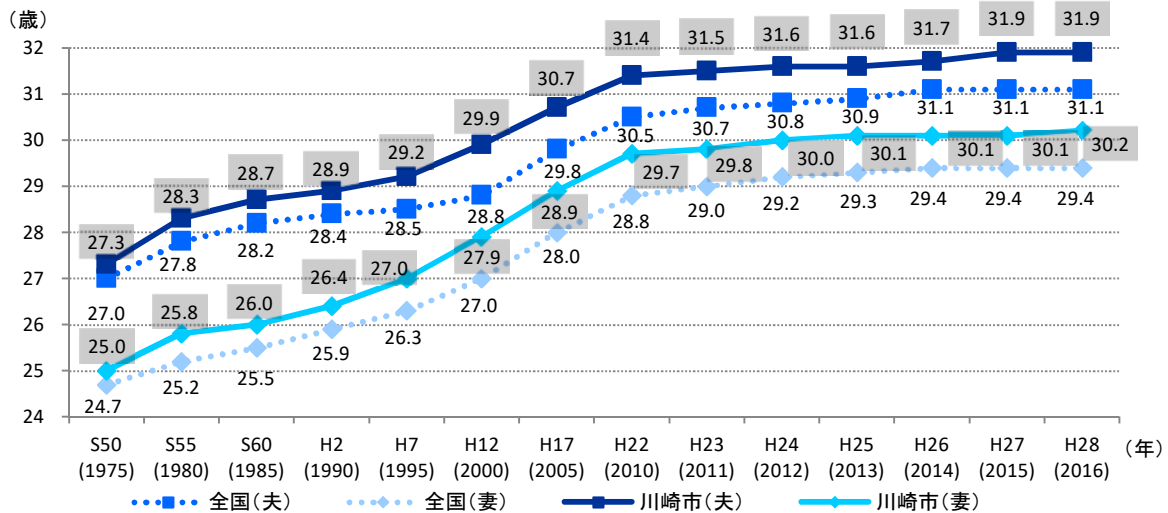


資料：総務省 国勢調査

（3）平均初婚年齢・平均出産年齢の推移

全国平均初婚年齢は年々上昇傾向にあり、本市においても平成 28（2016）年には夫が 31.9 歳、妻が 30.2 歳となり、全国の水準と比較して晩婚化が進行している状況にあります。

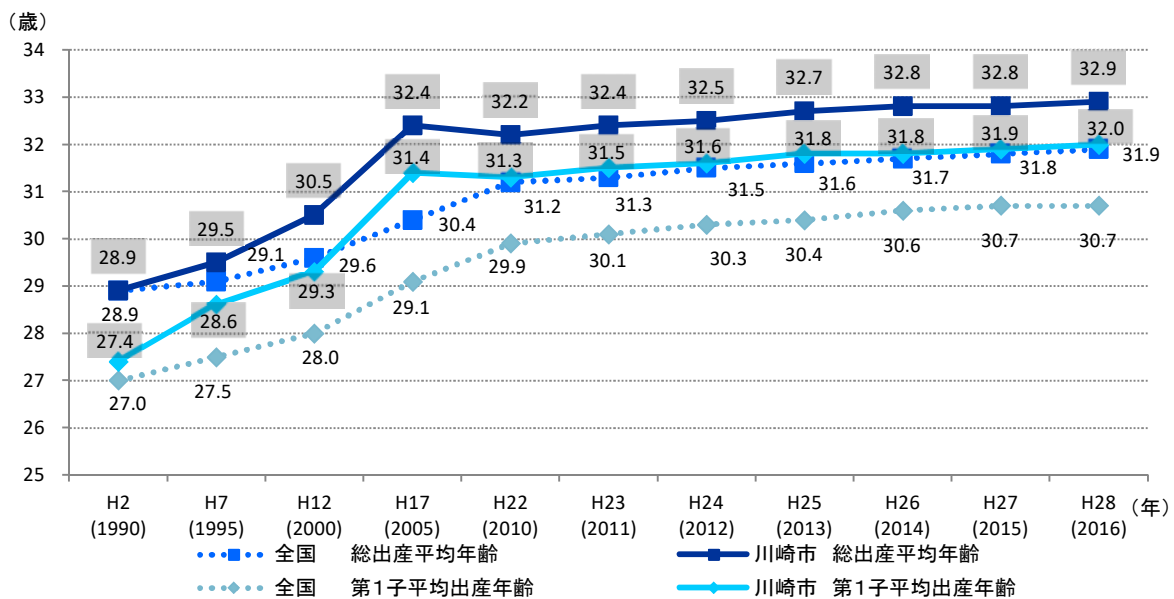
図表 6 平均初婚年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態統計

全国の総出産平均年齢は、平成 2（1990）年から平成 17（2005）年までの 15 年間で大きく上昇し、それ以降はほぼ横ばいの状況となっています。本市においても、平成 28（2016）年の総出産年齢は 32.9 歳、第 1 子出産平均年齢は 32.0 歳とわずかながら上昇傾向にあり、晩産化が進んでいるといえます。

図表 7 平均出産年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態統計

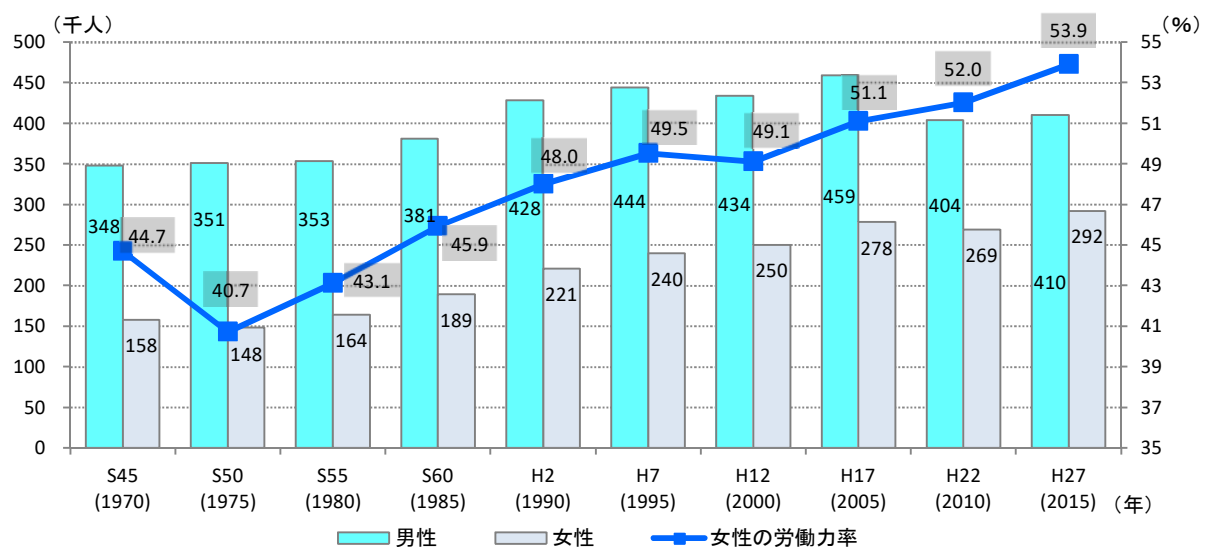
（4）労働力率と共働き世帯の増加

女性の労働力人口※1は平成17（2005）年から平成22（2010）年にわずかながら減少しましたが、平成27（2015）年には再び増加しました。また、女性の労働力率※2は上昇傾向にあり、平成27（2015）年には53.9%となりました。女性の労働力率を年齢別にみると、昭和60（1985）年に比べてなだらかなM字型に変わってきており、平成22（2010）年と比較しても、全ての年齢階層で上昇しています。

※1）15歳以上の就業者（従業者と休業者を合わせたもの）と完全失業者（就業できず、求職活動の実績がある者）を合わせたもの

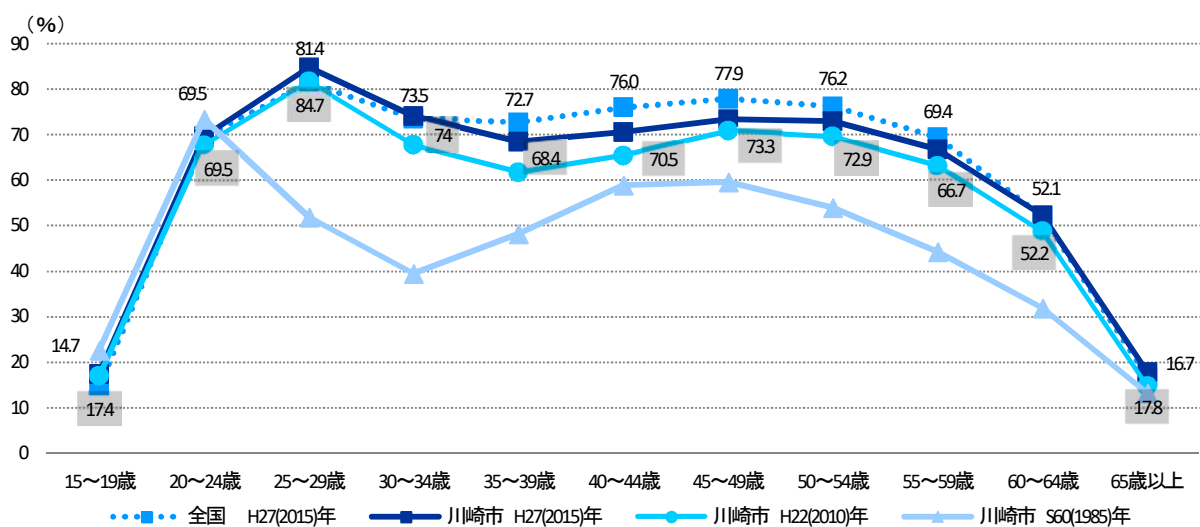
※2）15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

図表8 労働力人口と労働力率の推移（市）



資料：総務省 国勢調査

図表9 年齢別女性労働力率の推移（市）

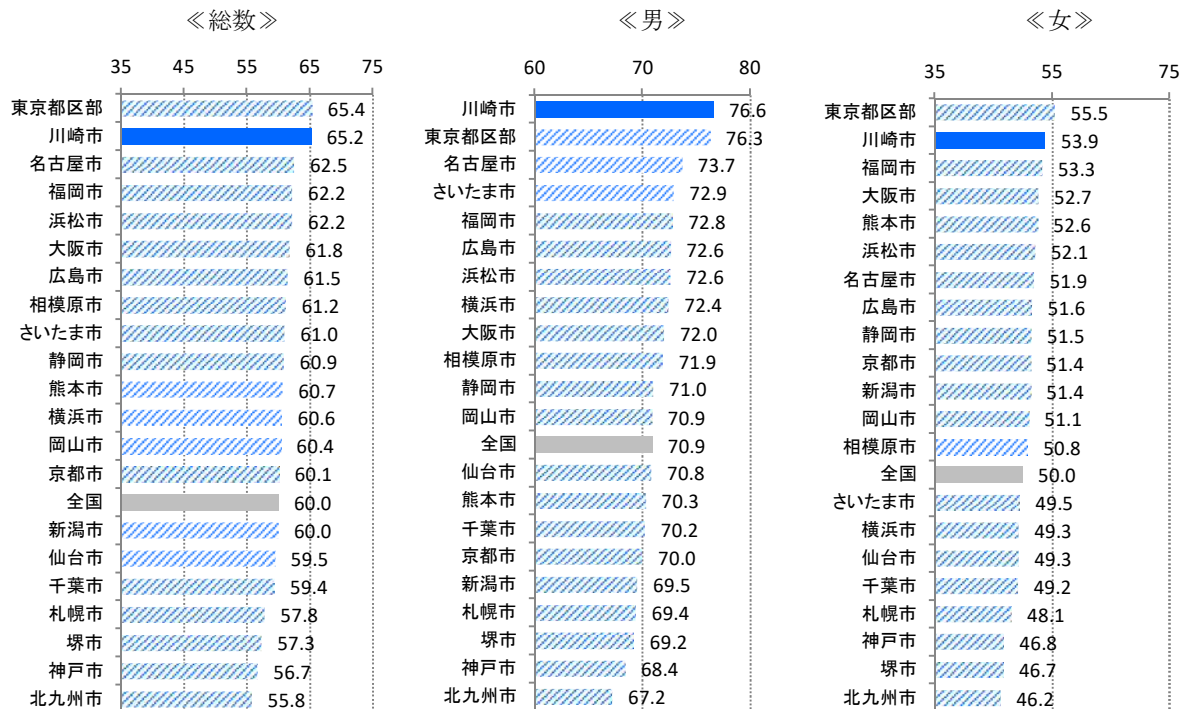


資料：総務省 国勢調査

また、平成 27 年国勢調査における 21 大都市（20 政令指定都市及び東京都区部）の労働力率をみると、最も高いのが東京都区部の 65.4%で、次いで本市の 65.2%となっています。

男女別にみると、男性は本市が 76.6%で最も高く、次いで東京都区部の 76.3%となっています。また、女性は最も高いのが東京都区部の 55.5%で、次いで本市の 53.9%となっています。

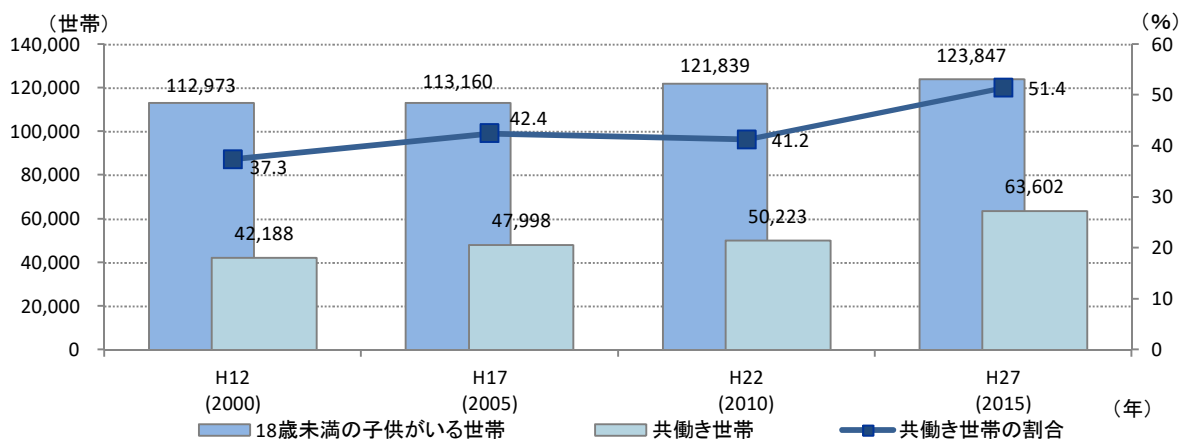
図表 10 大都市の労働力率比較



資料：総務省 平成 27 年国勢調査

本市の 18 歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は、年々増加しており、平成 27（2015）年の構成比は 51.4%で、半数以上となっています。

図表 11 総世帯数（子どもが 18 歳未満）と共働き世帯数の推移と割合（市）



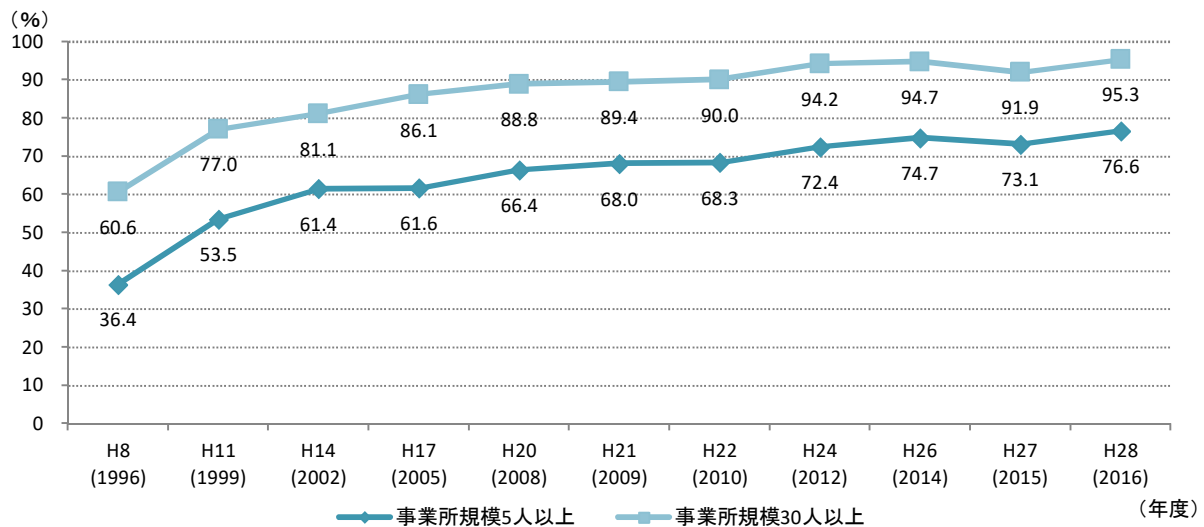
資料：総務省 国勢調査

（5）仕事と家庭生活の両立

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、年々増加傾向にあり、平成 28（2016）年度の事業所規模5人以上では 76.6%、事業所規模 30 人以上では 95.3%となっています。

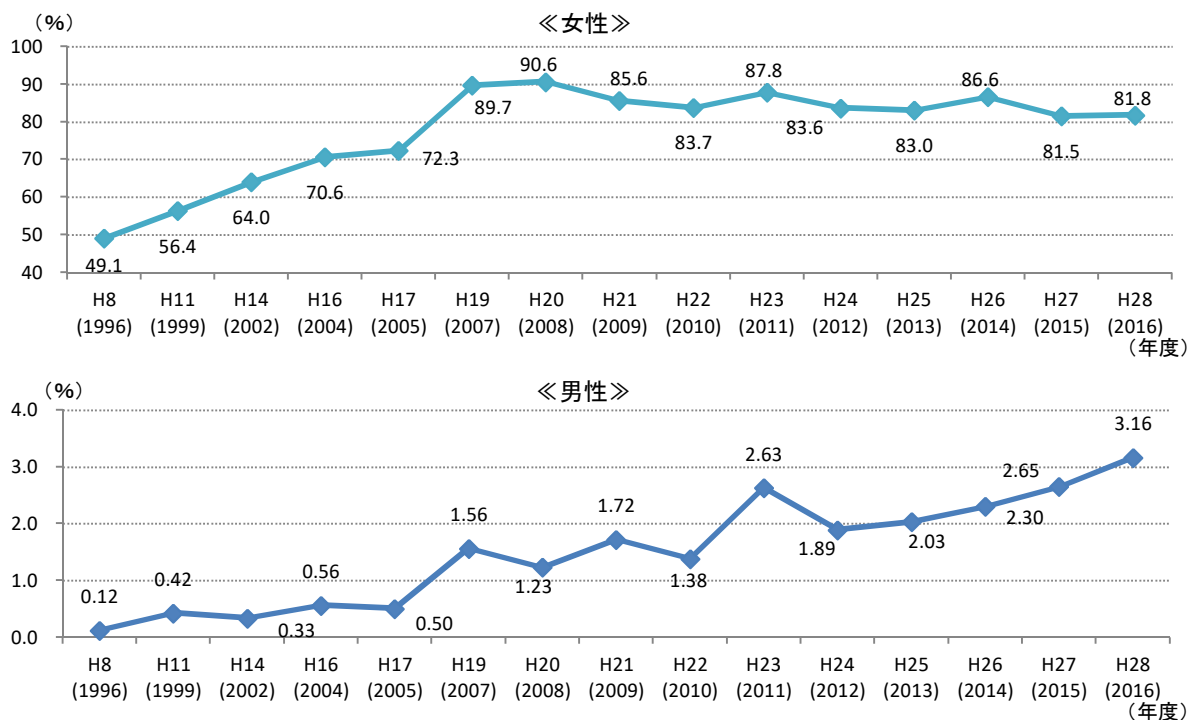
また、平成 28（2016）年度の育児休業取得率は女性で 81.8%となっており、男性は増加傾向にあるものの 3.16%となっています。

図表 12 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移（国）



資料：厚生労働省 雇用均等基本調査

図表 13 育児休業取得率の推移（国）



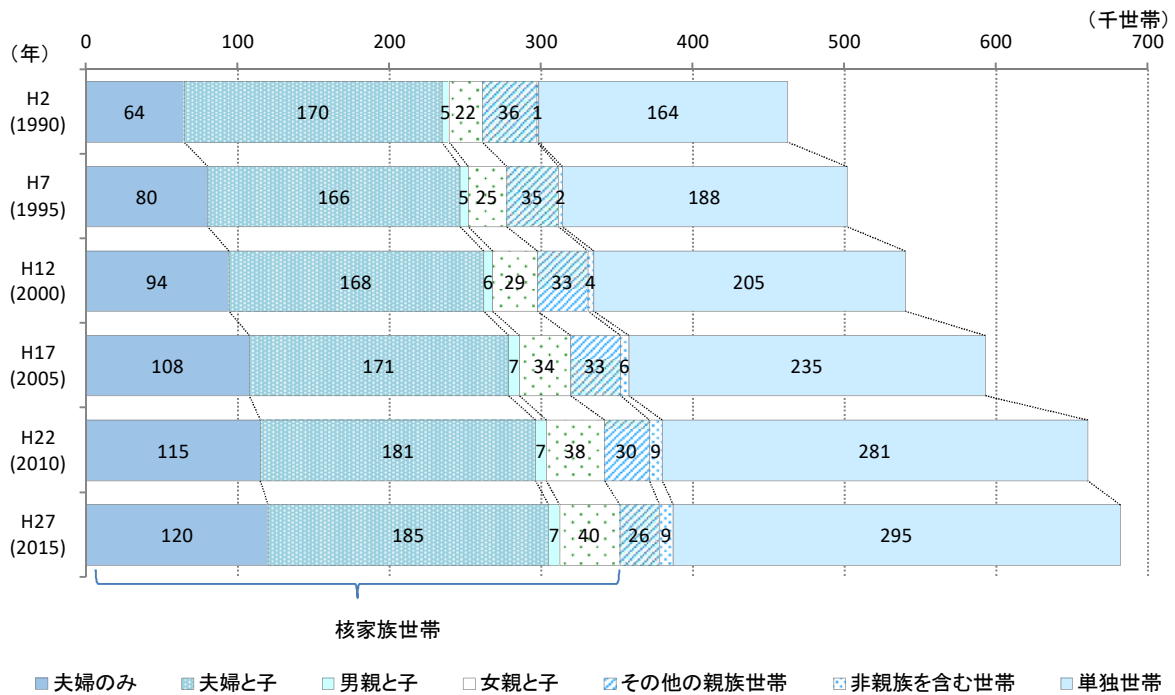
資料：厚生労働省 雇用均等基本調査

2 家庭の状況

（1）核家族世帯や単独世帯の推移

本市の平成2（1990）年から25年間の核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると、平成2（1990）年の261千世帯から平成27（2015）年には352千世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、平成27（2015）年には295千世帯となっています。

図表 14 家族類型別世帯数の推移（市）

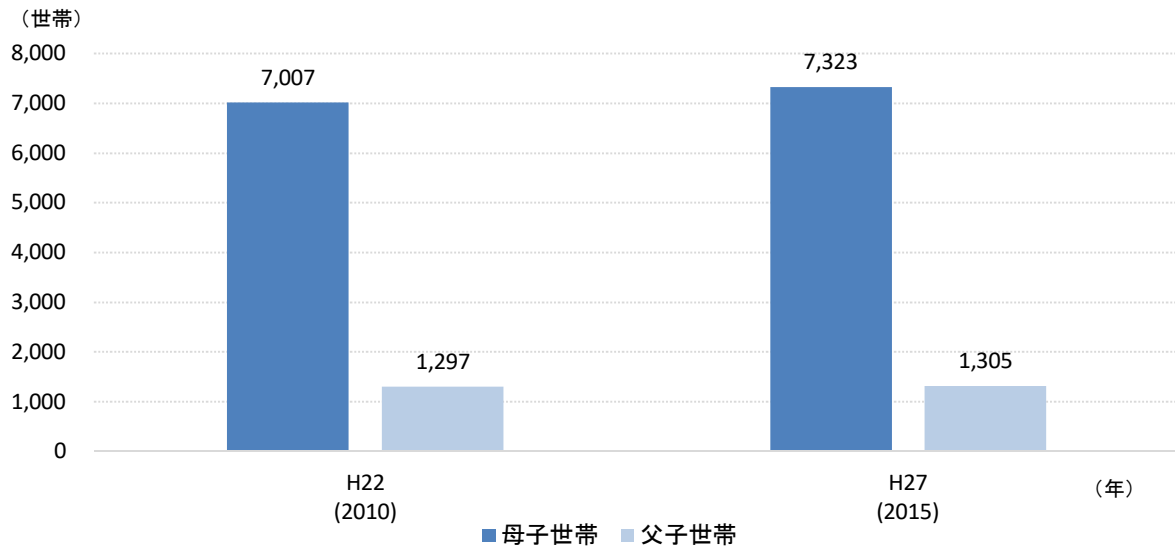


資料：総務省 国勢調査

（２）母子世帯数・父子世帯数の推移

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて増加し、母子世帯数は 7,323 世帯、父子世帯数は 1,305 世帯となりました。

図表 15 母子世帯数・父子世帯数（市）

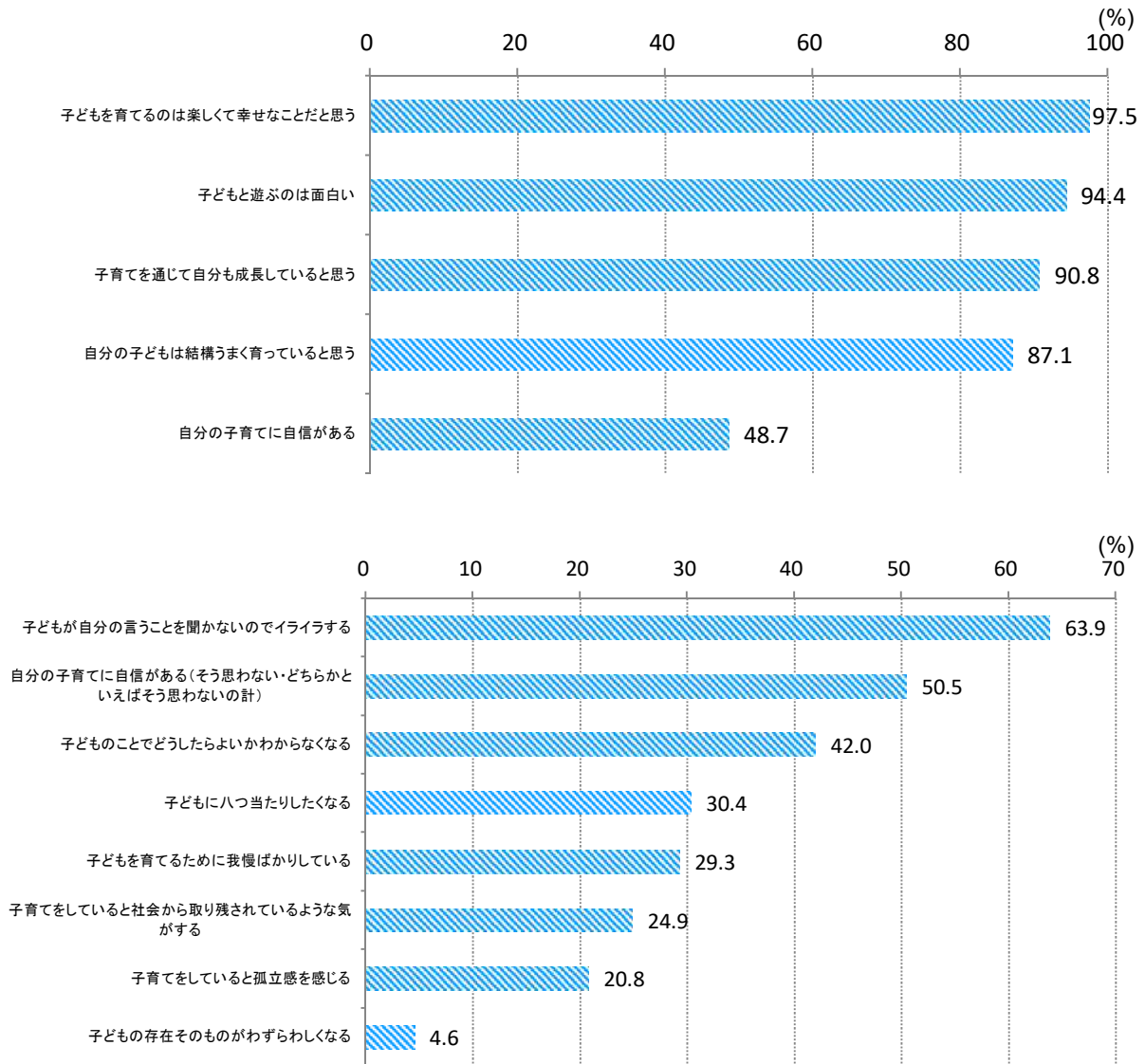


※他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）がいる母子・父子世帯を含む。
資料：総務省 国勢調査

（3）子育てについての意識

川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）によると、「子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う」と97.5%が回答している一方、「子どもが自分の言うことを聞かないのでイライラする」といった回答が63.9%となっています。

図表 16 子育てをする中で、日ごろ感じていること



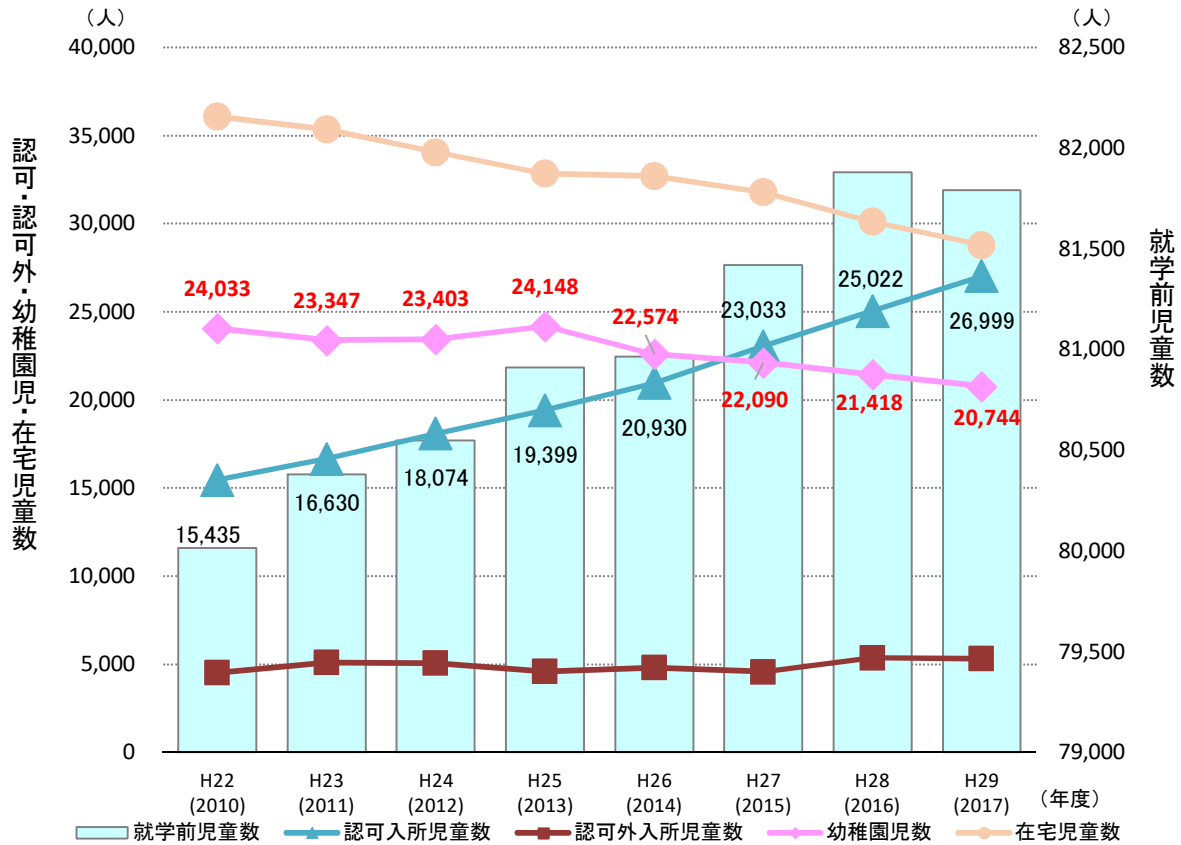
※割合は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計値

資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）

（４）子育てニーズの状況

本市の就学前の子どもの養育状況として、在宅児童数と幼稚園児数が減少している一方、認可保育所に通う子どもが年々増加しています。

図表 17 就学前の子どもの養育状況（市）



※認可保育所入所児童数は、各年4月1日現在の市内在住の入所者数（こども未来局調べ）

※認可外保育施設等入所児童数は、各年4月1日現在の利用者数（こども未来局調べ）

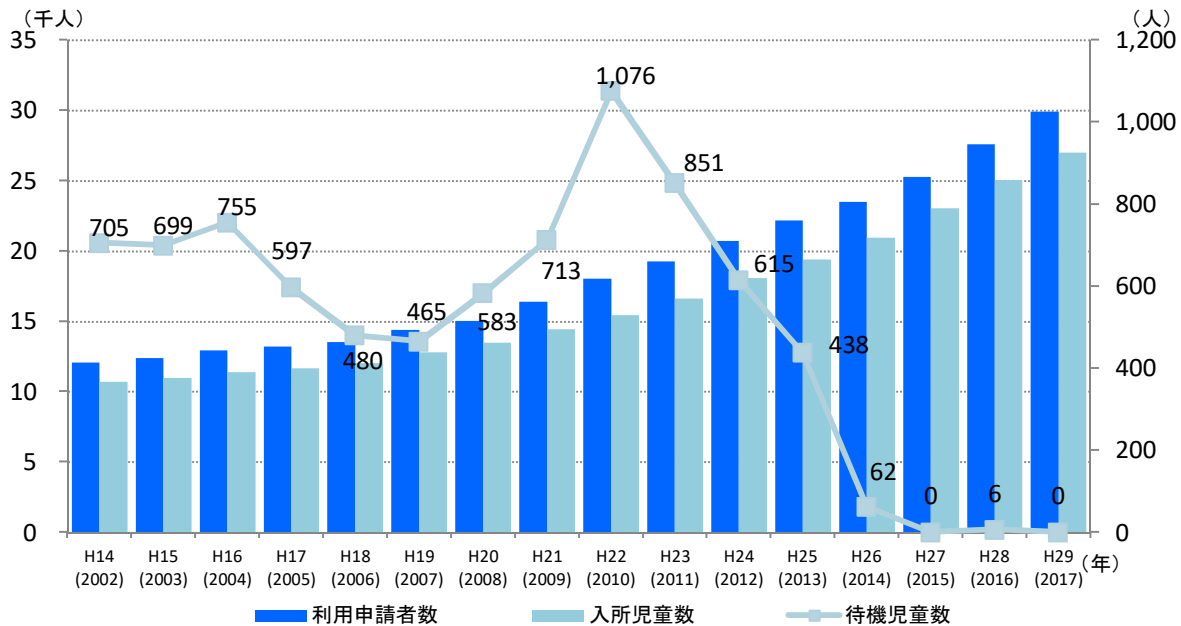
※幼稚園児数は、各年5月1日現在の市内幼稚園の入園者数（こども未来局調べ）

※在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差引いた数

資料：こども未来局調べ

子育てと社会参加との両立を目指す若い世代が増加していること等により、保育所等の利用申請者数は大幅な増加となっています。

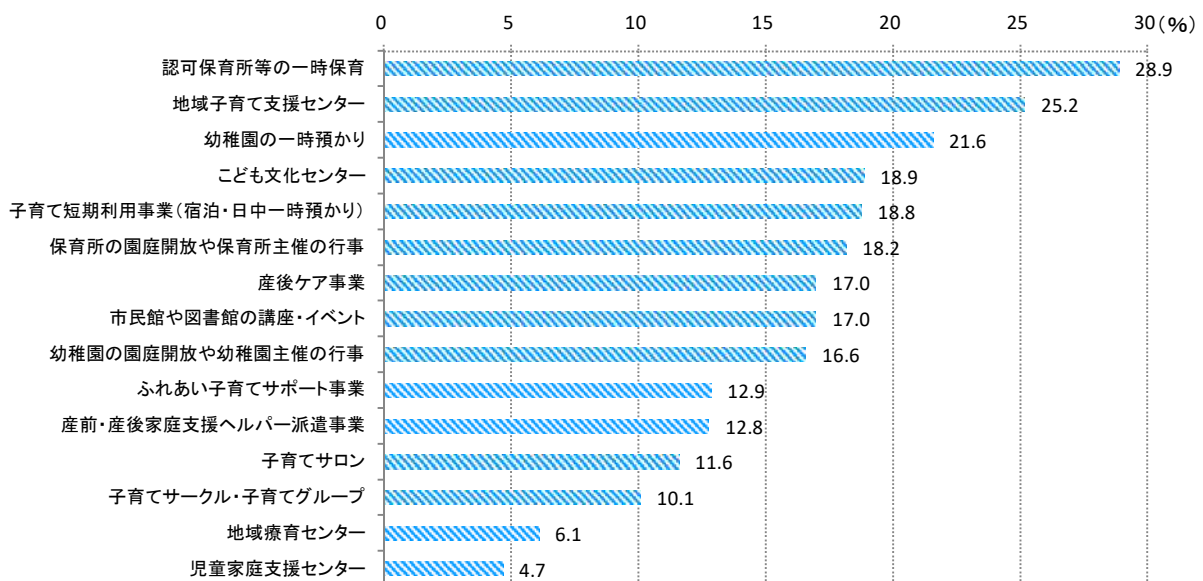
図表 18 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（市）



資料：こども未来局調べ（各年4月1日現在）

川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）によると、子育てする上で今後拡充してほしいものは、「認可保育所等の一時保育」が 28.9%で最も高く、次いで「地域子育て支援センター」が 25.2%、「幼稚園の一時預かり」が 21.6%となっています。

図表 19 子育てする上で今後拡充してほしいもの（複数回答）

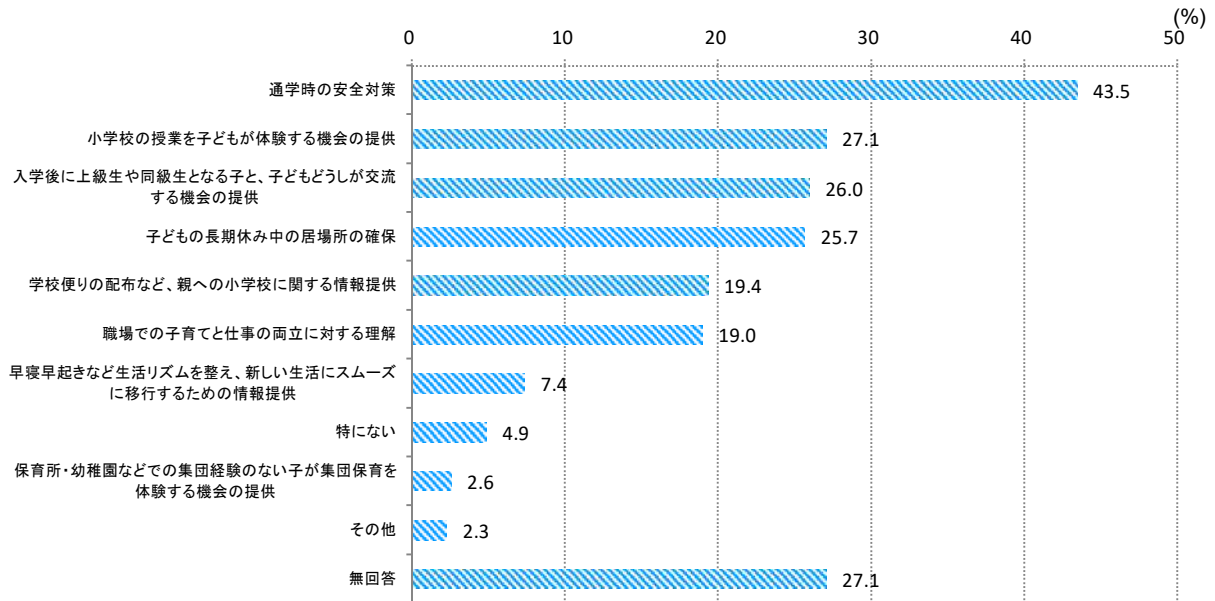


資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）

第2章（子ども・若者や子育てを取り巻く状況）

小学校の入学に向けての支援があれば安心だと思うことは、「通学時の安全対策」が43.5%と最も高く、次いで「小学校の授業を子どもが体験する機会の提供」が27.1%となっています。

図表 20 小学校の入学に向けての支援があれば安心だと思うこと（複数回答）



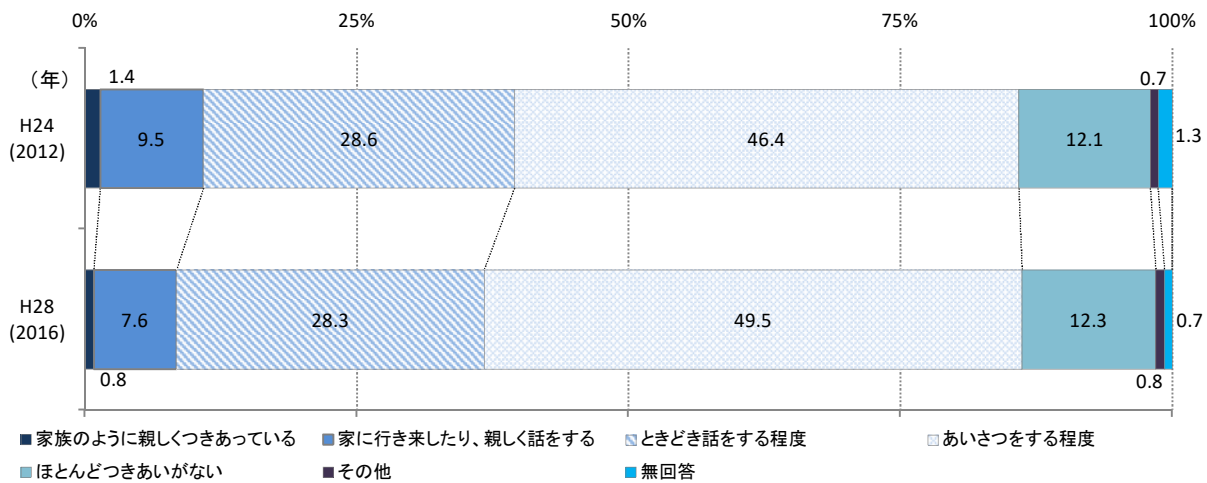
資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成29（2017）年）

3 地域の状況

本市の近所付き合いの程度をみると、「家族のように親しくつきあっている」「家に行き来したり、親しく話をする」の割合がいずれも減少し、「あいさつをする程度」が増加しています。

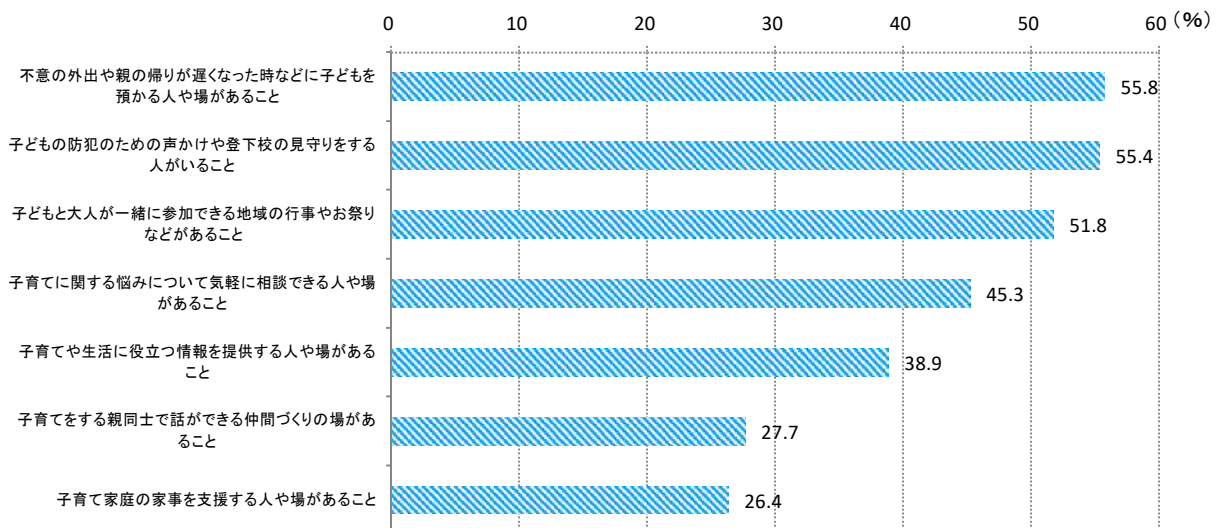
また、「地域で子育てを支えるとき、あると良いと思うこと」では、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること」が55.8%で、次いで「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が55.4%、「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること」が51.8%、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が45.3%、「子育てや生活に役立つ情報を提供する人や場があること」が38.9%、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの場があること」が27.7%、「子育て家庭の家事を支援する人や場があること」が26.4%となっています。

図表 21 近所付き合いの程度（市）



資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28（2016）年）

図表 22 地域で子育てを支えるとき、あると良いと思うこと（複数回答）



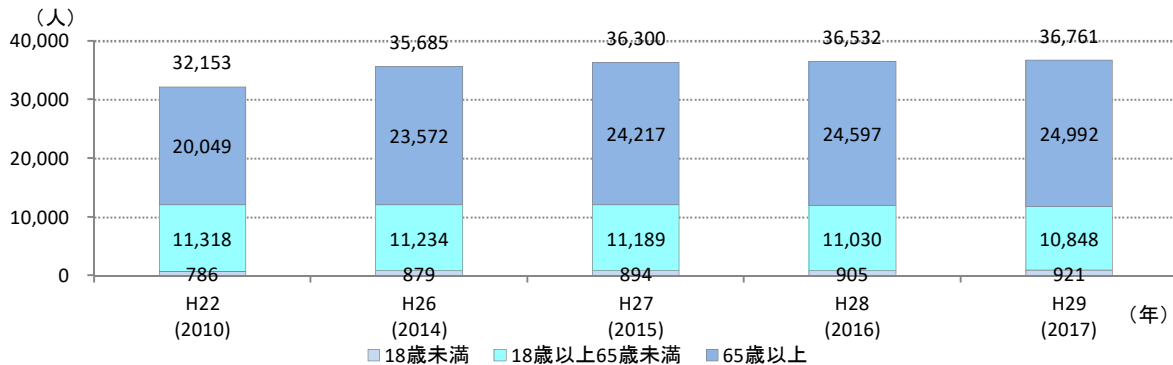
資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成29（2017）年）

4 子ども・若者の状況

（１）障害児・者数の推移

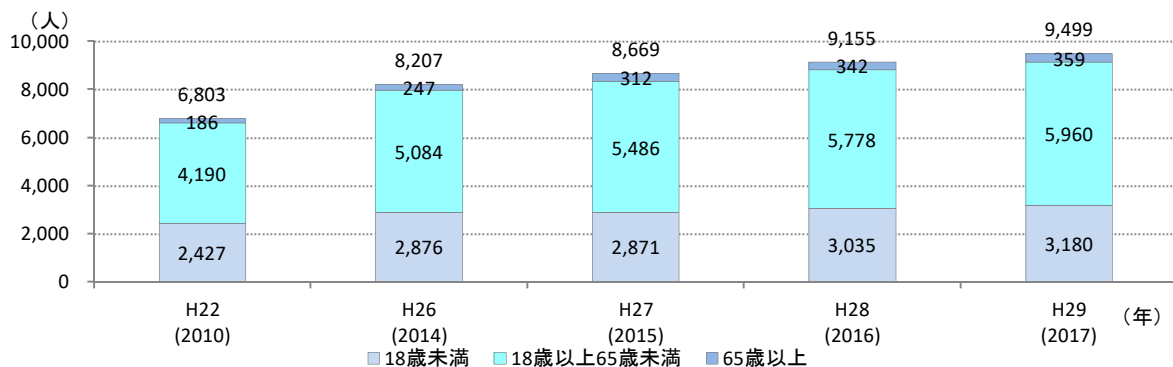
本市における障害児・者数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在で身体障害児・者は 36,761 人、知的障害児・者は 9,499 人、精神障害児・者は 11,135 人となっています。

図表 23 身体障害児・者数の推移（市）



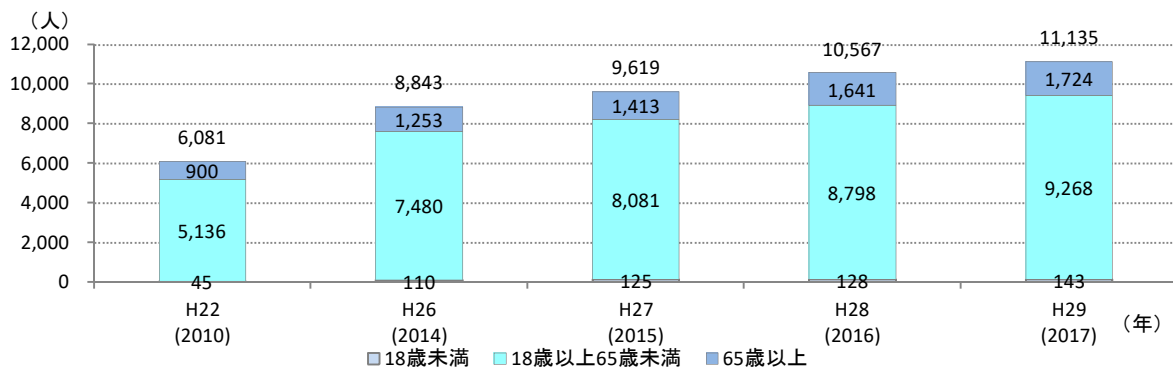
資料：健康福祉局調べ（各年 4 月 1 日現在）

図表 24 知的障害児・者数の推移（市）



資料：健康福祉局調べ（各年 4 月 1 日現在）

図表 25 精神障害児・者数の推移（市）

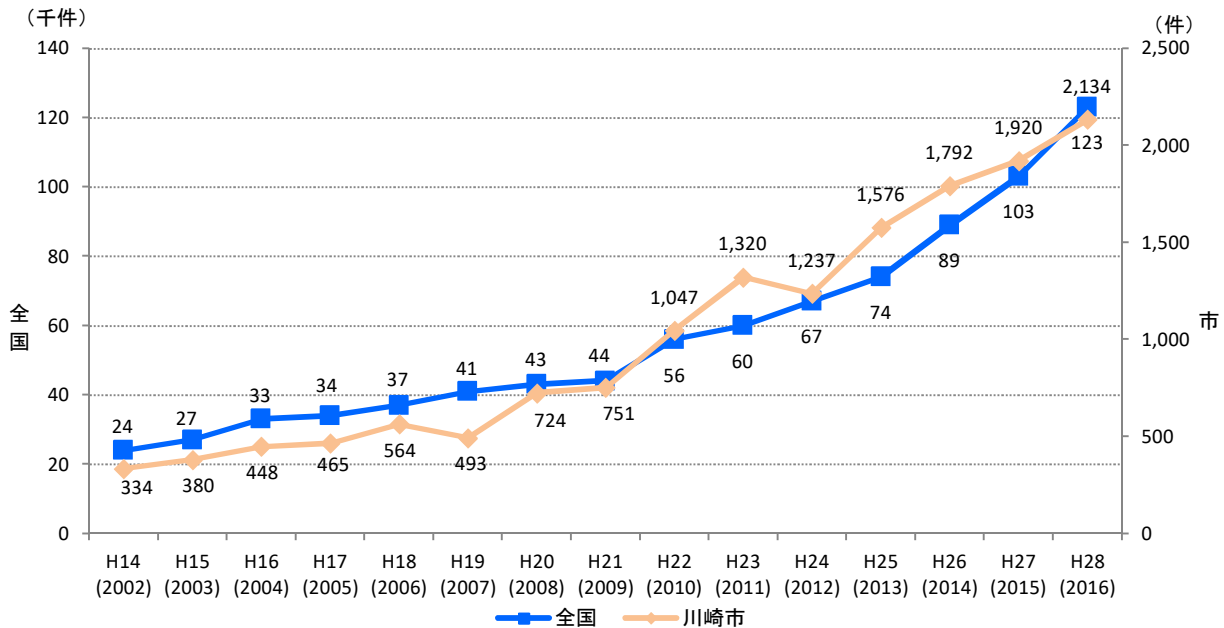


資料：健康福祉局調べ（各年 4 月 1 日現在）

（2）児童虐待相談・通告件数の推移

本市の児童相談所が平成 28（2016）年度に受理した児童虐待相談・通告件数は 2,134 件で、平成 12（2000）年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、過去最高の件数となっています。また、虐待種別内訳では心理的虐待の割合が増加しており、平成 28（2016）年度では 58.0% となっており、年齢別内訳では小学生が 34% と最も高い割合となっています。区別内訳では川崎市が最も多く、割合も年々増加しています。

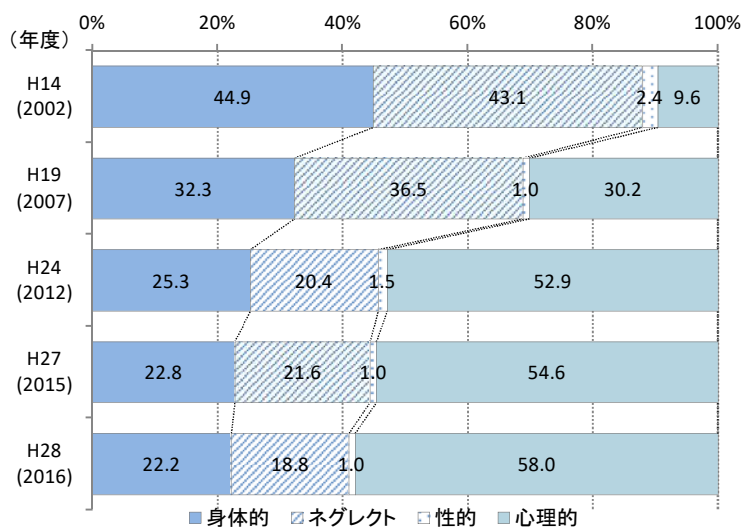
図表 26 児童虐待相談・通告件数（国・市）



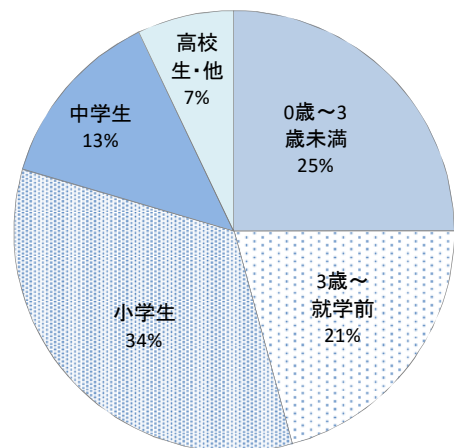
資料：こども未来局調べ

図表 27 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳（左）（市）

図表 28 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳（右）（市）

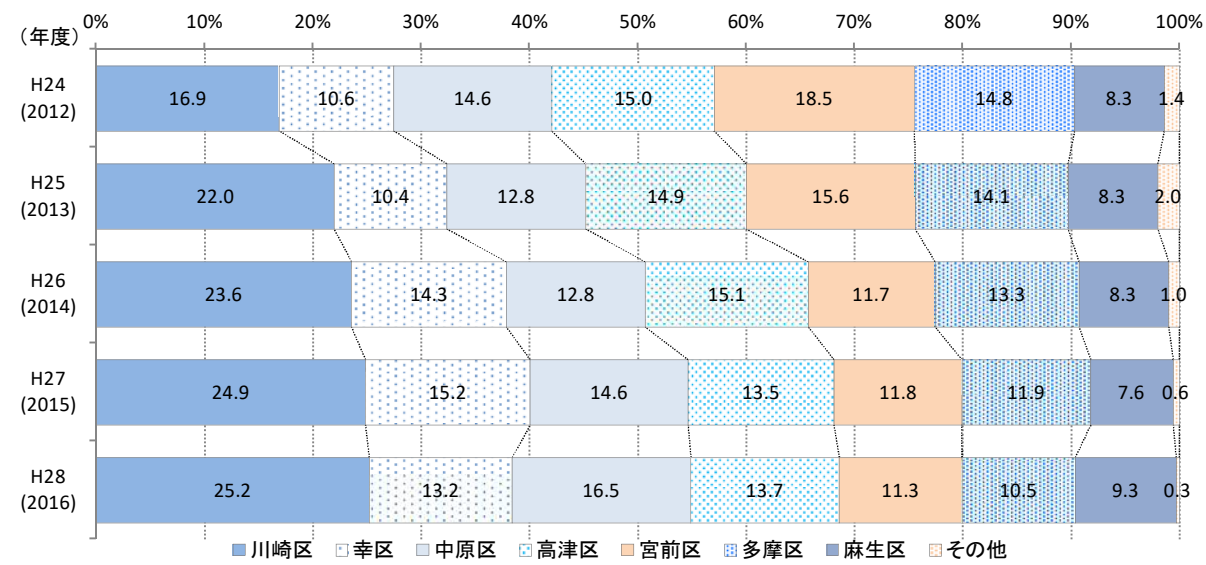


《平成28（2016）年度》



資料：こども未来局調べ

図表 29 児童虐待相談・通告件数の区別内訳（市）



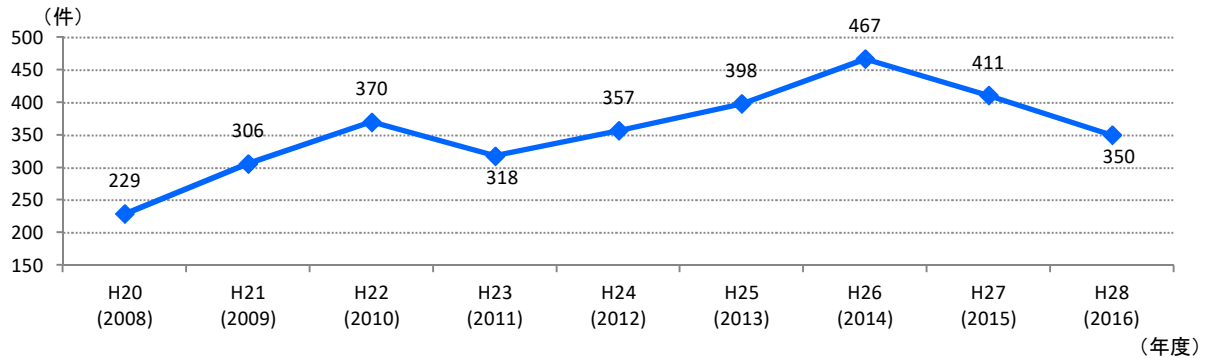
資料：こども未来局調べ

（３）一時保護所における一時保護件数及び社会的養護を必要とする児童数の推移

本市における児童相談所一時保護所の一時保護件数は、平成 26（2014）年度に 467 件となっており、その後は減少しています。

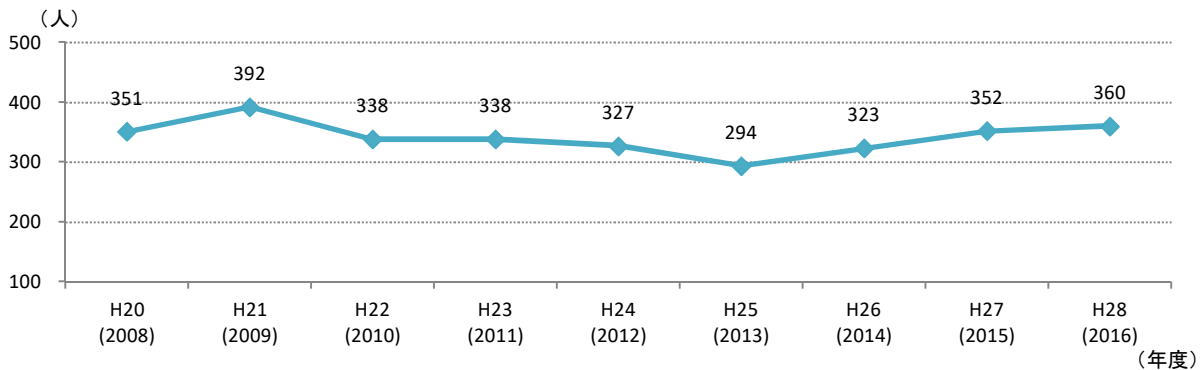
また、里親や児童養護施設等で生活する児童数は、平成 28（2016）年度末で 360 人となっています。

図表 30 一時保護所における一時保護件数推移（市）



資料：こども未来局調べ

図表 31 社会的養護を必要とする児童数推移（市）



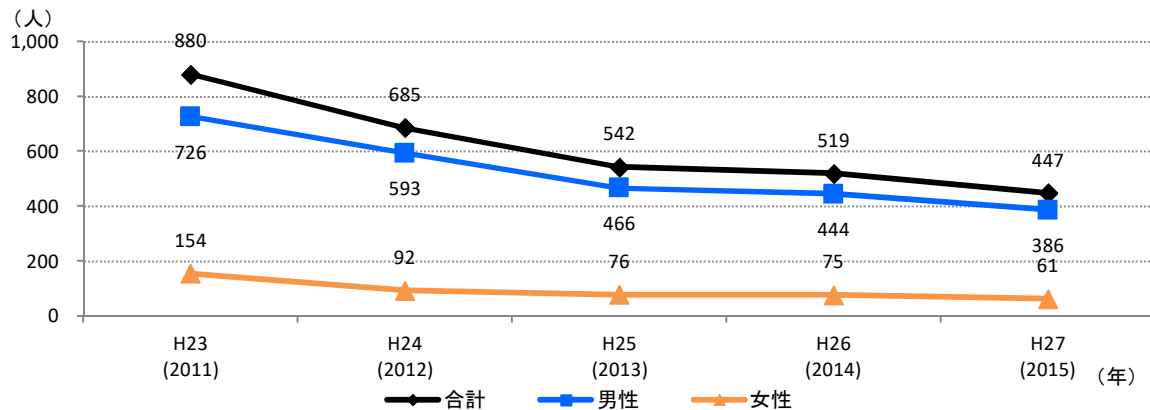
資料：こども未来局調べ（各年度 3 月末日現在）

（4）少年犯罪等の推移

少年犯罪人員（触法少年補導人員を含む）は、減少傾向にあり、平成 27（2015）年度は男性で 386 人、女性で 61 人となっています。

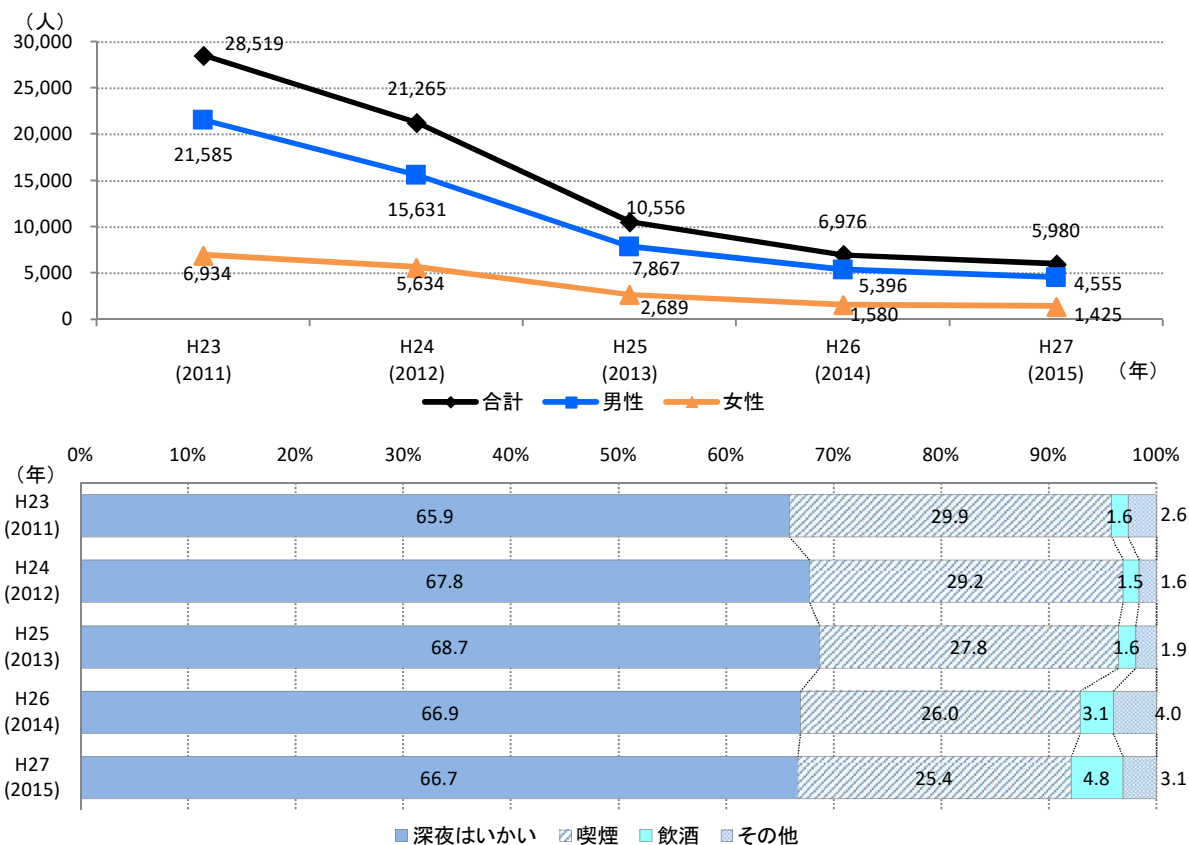
不良行為少年として補導した少年も減少傾向にあり、平成 27（2015）年度は男性で 4,555 人、女性で 1,425 人となっています。行為別状況では、深夜はいかいが最も多く平成 27（2015）年度は 66.7%を占めています。

図表 32 少年犯罪人員数の推移（市）



資料：神奈川県警察本部

図表 33 不良行為少年数の推移と行為別状況（市）



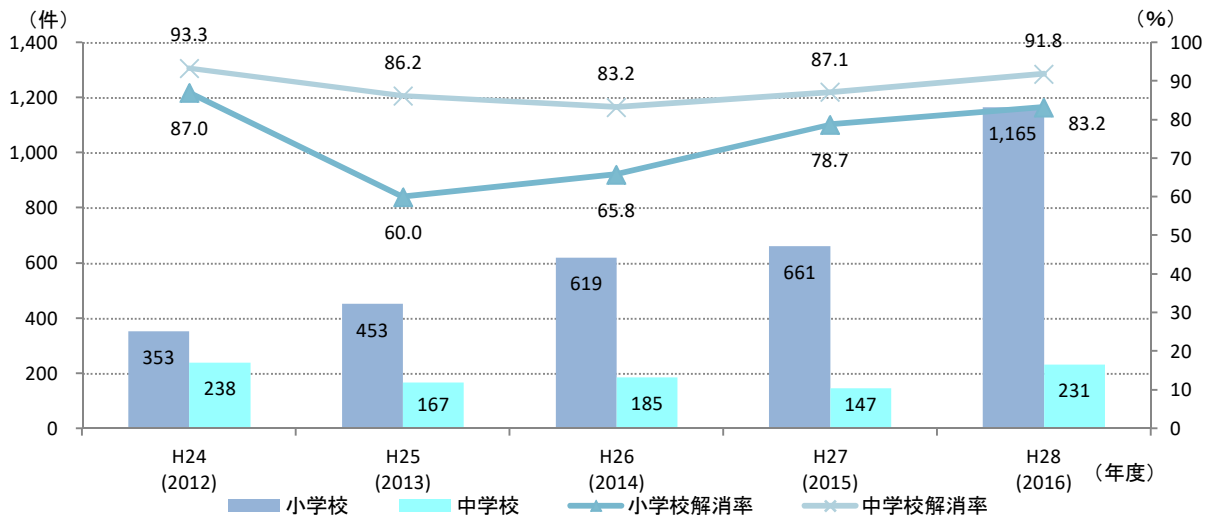
資料：神奈川県警察本部

（５）市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況

市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成 28（2016）年度に小学校で 1,165 件、中学校で 231 件となっており、いずれも前年度から増加しています。

また、長期欠席児童生徒数は、平成 28（2016）年度に小学校で 730 人、中学校で 1,417 人となっています。

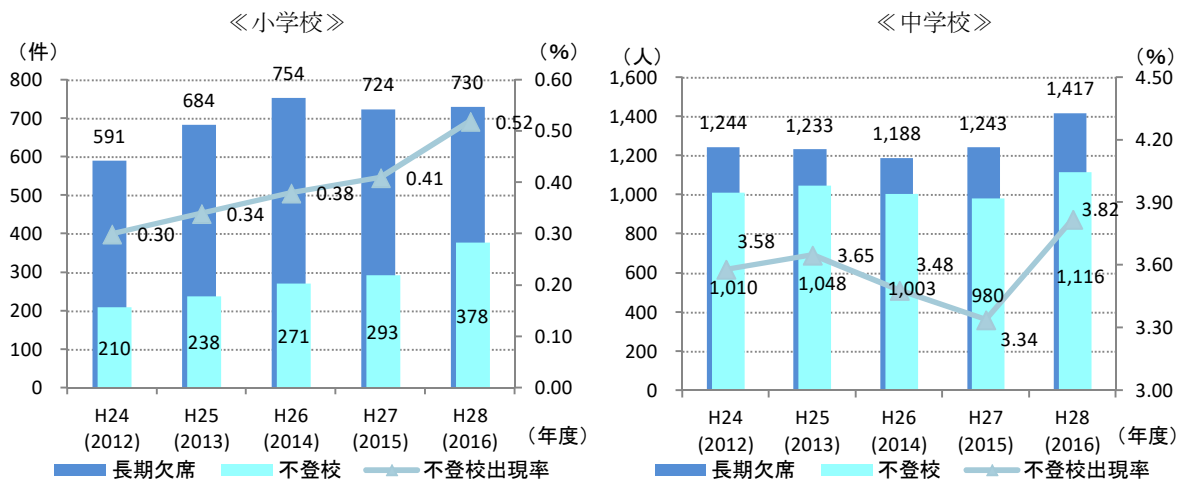
図表 34 いじめの認知件数及び解消率（市）



※平成 27(2015)年度以前と平成 28(2016)年度では「解消」の定義は異なる

資料：平成 28 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

図表 35 長期欠席児童生徒数の推移（市）



※長期欠席=病欠+不登校+その他

※不登校出現率=不登校者数÷全児童・生徒数×100

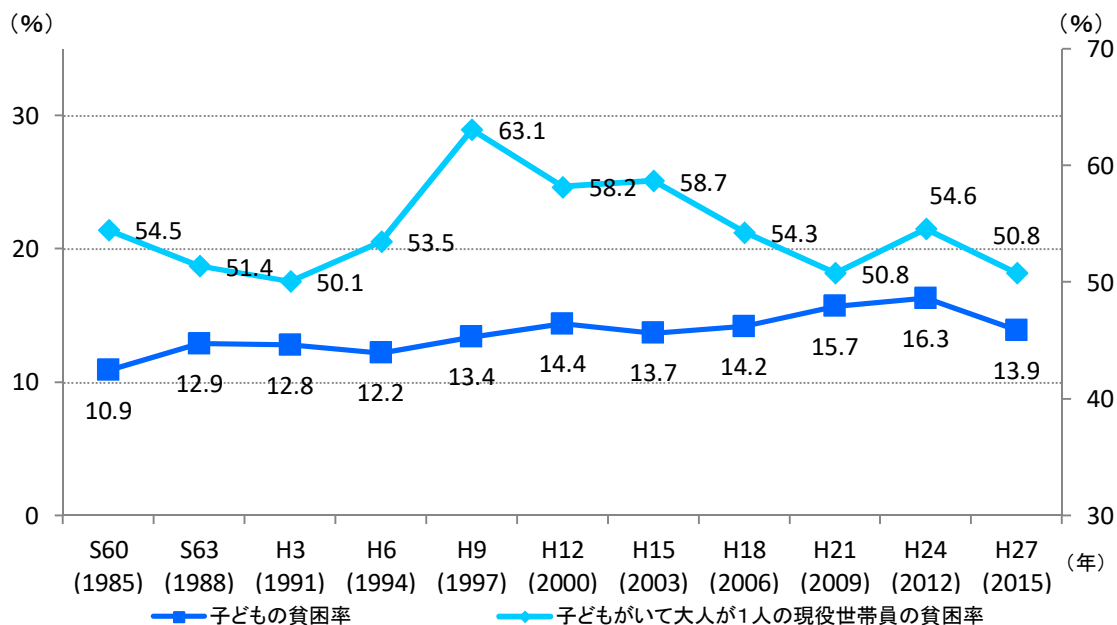
資料：平成 28 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

（6）子どもの貧困率の推移

平成 24（2012）年時点の我が国の「子どもの貧困率」は 16.3%で、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成 27（2015）年時点は、13.9%と前回よりも改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は 50.8%と極めて高い状況となっています。

図表 36 子どもの貧困率（国）



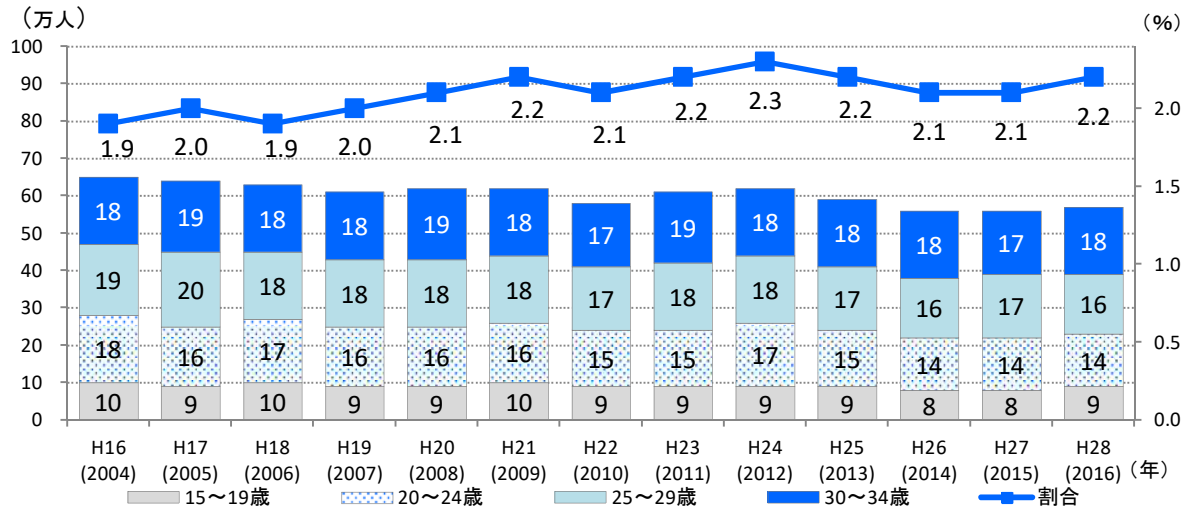
資料：厚生労働省 平成 28 年国民生活基礎調査

（7）若年無業者の推移

若年無業者※の推移をみると、平成 28（2016）年平均で 57 万人と、前年に比べて 1 万人の増加となりました。若年無業者を年齢階級別にみると、30～34 歳が 18 万人と最も多く、次いで 25～29 歳が 16 万人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

※若年無業者：15 歳から 34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

図表 37 我が国における若年無業者数及び人口に占める割合（国）



資料：総務省 労働力調査

（8）ひきこもり推計数の推移とひきこもりの状態になった年齢

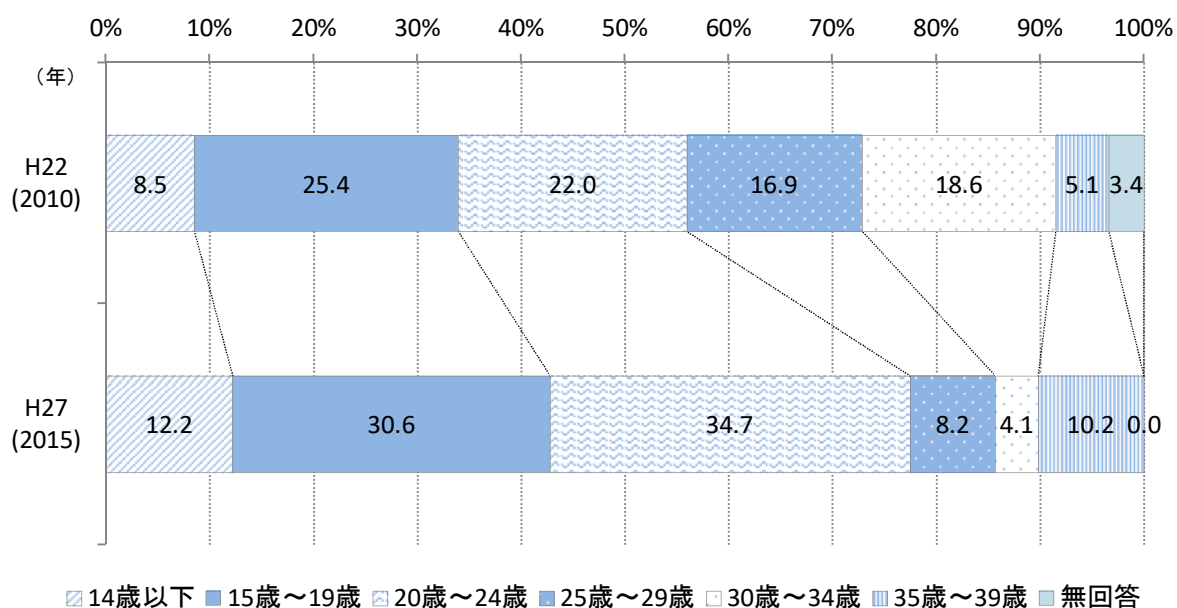
平成 27(2015)年の広義のひきこもりの推計数は 54.1 万人とされており、平成 22(2010)年から減少しています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、20 歳～24 歳の割合が 34.7%と最も多くなっています。

図表 38 ひきこもり推計数（国）

			有効回収率に占める割合（％）		全国の推計数（万人）	
			平成 22(2010) 年	平成 27(2015) 年	平成 22(2010) 年	平成 27(2015) 年
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19	1.06	46.0	36.5
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	0.35	15.3	12.1
		自室からは出るが、家からは出ない	0.09	0.16	3.5	5.5
		自室からはほとんど出ない	0.12		4.7	
	計		1.79	1.57	69.6	54.1

※広義のひきこもりの有効回収率に占める割合は、準ひきこもり及び狭義のひきこもりの合計値とはならない場合がある。

図表 39 ひきこもりの状態になった年齢（国）



資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

第3章

.....

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

未来を担う子ども・若者が すこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。

継 承

各分野別計画の基本理念

子どもの未来応援プラン

「子どもたちの笑顔があらわれるまち・かわさき」

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。

この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、全ての子どもに良質な生育環境を保障していくことを目的としています。

子ども・若者ビジョン

「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」

社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切に、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。

児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とつながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者の育成や子育て支援については、乳幼児期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
2 子どものすこやかな成長の促進
3 学校・家庭・地域における教育力の向上
4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

共働き世帯の増加や子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、待機児童の解消や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるよう質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に向けて必要となる能力・態度を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育む取組を推進します。

- 【施策】 5 質の高い保育・幼児教育の推進
6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

また、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所等の関係機関などにおける総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

さらに、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

【施策】 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

9 障害福祉サービスの充実

第4章

.....

計画の推進に向けた施策の展開

第4章には、施策の方向性に基づき取り組む9つの施策について、それぞれ「施策の概要」、「主な取組状況」、「主な課題」、「計画期間における方向性」、「主な成果指標」を記載するとともに、各施策を構成する具体的な事業の計画期間中の主な取組等を記載しています。

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課	頁
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	こ) 青少年支援室	57
		(2)人権オンブズパーソン運営事業	オ) 人権オンブズパーソン担当	58
		(3)男女平等推進事業	市) 人権・男女共同参画室	59
		(4)地域子育て支援事業	こ) 企画課	59
		(5)小児医療費助成事業	こ) こども家庭課	61
		(6)児童手当支給事業	こ) こども家庭課	61
		(7)児童福祉施設等の指導・監査	こ) 監査担当	62
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	こ) こども保健福祉課	67
		(2)母子保健指導・相談事業	こ) こども保健福祉課	68
		(3)救急医療体制確保対策事業	健) 保健医療政策室	70
		(4)青少年活動推進事業	こ) 青少年支援室	70
		(5)こども文化センター運営事業	こ) 青少年支援室	71
		(6)わくわくプラザ事業	こ) 青少年支援室	72
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	こ) 青少年支援室	73
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	健) 高齢者在宅サービス課	74
		(9)自治推進事業	市) 協働・連携推進課	74
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	教) 教育改革推進担当	78
		(2)区における教育支援推進事業	教) 教育改革推進担当	79
		(3)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教) 指導課	79
		(4)教職員研修事業	教) 総合教育センター	80
		(5)家庭教育支援事業	教) 生涯学習推進課	81
		(6)地域における教育活動の推進事業	教) 生涯学習推進課	81
		(7)地域の寺子屋事業	教) 生涯学習推進課	82
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業	ま) 住宅整備推進課	86
		(2)高齢者等に適した住宅供給推進事業	ま) 住宅整備推進課	86
		(3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま) 住宅整備推進課	87
		(4)市営住宅等管理事業	ま) 市営住宅管理課	88
		(5)魅力的な公園整備事業	建) みどりの保全整備課	88
		(6)公園施設長寿命化事業	建) みどりの保全整備課	89
		(7)防犯対策事業	市) 地域安全推進課	89
		(8)商店街課題対応事業	経) 商業振興課	90
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	こ) 事業調整・待機児童対策担当	103
		(2)認可保育所整備事業	こ) 保育所整備課	104
		(3)民間保育所運営事業	こ) 保育課	105
		(4)公立保育所運営事業	こ) 運営管理課	106
		(5)認可外保育施設支援事業	こ) 保育課	108
		(6)幼児教育推進事業	こ) 幼児教育担当	108
		(7)保育士確保対策事業	こ) 事業調整・待機児童対策担当	109
		(8)保育料対策事業	こ) 保育課	111

施策の方向性	施策	事務事業	所管局・課	頁
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1) キャリア在り方生き方教育推進事業	教) 教育改革推進担当	117
		(2) きめ細やかな指導推進事業	教) 総合教育センター	118
		(3) 人権尊重教育推進事業	教) 人権・共生教育担当	119
		(4) 多文化共生教育推進事業	教) 人権・共生教育担当	120
		(5) 健康教育推進事業	教) 健康教育課	120
		(6) 健康給食推進事業	教) 健康給食推進室	121
		(7) 教育の情報化推進事業	教) 総合教育センター	122
		(8) 魅力ある高校教育の推進事業	教) 指導課	123
		(9) 学校教育活動支援事業	教) 指導課	124
		(10) 特別支援教育推進事業	教) 指導課	125
		(11) 共生・共育推進事業	教) 教育改革推進担当	127
		(12) 児童生徒支援・相談事業	教) 総合教育センター	127
		(13) 教育機会確保推進事業	教) 総合教育センター	128
		(14) 海外帰国・外国人児童生徒相談事業	教) 総合教育センター	129
		(15) 就学等支援事業	教) 学事課	130
		(16) 学校安全推進事業	教) 健康教育課	131
		(17) 交通安全推進事業	市) 地域安全推進課	132
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1) 児童虐待防止対策事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	136
		(2) 児童相談所運営事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	138
		(3) 里親制度推進事業	こ) こども保健福祉課	139
		(4) 児童養護施設等運営事業	こ) こども保健福祉課	140
		(5) ひとり親家庭の生活支援事業	こ) こども家庭課	141
		(6) 女性保護事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	142
		(7) 子ども・若者支援推進事業	こ) 青少年支援室	143
		(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業	こ) こども家庭課	144
		(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ) こども保健福祉課	144
		(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こ) こども家庭課	145
		(11) 災害遺児等援護事業	こ) こども家庭課	146
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1) 生活保護自立支援対策事業	健) 生活保護・自立支援室	151
		(2) 生活保護業務	健) 生活保護・自立支援室	151
		(3) 生活困窮者自立支援事業	健) 生活保護・自立支援室	151
		(4) 雇用労働対策・就業支援事業	経) 労働雇用部	152
		(5) 民生委員児童委員活動育成等事業	健) 地域福祉課	153
		(6) 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健) 精神保健福祉センター	153
		(7) 更生保護事業	健) 地域福祉課	154
		(8) 障害者就労支援事業	健) 障害者雇用・就労推進課	155
		(9) 障害者社会参加促進事業	健) 障害福祉課	155
		(10) 社会的ひきこもり対策事業	健) 精神保健福祉センター	156
		(11) 精神保健事業	健) 精神保健課	157
	9 障害福祉サービスの充実	(1) 障害者日常生活支援事業	健) 障害計画課	159
		(2) 障害児施設事業	健) 障害計画課	160
		(3) 発達障害児・者支援体制整備事業	健) 障害計画課	160
		(4) 地域療育センターの運営	健) 障害計画課	161

凡例：こ) こども未来局 オ) 市民オンブズマン事務局 市) 市民文化局 健) 健康福祉局 教) 教育委員会事務局 ま) まちづくり局 建) 建設緑政局 経) 経済労働局

計画記載内容の見方について

「【主な成果指標】」の見方

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例 の認知度（子ども） （子どもの権利に関する実 態・意識調査）	49.7% (平成 29 (2017) 年度)	★ 1 52.0%以上 (平成 32 (2020) 年度)	「子どもの権利に関する実態・意 識調査」(無作為抽出)の「条例 を知っている」「聞いたことがあ るが内容が分からない」を合わせ た回答者数/全回答者数×100 (%)
子どもの権利に関する条例 の認知度（おとな） （子どもの権利に関する実 態・意識調査）	38.3% (平成 29 (2017) 年度)	41.0%以上 (平成 32 (2020) 年度) ★ 2	「子どもの権利に関する実態・意 識調査」(無作為抽出)の「条例 を知っている」「聞いたことがあ るが内容が分からない」を合わせ た回答者数/全回答者数×100 (%)

★ 1 本計画策定時点での成果指標となる指標の直近の実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、実績値の下に年度を示しています。

★ 2 目標値については、取組の推進により目標値が上昇するもののほか、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（平成 33（2021）年度）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

「計画期間中の主な取組」の見方

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
(4)	①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。(地域子育て支援センター：保育所等併設型 21 か所、児童館型 26 か所、単独型 6 か所計 53 か所)	
	【現状】事業の利用促進に向けた取組の推進	★ 2
	【H30(2018)以降】取組の継続	★ 3
	年間延べ利用人数：現状 (H28(2016)) 276,623 人⇒ (H33(2021)) 281,634 人以上	★ 4

- ★ 1 計画期間内の取組及び取組の具体的な内容等を記載しています。
- ★ 2 現状の取組状況を記載しています。
- ★ 3 各取組の今後の実施予定を記載しています。
- ★ 4 各取組の事業量等を記載しています。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

【施策の概要】

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

【主な取組状況】

《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、平成28（2016）年度に、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進するとともに、11月20日の子どもの権利の日の前後に毎年、川崎市子どもの権利の日事業を実施するなど、「子どもの権利条例」の普及・啓発活動を進めています。
- ◆ 映像資料や絵本などの多様な手法による広報物を活用し、対象に応じた子どもの権利の広報を行っています。また、職種ごと、階層ごとの多様な職員研修を実施し、教職員が子どもの権利条例の趣旨を正しく理解し、人権意識を向上させる取組を推進しています。
- ◆ 子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権の侵害について、「人権オンブズパーソン」が相談に乗り、救済に取り組んでいます。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 子育て世代を含めた男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女平等推進週間など様々な機会を捉え、チラシの配布や掲示、講座等を行い広報・啓発を推進するとともに、市民等と協働し、男性の育児参加に関する講座等を開催しています。
- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支えていくため、在宅で子育てをする家庭への相談支援や親子で遊べる場づくり、互いに支え合う子育て援助活動の促進に取り組んでいます。
- ◆ 子育てに役立つ身近な情報を子育て家庭に的確に届けるため、子育てガイドブックや子育て応援ナビによる情報発信など、多様な方法による情報提供に取り組んでいます。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、子育て家庭への各種講演会やセミナーの開催、近隣都県市との広域連携によるポスターの作成・掲示等による普及啓発を進めています。
- ◆ 小児医療費助成制度における通院医療費助成対象年齢を平成28（2016）年度から小学校3年生までに、平成29（2017）年度から小学校6年生までに引き上げるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。

【主な課題】

《子どもの権利》

- ◆ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（平成 29（2017）年）では、「子ども」の約半数、「おとな」の約6割が「子どもの権利条例」について「知らない」と回答しており、認知度の向上が課題です。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 次代を担う子どもを含めた市民が、男女共同参画を正しく理解し実践できるよう、長期的な視野に立った教育・啓発が必要です。
- ◆ 子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じているか、どのような支援を求めているかなどの現状を把握しながら、子育てニーズの多様化への対応、子育ての不安感の解消などに取り組む必要があります。
- ◆ 地域の子育て支援体制の充実に向けて、地域の課題は地域の支え合いで解決する「互助」の仕組みの充実が必要です。
- ◆ 子ども・子育て支援に関する市の施策や取組などについての情報が必要な市民に届くよう、個々の子育て家庭のニーズに合った的確な情報提供・相談支援が必要です。
- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所が平成 27（2015）年に行った「出生動向基本調査」では、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数が理想とする子どもの数よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」という経済的理由が56.3%と最も高くなっています。親になる世代が経済的理由により子どもを持つことを諦めないように、子育て家庭における子育てや教育などの経済的負担を軽減する必要があります。
- ◆ 子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、小児医療費助成事業については、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に推進していく必要があります。

【計画期間における方向性】

《子どもの権利》

- ◆ 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けて、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組等を推進します。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 男女がともに子育てを担う意識の普及と環境づくりに向けて、男女共同参画の理解の促進や家庭生活への男性の参画促進に取り組めます。
- ◆ 男女がともに子育てを担っていくためには、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の推進が求められています。働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市

民が協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

- ◆ 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援など、地域子育て支援機能の充実を図るとともに、地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、利用促進に向けた広報活動の強化等を進めます。
- ◆ 子育て家庭のニーズに的確に対応した情報発信を行うため、使いやすさや見やすさに配慮した情報提供を行います。
- ◆ 小児医療費助成については、安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	49.7% (平成 29 (2017) 年度)	52.0%以上 (平成 32 (2020) 年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100 (%)
子どもの権利に関する条例の認知度（おとな） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	38.3% (平成 29 (2017) 年度)	41.0%以上 (平成 32 (2020) 年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100 (%)
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	15,596 人 (平成 28 (2016) 年度)	16,600 人以上 (平成 33 (2021) 年度)	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値
地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	9.0 点 (平成 29 (2017) 年度)	9.0 点以上 (平成 33 (2021) 年度)	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

具体的な事業

- (1)子どもの権利施策推進事業 (2)人権オンブズパーソン運営事業 (3)男女平等推進事業
 (4)地域子育て支援事業 (5)小児医療費助成事業 (6)児童手当支給事業
 (7)児童福祉施設等の指導・監査

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	子どもの権利施策推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。

計画期間中の主な取組		
	①子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進 様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。また、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、市民参加の下での子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業による研修などを行います。 ・<u>広報資料・ホームページの活用による様々な世代に向けた広報及び意識普及の促進</u> 【現状】意識普及の取組の実施 【H30(2018)以降】取組の継続実施 <u>広報資料配布部数：現状（H28(2016)）164,893部⇒（H33(2021)）167,000部以上</u> ・<u>講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進</u> 【現状】子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業等の実施 【H30(2018)以降】子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業等の継続実施 <u>講師派遣事業参加者数：現状（H28(2016)）858人⇒（H33(2021)）1,050人以上</u>	
	②「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの権利施策を総合的かつ計画的に推進します。行動計画に掲載している事務事業の進捗状況を把握し、計画期間の終了時には、実施結果について自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会の意見を求め、その結果を公表します。 【現状】第5次行動計画に基づく取組の推進 【H30(2018)】第5次行動計画に基づく取組の推進 【H31(2019)】第6次行動計画の策定 【H32(2020)】第6次行動計画に基づく取組の推進	
	③「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく子どもに関する施策の推進にあたり、子どもの権利の保障状況を検証するために3年ごとに調査を実施します。 【現状】調査実施 【H32(2020)】調査実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	人権オンブズパーソン 運営事業 (市民オンブズマン事務局：人権オンブズパーソン担当)	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 安心して気軽に相談できるよう様々な広報媒体を活用して、人権オンブズパーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、権利侵害についての相談及び救済を行います。 ・<u>相談に対する助言及び支援</u> 【現状】助言及び支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ・<u>救済申立てに関する調査・調整等の実施</u> 【現状】調査・調整等の実施 【H30(2018)以降】継続実施	

	◦ <u>相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表</u> 【現状】 広報の実施等 【H30(2018)以降】 継続実施 ◦ <u>市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進</u> 【現状】 各機関との連携した取組の推進 【H30(2018)以降】 継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	男女平等推進事業 (市民文化局：人権・男女共同参画室)	女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①男女平等意識の普及活動の実施 「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市の施設を積極的に活用し、男女平等についての理解を深める広報・啓発を行います。 ◦ 「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 【現状】 広報の実施 【H30(2018)以降】 継続実施 ◦ <u>産業、教育、地域等の様々な分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催</u> 【現状】 フォーラムの開催 【H30(2018)以降】 継続実施 参加者数：現状（H28(2016)）150人⇒（H33(2021)）165人 ◦ <u>すくらむネット21における情報や活動成果の共有</u> 【現状】 情報共有等 【H30(2018)以降】 継続実施 ②家庭生活への男性の参画促進 男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。 【現状】 男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催 【H30(2018)以降】 子育てサロン等の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	

①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。（地域子育て支援センター：保育所等併設型 21 か所、児童館型 26 か所、単独型 6 か所計 53 か所）

【現状】事業の利用促進に向けた取組の推進

【H30(2018)以降】取組の継続

年間延べ利用人数：現状（H28(2016)）276,623 人⇒（H33(2021)）281,634 人以上



地域子育て支援センターでの親子の交流の様子

②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施します。

【現状】事業の利用促進に向けた取組の推進

【H30(2018)以降】取組の継続

子育てヘルパー会員平均登録数：現状（H28(2016)）775 人⇒（H33(2021)）830 人以上

③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施

子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められていることから、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭等への支援の充実を図るために、子ども・若者施策の総合的な推進を図ります。

【現状】計画の策定

【H30(2018)】

- ・計画に基づく取組の推進（～H33(2021)まで継続）
- ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

【H31(2019)】子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画部分の見直し

【H33(2021)】次期計画の策定

④子育てに関する情報提供

子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさき子育てガイドブック」の作成や、「かわさき子育て応援ナビ」（ホームページ）等により子育てに関する効果的な情報提供を行います。

【現状】情報提供の実施

【H30(2018)以降】情報提供の継続実施

	⑤子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進 九都県市の連携による広報活動や、4県市合同のシンポジウムの開催等によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】取組の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	小児医療費助成事業 (こども未来局：こども家庭課)	小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児医療費助成の実施 通院助成対象年齢を平成 29（2017）年4月に小学校6年生まで拡大しました。安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。 【現状】 ・通院医療費助成対象年齢の小学校6年生までの引き上げの実施 ・制度拡充後の分析及び検証 通院医療費助成対象者数：現状（H28(2016)）107,987 人 入院医療費助成件数：現状（H28(2016)）10,420 件 【H30(2018)以降】 ・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進 ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	児童手当支給事業 (こども未来局：こども家庭課)	中学校修了前の児童を養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どもの健やかな成長と発達を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①児童手当の支給 中学校修了前の子どもを養育している方に児童手当を支給します。 【現状】対象者への適正な支給の実施 支給児童数：現状（H28(2016)）194,717 人 【H30(2018)以降】対象者への適正な支給の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局：監査担当)	施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質的確保に向け、適切な指導・監査を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 こども未来局が所管する市内の社会福祉法人や、保育所などの児童福祉施設等に対して指導監査を行い、必要な助言・指導等の措置を講ずることにより、施設等の運営の適正化を図ります。 【現状】 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 ・指導・監査体制の充実 ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討 指導監査実施数：現状（H29(2017)）371 件 【H30(2018)】 ・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施（H31(2019)以降継続） ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討の継続 【H31(2019)】処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築 ②施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会の開催 施設運営に対する支援を行うとともに安定的な指導監査体制を確保するため、会計研修会を開催し、監査指導員の人材育成を図ります。 【現状】会計研修会の実施 【H30(2018)以降】会計研修会の継続実施 開催回数：現状（H29(2017)）年5回⇒（H30(2018)以降）同規模継続	

コラム① お子さまの健康と適切な受診について

日頃から、お子さまの健康管理に注意して適切な受診をされることは、お子さまの健やかな成長だけでなく医療費の節約にもつながります。

小児医療費助成制度では、医療費のうち健康保険負担分以外の自己負担分を市が助成しています。

- ◆ かかりつけ医をもちましょう
- ◆ 病気のサインを見逃さず、心配なときは小児科などを早めに受診しましょう
- ◆ ジェネリック医薬品を活用しましょう
- ◆ 同じ病気での重複受診を避け、薬は医師の指示どおり使いましょう
- ◆ お子さまの急病で迷ったときは、かながわ小児救急ダイヤル（＃8000）へ

＜医療費助成のイメージ図＞



施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策2 子どものすこやかな成長の促進

【施策の概要】

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。

また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

【主な取組状況】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費の一部を助成するとともに、不妊・不育専門相談センターによる相談事業を実施することで、経済的負担や精神的負担の軽減を図っています。
- ◆ 平成28（2016）年度から母子保健コーディネーターを配置するなど、母子健康手帳交付時からの相談・支援を充実するとともに、乳幼児健診を実施するなど、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。
- ◆ 妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及に努めています。
- ◆ 乳幼児の健やかな発達や保護者の育児を支援するため、乳幼児健康診査を地域の医療機関と連携しながら、効果的に実施できるよう健診の時期や実施方法を見直し、平成28（2016）年度から新たな事業内容としました。また、併せて各家庭の状況に合わせ、一貫した支援の充実を図るため、母子保健情報管理システムを導入し、支援の必要な家庭を早期に把握し、安心して育児ができるよう相談支援などの対応を行っています。
- ◆ 学童・思春期の子どもの心と身体の健康を増進するため、学校保健と地域保健との連携により、保健や育児に関する普及啓発を行っています。
- ◆ 両親学級を開催し、妊娠・出産・子育てに関する学習の場を提供するとともに、地域における仲間づくりの場を提供しています。
- ◆ 出産後、早期に子育てに必要な情報提供や支援を行うとともに、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう、乳児家庭全戸訪問事業の充実を図っています。
- ◆ 産後間もない不安定な時期に安心して過ごせるよう、平成26年（2014）年10月から産後ケア事業を含む、妊娠・出産包括支援事業を実施して、支援の充実を図っています。

《子ども・若者のすこやかな成長》

- ◆ 概ね中学校区に1か所設置された57館の「こども文化センター」においては、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、多様な遊び・体験や活動を通して児童の健全な育成を図っています。

- ◆ 放課後等に安全・安心して過ごせる居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するため、市立小学校 113 校において、すべての小学生を対象に、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施しています。
- ◆ 青少年関係団体に対する支援を行い、その活動の活性化を図ることで、次代を担うリーダーの養成や、青少年の健全な育成環境づくりを推進しています。
- ◆ 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わるイベントの実施を通じて、青少年の社会活動への参加を促進するとともに、青少年が社会参加を通じた達成感や自己有用感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成しています。
- ◆ 自治基本条例に規定する自治運営の3つの基本原則に基づく、市民自治のまちづくりを推進する中で、若者をはじめとする市民参加の促進に向けた調査、手法等の検討を行うとともに、若者を対象としたワークショップの開催等を通じ、市政への主体的な関わりを促す取組を行っています。

【主な課題】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 核家族化や近隣との関係の希薄化により、乳幼児と接した経験なく親になる人が増加しているとともに、近くに相談相手がいらないなど、妊産婦や子育て家庭が出産・子育てに不安を抱くことがあります。また、子育てに対し、孤立感や閉塞感を感じる親も少なくありません。妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発とともに、妊産婦や各子育て家庭の状況に応じた相談・支援を提供できる体制の強化が求められています。
- ◆ 心身ともに安定した環境における子育てに向けて、支援の必要な妊産婦に対する確かな支援をより早期に実施するとともに、特に産後間もない時期の子育て家庭への支援を充実することが必要です。そのため、妊娠期から個別ニーズを的確に把握し、支援につなげるため、産婦人科等医療機関との連携の仕組みを構築していくことが必要です。
- ◆ 乳幼児健康診査の未受診は児童虐待につながるハイリスク要因の一つとされていることから、未受診者の現状を迅速かつ的確に把握し、要支援家庭に対して、状況に合わせた支援を実施する必要があります。
- ◆ 多様化する子どもの心身の問題に対応するとともに、思春期から妊娠・出産・育児に至るライフプランを考える仕組みが必要です。
- ◆ 小児科医師の不足が社会問題となっている中で、夜間救急を担う小児科医師の不足により、小児急病センターをはじめとする救急医療機関において、安定的な医師の確保が困難な状況が生じています。
- ◆ 本市における平成 29（2017）年 12 月現在の NICU（新生児集中治療管理室）病床数は 24 床で、神奈川県整備目標を下回っていることから、更なる充実を図る必要があります。

《子ども・若者のすこやかな成長》

- ◆ 少子高齢化の進行や核家族世帯の増加など、子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、こども文

化センターにおいては、地域や関係機関等と連携しながら、乳幼児親子や小・中高生などへの支援機能を高めるとともに、様々な年代が集まり、互いに交流をすることで、地域で子ども・若者を見守る体制づくりを進める必要があります。

- ◆ 共働き世帯の増加や核家族世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が変化中、子育て家庭のニーズも多様化しており、「わくわくプラザ事業」における長期休業期間中の朝の開設時間の延長やプログラムの内容充実が求められています。
- ◆ 青少年が自立した成人へと成長するためには、社会活動を通じた人格形成や社会性の形成が必要ですが、近年の子ども・若者を取り巻く社会環境の変化に伴い、青少年の社会活動への参加は減少傾向にあります。そのため、青少年の社会参加の促進や次代を担うリーダーの養成は喫緊の課題であり、また、そうした青少年を育成・指導する大人の存在も必要となっています。
- ◆ 市民による市政への「参加」や多様な主体との「協働」を進めるにあたって、その担い手が、特定の年代層や立場に偏ることなく、多くの市民による関わりを促していくことが不可欠ですが、若者の関心や認知度・浸透度は、低い傾向にあります。その一方で、選挙権年齢の18歳以上への引き下げなどもあり、若者の行政や政治への関心を惹起し、参加の促進を図る取組が、より一層、重要性を増している状況にあります。

【計画期間における方向性】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊娠期から乳幼児期の子育て家庭を対象とした母子保健の取組の中で、子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報システムによる効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を推進します。
- ◆ 妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。
- ◆ 妊娠出産に関する啓発とともに、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。
- ◆ 安心して妊娠・出産ができるように、NICU（新生児集中治療管理室）の整備を推進するとともに、周産期医療ネットワークに基づく周産期医療関連施設の連携により、引き続き、分娩のリスクに応じた医療を提供していきます。
- ◆ 思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を推進するため、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を充実していきます。
- ◆ 医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを強化します。
- ◆ 休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの継続的・安定的な運営及び小児病院群輪番制による第二次救急医療体制を確保するとともに、重症度や緊急性に応じた医療機関の利用や、身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことについて、市民への普及啓発を推進します。

《子ども・若者のすこやかな成長》

- ◆ こども文化センターについては、地域や関係機関等との連携を図りながら、乳幼児の親子への子育て支援や小学生・中高生の居場所づくりなどを進めるとともに、老人いこいの家との連携による多世代交流の更なる促進に向けた取組の検討を進めます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、子育て家庭のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流活動の充実に向けた検討を進めます。
- ◆ 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成が図られるよう、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。
- ◆ 高校生や大学生などをはじめとした若者の行政参加の促進に向けて、若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図るため、若者の関心を惹くような参加型イベントの実施、若者の意見表明のための既存SNS等の積極的活用、若者向け情報発信の実施、主権者教育の充実などに取り組んでいきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	95.2% (平成 28 (2016) 年度)	97.3%以上 (平成 33 (2021) 年度)	各年齢(3 か月・1 歳 6 か月児・3 歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100 (%)」の平均値
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	97.2% (平成 28 (2016) 年度)	97.7%以上 (平成 33 (2021) 年度)	1 歳 6 か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが楽しい」と答えた人の割合
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	48.1% (平成 28 (2016) 年度)	49.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	わくわくプラザ登録者数/対象児童数×100 (%)
わくわくプラザ利用者の満足度※10点満点 (こども未来局調べ)	7.3点 (平成 29 (2017) 年度)	7.7 点以上 (平成 33 (2021) 年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10 段階)の平均値

具体的な事業

- (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業 (2) 母子保健指導・相談事業 (3) 救急医療体制確保対策事業
 (4) 青少年活動推進事業 (5) こども文化センター運営事業 (6) わくわくプラザ事業
 (7) 青少年教育施設の管理運営事業 (8) いこいの家・いきいきセンターの運営 (9) 自治推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	妊娠・出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 不妊治療のうち、治療費が高額となる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。また、不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊に悩む方への相談や精神的支援を実施します。 【現状】相談及び助成の実施 【H30(2018)以降】相談及び助成の継続実施 助成件数：現状（H28(2016)）2,222件⇒（H33(2021)）2,230件	
	②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 妊娠中の定期的な医療機関への受診促進と妊婦及び胎児の健康管理向上を図るため、医療機関や助産所において実施する妊婦健康診査費用の一部を助成します。（すべての妊婦に14回分の補助券を交付します。） 【現状】助成の実施 【H30(2018)以降】助成の継続実施 助成件数：現状（H28(2016)）179,638件⇒（H33(2021)）179,990件以上	
	③各区保健福祉センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施 乳幼児の発育・発達において節目となる各時期に発育・発達の確認を行い、異常等の早期発見とその後の適切な医療、療育を受けられるよう、各区役所又は市内協力医療機関において健康診査を実施します。 （3か月児・7か月児・5歳児健診は市内協力医療機関、1歳6か月児・3歳児は各区で実施） 【現状】各区又は市内協力医療機関での健診の実施 【H30(2018)以降】各区又は市内協力医療機関での健診の継続実施 受診者数：現状（H28(2016)）59,031件⇒（H33(2021)）64,900人以上	
	④健診未受診者へのフォローの実施 健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。 【現状】フォローの実施 【H30(2018)以降】継続実施	
	⑤医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 医療機関との連携体制の強化を図りながら、健診後の要支援家庭等への支援を行います。 【現状】支援の実施 【H30(2018)以降】支援の継続実施	

⑥視聴覚検診事業の実施

目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育・治療につなげることを目的として実施します。
(平成 28 (2016) 年 10 月から 3 歳児健診と合わせて実施)

【現状】事業の実施

受診者数：現状 (H27(2015)) 12,178 件

【H30(2018)以降】事業の継続実施

⑦先天性代謝異常等検査事業の実施

フェニールケトン尿症などの先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し障害の発生を未然に防ぐため、市内の医療機関で出生した、生後5～7日の赤ちゃんの先天性代謝異常等検査費用の一部を助成します。

【現状】事業の実施

検査実施数：現状 (H28(2016)) 10,723 件

【H30(2018)以降】事業の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	母子保健指導・相談事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①思春期の心と身体 の健康教育の実施	
	思春期に特有な医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する個別相談に応じるとともに、学校保健との連携により、小・中・高等学校等において、児童や親、教職員を対象とした集団による健康教育を実施します。	
	【現状】学校保健と連携した集団指導等の実施 【H30(2018)以降】学校保健と連携した集団指導等の継続実施 参加者数：現状 (H28(2016)) 6,070 人⇒ (H33(2021)) 6,300 人以上	
(2)	②各区保健福祉センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施	
	妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。	
	【現状】各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 【H30(2018)以降】交付・相談の継続実施	
	③各区保健福祉センターにおける両親学級等の開催による出産・育児支援	
	妊娠・出産により新しい家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考え、両親で育児にあたれるよう、妊娠中の生活や出産、育児に関する学習や実習を行います。	
【現状】各区での両親学級等の実施 【H30(2018)以降】各区での両親学級等の継続実施 参加者数：現状 (H28(2016)) 5,667 人⇒ (H33(2021)) 5,950 人以上		

④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

新生児訪問は、保健師等の訪問指導員が、出生連絡票に記入された訪問希望をもとに、保護者が安心して育児が行えるよう、新生児の発育や産後の経過などに関する相談支援を実施します。

また、こんにちは赤ちゃん訪問は、養成研修を受けた地域の方が訪問員として子育て家庭を訪問し、身近な子育てに関する情報を届けるなど、地域と子育て家庭のつながりをつくれます。

【現状】乳児家庭への訪問の実施

【H30(2018)以降】乳児家庭への訪問の継続実施

訪問実施率：現状（H28(2016)）91.5%⇒（H33(2021)）92.2%以上



こんにちは赤ちゃん訪問

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育上の支援を必要としている家庭に対して、訪問指導員を派遣し、子育てに関する助言、指導等を行うなど、児童虐待の未然防止や再発予防に向けた相談・支援を行います。

【現状】訪問指導の実施

訪問件数：現状（H28(2016)）386件

【H30(2018)以降】訪問指導の継続実施

⑥産前産後におけるサポートの実施

出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施します。宿泊型は助産所等に母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体・乳児ケア、育児指導等を実施します。アウトリーチ型は助産師等が母子を家庭訪問し、母体の体力の回復及び母体・乳児ケア、育児指導等を実施します。

【現状】産前産後におけるサポートの実施

【H30(2018)以降】産前産後におけるサポートの継続実施

利用者数：現状（H28(2016)）延べ942人⇒（H33(2021)）延べ1,020人以上

⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を援助します。

【現状】事業の実施

利用者数（延べ）：現状（H28(2016)）1,753人

【H30(2018)以降】事業の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	救急医療体制確保対策事業 (健康福祉局：保健医療政策室)	救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	①救急医療体制の充実に向けた取組の推進 休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの運営を支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。 【現状】救急病院や医師会による休日（夜間）急患診療所の運営に対する支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ②周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保 産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。 【現状】総合（地域）周産期母子医療センターの運営に対する支援の実施 【H30(2018)以降】運営支援の継続実施と周産期医療関連施設の連携の推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	青少年活動推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。
	計画期間中の主な取組	
	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの育成や青少年の健全育成を推進します。 【現状】青少年団体への支援 【H30(2018)以降】支援の継続実施 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。 【現状】こども110番事業への支援等 【H30(2018)以降】支援等の継続実施 ③「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。 【現状】青少年が企画・運営するイベントの実施 【H30(2018)以降】継続実施	

	④青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。 【現状】 青少年指導員活動への支援 【H30(2018)】 青少年指導員制度の充実に向けた検討 【H31(2019)以降】 検討結果を踏まえた活動の推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	こども文化センター 運営事業 (こども未来局：青少年支援室)	子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①こども文化センターにおける児童の健全育成事業の実施 児童の健全育成を推進するため児童館としての機能を高めるとともに、地域や関係機関等との連携を図りながら、多世代交流の促進や地域人材の育成・活動の場の提供などを進めます。また、平成 32（2020）年度の開館に向けて、施設の整備を推進するとともに、開設後の地域との連携による円滑な館運営に向けた準備を着実に進めます。 ◦ <u>こども文化センターの運営</u> 【現状】 今後の運営のあり方の検討 【H30(2018)以降】 ・ 今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進 ・ 施設等の計画的な維持・補修の実施 ◦ <u>（仮称）小杉こども文化センターの整備</u> 【現状】 実施設計 【H30(2018)】 整備に向けた取組の推進 【H31(2019)】 整備推進 【H32(2020)】 開設 施設数：現状（H29(2017)）57 か所⇒（H32(2020)）58 か所 ②多世代交流の促進に向けた取組の推進 乳幼児から高齢者までの多世代が交流できる仕組みづくりに向け、必要な機能や効果的な運営手法の検討を進めます。 【現状】 モデル事業の実施 モデル事業実施数：現状（H29(2017)）13 か所 【H30(2018)以降】 いこいの家との連携事業の推進	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	わくわくプラザ事業 (こども未来局：青少年支援室)	すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①わくわくプラザ事業の実施 子育て家庭のニーズを踏まえた内容の充実に向け、小学校の長期休業期間中の平日の開設時間の延長に向けた試行的な取組を進めるとともに、「放課後児童健全育成事業」の適切な実施や小学校等と連携した「放課後子供教室」の充実に向けた検討を進めます。また、小杉小学校におけるわくわくプラザについて、平成 31（2019）年度の開設に向けて、施設の整備を推進するとともに、開設後の利用登録の事前受付等の準備を進めます。 ◦わくわくプラザの運営 【現状】事業の今後のあり方の検討 【H30(2018)】 ・ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組の推進（H31(2019)以降継続） ・長期休業期間中の開設時間の延長に向けた試行的な取組の実施 ・施設等の計画的な維持・補修の実施（H31(2019)以降継続） 【H31(2019)】長期休業期間中の開設時間の延長の実施（H32(2020)以降継続） ◦小杉小学校におけるわくわくプラザの整備 【現状】工事着手 【H30(2018)】整備推進 【H31(2019)】開設 箇所数：現状（H29(2017)）113 か所⇒（H31(2019)）114 か所 ②子育て支援わくわくプラザ事業の実施 保護者の就労等で「わくわくプラザ」が終了する午後6時まで、児童のお迎えが難しい場合に、子育て支援の観点から、児童の安全・安心な居場所を確保するため事業を実施します。 【現状】事業実施 【H30(2018)以降】継続実施	



わくわくプラザの校庭遊びの様子

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	青少年教育施設の 管理運営事業 (こども未来局：青少年支援室)	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。
	計画期間中の主な取組	
	①ハッペ少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため施設を運営します。(所在地：長野県諏訪郡富士見町) 【現状】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 【H30(2018)以降】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の継続実施 利用人数：現状（H28(2016)）95,259人⇒（H33(2021)）96,000人以上	
	②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施 野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため施設を運営します。(所在地：麻生区黒川) 【現状】野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施 【H30(2018)以降】野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の継続実施 利用人数：現状（H28(2016)）30,469人⇒（H33(2021)）31,000人以上	
	③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施 子どもが遊び、夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主性及び自発的な活動を支援することにより、それぞれの子どもの成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため施設を運営します。(所在地：高津区下作延) 【現状】子どもの自発的な活動の場の提供の実施 【H30(2018)以降】子どもの自発的な活動の場の提供の継続実施 利用人数：現状（H28(2016)）88,544人⇒（H33(2021)）92,000人以上	
	 子ども夢パークにおける泥んこ遊び	
	④青少年の家における団体宿泊活動等の実施 団体の宿泊研修を通じて、心身ともに健康な青少年の育成を図るため施設を運営します。(所在地：宮前区宮崎) 【現状】団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施 【H30(2018)以降】団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の継続実施 利用人数：現状（H28(2016)）33,842人⇒（H33(2021)）34,000人以上	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	いこいの家・いきいきセンターの運営 (健康福祉局：高齢者在宅サービス課)	高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。
	計画期間中の主な取組	
	①こども文化センターとの連携強化による多世代交流に向けた取組の推進 乳幼児から高齢者までの多世代が交流できる仕組みづくりに向け、必要な機能や効果的な運営手法の検討を進めます。 【現状】モデル事業の実施 モデル事業実施数：現状（H29(2017)）13 か所 【H30(2018)以降】 ・モデル事業の充実 ・多世代交流のための取組の継続実施と更なる推進のための手法の検討	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	自治推進事業 (市民文化局：協働・連携推進課)	パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	①若者など多様な市民による参加の促進に向けた取組 主に若者を対象とした市民参加型のワークショップ等の開催を通じて若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図り、市政への主体的な関わりを促します。 【現状】 ・主に若者を対象とした市民参加型ワークショップなどの開催 ・手法の検討 【H30(2018)以降】 ・ワークショップの開催 ・市民参加の推進に向けた調査、手法の検討	

コラム② 「マタニティマーク」をご存じですか？

本市では、母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」を使ったグッズを配布しています。妊婦さんが交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを理解してもらうものです。

★マタニティマークのHPへのリンク

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/maternity_mark.html)



施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

【施策の概要】

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

【主な取組状況】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)や学校教育推進会議、学校評価制度等の仕組みを通じて、保護者・地域の学校運営への参加の促進を図っています。
- ◆ 各区役所地域みまもり支援センターに配置している区・教育担当が中心となって、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援を推進しています。
- ◆ 各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るための「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりや、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとしての学校評価を推進しています。
- ◆ 改正教育公務員特例法に基づく協議会を設置し、本市の状況を踏まえた教員研修計画を策定するなど、教職員の資質や指導力の向上に取り組んでいます。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 教育文化会館・市民館において、家庭・地域教育学級等、子育てに関する家庭、地域課題の学習機会を提供しています。また、PTAによる家庭教育学級へ講師を派遣するなどの支援を行っています。
- ◆ 市内の各行政区と各中学校区に川崎市独自の組織である地域教育会議が設置されており、学校・家庭・地域の連携や地域の教育力の向上に向けて活動しています。
- ◆ 「川崎市子ども会議」を設置し、メンバーである子どもが自らの活動のテーマを決め主体となって活動しています。子どもの目線で、まちの安全性、環境保全やいじめなど、その時々为社会問題に対して話し合った結果を提言や報告書として取りまとめ、子どもの視点からの意見表明を行ってきました。また、7つの「行政区子ども会議」及び51の「中学校区子ども会議」との連携や交流を図っています。
- ◆ 「地域の寺子屋事業」については、平成26(2014)年度からのモデル実施を経て、平成28(2016)

年度から本格的に開始しました。平成30（2018）年3月までに38か所が開講するなど、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを進めています。

【主な課題】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校・家庭・地域との連携による教育活動の取組を今後もさらに充実させていくことが求められています。
- ◆ 教育に関する課題が複雑化・多様化してきているため、その解決を図るために、区・教育担当が中心となり各区の実情に応じたきめ細やかな学校支援を継続する必要があります。
- ◆ 各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るための「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりや、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとしての学校評価はすべての学校が実施しており、学校運営の自主性・自律性を向上させていくためにも、今後も取組を継続していくことが求められています。
- ◆ 経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が求められています。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。また、共働き世帯が増え、家庭教育を充分に行う余裕がない家庭もあり、家庭教育を地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。
- ◆ これまで各種講座等を受けることができなかった人に学べる機会を提供し、家庭教育支援の輪をさらに広げるため、企業等との連携の拡充など新たな切り口により、支援対象を増やす取組が必要です。
- ◆ 地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題があり、更なる活性化に向けて支援を充実させていく必要があります。
- ◆ 「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）の確保が求められています。

【計画期間における方向性】

《学校の教育力の向上》

- ◆ コミュニティ・スクールの取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布や、コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催など、その成果を他の学校に波及させること等により、今後も引き続き、よりよい教育の実現を目指していきます。
- ◆ 区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携す

るとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細やかに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。

- ◆ 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進や、各学校が自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る学校評価の推進などに取り組みます。
- ◆ ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。
- ◆ 各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。
- ◆ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組を推進していきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小6】	47.4% (平成 29 (2017) 年度)	57.5%以上 (平成 33 (2021) 年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中3】	31.9% (平成 29 (2017) 年度)	33.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】	94.4% (平成 29 (2017) 年度)	94.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中2】	89.9% (平成 29 (2017) 年度)	90.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	88.6% （平成 28（2016）年度）	92.0%以上 （平成 33（2021）年度）	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート）	92.4% （平成 28（2016）年度）	92.5%以上 （平成 33（2021）年度）	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）

具体的な事業

- （1）地域等による学校運営への参加促進事業 （2）区における教育支援推進事業
（3）地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 （4）教職員研修事業 （5）家庭教育支援事業
（6）地域における教育活動の推進事業 （7）地域の寺子屋事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	地域等による学校運営への参加促進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現を目指します。
	計画期間中の主な取組	
	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営の推進 家庭や地域から信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指し、各校の実情に合わせた学校運営を推進します。 【現状】各校の取組推進 【H30(2018)以降】継続実施	
(1)	②学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえたあり方の検討 学校運営協議会の運営支援により、学校・家庭・地域社会が一体となって先導的な学校運営の実践に取り組みます。 【現状】取組の推進 コミュニティ・スクール数：現状（H29(2017)）10校 【H30(2018)】運営支援の継続及びあり方の検討 【H31(2019)以降】運営支援の継続及び検討結果に基づく取組の実施	
	用語説明	学校運営協議会
	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。	

	③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催や取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布により先導的な実践成果の普及・啓発を図ります。 ◦ <u>コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催</u> 【現状】各1回実施 【H30(2018)以降】継続実施 ◦ <u>取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布</u> 【現状】作成及び配布 【H30(2018)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	区における教育支援推進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①区における教育支援の推進 各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。 ◦ <u>学校運営全般に対する支援</u> 【現状】支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ◦ <u>地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化</u> 【現状】連携した取組の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ◦ <u>各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進</u> 【現状】連携強化及び支援 【H30(2018)以降】継続実施 ②「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進 学校が必要とする時に、地域の方々にボランティアをお願いして、紹介していく役割を担う学校支援センターについて取組の推進を図ります。 【現状】登録及び紹介 【H30(2018)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	地域に関かれた特色ある学校づくり推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。
	計画期間中の主な取組	

	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を活かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育むとともに、地域の協力者の支援により、地域の特性を活かした教育活動を進めます。 【現状】事業実施 【H30(2018)以降】「夢教育 21 推進事業」の継続実施 ②各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進します。 【現状】学校評価の実施 評価実施校：現状（H28(2016)）全市立学校 【H30(2018)以降】継続実施 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援 地域人材を活用して学校教育活動の活性化を図る学校教育ボランティア活動を推進します。 【現状】学校教育ボランティアの配置 ボランティアコーディネーター配置数：現状（H29(2017)）139 校 【H30(2018)以降】継続実施
No	事務事業名(所管課) 事業概要
(4)	教職員研修事業 (教育委員会事務局：総合教育センター) 子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。
	計画期間中の主な取組
	①教職員の資質、指導力の向上を目指した研修の実施 経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が求められていることから、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。 【現状】 ・教育公務員特例法の改正に伴う、教員の職責、経験及び適性に応じた育成指標の設定と研修内容の見直し ・大学との連携による教員等育成協議会の設置 研修開催回数：現状（H28(2016)）245 回 【H30(2018)】育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築 【H31(2019)以降】育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施 ②優秀な人材の確保に向けた、教職を目指す人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施 本市の教職を目指す大学生、臨時的任用教員、非常勤講師などを対象に、教員としての資質や指導力向上を目指した「輝け☆明日の先生の会」を実施します。（5月～9月の土曜日、全7回開催）

	【現状】事業実施 受講者のうち採用試験合格者数：現状（H28(2016)）50人 【H30(2018)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	家庭教育支援事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。
	計画期間中の主な取組	
	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 教育文化会館・市民館・分館において家庭・地域教育学級等の事業を実施します。 【現状】事業実施（全区） 【H30(2018)以降】家庭・地域教育学級等事業の実施	
	②PTAによる家庭教育学級開催の支援 学びへのきっかけづくりとして、PTAによる家庭教育学級開催の支援を行います。 【現状】開催の支援 【H30(2018)以降】開催への継続的な支援 開催数：現状（H28(2016)）163校⇒（H33(2021)）163校以上	
(6)	③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 全市・各区において「家庭教育推進連絡会」を開催し、情報共有を推進します。 【現状】全市・各区で実施 【H30(2018)以降】全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催	
	④企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進 子育て支援を所管する各区役所、関係部局、地域の様々な主体と連携した、家庭教育支援を推進します。 【現状】地域の様々な主体と連携した家庭教育支援の推進 開催数：現状（H28(2016)）2講座 【H30(2018)以降】継続実施	
	計画期間中の主な取組	
	①各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 各行政区と各中学校区に地域教育会議を設置し、「教育を語る集い」や「子ども会議」を実施するなどして、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	地域における教育活動の推進事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。
	計画期間中の主な取組	
	①各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 各行政区と各中学校区に地域教育会議を設置し、「教育を語る集い」や「子ども会議」を実施するなどして、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意	

	欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。 【現状】研修会の実施等による支援 【H30(2018)以降】継続実施 ②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 交流会の開催により、地域教育会議の活動や魅力についての情報の発信や共有を推進します。 【現状】交流会の開催 【H30(2018)以降】継続実施 ③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 子ども会議の活動・連携を通じて、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域の一員としての自覚を育みます。 【現状】会議等の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催し、地域の力で子どもたちを支援します。 【現状】子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進 【H30(2018)以降】子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの継続的な推進 参加者数：現状（H28(2016)）2,814人⇒（H33(2021)）2,830人以上	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	地域の寺子屋事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。 【現状】地域の寺子屋の拡充 【H30(2018)】設置か所数 77 か所 【H31(2019)・32(2020)】地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充 設置か所数：現状（H29(2017)）38 か所⇒（H33(2021)）全小・中学校へ ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 寺子屋の先生を担っていただく人材を確保するための養成講座を開催します。また、教育文化会館や市民館等と連携し、各区で講座を開催して寺子屋コーディネーターを養成します。 【現状】養成講座等の実施 【H30(2018)以降】養成講座等の継続実施 運営に関わる人材の参加人数：現状（H28(2016)）578人⇒（H33(2021)）2,500人	

③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発

市内で行われている各寺子屋が、どのように活動しているのかを紹介するフォーラムを年に1回開催し、事業の普及・啓発を図ります。

【現状】年1回開催

【H30(2018)以降】継続実施



地域の寺子屋事業における学習支援の様子

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策4 子育てしやすい居住環境づくり

【施策の概要】

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

【主な取組状況】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 子育て世帯の転出や高齢化の進行、空き家の増加など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化が生じていることから、「住宅基本計画」を平成 29（2017）年3月に改定しました。この計画に基づき、誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向け、住宅の質の向上や既存住宅の再生・利活用に加え、それぞれの世帯がニーズやライフスタイルに合わせて住宅を選択できるよう、民間事業者に対する多様な住宅の供給誘導などに取り組んでいます。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 身近な公園について、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、富士見公園や等々力緑地、生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- ◆ 子ども・若者が安全に公園で遊べるよう、各区役所道路公園センターが、周辺からの見通しに配慮した樹木の剪定や、夜間の公園内照度が確保できるように公園灯周りの樹木の剪定を適切に行い、地域の目が届くようにしています。
- ◆ 町内会等が安全確保の面等から自主的に協議し、防犯カメラの占用許可を受けて設置している公園もあり、夢見ヶ崎動物公園や生田緑地の施設管理が必要な箇所では施設管理用カメラを設置し、園内の維持管理と、安全に利用できるよう整備をしています。
- ◆ 町内会・自治会等が管理する防犯灯について、LED化したうえで維持管理を川崎市に移管する防犯灯LED化ESCO事業により、平成 28（2016）年度に約5万灯の防犯灯についてLED化を実施しました。
- ◆ 町内会・自治会等の安全・安心まちづくり団体が設置する防犯カメラについて、補助制度の創設及びガイドラインの制定を行い、設置を促進しています。

【主な課題】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 子育て世帯の市外への転出が超過傾向にあることなどから、子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、多様な居住ニーズやライフスタイル、ライフステージに応じた住宅の供給や仕組みづくりに取り組む必要があります。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 都市化の進展に伴い、自然的環境が失われつつある中、子どもの健全な育成の一翼を担う身近な公園の整備や里山の自然的環境の保全など、自然的環境を大切にしたい公園や緑地づくりが必要です。
- ◆ 安全かつ快適に公園が利用できるよう、計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行う必要があります。
- ◆ 地域の安全性の向上に向けては、公園単独の取組だけではなく、警察や町内会等と連携・協力する仕組みの構築が必要となっています。
- ◆ 市民アンケートによると「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位は「防犯対策」となっており、市民に身近で関心が高い分野であることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。

【計画期間における方向性】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 子育て世帯の居住環境の向上に向け、子育てに配慮した住宅の普及を推進します。
- ◆ 重層的な住宅セーフティネットの構築に向け、市営住宅の活用や、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保等を推進します。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。
- ◆ 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具など公園施設の適切な維持管理を推進します。
- ◆ 子ども・若者に公園を安全に利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めていきます。
- ◆ 地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めることにより安全・安心なまちづくりを推進していきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ) ※5年毎の調査	73.0% (平成 25 (2013) 年度)	77.0%以上 (平成 30 (2018) 年度)	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足・まあ満足)とした人の割合

具体的な事業

- (1)住宅政策推進事業 (2)高齢者等に適した住宅供給推進事業 (3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業
(4)市営住宅等管理事業 (5)魅力的な公園整備事業 (6)公園施設長寿命化事業
(7)防犯対策事業 (8)商店街課題対応事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	住宅政策推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)	「川崎市住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案や調査等を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①子育て世帯の市内居住継続に向けた子育てしやすい住環境づくり 子育て世帯の転出数が転入数を上回っていることから、子育て世帯が市外へ転出する理由を分析し、近居・同居の促進など、子育てしやすい住環境の向上に資する新たな支援策を構築します。 【現状】調査の実施 【H30(2018)】市内定住促進に資する支援制度の検討 【H31(2019)】市内定住促進に資するモデル事業の実施 【H32(2020)】市内定住促進に資するモデル事業の実施・効果検証 【H33(2021)】検証結果を踏まえた支援制度の本格実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	高齢者等に適した住宅供給推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)	川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	①子育て等あんしんマンション認定制度に基づく良質な子育て世帯向け住宅の供給促進 子育て世帯等が安心して暮らすことができる居住環境を整え、住民間のコミュニティの醸成を図るため、子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定します。 【現状】「子育て等あんしんマンション認定制度」改定 【H30(2018)】 ・認定制度の実施（H31(2019)以降継続） ・制度改定	

	【H33(2021)】制度検証 認定件数：(H33(2021)) 4 件以上	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	民間賃貸住宅等居住支援 推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)	高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進 高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、住宅セーフティネット法に基づき設立した居住支援協議会による入居・生活支援の取組を推進します。 【現状】協議会の設立 【H30(2018)】入居支援体制の構築 【H31(2019)】入居支援体制による支援の実施 ②既存住宅を活用した住宅要配慮者世帯向けの住まいの確保 登録住宅制度の運用や既存住宅の活用促進等により、住宅要配慮者向けの住まいの確保を図ります。 【現状】登録住宅制度の開始 【H30(2018)】 ・住宅セーフティネット法に基づく「(仮称) 賃貸住宅供給促進計画」の策定 ・登録住宅の改修支援制度の構築 【H31(2019)】 ・「(仮称) 賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進、進行管理（H32(2020)以降継続） ・改修支援制度の実施（H32(2020)以降継続） 【H33(2021)】改修支援制度の検証 改修支援件数：(H33(2021)) 15 件 ③居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住の安定化 アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、ひとり親世帯、DV 被害者、一時保護施設退所者、児童福祉施設等退所者等で連帯保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用することで、民間賃貸住宅への入居を支援し、住生活の安定向上及び福祉の増進につなげます。 【現状】居住支援制度による入居支援 支援件数：現状（H28(2016)）143 件 【H30(2018)以降】居住支援制度による入居支援の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	市営住宅等管理事業 (まちづくり局：市営住宅管理課)	市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進めるとともに、的確な滞納対策を実施することで、住宅困窮世帯等への適切な市営住宅の提供を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大 市営住宅の募集において若年世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施するとともに、子育て世帯の入居者等に対して、コミュニティバランスの取れた世帯構成の実現や地域活力の維持・増大に向けて、期限付き入居制度を導入し、市営住宅への子育て世帯等の入居機会の拡大を図ります。 【現状】 期限付き入居制度の構築に向けた検討 【H30(2018)】 期限付き入居制度の構築・実施 【H31(2019)・32(2020)】 期限付き入居制度の実施 【H33(2020)】 期限付き入居制度の実施・検証	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	魅力的な公園整備事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進 施設が老朽化した公園について、市民ニーズに合った魅力ある公園として再整備を進めます。 【現状】 小田公園の再整備 【H30(2018)以降】 公園の再整備の推進 ②バリアフリー整備の実施 園路広場やトイレなどの主要施設をバリアフリー化し、市民がより利用しやすい公園となるよう再整備を進めます。 【現状】 末長高之面公園の整備 【H30(2018)】 鷺沼公園及び上麻生隠れ谷公園の整備 【H31(2019)以降】 バリアフリー化に向けた取組の推進 ③身近な公園の整備の実施 子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。 【現状】 西小田公園及び梶ヶ谷6丁目のはな公園の整備 【H30(2018)】 (仮称) 神明町公園の実施設計 【H31(2019)】 (仮称) 神明町公園の整備 【H32(2020)】 身近な公園の整備の推進 (H33(2021)以降継続)	

④防犯機能を有する施設管理用カメラの設置

不適切な利用による施設の器物破損等を防ぎ、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラを設置します。

【現状】大師公園、伊勢町第1公園への設置

【H30(2018)以降】施設管理用カメラ設置の推進



魅力的な公園緑地の整備（小田公園）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	公園施設長寿命化事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①長寿命化計画に基づく取組の推進 長寿命化計画に基づき、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を実施します。 【現状】遊具の点検と適切な維持管理（王禅寺公園ほか 48 公園） <u>遊具を更新した公園数：現状（H28(2016)）77 公園</u> 【H30(2018)】公園施設の設計・整備（虹ヶ丘南公園ほか 12 公園） 【H31(2019)】公園施設の設計・整備（三田第一公園ほか 11 公園） 【H32(2020)】公園施設の設計・整備（溝口北公園ほか 11 公園） 【H33(2021)】公園施設の設計・整備（木月八幡公園ほか 10 公園）	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	防犯対策事業 (市民文化局：地域安全推進課)	市民・事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と協働・連携し、犯罪のない安全・安心な川崎をめざした取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①防犯カメラ設置補助の実施 市の補助制度に基づき、地域からの需要が高い防犯カメラの設置補助を実施します。 【現状】設置補助の実施 <u>補助台数：現状（H29(2017)）60 台</u> 【H30(2018)以降】継続実施	

	②ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施 夜間の通行の安全確保等に向けて、防犯灯LED化ESCO事業による防犯灯の維持管理を実施します。 【現状】維持管理及び新設 防犯灯の維持管理：現状（H29(2017)）約 68,000 灯 【H30(2018)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	商店街課題対応事業 （経済労働局：商業振興課）	商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①商店街の安全安心事業の実施 商店街の安全安心な環境づくりを支援するため、防犯カメラ等の設置補助を実施します。 【現状】防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の推進 【H30(2018)以降】防犯カメラ等の設置を補助する安全安心事業の推進 実施数：現状（H28(2016)）全 39 商店街⇒（H33(2021)）全 45 商店街以上	

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

【施策の概要】

高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

【主な取組状況】

《計画的な待機児童対策の推進》

- ◆ 高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応し、保育受入枠や多様な保育サービスの拡充を図るため、これまでもその時々課題に対応した施策を計画にとりまとめ、効率的・効果的な待機児童対策を進めてきました。
 - ・平成 14（2002）年 2 月 川崎市保育基本計画 策定
 - ・平成 23（2011）年 3 月 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン） 策定
 - ・平成 26（2014）年 2 月 待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦 策定
 - ・平成 27（2015）年 3 月 川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）策定
- ◆ 本市の保育所等待機児童数は、平成 25（2013）年 4 月時点で県内最多の 438 人でしたが、市役所・区役所において組織体制の抜本的な再編整備を行い、待機児童対策の様々な取組を一層強化したことにより、平成 27（2015）年 4 月に待機児童を解消し、その後は平成 28（2016）年 4 月に 6 人となったものの、平成 29（2017）年 4 月は再び解消しています。

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 認可保育所や小規模保育事業の新規整備では、市有地や県有地、国有地の活用を始め、民間活力の積極的な導入のため、鉄道事業者との連携や、民間の土地・建物の活用など、様々な整備手法に取り組んでおり、近年は、全市合計で毎年ほぼ 1,500 人以上の新たな定員拡大を図っています。
- ◆ 公募型の民間事業者活用型保育所整備においては、重点整備地域を指定し、施設整備費補助金や開所後の建物賃借料加算の増額など、保育事業者が保育所を整備しやすい制度の充実に努め、特に交通結節点の主要駅等を中心とした保育受入枠の確保を推進しています。
- ◆ 本市独自の認可外保育事業として、施設や職員配置に一定の基準を設けた川崎認定保育園では、平成 29（2017）年 4 月現在、全市合計で 4,360 人の児童を受け入れています。
- ◆ 待機児童対策において今後も川崎認定保育園を効果的に活用するため、特に支援を必要とする 0 歳から 2 歳までの児童の保育料補助については、児童 1 人あたり月額 5,000 円だった制度を見直し、平成 26（2014）年度から、補助金額を年齢と所得に応じて月額最大 2 万円に引き上げ、保護者

負担の軽減に取り組みました。

- ◆ 待機児童の解消を図るため、平成 29（2017）年度に「年度限定型保育事業」を実施しました。これは、運営開始初年度又は 2 年度目の開設間もない認可保育所で、4・5 歳児の受入れ児童数が少ない場合に、保育所の入所申込が保留となった 1・2 歳児を 1 年間限定で一時的に受け入れる事業で、平成 29（2017）年度は、合計 75 人の受入れを実施しました。
- ◆ 本市の働きかけにより、平成 26（2014）年 10 月に「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」を締結し、市境における共同整備保育所 2 か所を開設したほか、川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用など、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を推進しています。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 区役所においては、申請前段階からの説明会の実施や夜間・休日の相談など、きめ細やかな相談や、保育所入所保留となった申請者に対する丁寧なアフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等の適切なマッチングを図るなど、切れ目のない市民視点に立った取組を積極的に行っています。
- ◆ 保育所の利用申請や施設案内について、ガイドブックやガイドマップのほか、施設紹介動画や利用案内 DVD 等を作成し、市や区のホームページで閲覧可能とするなど、わかりやすい情報提供に努めています。

《保育士確保対策》

- ◆ 首都圏における保育所整備の推進に伴う深刻な保育士不足に対応するため、平成 26（2014）年度から「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営し、保育士資格を持ちながら就労していない潜在保育士の再就職支援を行っています。
- ◆ 市内保育施設の人材確保をさらに積極的に支援するため、平成 28（2016）年度から、保育士確保対策事業の担当職員を配置し、就職相談会や保育所見学バスツアーなど、保育の仕事に関心を持つ方と市内の保育施設とのマッチング事業を活発に行っています。
- ◆ 将来を担う若者たちに保育の仕事の魅力を伝え、保育士を目指す若者を増やすための取組として、学生や中高生を対象としたキャリア講座などを積極的に推進しています。このほか、保育士試験直前対策講座など、保育士資格の取得を支援する事業も充実させています。
- ◆ 平成 28（2016）年度から、国の補助制度を活用した保育士修学資金等貸付事業を開始していますが、平成 28（2016）年度は県外の学生なども含む 43 人の学生が制度を活用して大学等を修了し、市内保育施設に就職するなど、新たな人材確保策として高い効果を発揮しています。
- ◆ 主に地方出身の保育従事者が、安心して市内保育施設で従事できるよう、平成 28（2016）年度から、国の補助スキームを活用し保育士宿舍借り上げ支援事業を開始しました。平成 28（2016）年度は市内保育士のうち 377 人が利用し、平成 29（2017）年度からは対象を拡大するなど、市内の保育所や認定こども園における人材確保策として、運営主体から高い評価を得ています。

《幼稚園における保育を必要とする子どもの受入れの推進》

- ◆ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園においては、これまでの私学助成制度の対象から、園の選択によって、施設型給付施設への移行など多様な幼児教育ニーズへの対応が可能となりました。こうした中で、幼児教育と保育の一体的な提供を進めるため、本市においても、幼稚園の認定こども園への移行を推進しており、平成 29（2017）年度で市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が2園の合計4園となりました。

＜「子ども・子育て支援新制度」施行後における幼稚園の選択肢＞

制度	類型	給付	所管	保育料	受入園児
子ども・子育て支援新制度	幼稚園	施設型給付 (川崎市)	川崎市	市が定める保育料 ^注	1号
	幼保連携型認定こども園				1～3号
	幼稚園型認定こども園				
従来の制度	幼稚園	私学助成 (神奈川県)	神奈川県	園が定める保育料	(1号)

注）市が定める保育料：保育料の他に、園によっては、その他の特定負担額、実費等がかかる場合があります。

＜「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園の類型＞

類型	機能
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

- ◆ 多様な教育・保育ニーズに対応するため、私立幼稚園の在園児について、平日及び土曜日の預かりの長時間化（11 時間以上）開所や、夏休み期間等の長期休業期間の預かり通年化に対応するための取組として、「幼稚園型一時預かり事業」を進めています。こうした取組により、平成 29（2017）年 4 月時点で、11 か所の幼稚園と4か所の認定こども園で 11 時間以上の預かりを実施しています。

《多様な運営主体による保育の質の確保》

- ◆ 多様な運営主体による保育サービスを提供する中、認可・認可外を問わず、あらゆる市内保育施設で、子育て世代が安心して子どもを預け、子どもが質の高い保育の下で健やかに成長する環境を確保することが必要です。このため本市では、平成 26（2014）年4月から、全区において民営化の対象としない公立保育所を「新たな公立保育所」（区ごとにセンター園1か所、ランチ園2か所）として位置づけ、「地域の子ども・子育て支援」のほか、「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の機能を強化して、民間保育所等との連携を深めながら、市内全体の保育の質の維持・向上に向けた取組を開始しました。
- ◆ 人材育成計画に基づく体系的な研修をはじめ、保育の現場を活用した「公開保育」、「事例検討研修」

の実施のほか、各区に配置した区保育総合支援担当の専門職による出前研修等を実施しています。
また、平成 29（2017）年度から国が求めている「キャリアアップ研修」を踏まえ、神奈川県
の事業を補完して、「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を行い、保育の質の向上を図っています。

- ◆ 平成 28（2016）年度から、「新たな公立保育所」のほか、各区役所に民間保育施設の総合的な支援を行うための組織を充実させて、長年、公立保育所の運営により培った豊富な経験と専門的な知識・技術を民間保育施設と共有しながら、質の高い保育の実施を支援し、保育従事者の育成をバックアップしています。
- ◆ 公募型による認可保育所等の新規整備においては、専門的見地から応募法人の適格性を審査するため、有識者による選定委員会を開催して設置・運営法人を選定するとともに、運営開始後においても、適切な指導監督を行い、保育の質の維持・向上に努めています。
- ◆ 市内の認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業においては、川崎市医師会の協力のもと、嘱託医による法定以上の回数の健康診断を着実に推進・実施してきました。
- ◆ 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業においては、安全な保育の推進のため、必要に応じて国の基準を上回る職員配置を求め、国の処遇改善等加算の制度を活用し、職員の処遇改善に必要な給付を着実に行ってきました。
- ◆ 本市が国の基準を上回って配置している職員に対しては、国の処遇改善の制度は適用されませんが、本市では国基準による配置職員と同様の処遇改善に必要な給付を実施してきました。
- ◆ 「福祉サービス第三者評価」の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援してきました。また、平成 29（2017）年度から地域型保育事業も受審できるよう拡充を行ってきました。

《多様な保育サービスの充実》

- ◆ 本市では、昭和 58（1983）年度から延長保育事業を開始し、平成 14（2002）年度からは 20 時までの長時間延長保育を実施しています。

＜過去5年間の延長保育の実施状況（各年度とも4月1日の実施か所数）＞

	平成 24(2012) 年度	平成 25(2013) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
30 分延長				50	46
1 時間延長	80	74	69	15	14
2 時間延長	123	147	172	208	237

※平成 27（2015）年度から公営保育園は延長時間 30 分に変更

※平成 27（2015）年度以降は認定こども園を含む

- ◆ 保護者のパートタイム就労や急病、育児疲れ等によるリフレッシュなどのため、平成 8（1996）年度から、一時保育事業を開始しており、平成 29（2017）年 4 月現在で、市内 70 か所の認可保育所と 1 か所の認定こども園において実施しています。
- ◆ 日曜や休日の保護者の就労等により家庭で保育できない場合への対応として、平成 16（2004）年度から、認可保育所に平日入所している子どもに対して休日保育事業を実施し、平成 29（2017）年 4 月現在、市内 6 か所で実施しています。

＜過去5年間の一時、休日保育の実施状況（各年度での実施か所数）＞

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
一時保育	43	50	55	62	70
休日保育	6	6	6	6	6

※平成 27（2015）年度以降は認定こども園を含む

＜特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実＞

- ◆ 本市では、すべての保育所で、集団生活が可能と認められる場合には、障害を持つ子どもを受け入れることを基本としており、保育体制の充実に努めてきました。
- ◆ 公立保育所の子どもを対象に実施していた障害を持つ子どもに対する心理学的な相談支援（発達相談・巡回相談事業）体制を強化し、平成 25（2013）年度からは民間保育所の児童も対象とするなど、発達障害等が疑われる子どもへの対応や支援の充実を図りました。
- ◆ 平成 26（2014）年 4 月から「新たな公立保育所」の「地域の子ども・子育て支援」の機能として、公立保育所の集団保育の環境等を有効活用しながら、発達が気になる子ども等を持つ保護者への適切な助言等を行ってきました。
- ◆ 本市では、平成 28（2016）年度から、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団生活が可能と診断され、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会で集団生活が可能と判断された場合には、「新たな公立保育所」のセンター園（各区 1 か所）で受け入れを開始し、平成 29（2017）年 4 月現在で合計 6 人の子どもを受け入れています。
- ◆ 市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に対しても、統合保育に係る調査研究及び教育実践に必要な経費を助成するとともに、幼児教育相談員の巡回による各園の教職員への助言、支援等を行ってきました。

＜公立保育所の民営化・民設化の推進と老朽化対策の取組＞

- ◆ 平成 17（2005）年度から公立保育所（民営化実施前 81 か所 88 園）の民営化を開始し、平成 29（2017）年 4 月時点で 44 か所 48 園の民営化を実施し、延長保育の拡大などの保育サービスの向上を図りました。仮に、民営化を実施した 44 か所の保育所が現在も公立保育所であった場合、本市はさらに年間約 18～19 億円の財源が必要になります。
- ◆ 民営化した施設のうち指定管理者制度を導入した公設民営保育所（14 か所 15 園）について、平成 29（2017）年 4 月までに 11 か所 12 園の民設民営化を実施しました。
- ◆ 市内の保育施設が急速に増加する中、民間保育所や認可外保育施設などに対し、各種連携会議や研修の実施による「保育の質の維持・向上」に向けた取組を行うとともに、在宅での子育て支援に対し、公立保育所が地域の拠点となり、関係機関との連携を図りながら専門的な支援を展開するために必要な設備を備えた施設が必要なことから、老朽化した大島・大島乳児保育園、生田・生田乳児保育園、中原保育園、古川保育園について、再整備の取組を進めました。

＜多様な主体・手法による本市独自の保育施策の推進＞

- ◆ 認可外保育施設に対しては、本市独自の基準を定め、これを満たす施設に対して運営費を助成する

ことにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。

- ◆ 認可外保育事業については、平成 25（2013）年 1 月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、複数あった本市の独自制度について一元化を図り、本市が定める基準を満たした「川崎認定保育園」の制度へと再編を進めました。
- ◆ 認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、指導体制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図りました。
- ◆ 川崎市医師会との協働によって、保護者の就労等により保育を必要とする児童が、病気の回復期にあるものの集団保育が困難な期間において、保護者に代わって児童を一時的に保育する病後児保育事業を平成 7（1995）年度から実施しています。また、平成 26（2014）年度からは、病気の回復期に至らず、当面症状の急変が認められない児童を一時的に保育する病児保育事業を開始し、平成 29（2017）年度には、各区 1 か所に病児・病後児保育施設を設置しています。

＜幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進＞

- ◆ 本市では、平成 21（2009）年度末に市立幼稚園を廃止しており、私立幼稚園が各園の教育方針に基づいて、特色ある教育を実践し、幼稚園での教育を全面的に担ってきました。
- ◆ 幼稚園は、地域に根付いた教育施設として長年にわたり運営してきた実績を持っています。そして、子ども一人ひとりの発達に応じ、環境を通して生きる力の基礎を育むとともに、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支える重要な役割を果たしてきました。
- ◆ 市内の私立幼稚園の運営や、川崎市幼稚園協会の活動に対する助成制度により、特別な支援を必要とする子どもの受入れ、預かり保育の充実、園庭開放や子育てセミナーの開催などの子育て支援事業の促進を図り、総合的な幼児教育の振興を図ってきました。
- ◆ 平成 28（2016）、29（2017）年度の国の幼児教育段階的無償化の動きに合わせて、私立幼稚園保育料等補助により、ひとり親世帯や低所得世帯に対する経済的負担の軽減を図ってきました。
- ◆ 幼稚園、認定こども園、保育所から小学校への円滑な接続を行うため、幼保小連携事業を推進してきました。

＜保育料の改定と収納対策の強化＞

- ◆ 保育所、家庭保育福祉員、おなかま保育室の利用者負担額（保育料）は、学識経験者等で組織する検討委員会の報告を受け、受益者から応分の負担を求めるため、平成 24（2012）～平成 26（2014）年度にかけて、保護者負担割合を国基準保育料の概ね 66.4% から 75% 程度とする等の内容を盛り込んだ改定を段階的に実施しました。
- ◆ 平成 28（2016）年度には、平成 26（2014）年度までの改定の趣旨をさらに反映するため、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の保育料について、第 2 子保育料を全階層において第 1 子の 50% に統一するとともに、満 3 歳以上児の階層間の差額を平準化しました。
- ◆ 認可保育所の保育料は、公営・民営いずれの場合も市が徴収します。認可保育所に入所していない家庭や家庭で子育てをする家庭、さらには子育て世帯以外の納税者との公平性を鑑み、平成 27（2015）年度から保育料の収納対策業務を強化しました。

- ◆ 収納対策業務においては、保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには、法令の規定による債権差押等の滞納処分も行い、平成28（2016）年度決算では、現年度分が約99.6%（政令指定都市中2位）、滞納繰越分が約34.7%（政令指定都市中4位）と収納率が向上しました。

【主な課題】

《多様な手法による保育受入枠の拡大》

- ◆ 大規模集合住宅の開発等に伴う若い世帯の転入増や、共働き世帯の増加などにより、保育所等利用申請者数が伸び続けている状況の中でも、地域の保育需要に対応した受入枠の確保に取り組む必要があります。また、引き続き低年齢児の利用申請が多くなっており、受入枠の更なる拡大が課題となっています。
- ◆ 保育所整備における補助については、国の制度を活用し実施していますが、近年の建設コストの上昇や、首都圏を中心とした地価高騰等の影響に対応するため、本市においては、内部改修型の整備費や開所後の賃借料補助について増額しています。これらの費用については、依然として運営主体の負担が大きい状況にあることから、継続的な負担軽減を実施する必要があります。
- ◆ 「子ども・子育て支援新制度」で新たに創設された地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）については、0～2歳の受入れを行う事業であるため、3歳到達後の受け入れ先の確保が課題となっています。
- ◆ 本市の待機児童対策においては、今後も認可外保育事業である川崎認定保育園やおなかま保育室等の事業継続が必要です。一方で施設の安定的・効率的な運営のため、計画的な認可化及び小規模保育事業への移行の推進が課題です。
- ◆ 年度限定型保育事業は、子どもの保育の継続性の観点から課題がある一方で、待機児童対策としての緊急的な施策として活用しなければならない状況にあります。

《保育士確保対策の更なる強化》

- ◆ 安心して子どもを預けられる環境を整えるためには、施設の整備だけでなく、保育を支える人材の確保と育成を進め、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要です。しかしながら、近年、首都圏の全域で保育需要の高い伸びがみられる中、域内のみで人材の確保及び育成を図ることが難しくなっています。そのため、広く全国の学生や潜在保育士などに、保育士として働く街・暮らす街としての本市の魅力を伝えて誘致を図るとともに、労働環境の更なる改善を図り、職場への定着を促進していく必要があります。

《幼稚園における保育を必要とする子どもの受入れ》

- ◆ 幼児教育の重要性が高まる中、保護者の就労状況等に関わりなく、「教育と保育」に関する多様なニーズに対応するため、1号認定から3号認定のすべての子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する認定こども園が、その受け皿として期待されています。このため、本市では引き続き、既存施設から認定こども園への移行を支援することが必要です。
- ◆ 幼稚園から認定こども園への移行にあたり、施設では新たに保育を必要とする子どもを受け入れる

ための整備が必要となります。また、移行にあたっては、保育を必要とする子どもの需要が高い地区とのマッチング等の調整が必要です。

- ◆ 多様な教育・保育ニーズに対応するため、市内私立幼稚園において広がりつつある幼稚園型一時預かり事業については、特に実施体制の長時間化（11 時間以上）や通年化（長期休業日等の実施）、2歳児の受入れなど、今後も更なる充実が期待されており、認定こども園への移行とともに、今後も充実した支援策が必要です。

《多様な運営主体による保育の質の確保》

- ◆ 「子ども・子育て支援新制度」においては、認可保育所に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が創設されたことから、本市に参入する事業者がますます多様化しているため、保育の質の維持・向上に向けて、これまで以上に民間事業者への支援を充実していく必要があります。
- ◆ 「新たな公立保育所」においては、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公・民保育所人材育成」の取組を中心に今後も強化していく必要があるほか、特別な支援を必要とする子どもへの積極的な支援、民間保育所との更なる連携の強化も必要です。
- ◆ 平成 29(2017)年度から開始された国の新たな処遇改善加算のうち処遇改善等加算Ⅱについては、国の制度上、副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーなどとして給付対象となる人数が限定されている仕組みです。今後、施設の実際の職員構成により柔軟な対応ができるようにするなど、処遇改善の更なる充実が求められています。
- ◆ 認可保育所や地域型保育事業の職員への処遇改善は、保育の質の確保や保育士の確保・離職防止の観点から大変重要です。このため、処遇改善加算等の給付費は、確実に保育従事者への給与に反映されていることが重要です。

《多様な保育サービスの提供》

- ◆ 本市では、民間保育所の新設、公立保育所の民営化等に併せて、長時間延長保育や一時保育、休日保育等の各事業を推進してきましたが、多様な保育に対するニーズはさらに細分化・複雑化しており、特に一時保育については、地域や時期等によってニーズが受入可能枠を超える状況も見受けられるため、きめ細やかな対応とより一層の拡大が期待されています。
- ◆ 休日保育事業については、地域によって利用ニーズにばらつきがあること等から、地域ごとの利用状況や利用ニーズに見合ったサービスが提供できるよう、状況の分析が必要です。

《特別な支援を必要とする子どもへの更なる対応》

- ◆ 近年、発達障害が疑われる子どもが増加しており、保育所等に通っている子どもに対しては、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携や、子どもの特性に応じた保育の提供が求められています。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、現在は民間保育所での受入れは困難なため、一定の条件のもと「新たな公立保育所」のセンター園でのみ受入れが可能です。このため、今後ニーズが拡大した場合の受け皿の確保が課題です。

《民営化・民設化の推進》

- ◆ 「新たな公立保育所」以外の公立保育所については、平成 33（2021）年 4 月までに民営化を完了することとしています。民営化手法の決定していない保育所は、周辺地域の将来的な保育需要が不透明であったり、近隣に仮設園舎の建設候補地が見つからない等の課題があります。
- ◆ 公立保育所の指定管理者制度導入園（公設民営）については、平成 31（2019）年度までに民設民営化を完了することとしており、利用者の理解を得ながら取組を進めていくことが必要です。

《新たな公立保育所が果たすべき役割》

- ◆ 待機児童対策の推進に伴い、「保育の質の維持・向上」と「地域子育て支援」の充実が必要になっていることを踏まえ、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」及び「公・民保育所の人材育成」の機能強化が必要であり、その実現を目指した取組が求められていますが、その一方で、施設の狭隘や老朽化が進んでおり、その対策が喫緊の課題となっています。

《民間保育所の老朽化》

- ◆ 民間保育所は、今後も公立保育所とともに本市保育事業を支える重要な施設ですが、建築後 40～50 年を経過する等老朽化が進み、建て替えや大規模修繕が必要な施設が多くなっています。このため新規整備とともに民間保育所の老朽化への対応策が求められています。

《多様な主体・手法による保育施策の効率的な推進》

- ◆ 認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境を確保するため、引き続き、指導体制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の実施が必要です。
- ◆ 認可保育所等だけでなく、認可外保育施設においても、保育従事者の確保が厳しさを増しています。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 本市の3～5歳の子どもの約5割以上は幼稚園を利用しており、今後、幼稚園や認定こども園においても、引き続き子どもたちへの質の高い幼児教育の提供を行うため、教職員の確保や特別な支援を必要とする子どもの受入れに対する支援が必要です。
- ◆ 子ども一人ひとりが安心して就学を迎え、実り多い学校教育を受けられるよう、幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関が連携して就学前後の子どもへの支援を行うことによって、子どもの学びの連続性を確保することが重要です。

《保育料収納率の更なる向上》

- ◆ 保育サービスの受給者が公平に応分の負担を担うよう、収納対策としてこれまで実施してきた電話催告や納付面談、滞納処分等、保育料収納率の更なる向上に向けた取組を進める必要があります。
- ◆ 保育料の収納率は、取組の強化により、現年度分も滞納繰越分も一定の成果をあげていますが、滞納繰越分については年月が経過することで徴収が困難になるため、取組の更なる強化が必要です。
- ◆ 国の幼児教育・保育の無償化については、一定の方向性が平成 29（2017）年 12 月に閣議決定されたものの、認可外保育施設利用者への対応が未定であるほか、地方の負担についても不明確な状況ですが、今後も国の制度設計を見守っていく必要があります。

【計画期間における方向性】

《多様な手法による保育受入枠の拡大》

- ◆ 武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田地区など大規模集合住宅の開発が活発な地域や、鉄道主要駅周辺地域を中心に、今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、国の「子育て安心プラン」（平成 29（2017）年 6 月）に基づき、新たに容積率緩和制度の活用や、都市公園法改正に伴う公園内での保育所整備についても検討し、引き続き多様な整備手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保していきます。
- ◆ 保育所整備費補助や賃借料補助については、地価・賃料の高騰など保育所の新規整備における都市部特有の課題として、制度の更なる充実や安定的な事業実施を図るよう、今後も国に対して働きかけを継続します。
- ◆ 保育所等の新規整備のほか、既存保育所の増築・分園化等も含めた定員枠の拡大や、年齢別定員（特に 3 歳児の受入枠）の変更、国の保育補助者雇上げ強化事業を活用した基準内での定員を超えた受入れを民間保育所に呼びかけるなどの取組を継続し、総合的な保育受入枠の確保に取り組みます。
- ◆ 認可外保育施設のうち、設備や運営の基準等が認可保育所や小規模保育事業の設置基準を満たすことができる施設については、事業者を積極的に支援し保育の質の向上を図りながら、円滑な認可保育所や小規模保育事業等への移行を促進します。
- ◆ 「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」（平成 26（2014）年）に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備に向けた検討を進めていきます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続》

- ◆ 区役所において、利用申請前の段階から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を継続します。
- ◆ 引き続き、保育資源等の情報収集を行うとともに、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に努めます。

《保育士確保対策の更なる強化》

- ◆ 全国の保育士養成施設への働きかけ及び連携を強化し、保育士の確保を進めます。
- ◆ 保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士が多数いることを踏まえ、円滑な就職・復職を支援するための取組を進めます。
- ◆ 認可外施設を含む市内保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。
- ◆ 保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士修学資金貸付等事業など、国が主導する制度については、保育人材の確保を支援するその他の取組と効果的に連動させながら、積極的に活用します。

《幼稚園における保育ニーズへの対応の推進》

- ◆ 多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めます。
- ◆ 認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、施設の個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。
- ◆ 幼稚園在園児を対象とした幼稚園型一時預かり事業については、平日及び土曜日の11時間以上（教育時間を含む）の預かりや、長期休業日等の預かりを実施する幼稚園の更なる増加、2歳児の預かり保育を促進できるよう、支援策の充実を検討します。
- ◆ 幼稚園の運営事業者が、新規に小規模保育事業（0～2歳児対象・定員19人以下）を開設することや、幼稚園を既存の小規模保育事業を連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園で受け入れる仕組みは、40人規模の認可保育所の整備と同様の効果があるため、今後はこうした手法を積極的に推進します。

《多様な主体による保育の質の確保》

- ◆ 多様な運営主体が事業を展開していく中で、保育の質の維持・向上に向けて、様々な機会を捉え実践的な知識や保育技術を公民で共有します。
- ◆ 将来的に保育士等の処遇改善加算の受給要件となる可能性があるキャリアアップ研修については、神奈川県が実施主体であるものの、より多くの市内対象者が早期に受講できるよう、当分の間、本市においても実施します。
- ◆ 処遇改善の更なる充実に向け、国に働きかけを行うとともに、給付額が着実に保育士等に行き渡るよう、施設や法人への運営指導を強化します。
- ◆ 地域型保育事業については、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設（連携施設）を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。
- ◆ 新たな公立保育所については、今後、「（仮称）保育・子育て総合支援センター」として、これまでの取組を強化しながら、民間保育所支援策の量的・質的な拡充と、民間保育所機能との更なる連携の強化に向けた検討を進めます。

《多様な保育サービスの提供》

- ◆ 多様化する保育ニーズに的確に対応するため、新規に開設する民間保育所等の延長保育については、原則として20時までの実施を標準とします。
- ◆ 一時保育については、今後も積極的に実施施設の拡大を目指します。
- ◆ 休日保育については、ニーズの高い地域と時期を検証し、的確なサービス供給量の確保に努めます。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、公立保育所のセンター園では、今後も一定の条件の下で受け入れを実施します。民間保育所での受け入れについては、専任の看護師の確保に対

する支援策の創設について、国への働きかけを強化します。

《公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応》

- ◆ 公立保育所の民営化については、各施設における適切な手法を見極めながら、平成 33（2021）年 4月の完了を目指し、取組を推進します。
- ◆ 公立保育所の指定管理者制度導入園（公設民営）については、引き続き民設民営化を進め、平成 31（2019）年4月の完了に向けて取組を推進します。
- ◆ 「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図ります。
- ◆ 老朽化した民間保育所の建て替えや大規模修繕に関する効率的な支援策については、国の制度の活用など、その手法や資金調達の関係も含め、設置・運営法人と調整を図り、本市の持続可能な支援策を検討します。

《多様な主体・手法による保育施策の推進》

- ◆ 認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、引き続き、指導体制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施します。
- ◆ 川崎認定保育園など認可外保育施設を積極的に活用するため、事業者への支援や、保育従事者に対する処遇改善について、持続可能な支援策の検討を進めます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていけるよう、幼稚園のそれぞれの特色を活かした実績を踏まえ、引き続き充実した幼児教育を推進します。
- ◆ 特別な支援を必要とする子どもの受入れの推進など、幼稚園における特色ある教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に引き続き取り組みます。
- ◆ 国の基準を踏まえながら、教育職員の確保や安定雇用等、市としての運営水準の向上を図ります。
- ◆ 幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子ども同士の交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。

《保育料収納率の更なる向上に向けた取組》

- ◆ 保育料徴収業務においては、引き続き口座振替の促進を図るとともに、これまで実施してきた保育料収納率の向上に向けた取組をさらに強化します。
- ◆ 国の幼児教育・保育の無償化については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (平成29(2017)年4月)	0人 (平成34(2022)年4月)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、4月の集計値
認可保育所等利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	8.1点 (平成29(2017)年度)	8.2点以上 (平成33(2021)年度)	「認可保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

具体的な事業

- (1)待機児童対策事業 (2)認可保育所整備事業 (3)民間保育所運営事業 (4)公立保育所運営事業
(5)認可外保育施設支援事業 (6)幼児教育推進事業 (7)保育士確保対策事業 (8)保育料対策事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要																																
(1)	待機児童対策事業 (こども未来局：事業調整・待機児童対策担当)	当面の人口増に伴う就学前児童数の増加や、待機児童解消への期待感からの新たな保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。																																
	計画期間中の主な取組																																	
	①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 各区役所・支所（9か所）において、保育所入所相談、コーディネート機能の充実を図り、保育所の利用を希望される方などへのきめ細やかな相談支援を実施します。 【現状】窓口での相談支援 【H30(2018)以降】継続実施																																	
	◆保育所の概況 (単位：所、人)																																	
	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">保育所等の数 (か所)</th><th colspan="3">利用児童数※ (人)</th></tr><tr><th>総数</th><th>3歳未満児</th><th>3歳以上児</th></tr><tr><td>平成 25(2013)年 4 月 1 日</td><td>221</td><td>19,399</td><td>8,404</td><td>10,995</td></tr><tr><td>平成 26(2014)年 4 月 1 日</td><td>241</td><td>20,930</td><td>8,981</td><td>11,949</td></tr><tr><td>平成 27(2015)年 4 月 1 日</td><td>316</td><td>23,033</td><td>10,092</td><td>12,941</td></tr><tr><td>平成 28(2016)年 4 月 1 日</td><td>348</td><td>25,022</td><td>11,048</td><td>13,974</td></tr><tr><td>平成 29(2017)年 4 月 1 日</td><td>387</td><td>26,999</td><td>12,089</td><td>14,910</td></tr></table> ※市内在住の児童数（他都市の委託児童を含む。）			保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)			総数	3歳未満児	3歳以上児	平成 25(2013)年 4 月 1 日	221	19,399	8,404	10,995	平成 26(2014)年 4 月 1 日	241	20,930	8,981	11,949	平成 27(2015)年 4 月 1 日	316	23,033	10,092	12,941	平成 28(2016)年 4 月 1 日	348	25,022	11,048	13,974	平成 29(2017)年 4 月 1 日	387	26,999	12,089
	保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)																																
		総数	3歳未満児	3歳以上児																														
平成 25(2013)年 4 月 1 日	221	19,399	8,404	10,995																														
平成 26(2014)年 4 月 1 日	241	20,930	8,981	11,949																														
平成 27(2015)年 4 月 1 日	316	23,033	10,092	12,941																														
平成 28(2016)年 4 月 1 日	348	25,022	11,048	13,974																														
平成 29(2017)年 4 月 1 日	387	26,999	12,089	14,910																														
②横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進 待機児童対策の連携協定に基づき2市間で開始した両市施設間の相互利用を促進します。また、両市の市境等の保育需要を相互に補完するため、認可保育所の共同整備の取組を推進します。 ◦川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用 【現状】協定に基づく相互利用の促進 【H30(2018)以降】協定に基づく相互利用の促進の継続 横浜保育室利用人数：現状（H29(2017)）29人⇒（H30(2018)以降）同規模継続																																		

	・横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 【現状】2か所目の開所（横浜市鶴見区）（H29(2017)） 【H30(2018)以降】次の整備の検討	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	認可保育所整備事業 (こども未来局：保育所整備課)	高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①様々な手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 認可保育所の新設整備等の多様な手法により保育受入枠を拡大することで、高まり続ける保育需要への対応を図ります。 【現状】定員数の確保に向けた整備等 【H30(2018)】H31(2019).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,350人増） ＜民有地等活用型＞ ・大師本町1丁目（60人）・井田杉山町7丁目（80人） ＜鉄道事業者活用型＞ ・東急新丸子駅周辺・東急溝ノ口駅周辺・東急二子新地駅周辺（各60人） ＜民間事業者活用型（1,350人）＞ ＜公立保育所民営化＞ ・小倉保育園跡地（定員25人増）・ごうじ保育園跡地（定員30人増） ・西高津保育園跡地（定員105人増）・南菅生保育園跡地（定員10人増） ＜既存保育所の定員枠の拡大（定員35人増）＞ ＜川崎認定保育園の認可化等（定員240人増）＞ ＜地域型保育事業による受入枠の確保（定員235人増）＞ 【H31(2019)】H32(2020).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,151人増） 【H32(2020)】H33(2021).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,127人増） 【H33(2021)】H34(2022).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,037人増） 定員数：現状（H29(2017).4）26,281人⇒（H34(2022).4）36,692人	



新設の認可保育所（中野島のはら保育園）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	民間保育所運営事業 (こども未来局：保育課)	待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、増設される民間保育所・地域型保育事業等の適正な運営の確保に向けた支援及び指導を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①民間保育所の運営支援 国及び市が定める子どものための教育・保育給付費並びにそれに準じた指定管理料等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営を確保します。 【現状】職員等の処遇改善及びキャリアアップの枠組みの構築 【H30(2018)以降】職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進	
	②民間保育所における受入枠の確保 保育需要の増加に対応するため、民設民営保育所の増設、公設民営保育所の民設化を進め、受入枠の確保を図っていきます。また、年度限定型保育事業や保育補助者雇上強化事業など、国の待機児童対策事業を積極的に活用しながら、既存保育所の更なる受入枠の拡大に取り組みます。 【現状】受入枠の確保に向けた取組の推進 【H30(2018)以降】受入枠の確保に向けた取組の継続 定員数：現状（H29(2017).4）21,150人⇒（H33(2021).4）30,720人	
	③地域型保育事業における受入枠の確保 子ども・子育て支援新制度により、平成 27（2015）年度から新たな保育事業として位置づけられた地域型保育事業について、低年齢児の保育需要の増加に対応して受入枠の確保を推進します。 【現状】受入枠の確保に向けた取組の推進 【H30(2018)以降】受入枠の確保に向けた取組の継続 定員数：現状（H29(2017).4）706人⇒（H33(2021).4）1,500人	
	④一時保育実施数の拡大 保護者の週3日以内の就労・就学などで断続的に保育が困難となる世帯や、保護者の傷病などで緊急に保育が必要となる世帯の児童の一時的な保育を行います。 【現状】一時保育実施数の拡大 【H30(2018)以降】一時保育実施数の拡大 施設数：現状（H29(2017).4）70か所⇒（H33(2021).4）88か所	
	⑤延長保育の推進 保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施します。 【現状】延長保育事業の実施 月間実利用人数：現状（H28(2016)）8,552人 【H30(2018)以降】延長保育事業の継続実施	
	⑥公設民営保育所の民設化の推進 公設民営保育所の民設化の推進により保育の継続性を確保するとともに、運営の効率化を図ります。 【現状】H29(2017)までに 11 か所 12 園	

【H31(2019)】3か所3園民設化（民設化完了）

⑦「福祉サービス第三者評価」の推進

認可保育所における受審の更なる促進を図るとともに、地域型保育事業についても、評価の実施や結果の公表を促進します。

【現状】評価受診の促進

施設数：現状（H28(2016)）23 園

【H30(2018)以降】評価受診の促進の継続

⑧障害児保育の推進

小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関との連携の取組を推進するとともに、発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促進します。また、各区1か所のセンター園で医療的ケアを必要とする子どもの受入を実施します。

【現状】取組の実施

【H30(2018)以降】取組の継続実施

⑨夜間、年末保育事業、休日保育事業の推進

就労の多様化等に伴う保護者の保育ニーズに的確に対応する事業を推進します。

【現状】各事業の実施

【H30(2018)以降】各事業の継続実施



園庭での遊び

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	公立保育所運営事業 (こども未来局：運営管理課)	市内の保育施設における保育の質の維持・向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家族への支援機能を充実します。
	計画期間中の主な取組	
	①公立保育所の老朽化対策の実施 (仮称) 保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、老朽化した保育所の建替えを計画的に進めるとともに、様々な手法を検討しながら効率的な対策を推進します。 。大島・大島乳児保育園、生田・生田乳児保育園 【現状】基本・実施設計 【H30(2018)】工事着手 【H31(2019)】運営開始	

◦ 古川保育園、中原保育園

【現状】基本計画策定

【H30(2018)】基本・実施設計

【H31(2019)】工事着手

【H32(2020)】運営開始

◦ 藤崎保育園

【H30(2018)】基本計画策定

【H31(2019)】基本・実施設計

【H32(2020)】実施設計・工事着手

【H33(2021)】運営開始

②公立保育所の民営化の推進

すでに民営化時期を公表した施設の民営化を計画的に進めるとともに、今後、民営化を予定する公立保育所についても、平成 33（2021）年を目途に、適切な手法を見極めながら、民営化を進めます。

【現状】H29(2017)までに 44 か所・48 園を民営化

【H30(2018)】4 か所・4 園の民営化

【H31(2019)】4 か所・4 園の民営化

【H32(2020)】3 か所・3 園の民営化

【H33(2021)】5 か所・6 園の民営化（民営化完了）

③公民保育所職員研修の実施

初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえ、国のキャリアアップ研修も考慮に入れた体系的な研修計画に基づく各種研修等を実施します。

【現状】研修の実施

【H30(2018)以降】研修の継続実施

参加者数：現状（H28(2016)）2,332 人⇒（H33(2021)）4,500 人以上

④公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援

在宅における子育て世代の育児力向上に向けた地域子育て支援の充実を図るとともに、公立保育所の機能を活かした施設の利用支援、公民保育所間の交流の場づくりなどを行います。

【現状】育児相談などの支援の実施

【H30(2018)】育児相談などの支援の継続実施（H31(2019)以降継続）

【H31(2019)】大島・大島乳児保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行

【H32(2020)】中原保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行

⑤幼保小の連携の実施

幼稚園、保育園、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施します。

【現状】連携の実施

【H30(2018)以降】連携の継続

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	認可外保育施設支援事業 (こども未来局：保育課)	待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①保護者への保育料補助の実施 川崎認定保育園に在園する児童の保護者に対して保育料の補助を実施します。 【現状】保護者への保育料補助の実施 【H30(2018)以降】保護者への保育料補助の継続実施 <u>助成児童数：現状（H29）4,322人⇒（H33(2021)）3,956人</u>	
	②川崎認定保育園及びおなかま保育室の運営支援及び認可化の推進 認可保育所や小規模保育に移行する意欲のある認可外保育施設について、計画的に移行が図られるよう、改修費、移転費、運営費等の支援を行います。 【現状】児童の受入の促進 【H30(2018)以降】認可化移行支援の実施 <u>両施設の受入児童数：現状（H29(2017)）4,477人⇒（H33(2021)）4,077人</u>	
	③病児・病後児保育事業の実施 病気や病気の治りかけで集団保育が困難な期間において、児童を一時的に預かり、児童の健康管理や看護を行うとともに、保護者の子育てと就労を支援します。 【現状】全区での整備完了 【H30(2018)以降】病児・病後児への保育の実施	
	④認可外保育施設への保育指導員の立入調査や巡回指導等 認可外保育施設の運営に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを「認可外保育施設指導監督基準」に沿って調査し、問題がある場合には改善を求める等、指導監督を行います。 【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】取組の継続実施 <u>指導監督実施施設の割合：現状（H28(2016)）100%⇒（H33(2021)）100%</u>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	幼児教育推進事業 (こども未来局：幼児教育担当)	質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業等を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①幼稚園型一時預かり事業の推進 幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、長期休業日又はそれ以外の休業日に、保護者の希望により在園児等の保育を行います。 【現状】実施園数の拡大 【H30(2018)以降】実施園数の拡大	

実施園数：現状（H29(2017)）25 園⇒（H33(2021)）33 園

②幼稚園から認定こども園への移行促進

多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、認定こども園への移行に向けての計画的な整備を進めます。

【現状】移行実施園数1 園（H29(2017)認定こども園数4 園）

【H30(2018)】移行実施園数3 園（認定こども園数7 園）

【H31(2019)】移行実施園数3 園（認定こども園数10 園）

【H32(2020)】移行実施園数3 園（認定こども園数13 園）

【H33(2021)】移行実施園数3 園（認定こども園数16 園）

認定こども園数：現状（H29(2017)）4 園⇒（H33(2021)）16 園

③保護者への保育料等補助の実施

市内に住民登録しており、私学助成を受けている私立幼稚園（認可）に就園する3（満3 歳を含む。）・4・5 歳児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するために補助を実施します。

【現状】対象者への補助の実施

【H30(2018)以降】対象者への補助の継続実施

助成児童数：現状（H29(2017)）20,757 人⇒（H33(2021)）15,137 人

④幼児教育相談の実施

特別な支援を必要とする子どもの受入れを促進するため、市に幼児教育相談員を配置し、巡回相談を実施することにより、子ども・保護者・教職員の困り感を軽減し、より一層の幼児教育の充実を図ります。

【現状】巡回相談の実施

【H30(2018)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要			
(7)	保育士確保対策事業 (こども未来局：事業調整・待機児童対策担当)	保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。			
	計画期間中の主な取組				
	① 「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同設置している同センターと連携を図り、保育所等での就労を希望する方と、保育所等とのマッチングを行うなど、保育人材の確保を促進します。 【現状】就職マッチング等の実施 【H30(2018)以降】継続実施				
	<table><tr><th>用語説明</th><th>潜在保育士</th></tr><tr><td colspan="2">保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。潜在保育士の人数は、平成 27（2015）年 10 月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ 76 万人です。</td></tr></table>		用語説明	潜在保育士	保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。潜在保育士の人数は、平成 27（2015）年 10 月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ 76 万人です。
用語説明	潜在保育士				
保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。潜在保育士の人数は、平成 27（2015）年 10 月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ 76 万人です。					
	②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施 保育士養成施設に通う学生や潜在保育士等を対象とした各種の相談会や体験事業、研修等の開催を				

②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施

保育士養成施設に通う学生や潜在保育士等を対象とした各種の相談会や体験事業、研修等の開催を

通じて、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施します。

【現状】県外保育士養成施設への個別訪問の実施

【H30(2018)】

- ・県外保育士養成施設への個別訪問の拡充
- ・出張型就職相談会の実施（H31(2019)以降継続）

【H31(2019)以降】県外保育士養成施設への個別訪問の実施（H32(2020)以降継続）

参加者数：現状（H28(2016)）1,283人⇒（H33(2021)）2,700人以上

③保育士宿舎借り上げ支援事業の実施

保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所等運営法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助を実施します。

【現状】認可保育所等を対象とした保育士宿舎借り上げ支援の実施

【H30(2018)以降】認可保育所等を対象とした保育士宿舎借り上げ支援の継続実施

補助対象人数：現状（H28(2016)）374人⇒（H33(2021)）1,216人

④保育士資格取得支援事業の実施

保育士養成課程の修了又は保育士試験の受験による資格取得を目指す方を支援するため、各種の保育士資格取得支援事業を実施します。

【現状】資格取得支援の実施

【H30(2018)】

- ・保育士試験による資格取得支援の継続（H31(2019)以降継続）
- ・学習費補助制度の拡充



保育士試験直前対策講座の様子

⑤保育士修学資金貸付等補助の実施

指定保育士養成施設で学ぶ学生に対して修学資金等の貸付を行うことで、修学の継続及び保育士資格の取得を支援し、卒業後、市内保育施設へ就職することを促す保育士修学資金貸付などの事業を実施します。

【現状】貸付等補助の実施

【H30(2018)以降】貸付等補助の継続実施

補助対象人数：現状（H29(2017)）63人⇒（H33(2021)）120人

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	保育料対策事業 (こども未来局：保育課)	保育料を滞納している世帯に対し、納付指導、督促を徹底するとともに、保育サービスの受益と負担の適正化に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①保育料収納対策の強化の実施 滞納者に対して、迅速かつ着実に電話等による納付指導を行うとともに、長期滞納者に対する債権確保対策においては、受益と負担の適正化や他の納入者との公平性の観点から、法令の規定による滞納処分を積極的に実施するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。 【現状】 収納率向上に向けた取組の推進 【H30(2018)以降】 迅速かつ着実な電話等による納付指導、長期滞納者に対する滞納処分の強化 <u>収納率：現状（H28(2016)）98.52%⇒（H33(2021)）99.18%以上</u> ②国の子育て支援施策との連携 これまで国が実施してきた、ひとり親世帯や低所得者等に配慮した保育料の減免制度について、今後も着実に実施します。また、国の幼児教育・保育の無償化の取組については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。 【現状】 取組の実施 【H30(2018)以降】 取組の継続実施	

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

【施策の概要】

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組めます。

また、すべての子どもがいいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

【主な取組状況】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を平成28(2016)年度から全校で実施しています。
- ◆ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの「分かる実感」を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を活かして全校での展開を図っています。
- ◆ 子どもたちの人権感覚や人権意識の向上、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解を図るため、情報交換や研修、補助教材・学習資料の作成・配布、講師派遣などを実施しています。
- ◆ 子どもたちの異文化理解と相互尊重を目指した学習の推進や、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成推進のため、外国人市民等の講師派遣や外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換などを実施しています。
- ◆ 児童生徒の定期健康診断を実施し、その結果に基づき、疾病の予防措置や治療の指示等を行うとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの健康教育に取り組んでいます。
- ◆ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成29(2017)年中に市内すべての公立中学校において完全給食を実施しました。
- ◆ 学校では様々な場で情報を選択したり、適切に判断したりする情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育として、児童生徒の発達の段階に応じて、日常的なモラルを育むことやインターネットの特性について理解させること等を通して判断力の育成をしています。
- ◆ 定時制生徒の将来の自立に向け、市立川崎高等学校定時制及び高津高等学校定時制をモデル校として、カフェ形式による居場所づくりを中心とした取組や、就労支援に重点を置いた取組を実施しています。
- ◆ 学生や教員OBなどを教育活動サポーターとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行っています。また、小・中・特別支援学校における自然教室を実施しています。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」（平成 27（2015）年3月策定）に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援など特別支援教育を推進しています。
- ◆ 各学校において、豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止を図っています。
- ◆ 平成 29(2017)年度には、すべての小学校において児童支援コーディネーターの専任化を完了し、教育的ニーズのある児童への支援体制の充実を図りました。
- ◆ 様々な課題を抱える子どもたちを取り巻く複雑な環境に働きかけるためには、専門性の高い支援の充実や関係機関との連携が必要です。そのため、各区・教育担当にスクールソーシャルワーカーを配置し、円滑な連携を図れるよう努めています。
- ◆ また、環境への働きかけと合わせて、子どもたちの思いをしっかりと受け止め、いじめや不登校などの課題に対応するために、すべての市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校、特別支援学校及び高等学校には学校巡回カウンセラーを派遣しています。
- ◆ 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を市内6か所で運営するとともに、「ゆうゆう広場」において子どもの諸活動に関わるボランティアの大学生・大学院生（メンタルフレンド）を募集・配置しています。また、既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級を運営しています。
- ◆ 日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるため、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施するとともに、日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援を実施しています。
- ◆ 経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用を支給しています。また、一定の成績要件及び所得要件に基づき、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対して高等学校奨学金を支給し、また同様の大学生に対して大学奨学金を無利子で貸与しています。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーを20名配置するとともに、踏切等の危険か所への地域交通安全員を配置するなど、登下校時の交通事故など地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しています。また、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育を推進しています。
- ◆ 幼少期から交通安全意識の醸成を図るため、幼稚園・保育園における交通安全歩行教室や小学校における歩行・自転車の安全な乗り方教室のほか、中学生・高校生を中心に、スケアードストレート方式交通安全教室を開催するとともに、スクールゾーン対策として、通学路の電柱巻付表示やスクールゾーンの路面表示を補修・新設しています。

【主な課題】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感など「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子ども・若者の様々な課題が存在しており、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて計画的・系統的に育てる教育が求められています。
- ◆ 市学習状況調査等の結果から、授業の理解度については、小・中学校ともに改善傾向が見られます。基礎的な知識及び技能や、それを活用する力など、確かな学力の育成のために子どもたちの学力を多面的に捉えながら、引き続き、きめ細やかな学習指導や分かりやすい授業づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 一人ひとりが尊厳をもって自分らしく生きられる社会を創造するためには、国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、あらゆる機会や場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要であり、また、問題解決のための実践的な行動力などを育むことが求められています。
- ◆ 「かわさきパラムーブメント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、計画的・系統的に行う必要があります。
- ◆ 偏った栄養摂取や朝食欠食等、食生活の乱れや肥満・痩身等の現代的な健康課題等に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要となっています。
- ◆ ゲーム機やスマートフォン等のコミュニケーションツールが日々進歩し、子どもたちが気軽にSNSなどのインターネットを利用する今日では、情報モラル教育を一層推進していくことが求められています。
- ◆ 定時制の生徒は全日制の生徒に比べ、年齢構成が幅広く、生徒一人ひとりの抱えている課題が多様であるため、学校の教職員とも連携し、個々の生徒の性格や状況を把握しつつ、生徒からの相談にも気軽に応じながら学習支援や就労支援ができる知識や経験を有する人材を定期的に学校へ配置することなどを検討していく必要があります。
- ◆ 児童生徒へのきめ細やかな学習支援や相談をさらに充実させて、学校における教育活動に対する支援体制の充実を図ることが求められています。また、自然教室における宿泊体験学習を通じた児童の育成を行う必要があります。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加していることや、通常の学級においても発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していることから、障害の有無に関わらず、すべての児童生徒を対象として、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことが必要です。
- ◆ 社会の大きな変化は、子どもたちを取り巻く環境や心にも大きな影響を及ぼします。校内支援体制の整備・充実や専門機関との連携など、子どもへの支援を充実させる必要があります。
- ◆ 不登校児童生徒の社会的自立や既卒者の学び直しなどのために、多様な学びの場を整備することが

求められています。

- ◆ 海外帰国児童生徒や外国人児童生徒など、外国文化を背景に持つ児童生徒は増加しており、実態の多様化（文化的な背景、海外での教育歴、家庭環境、特別な教育的ニーズを抱える等）や学校生活への不安に対応するため、受け入れ体制の整備などの取組の充実が求められています。
- ◆ すべての保護者へ就学援助制度について周知し、就学援助費の申請漏れを防ぐ必要があるとともに、申請に対して適切かつ遅滞なく認定・支給するため就学事務を円滑に実施することが求められています。
- ◆ 奨学金は学校を通じて申請しており、学校と協力しながら迅速に事務を処理する必要があります。また、意欲のある生徒等が安心して教育を受けられるよう、継続して実施していくことが重要です。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 近年、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害の発生等、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たないことから、児童生徒の安全対策に関する取組を継続していくことが求められています。
- ◆ 交通安全を推進していくためには、より多くの市民の方々の意識向上策が必要です。特に幼児の身近にいる保護者が子どもたちの手本となるため、交通安全の重要性について再認識してもらうなど、成人層に対する取組を工夫する必要があります。

【計画期間における方向性】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもたちに、社会で自立して生きていくための能力や態度、共生・協働の精神を育みます。
- ◆ 一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
- ◆ 本市では、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤として位置づけて推進しており、今後も、これまでの取組を継続していきます。
- ◆ 多文化共生教育を推進していくため、今後も引き続き、民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣するとともに、外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換や各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を推進していきます。
- ◆ 自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を促進します。
- ◆ 小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実を図ります。
- ◆ 情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育むなど、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」（平成29（2017）年3月策定）に基づく取組を推進します。
- ◆ 保護者や教職員ではないが、気軽に相談したり、勉強を教えてもらえたり、進路についてのアドバ

イスがもらえる、身近にいて信頼できる外部人材を配置するなど、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実を図っていきます。

- ◆ 教育活動サポーターの継続配置により学校におけるきめ細やかな指導を支援するとともに、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。
- ◆ 「かわさき共生＊共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して児童生徒指導の充実を図ります。
- ◆ 各学校において児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、様々な教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。
- ◆ 「ゆうゆう広場」での体験活動など様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ◆ 日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるとともに、初期の日本語指導や中学3年生への学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進します。
- ◆ 就学援助費について、すべての保護者に対して申請意思の確認を行い、援助を必要とする家庭に対して確実な支給を継続するとともに、事務の円滑化・効率化を実施します。
- ◆ 奨学金の制度については、社会環境の変化を注視しながら必要に応じて制度の見直しを検討し、引き続き適正な支給・貸付を行います。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 登下校時の児童生徒の安全を確保するために、スクールガード・リーダーを継続配置していくとともに、地域交通安全員の適正な配置を行うとともに、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善を推進します。また、防災教育として、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進などを図ります。
- ◆ 園児・児童だけでなく、あらゆる世代を対象にした交通安全教室やキャンペーン等の啓発活動等を継続的にを行い、交通安全意識を高めることで、一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守し、交通事故の防止につなげます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「授業がわかる、どちらかといえはわかる」と回答した児童の割合【小5】 (市学習状況調査)	90.9% (平成 29 (2017) 年度)	93.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	市立校の対象学年全児童の平均値 (小学校 5 年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値)
「授業がわかる、どちらかといえはわかる」と回答した生徒の割合【中2】 (市学習状況調査)	77.2% (平成 29 (2017) 年度)	80.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	市立校の対象学年全生徒の平均値 (中学校 2 年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値)
支援の必要な児童※の課題改善率 (小学校) (教育委員会事務局調べ) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	94.6% (平成 29 (2017) 年度)	96.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数×100 (%)
児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会事務局調べ)	28件 (平成 24 (2012) ～ 28(2016) 年の平均)	25件以下 (平成 29 (2017) ～ 33(2021) 年の平均)	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計 (直近 5 年間の平均値)

具体的な事業

- (1)キャリア在り方生き方教育推進事業 (2)きめ細やかな指導推進事業 (3)人権尊重教育推進事業
 (4)多文化共生教育推進事業 (5)健康教育推進事業 (6)健康給食推進事業
 (7)教育の情報化推進事業 (8)魅力ある高校教育の推進事業 (9)学校教育活動支援事業
 (10)特別支援教育推進事業 (11)共生・共育推進事業 (12)児童生徒支援・相談事業
 (13)教育機会確保推進事業 (14)海外帰国・外国人児童生徒相談事業 (15)就学等支援事業
 (16)学校安全推進事業 (17)交通安全推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	キャリア在り方生き方 教育推進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、手引きの配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。
	計画期間中の主な取組	
(1)	①研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進します。 <u>・キャリア在り方生き方教育の実施</u> 【現状】キャリア在り方生き方教育の全校実施 【H30(2018)以降】各校における取組の実施 <u>・多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援</u> 【H30(2018)】教職員の理解を深める研修の実施 【H31(2019)以降】研修の実施及び校務用のネットワークを活用した実践の周知	

②「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進

教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。

【現状】小・中学校への配布・活用

【H30(2018)】高等学校用ノート試作版の作成

【H31(2019)】高等学校用ノートの作成・配布

【H32(2020)】活用推進

【H33(2021)】活用推進及び小・中学校用ノートの見直し検討

③広報等による保護者等への理解促進

啓発リーフレット等を活用して、家庭・地域との連携を意識した推進を図ります。

【現状】リーフレットの作成及び配布

【H30(2018)以降】リーフレット配布等による広報実施



キャリア在り方生き方ノートを活用した授業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	きめ細やかな指導推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進 習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究・実践を進めます。 ・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 【現状】3年間（H26(2014)～H28(2016)）の研究の総括 【H30(2018)以降】研究の成果を活かした取組の実施 ・手引き等を活用した取組の実施 【現状】「きめ細やかな指導実践編」の作成及び活用 【H30(2018)以降】「実践編」の冊子を活用した取組の実施 ②少人数指導・少人数数学級等の推進 小学校2年生以上の1学級あたり35人を超える学校において、研究指定制度を活用した少人数学	

	級を実施します。また、少人数指導等のための教員を学級担任にあてて少人数学級を実施した学校に対して、非常勤講師を配置し、習熟の程度に応じた学習や課題別学習等の少人数指導を推進します。 【現状】学校の実情に応じた取組の実施 【H30(2018)以降】学校の実情に応じた取組の充実	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	人権尊重教育推進事業 (教育委員会事務局：人権・共生教育担当)	子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 会議での情報交換等を通して人権尊重教育についての意識の向上を図ります。 【現状】人権尊重教育推進会議の実施 【H30(2018)以降】人権尊重教育推進会議の継続実施 <u>開催回数：現状（H29(2017)）2回⇒（H30(2018)以降）同規模継続</u>	
	②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 管理職及び教職員、人権推進担当者、PTAを対象とした研修の実施や、研究校への研究支援を通して教職員の意識の向上を図ります。 【現状】研修等の実施 【H30(2018)以降】研修等の継続実施 <u>研修参加者数：現状（H28(2016)）2,437人⇒（H33(2021)）2,450人</u>	
	③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 児童生徒の発達の段階に応じて子どもの権利学習に関する資料等を作成し配布します。 【現状】作成及び配布 【H30(2018)以降】補助教材の作成及び配布	
	④子どもの権利学習派遣事業の実施 子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小中学校で実施します。 【現状】派遣事業の実施 【H30(2018)以降】派遣事業の継続実施 <u>派遣学級数：現状（H29(2017)）104学級⇒（H30(2018)以降）同規模継続</u>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局：人権・共生教育担当)	子どもたちの異文化理解と相互尊重を目指した学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣 講師の派遣を通じて子どもたちの異文化理解の促進を図ります。 【現状】派遣事業の実施 【H30(2018)以降】派遣事業の継続実施 派遣校数：現状（H29(2017)）51校 151人⇒（H33(2021)）53校 157人	
	②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 外国人教育推進連絡会議での情報交換を通じて教職員の意識の向上を図ります。 【現状】情報交換の実施 【H30(2018)以降】外国人教育推進連絡会議の開催 ③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 実践事例報告会での情報交換を通じて教職員の意識の向上を図ります。 【現状】実践事例報告会の開催 【H30(2018)以降】実践事例報告会の開催による情報交換の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	健康教育推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。 【現状】保健の授業等で実施 薬物乱用防止教室実施数：現状（H29(2017)）61校 【H30(2018)以降】健康教育の継続的な実施	
	②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応を図るため、養護教諭等を対象とした研修を実施します。 【現状】食物アレルギー研修の実施 【H30(2018)以降】養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施 ③学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 学校保健安全法に基づき、学校における各種健康診断を着実に実施します。	

	【現状】健康診断の適正な実施 【H30(2018)以降】継続実施 ④スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 個別の対応が求められる子どもへの対応等について、指導・助言を行うスクールヘルスリーダーを派遣します。 【現状】若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施 【H30(2018)以降】若手養護教諭の養成・支援のための派遣の継続実施 <u>派遣数：現状（H29(2017)）4名⇒（H33(2021)）6名</u>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
	健康給食推進事業 (教育委員会事務局：健康給食推進室)	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
	計画期間中の主な取組	
(6)		①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 将来を担う子どもたちが、生涯「健康」な生活を営むために、「健康給食」をコンセプトとして、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立を提供します。 。食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 【現状】給食提供 【H30(2018)以降】継続実施 。JA セレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用 【現状】「かわさきそだち」を使用した給食提供 【H30(2018)以降】継続実施 。 (株) タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進 【現状】健康プログラムの検討 【H30(2018)以降】健康プログラムの実施 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進を図ります。 【現状】あり方の検討 【H30(2018)】 ・学校給食を活用した更なる食育の充実（H31(2019)以降継続） ・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂に向けた取組の実施 【H31(2019)】学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂・配布 ③中学校完全給食の円滑な実施 中学校完全給食の全校実施後、円滑な実施のための業務モニタリングを適切に実施します。 【現状】センター方式 48 校、自校方式 2 校、小中合築校方式 2 校（全校実施） 【H30(2018)以降】 ・中学校全 52 校における円滑な給食運営 ・学校給食センターPFI 事業モニタリングの実施

④小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進

小学校や特別支援学校において児童の発達の段階に応じた給食の充実に向けての取組を推進します。

◦ 老朽機器の計画的更新

【現状】更新の実施

【H30(2018)以降】継続実施

◦ 献立の充実にに向けた取組

【現状】給食費改定に向けた検討

【H30(2018)】献立の充実にに向けた給食費の改定

◦ 給食調理業務の委託化の実施

【現状】退職動向に合わせた委託化の実施

【H30(2018)以降】継続実施

⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援

学校給食会が行う学校給食用物資の調達や学校給食費の管理に関する事業等に対する運営支援を行います。

【現状】補助金支給による運営支援

【H30(2018)以降】補助金支給による運営支援の継続実施

⑥給食費管理等についての調査・研究

給食費の管理等に関する調査・研究を行い、その結果を踏まえた取組を検討します。

【現状】国や他都市の動向の調査

【H30(2018)】調査・研究の実施

【H31(2019)】調査・研究の結果を踏まえた取組の検討

【H32(2020)以降】調査・研究の結果を踏まえた取組の実施



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	教育の情報化推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 計画に基づき児童生徒の情報に関する資質・能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援す	

るために必要な環境整備を踏まえ、教育の情報化を推進します。

【現状】 計画策定

【H30(2018)】 計画に基づく取組の実施（H31(2019)以降継続）

【H33(2021)】 次期計画の策定

②児童生徒の情報活用能力の育成の推進

情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育んでいくとともに、プログラミング教育などの新たな取組も含め、情報活用能力育成のための学習活動の推進を図ります。

◦ 情報化推進モデル校を活用した取組の実施

【現状】 モデル校の指定

【H30(2018)】 モデル校による研究

【H31(2019)以降】 研究成果を活かした取組の実施

③タブレット型 PC 等を活用した教員の ICT 機器の活用能力の向上及び授業における活用推進

教員の指導力向上に向けた ICT の活用能力を育成するための研修の充実などに取り組みます。

【現状】 ICT 機器の更新・整備

【H30(2018)以降】 機器の更新・整備及び活用

④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進

教員の業務の効率化につながるよう、新校務支援システムの開発と効果的な運用を進め、教育の質的改善を図ります。

◦ 新システム移行に向けた取組

【現状】 移行に向けた検討

【H30(2018)】 設計

【H31(2019)】 開発・仮稼働

【H32(2020)以降】 本稼働

⑤情報システムのネットワーク環境のあり方の検討及び効率化の取組の推進

学校業務の効率化に向け、情報システムのネットワークや機器のあり方を検討し、検討結果に基づく取組を推進します。

【H30(2018)】 ネットワーク環境のあり方の検討

【H31(2019)以降】 検討結果に基づく取組の推進

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	魅力ある高校教育の推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進	
「市立高等学校改革推進計画」に基づき、各校が、魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教		

育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現を目指します。

【現状】

- ・第1次計画の検証・評価
- ・幸高校全日制普通科の開設
- ・定時制課程の再編完了

【H30(2018)】第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討

【H31(2019)】第2次計画の策定

【H32(2020)以降】計画に基づく取組の実施

用語説明

市立高等学校改革推進計画

「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19(2007)年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校（現・幸高等学校）に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。

②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施

川崎市立高等学校が持つ専門的な知識・技術・設備等の教育機能を広く地域に開放することで、高校に対する地域住民の理解と交流を深めます。

【現状】開放講座等の実施

【H30(2018)以降】開放講座等の継続実施

講座実施数：現状（H29(2017)）10回⇒（H33(2021)）10回程度

③定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施

定時制生徒の将来の自立に向け、モデル事業の推進と検証を行い、各学校の実情に応じた学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。

【現状】2校（川崎、高津）で実施

【H30(2018)以降】相談・支援の実施

④川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進

川崎高校及び同附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。

【現状】中高一貫教育の推進

【H30(2018)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	学校教育活動支援事業 (教育委員会事務局：指導課)	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。
	計画期間中の主な取組	
	①教育活動サポーターの配置	児童生徒への学習支援・相談の充実のために教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置

し、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。

【現状】教育活動サポーターの配置

【H30(2018)以降】配置の継続

②小・中・特別支援学校における自然教室の実施（ハケ岳少年自然の家等）

豊かな自然環境での宿泊体験学習を通じて心身ともにたくましい児童生徒の育成を図ります。

【現状】自然教室の実施

【H30(2018)以降】自然教室の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(10)	特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。				
	計画期間中の主な取組					
	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援					
	特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の拡充により、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援と小・中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援が充実するように、学校の支援体制を強化します。					
	【現状】特別支援学校と情緒関連通級への担当教員の配置 【H30(2018)】言語通級への担当教員の追加配置 【H31(2019)以降】小・中学校への支援の実施					
<table><tr><th>用語説明</th><th>通級指導教室</th></tr><tr><td colspan="2">小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。</td></tr></table>			用語説明	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。	
用語説明	通級指導教室					
小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。						
②小・中学校通級指導教室の運営						
小・中学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対し、設置校において困難さの改善に向けたきめ細やかな指導を行います。						
【現状】 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置 【H30(2018)以降】国等の動向を見据えながらの運営改善の検討						
③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進						
個別の指導計画の作成及びサポートノート（個別的教育支援計画）を活用した適切な引継ぎの実施を行うことで、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一貫して的確な教育的支援を行います。						
【現状】計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ 【H30(2018)以降】継続実施						
④特別支援教育研修の実施による専門性の向上						

特別支援学校や特別支援学級において児童生徒が増加しているとともに障害の重度重複化、多様化が進んでいることから、研修の開催等を通じて教職員の専門性の向上を図ります。

・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施

【現状】必修研修及び希望研修の実施

【H30(2018)以降】研修の継続実施

⑤医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

市立小・中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師の訪問などにより、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

【現状】看護師の派遣による支援の実施

看護師派遣回数：現状（H29(2017)）週2回

【H30(2018)以降】児童生徒の状況に応じた支援の実施

用語説明	医療的ケア
医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たん吸引等の医療行為	

⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施

長期入院等児童生徒に対して、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行います。

【現状】こども心理ケアセンターへの小・中学校分教室の設置

【H30(2018)以降】長期入院・入院児童生徒への指導者配置

⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置

市立学校において教員の補佐として、特別支援教育サポーターを配置し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行います。

【現状】小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置

配置回数：現状（H28(2016)）20,887回

【H30(2018)以降】継続実施

⑧児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進

障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、様々な人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、全小・中学区で交流及び共同学習を推進します。

【現状】児童生徒の実態に応じて各校で実施

実施校数：現状（H29(2017)）164校

【H30(2018)以降】継続実施

⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進

特別な教育的支援を必要とする次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談等を行い、学校における一貫した教育支援の充実を図ります。

・教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備

【現状】教育支援会議の設置

【H30(2018)以降】相談・支援の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	共生・共育推進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を 実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プ ログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実 を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 体験を通して自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なス キルを育てるかわさき共生＊共育プログラムを実施します。 <u>◦担当者研修の実施</u> 【現状】年2回実施 【H30(2018)以降】継続実施 <u>◦研究協力校での効果測定・検証</u> 【現状】効果測定・検証 【H30(2018)以降】継続実施 <u>◦エクササイズ集を活用した取組の実施</u> 【現状】エクササイズ集の改訂・配布 【H30(2018)以降】新エクササイズに対応した職員研修の充実	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(12)	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊か な心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウ ンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれ ている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各 区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題 の解決を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	①児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を合わせ持った児童 支援コーディネーターが中心となり、校内のすべての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅 速で適切な対応を行います。 【現状】コーディネーターの専任化完了 【H30(2018)以降】スキルアップに向けた研修の実施 ②スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等 の緊急対応における児童生徒の心のケアなどを行います。 <u>◦スクールカウンセラーの配置</u> 【現状】全中学校への配置	

	【H30(2018)以降】継続実施 ◦ <u>学校巡回カウンセラーの派遣</u> 【現状】全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣 【H30(2018)以降】継続実施 ③ スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援 いじめ・不登校、児童虐待など様々な諸問題の解決に向け、子どもに影響を及ぼしている環境の改善を図るため、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的知識・技術を用いて相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 【現状】川崎区2名、その他の区は1名の配置 【H30(2018)以降】スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 ④ 多様な相談機能の提供 各種の相談等に対応するため多様な相談機能を提供するとともに、不登校の児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供を行います。 【現状】 ・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供 【H30(2018)以降】多様な相談機能による相談支援の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(13)	教育機会確保推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	① 不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 適応指導教室における小集団による体験活動・学習活動等を通して不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援します。 【現状】市内6か所の運営 【H30(2018)以降】継続実施 ② 子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 適応指導教室の諸活動において、教育や心理に関心のある大学生・大学院生をメンタルフレンドとして配置し、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を図ります、 【現状】募集及び配置（20名程度） メンタルフレンド配置：現状（H28(2016)）12人 【H30(2018)以降】継続実施	

③既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営

中学校を卒業していない人、または、様々な理由により、十分に学べなかった人への学び直しの機会を提供するため夜間学級を運営します。

【現状】西中原中学校夜間学級の運営

生徒の編入数：現状（H28(2016)）11人

【H30(2018)以降】

- ・夜間学級の運営の継続実施
- ・希望者に対する入学及び編入相談の充実

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(14)	海外帰国・外国人児童生徒 相談事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
(14)	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 川崎市総合教育センターで海外帰国・外国人児童生徒の編入学・日本語指導・学校生活適応など総合的な教育相談を行います。 【現状】教育相談実施 教育相談実施数：現状（H28(2016)）221件 【H30(2018)以降】継続実施	
	②日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 増加する外国人児童生徒への支援を保障するため、初期の日本語指導と中学校3年生の学習支援を実施します。 ・日本語指導等協力者及び中学校への学習支援員の派遣 【現状】派遣の実施 支援実施児童生徒数：現状（H28(2016)）295人 【H30(2018)以降】派遣の継続実施	
	③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会等で、帰国・外国人児童生徒の日本語指導及び受け入れ体制の整備、充実に向けた検討等を行います。 【現状】研修会及び協議会の実施 研修会開催回数：現状（H29(2017)）2回 【H30(2018)以降】継続実施	
	④日本語指導のための特別の教育課程の実施 海外帰国・外国人児童生徒に対するよりきめ細やかな支援の必要性があることから、特別の教育課程を実施します。 【現状】国際教室（日本語教室）における実施	

	【H30(2018)】 ・国際教室における継続実施（H31(2019)以降継続） ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討 【H31(2019)以降】全小・中・特別支援学校での実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
	就学等支援事業 (教育委員会事務局：学事課)	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。
	計画期間中の主な取組	
(15)	①全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。 ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 【現状】実施検討及び新中学1年生（H30（2018）年度入学）への実施 【H30(2018)以降】中学生への継続実施及び新小学1年生(H31(2019)年度入学)への実施 ・システム化による事務処理効率化 【現状】実施検討 【H30(2018)】システムの構築及び制度改正の実施 【H31(2019)以降】効率化の実施 ②特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担の能力に応じて必要な援助を行います。 【現状】円滑な支給 【H30(2018)以降】継続実施 ③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 就学事務システムを利用した事務の円滑化・効率化を行います。 【現状】就学事務の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ④高等学校奨学金の支給による支援 高等学校等に進学・在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金の支給を実施します。 【現状】円滑な支給 【H30(2018)以降】継続実施 ⑤大学奨学金の貸付の実施 大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な大学生に対し、奨学金の貸与を実施します。 【現状】貸付の実施及び制度のあり方の検討 【H30(2018)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
16	学校安全推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む学校防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。				
	計画期間中の主な取組					
	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置 スクールガード・リーダーを配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援します。 【現状】スクールガード・リーダーの配置 【H30(2018)以降】スクールガード・リーダーの継続配置 配置数：現状（H29(2017)）20人⇒（H30(2018)以降）同規模継続					
	<table><tr><th>用語説明</th><th>スクールガード・リーダー</th></tr><tr><td colspan="2">子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家</td></tr></table>		用語説明	スクールガード・リーダー	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家	
	用語説明	スクールガード・リーダー				
	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家					
	②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行います。 【現状】適正な配置 【H30(2018)以降】継続実施					
	③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 通学路の危険か所を点検し改善が必要な際に、関係機関と連携しながら安全対策を進めます。 【現状】 ・通学路安全対策会議の運営 ・危険か所の改善 【H30(2018)以降】継続実施					
	④学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。 【現状】平成 28（2016）年度までに全校一巡 【H30(2018)以降】研究及び成果を活かした防災教育の実施 指定校数：現状（H29(2017)）4 校⇒（H30(2018)以降）同規模継続					

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(17)	交通安全推進事業 (市民文化局：地域安全推進課)	交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現を目指した活動を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し、各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等を実施します。 【現状】各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーンなど啓発活動の実施 【H30(2018)以降】継続実施	
	②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。 【現状】幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各年齢段階での交通安全教室・講話の実施 【H30(2018)以降】継続実施 <u>開催数：現状（H28(2016)）年475回⇒（H33(2021)）490回以上</u>	

- ③児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施**
子どもの登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径 500mのスクールゾーン内に路面標示、電柱巻付標示を設置し、交通事故の防止を図ります。
- 「スクールゾーン」・「文」の路面標示の補修・新設
【現状】「スクールゾーン」・「文」の路面標示の補修・新設
【H30(2018)以降】「スクールゾーン」・「文」の路面標示の補修・新設の継続
路面標示補助・新設件数：現状（H28(2016)）50件⇒（H30(2018)以降）同規模継続
 - 通学路の電柱巻付表示の設置
【現状】通学路の電柱巻付表示の設置
【H30(2018)以降】通学路の電柱巻付表示の設置の継続
電柱巻付表示設置件数：現状（H28(2016)）巻付表示822件⇒（H33（2021））1,500件

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

【施策の概要】

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

【主な取組状況】

《児童虐待への対応・社会的養護の推進》

- ◆ 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」に基づき母子保健施策や地域における取組を推進しながら、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら支援体制づくりを推進しています。
- ◆ 児童虐待防止センターによる電話相談の実施や、児童福祉施設、民生委員児童委員・主任児童委員等の協力を得ながら市内での児童虐待防止啓発活動等のオレンジリボンキャンペーンを実施し児童虐待の未然防止に向けた活動を行っています。
- ◆ 市内3か所の児童相談所においては、増加する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施し、子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。
- ◆ やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の推進や児童養護施設等の運営支援など、社会的養護の充実に向けた取組を進めています。
- ◆ 地域に根ざした相談支援機関として、市内6か所の児童家庭支援センターでは、ショートステイ機能等を活用し児童相談所や各区役所等と連携して、児童虐待の未然防止と再発防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実に向けた取組を進めています。

《ひとり親家庭の自立の促進》

- ◆ ひとり親家庭に対し、安心して自立した家庭生活が送れるように、児童扶養手当の支給や医療費助成などの経済的な支援、生活・就業相談や各種講座の実施、就職に有利な資格の取得に向けた支援等を行っています。
- ◆ 平成29（2017）年10月から、子どもの基本的な生活習慣の習得や地域とのつながりづくりを目的とした「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」を実施しています。

- ◆ ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得に伴う費用などの資金の貸付けを行い、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図っています。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 女性相談員を各区に配置するとともに、DV 相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性等の相談及び支援を実施することで、人権擁護と自立支援を図っています。
- ◆ 小児慢性特定疾病等の保険診療による医療費の自己負担分及び装具等作製の際の費用の一部助成を行っています。

【主な課題】

《児童虐待への対応・社会的養護の推進》

- ◆ 児童虐待防止啓発活動の充実とともに、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営体制のより一層の充実が求められています。また、各区役所及び関係機関が連携し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進が求められています。
- ◆ 里親制度の推進に向けては、制度の認知度の向上や新たな担い手の確保、児童委託後の支援の充実を図ることが必要です。
- ◆ 国において、新たな社会的養護のあり方等に関する検討が進められていることから、その動向を注視しながら、適切な対応について検討していきます。
- ◆ 社会的養護により養育された子どもの進路について、就職者の割合が高校卒業者全体と比較して高い割合になっているなど、多くの子どもは退所後、自ら収入を得て自立しなければならない状況にあり、円滑な社会的自立に向けた支援を行う必要があります。
- ◆ 乳児院・児童養護施設に併設された市内6か所の児童家庭支援センターでは、地域における身近な施設として、専門性に基いた相談・支援を行うことが求められています。

《ひとり親家庭の自立の促進》

- ◆ ひとり親家庭の支援に当たっては、将来にわたって持続的に安定した生活を送るために、親に対し、就業による自立を基本とする支援を行うとともに、子どもに対しても、将来の目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性等を身につけるための支援が必要です。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 配偶者等からの暴力など女性の抱える困難は、外部からの発見が困難であり、潜在化・深刻化しやすいため、迅速かつ適切な支援を実施することが求められています。
- ◆ 平成28（2016）年度に実施した「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果を踏まえて、子どもの貧困対策の視点から、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく成長・自立していけるよう、保健・福祉・教育・雇用等、様々な分野において総合的な取組を進める必要があります。
- ◆ 小児慢性特定疾病医療等給付事業は、患児の保護者の経済的負担を軽減するため、医療費自己負担

分を法定給付するものであり、引き続き事業を継続していく必要があります。

- ◆ 子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、他者との関わりの中で様々な体験をし、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲や自信、自己肯定感等を得ることが重要ですが、子ども・若者を取り巻く社会状況が変化中、そうした機会が減少していることから、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、それらが得られるような仕組みが必要です。

【計画期間における方向性】

《児童虐待への対応・社会的養護の推進》

- ◆ 虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童虐待防止啓発活動を通じて児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における、要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実を図ります。
- ◆ 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施します。また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行います。
- ◆ 里親制度の普及啓発や登録に向けた制度説明・研修等を効果的に実施するとともに、関係機関と連携しながら児童委託後の支援体制を構築し、一層の制度推進を目指します。
- ◆ 社会的養護により養育された子どもの円滑な社会的自立に向け、施設等での養育の時点から将来の自立を見据えた支援を行うとともに、退所後も安定した生活ができるよう支援の充実を図ります。
- ◆ 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各区役所との連携を推進します。

《ひとり親家庭の自立の促進》

- ◆ ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って、支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進します。
- ◆ ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。
- ◆ 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、修学の継続等に向けた支援を行います。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 女性相談については、川崎市 DV 相談支援センター及び区役所保健福祉センター等が安心して相談できる窓口であることなどの周知をより一層推進します。
- ◆ 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進します。
- ◆ 小児慢性特定疾病医療等給付事業は、長期治療等を必要とする患児の保護者の負担軽減を図るため

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

事業を継続します。

- ◆ 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援します。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
里親の登録数 (こども未来局調べ)	133 世帯 (平成 28 (2016) 年度)	145 世帯以上 (平成 33 (2021) 年度)	福祉行政報告例における里親登録者数の実績値
地域で子どもを見守る体制 づくりが進んでいると思う 人の割合 (こども未来局調べ)	37.4% (平成 29 (2017) 年度)	45.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合

具体的な事業

- (1)児童虐待防止対策事業 (2)児童相談所運営事業 (3)里親制度推進事業
(4)児童養護施設等運営事業 (5)ひとり親家庭の生活支援事業 (6)女性保護事業
(7)子ども・若者支援推進事業 (8)小児ぜん息患者医療費支給事業
(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業 (10)母子父子寡婦福祉資金貸付事業
(11)災害遺児等援護事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	児童虐待防止対策事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら普及啓発や地域の支援体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
(1)	①要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。 【現状】 ・医療機関、警察、学校等との連携強化 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 ・法定研修の実施 個別支援会議実施回数：現状（H28(2016)）425回	

要保護児童対策地域協議会取扱件数：現状（H28(2016)）3,135件

【H30(2018)以降】継続実施

②児童虐待防止センターによる電話相談の実施

子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談を24時間電話等で受け付けます。

【現状】電話相談の実施

【H30(2018)以降】継続実施

③児童虐待防止普及啓発活動の実施

11月の児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）を中心に、虐待のないまちづくりを推進するために、民生委員児童委員や地域関係団体等との協働による事業展開を図ります。

【現状】児童虐待防止普及啓発活動の実施

【H30(2018)以降】継続実施

実施回数：現状（H29(2017)）22回⇒（H33(2021)）22回以上



フットサル大会における啓発活動の様子



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

④児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施

児童及びその家庭に対する包括的な支援を強化するため、児童相談所及び区役所・支所をネットワークでつなぐ「（仮称）児童相談システム」を開発・導入し、迅速な支援を実施します。

【H30(2018)】（仮称）児童相談システムの開発

【H31(2019)】（仮称）児童相談システムの導入

【H32(2020)以降】ネットワーク化された情報を活用した包括的な支援の実施

⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、家庭で一時的に育児が困難な場合に、原則7日以内で乳児院及び児童養護施設で子どもを預かります。

【現状】事業の実施

年間延べ利用人数：現状（H28(2016)）1,231件

【H30(2018)以降】事業の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	児童相談所運営事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 児童福祉法に基づき、養護、障害、非行、育成等の児童に関する問題について、家庭その他関係機関からの相談に応じ、必要に応じて一時保護所での保護、児童福祉施設等への措置を行います。また、各区役所地域みまもり支援センターと連携して特定妊婦への対応を行うとともに、児童、保護者への通所指導も行います。 【現状】 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・一時保護の司法関与の強化に向けた検討 【H30(2018)以降】 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・一時保護の司法関与の強化に向けた検討結果を踏まえた事業推進 ②児童相談所の体制強化 児童相談所における児童虐待相談・通告件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加しているため、改正児童福祉法等に基づき、各児童相談所への児童福祉司、児童心理司の段階的な増員などにより、児童相談所の体制強化を図ります。 【現状】 ・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討 児童相談所相談件数：現状（H28(2016)）4,194 件 一時保護所における保護件数：現状（H28(2016)）398 件 【H30(2018)】 ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実（H31(2019)以降継続） ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討の継続 【H31(2019)】検討結果を踏まえた事業推進（H32(2020)以降継続） ③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣） 養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施します。 【現状】訪問の実施 訪問件数：現状（H28(2016)）135 件 【H30(2018)以降】訪問の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	里親制度推進事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①里親制度の普及・啓発活動の推進 社会的認知度の向上や里親登録数の増加に向けて、里親制度説明会や養育体験発表会の開催、各種広報により、里親支援機関と協力して制度の普及啓発の充実を図ります。 【現状】里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 【H30(2018)以降】継続実施 開催回数：現状（H29(2017)）5回⇒（H30(2018)以降）5回以上	
	②里親養育技術向上のための研修会等の実施 里親の養育技術獲得・向上のための研修会や実習等を実施します。 【現状】里親養育技術向上への支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 開催回数：現状（H29(2017)）3回⇒（H30(2018)以降）3回以上	

(3)	③家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施 児童福祉施設等で生活している子どもが長期休業日等を利用して短期間家庭的な雰囲気を体験してもらうとともに、里親の養育体験を深めるために実施します。 【現状】家庭の雰囲気を経験するための取組の推進 【H30(2018)以降】継続実施 登録者数：現状（H29(2017)）65人⇒（H33(2021)）73人以上	
	④NPO、学校、保育園、乳児院、児童養護施設等の多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 里親支援機関と協力・連携し、里親委託前の助言、委託後の家庭訪問・相談支援等を行います。 【現状】事業実施 【H30(2018)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要							
4	児童養護施設等運営事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図ります。							
	計画期間中の主な取組								
	①児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進 児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院に入所している児童が良好な環境で養育が受けられるよう、必要な運営経費を支弁するとともに、各種の連絡調整、指導監督等を行うなど運営支援を行います。 【現状】3施設合計7か所での社会的養護の推進 【H30(2018)以降】継続実施								
	<table><tr><th>用語説明</th><th>児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院</th></tr><tr><td colspan="2"><児童養護施設> 保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</td></tr><tr><td colspan="2"><児童心理治療施設> 軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</td></tr><tr><td colspan="2"><乳児院> 乳児（0歳～2歳未満。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。</td></tr></table>		用語説明	児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院	<児童養護施設> 保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。		<児童心理治療施設> 軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。		<乳児院> 乳児（0歳～2歳未満。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。
用語説明	児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院								
<児童養護施設> 保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。									
<児童心理治療施設> 軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。									
<乳児院> 乳児（0歳～2歳未満。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。									
②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 施設と家庭の中間的形態である児童ファミリーグループホームにおいて、地域社会の中で家庭的養育を推進します。 【現状】3施設合計10か所での家庭的養護の推進 【H30(2018)以降】家庭に近い環境での支援の実施									
<table><tr><th>用語説明</th><th>地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム</th></tr><tr><td colspan="2"><地域小規模児童養護施設> 児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</td></tr><tr><td colspan="2"><ファミリーホーム> 里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</td></tr><tr><td colspan="2"><自立援助ホーム> 義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</td></tr></table>		用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム	<地域小規模児童養護施設> 児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。		<ファミリーホーム> 里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。		<自立援助ホーム> 義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。	
用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム								
<地域小規模児童養護施設> 児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。									
<ファミリーホーム> 里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。									
<自立援助ホーム> 義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。									

	③社会的自立に向けた支援等の実施 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。また、新たに設置する「子ども・若者応援基金」を活用して、里親家庭や児童養護施設などで生活する子どもへの学習・進学等の支援を実施します。 【H30(2018)以降】 ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・学習・進学等に関する支援の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	ひとり親家庭の生活支援事業 (こども未来局：こども家庭課)	ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①児童扶養手当の支給 父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。 【現状】対象者への支給 支給世帯数：現状（H28(2016)）6,560 世帯 【H30(2018)以降】継続実施 ②ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施 父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、保険診療の医療費の自己負担分を助成します。 【現状】一部助成の実施 助成対象世帯数：現状（H28(2016)）5,163 世帯 【H30(2018)以降】継続実施	
	③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として、生活・就業相談、各種講習会などを実施します。また、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、自立に向けた継続的な就業支援を実施します。 【現状】生活・就業相談及び支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 自立支援プログラム策定件数：現状（H28(2016)）57 件⇒（H33(2021)）90 件以上 ④ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の支給等資格取得支援の実施 母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、看護師や保育士等の対象資格取得に際する支援を実施します。 【現状】自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給 【H30(2018)以降】継続実施 高等職業訓練促進給付金新規認定件数：現状（H28(2016)）16 件⇒（H33(2021)）25 件以上	

⑤ひとり親家庭への日常生活支援の実施

母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、病気、冠婚葬祭、出産、就職活動など、一時的な事由により日常の家事や保育ができない時や就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を実施します。

【現状】生活援助及び子育て支援の実施

【H30(2018)以降】制度の運用状況を踏まえた事業の推進

⑥ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施

ひとり親家庭の生活の向上を図ることを目的として、地域社会との関わりを身近に感じられる環境の中で、小学生に対し将来の自立に向けて生活・学習支援を行うとともに、親に対しても孤立防止に向けた支援を行います。

【現状】平成29（2017）年10月から事業開始

実施箇所：現状（H29(2017)）3か所

【H30(2018)以降】制度の運用状況を踏まえた事業の推進

⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営

配偶者のない女子又は母子家庭の母親や、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童をとともに入所させ、保護するとともに自立促進のためにその生活を支援します。また、退所後も、相談、その他の援助を行うことにより、母子の自立支援と福祉向上を図ります。

【現状】事業実施

【H30(2018)以降】継続実施

⑧ひとり親家庭支援のあり方の検討と取組の推進

ひとり親家庭への支援施策の現状と課題を踏まえ、市として行うべき、ひとり親家庭の効果的な支援の推進に向けて、児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討も含め施策全体の再構築を行います。

【現状】市バス特別乗車証交付事業の見直しを含めたあり方の検討

【H30(2018)】市バス特別乗車証交付事業の見直しを含めたあり方の検討継続

【H31(2019)以降】検討結果を踏まえた事業推進

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	女性保護事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 7区の保健福祉センター及び2地区の健康福祉ステーションにおいて、様々な困難を抱える女性等の相談支援を実施します。 【現状】事業実施 女性相談件数：現状（H28(2016)）1,362件 【H30(2018)以降】継続実施	

②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施

各区保健福祉センター等で実施している相談・支援機能をDV相談支援センター機能の一部と位置づけるとともに、平成28（2016）年5月に開設したDV総合相談窓口（電話相談）と、本庁の総合調整機能と合わせ、総合的なDV対策を実施します。

【現状】各区での相談・支援の実施

相談件数：現状（H28(2016)）202件

【H30(2018)以降】継続実施

③DV被害者等の緊急一時保護の実施

女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性等をサポートする民間団体が運営する緊急一時保護施設を支援します。

【現状】事業実施

【H30(2018)以降】継続実施

用語説明

DV（ドメスティック・バイオレンス）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	子ども・若者支援推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組むとともに地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 児童虐待・非行・ひきこもり・不登校・子どもの貧困など、新たな子ども・若者の課題に対応した施策・事業を推進します。 【現状】「川崎市子ども・若者生活調査」の調査結果の分析・研究 【H30(2018)以降】 ・分析・研究結果に基づく子ども・若者の支援の推進 ・子どもの貧困対策の実施	
	②ひきこもり等児童福祉対策の実施 地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、問題を抱えてひきこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。 【現状】対策の充実に向けた検討 個別支援活動参加人数：現状（H28(2016)）119人 集団支援活動参加人数：現状（H28(2016)）64人 【H30(2018)以降】検討結果を踏まえた取組の推進	

③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進

0歳～18歳未満の子どもの育児相談やしつけ等の子育て相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに應じ、必要な助言を行うとともに、区役所や児童相談所と連携しながら、児童虐待の予防を図ります。

【現状】地域における身近な相談・支援の実施（市内6か所）

地域・家庭からの相談件数：現状（H28(2016)）2,355件

【H30(2018)以降】継続実施

④地域子ども・子育て活動支援助成事業

地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的とした助成事業を実施します。

【現状】地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業の実施

【H30(2018)以降】検討結果に基づく実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業 (こども未来局：こども家庭課)	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児ぜん息患者への医療費の一部を支給 20歳未満の小児ぜん息患者に対し、小児ぜん息に係る保険診療の医療費の自己負担分を助成します。 【現状】医療費の一部支給の実施 支給対象者数：現状（H28(2016)）6,377人 【H30(2018)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付 18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満）の児童が、厚生労働省が定める疾病にかかった場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費等助成の実施 給付者数：現状（H28(2016)）1,246人 【H30(2018)以降】継続実施	

②養育医療の医療費給付

体重 2,000 g 以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれた乳児が入院治療を受ける場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。

【現状】 医療費助成の実施

給付実人員：現状（H28(2016)） 388 人

【H30(2018)以降】 継続実施

③自立支援(育成)医療の医療費給付

18 歳未満の児童で、身体に障害がありそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患で、治療によって確実な効果が期待できる場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。

【現状】 医療費助成の実施

支払決定実人員：現状（H28(2016)） 299 人

【H30(2018)以降】 継続実施

④小児慢性特定疾病給付対象児等の自立支援に向けた取組

小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、相談・支援等を行う自立支援事業を実施します。

【現状】 取組の実施

【H30(2018)以降】 取組の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業 (こども未来局：こども家庭課)	修学資金や修業資金等の資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①母子父子寡婦家庭への修学資金や修業資金等の貸付事業の実施	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し 12 種類の資金の貸付けを行うことで経済的自立の助成と生活意欲の向上を図り、母子父子寡婦福祉の増進を図ります。	

【現状】 資金貸付の実施

貸付件数：現状（H28(2016)） 227 件

【H30(2018)以降】 継続実施

②貸付金の滞納整理及び長期末納の防止に向けた取組の推進

償還指導員による償還金の徴収や債権管理、徴収指導を行います。

【現状】 債権管理、徴収指導等の取組の実施

現年度償還率：現状（H28(2016)） 80.7%

【H30(2018)以降】 継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	災害遺児等援護事業 (こども未来局：こども家庭課)	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 対象となる保護者に福祉手当を支給します。 【現状】取組の実施 支給児童数：現状（H28(2016)）68人 【H30(2018)以降】継続実施 ②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈 小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝い金等を支給します。 【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】継続実施	

コラム③ 「オレンジリボン」

オレンジリボン運動は、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意思を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された11月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、川崎市においても、毎年、啓発活動等をはじめとしたキャンペーンを実施しています。



施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

【施策の概要】

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

【主な取組状況】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者の自立に向けて、意欲や能力など個々の状況に応じた寄り添った丁寧な就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、市内 11 か所で学習支援・居場所づくり事業を実施し、高校等への進学を支援しています。
- ◆ 生活保護制度に基づき、生活に困窮する市民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する取組を実施しています。
- ◆ 失業等により生活にお困りの市民の相談・支援を行う「だいJOBセンター（生活自立・仕事相談センター）」を開設し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施しています。「だいJOBセンター」には、失業を中心に健康、住まい、債務、人間関係など、複数の課題を抱えている方から相談があり、それぞれの状況に合わせ関係機関への同行、制度の手続きへの補助など寄り添って支援を行っています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援の取組を進めています。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努め、育成・支援することを通じて地域福祉の推進を図っています。
- ◆ 自殺や精神保健福祉に関する普及啓発、人材養成、相談支援を行うとともに、子ども・若者の支援においては、学校への自殺予防出前講座や個別支援会議への出席など、人材養成、支援者への後方支援を行っています。
- ◆ 罪を犯した者の更生を助け、青少年の不良化防止等の推進や更生保護思想の普及に努める更生保護事業や、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を関係団体と連携し

ながら推進しています。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。
- ◆ 障害のある人もない人もお互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて、「障害者週間記念のつどい」や障害者作品展等を開催し、障害のある方の社会参加の促進を図るとともに、障害者への理解が深まるよう啓発に努めています。
- ◆ ひきこもりの当事者やその家族等への電話・面接・相談等による支援を行うとともに、ひきこもり相談従事者の育成に向けて研修会等を実施しています。
- ◆ 各区役所において、社会福祉職・保健師・精神科嘱託医による精神保健福祉相談や集団指導を実施するとともに、ライフステージに応じた精神疾患に係るパンフレットの作成や関連講演会を実施し、精神障害者及び精神疾患に対する普及啓発を推進しています。

【主な課題】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者が健全な生活を営めるよう、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立に向けて、個々の意欲や能力に寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を引き続き行い、高校等への進学支援を実施していくことが重要です。
- ◆ 生活保護業務は、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。
- ◆ 生活にお困りの市民に対しては、早期の支援が重要であり、関係機関に生活困窮に関する相談があった場合、「だいJOBセンター」に確実につながるよう関係機関との連携を強化していくことが求められています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 雇用情勢は改善が進むものの、雇用のミスマッチや若年無業者、女性労働力の活用などが依然として課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 近年の社会情勢の変化により、民生委員児童委員の支援すべき対象者の直面する課題も複雑・多様化し、新たな民生委員児童委員の担い手不足が課題としてあらわれており、民生委員児童委員活動の負担軽減が強く求められています。
- ◆ 自殺は、様々な要因が複雑に絡んで追い詰められた結果であることが多く、様々な機関が連携し、目の前の困難、課題だけではなく背景や関連する事柄を把握し、多様な関わり方の中から、必要な支

援を見定めていくことが重要です。

- ◆ 少年非行については、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、近年では、いじめに起因する重大事件等の問題も生じていることから、関係団体や地域との連携をより強化し、子どもたちの規範意識の醸成や啓発、地域環境の浄化等非行防止・犯罪被害防止に取り組む必要があります。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法改正による精神障害者の雇用義務化や法定雇用率の引き上げなど障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組を推進する必要があります。
- ◆ 障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツや文化・芸術などに触れる機会を持ち、うるおいのある暮らしを送れるようにしていくことが求められており、そうした余暇活動を楽しむ場や機会の充実を図るとともに、それらの情報を入手しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ◆ 社会的ひきこもりは、様々な要因が重なり合って起き、また支援のゴールも多様なため、関係機関との情報共有や、協働での支援を行う必要があります。また、必要な支援を見極め、それに結びつけるために、職員の資質向上が求められています。相談支援やグループワークを行う際には十分な時間や場所が必要であり、占有の面接室や居場所の確保も必要です。
- ◆ 精神保健福祉に関する相談は近年、複雑多様化しており、精神障害者の日常生活、社会生活及び社会参加を総合的に支援することが求められています。また、精神疾患の早期治療につなぐため、正しい理解を広める必要があります。自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、更なる研修機会、人材養成が必要です。

【計画期間における方向性】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。
- ◆ 生活保護業務について、現在の事業内容を維持しながら、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。
- ◆ 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 民生委員児童委員の活動について、増員や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。
- ◆ 自殺対策について、引き続き、支援者研修や検討会を通して、困難に遭遇したり、生きづらさをかかえたりした子ども・若者を支援していくための人材養成、後方支援を進めていきます。
- ◆ 更生保護の取組において、引き続き、各種団体と連携しながら社会を明るくする運動等を実施するとともに、関係団体の活動支援を行います。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- ◆ 障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、様々なイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図り、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を推進します。
- ◆ ひきこもりに関して、様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り、更なる相談体制の拡充を検討するとともに、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的なアプローチを行っていきます。
- ◆ 精神障害者の早期治療や日常生活、社会生活及び社会参加の総合的な支援、市民の精神的健康の増進を進めるとともに、引き続き、各区役所における精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施していきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
学習支援・居場所づくり事業 利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	100% (平成 28 (2016) 年度)	100% (平成 33 (2021) 年度)	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	87.8% (平成 28(2016)年 12月)	97.2%以上 (平成 34 (2022) 年4月)	民生委員児童委員現員数／ 民生委員児童委員定員数× 100 (%)
障害福祉施設からの一般就 労移行者数 (健康福祉局調べ)	217人 (平成 28 (2016) 年度)	272人以上 (平成 33 (2021) 年度)	就労移行支援事業、就労継続 支援A型・B型事業から一般 就労への移行者数(年合計)

具体的な事業

- (1)生活保護自立支援対策事業 (2)生活保護業務 (3)生活困窮者自立支援事業
(4)雇用労働対策・就業支援事業 (5) 民生委員児童委員活動育成等事業

- (6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (7)更生保護事業 (8)障害者就労支援事業
 (9)障害者社会参加促進事業 (10)社会的ひきこもり対策事業 (11)精神保健事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯の中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力等を踏まえた求人開拓を行うなどきめ細かい支援を行います。 【現状】様々な要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 【H30(2018)以降】継続実施 ②生活保護受給世帯の中学生に対する「貧困の連鎖」の防止に向けた高校等への進学支援の実施 生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、高校等への進学に向けた学習支援を行います。 【現状】高校等への進学に向けた学習支援（市内11か所・週2日・1回2時間） 【H30(2018)以降】国の動向等を踏まえた事業の実施 学習支援の市内開催か所数：現状（H29(2017)）11か所⇒（H31(2019)）13か所	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	生活保護業務 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障する取組の実施 生活保護法の規定に従い、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、持続可能な社会保障制度として維持していくため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。 【現状】最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	生活困窮者自立支援事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①生活困窮者への就労・生活支援等の実施 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う「だいJOBセンター」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立	

	立に向けた支援を実施します。 【現状】「だい」OBセンター」の運営 【H30(2018)以降】国の動向等を踏まえた事業の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局：労働雇用部)	雇用のミスマッチ、若年無業者、女性再就職等の課題に対応するため、雇用情勢等に合わせて、求職者のニーズに応じた就業支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進 求職者へ個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施し、ニーズに沿った職業紹介を行う就業マッチングを実施します。 【現状】求職者のニーズに応じた個別相談、セミナー等の総合的な就業支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 就職決定者数：現状（H28(2016)）472人⇒（H33(2021)）490人以上	
	②「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者の職業的自立支援の推進 働くことに不安や悩みを持つ15～39歳の若年無業者や保護者等を対象に、カウンセリングや職業・職場体験等を行い、高等学校や関係機関等と連携しながら無業化の未然防止や職業的自立支援を行います。 【現状】若年無業者の職業的自立支援の推進 就職決定者数：現状（H28(2016)）269人 【H30(2018)以降】個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施	
	 コネクションズかわさきで実施した校内企業説明会	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	民生委員児童委員活動 育成等事業 (健康福祉局：地域福祉課)	地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①民生委員児童委員の適正配置の実施 地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努めます。 【現状】増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 【H30(2018)以降】条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置 ②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援を通じて地域福祉の推進を図ります。 【現状】取組の推進 【H30(2018)以降】協議会への支援を通じた民生委員児童委員への育成・支援 ③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 効果的な研修の開催や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。 【現状】効果的な研修の実施及び広報の強化 【H30(2018)以降】 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	自殺対策・メンタルヘルス 普及啓発事業 (健康福祉局：精神保健福祉センター)	ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①自殺の防止等に関する市民の理解の増進 自殺予防に関する普及啓発事業を実施し、自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図ります。 【現状】普及啓発活動の実施 <u>講座実施回数：現状（H28(2016)）4回</u> 【H30(2018)以降】自殺予防に関する普及啓発事業の実施 ②自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため等の市民向け講座や、民間事業者や市職員向けの講座の実施を通じて、自殺防止等に関する人材の確保・養成及び資質の向上を図ります。	

	・身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 【現状】市民向け講座等の実施 【H30(2018)以降】継続実施 市民向け講座：現状（H28(2016)）4回⇒（H33(2021)）6回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座：現状（H28(2016)）11回⇒（H33(2021)）13回 ・障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進 【現状】地域精神保健関連研修の実施 【H30(2018)以降】継続実施 研修開催回数：現状（H28(2016)）南・中・北部各1回⇒（H33(2021)）同規模継続	
	③自殺未遂者に対する支援の実施 支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成・配布や、関係機関による連携体制を構築することにより、自殺未遂者やその家族に対する支援を行います。 【現状】地域における自殺未遂者支援モデルの検討 【H30(2018)以降】自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築	
	④「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策の更なる推進を図るため、計画を改定し、必要な施策を推進します。 【現状】「第2次自殺対策総合推進計画」の策定 【H30（2018）・31（2019）】計画に基づく取組の実施 【H32(2020)】「第3次自殺対策総合推進計画」の策定 【H33(2021)】計画に基づく取組の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	更生保護事業 (健康福祉局：地域福祉課)	犯罪をした者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①保護司会等、更生保護関係団体への支援 保護司会等、更生保護関係団体への支援を行い、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。 【現状】支援の実施 【H30(2018)以降】支援の継続実施	
	②社会を明るくする運動の実施 社会を明るくする運動を通して、各団体と連携しながら犯罪予防のための世論の啓発や学校や町内会・自治会との連携による地域社会の安全を推進します。。 【現状】取組の実施 運動参加者数：現状（H28(2016)）28,354人 【H30(2018)以降】取組の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	障害者就労支援事業 (健康福祉局：障害者雇用・就労推進課)	一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の就労を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①障害者等への就労支援の実施 就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援を実施します。また、「短時間雇用創出プロジェクト」のモデル実施等により、多様な働き方を推進します。 ◦一般就労に向けた支援の実施 【現状】 ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施 ・短時間雇用創出プロジェクトのモデル実施など障害者の多様な働き方の推進 【H30(2018)】 ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の継続実施（H31(2019)以降継続） ・民間ノウハウの活用を踏まえた効果的な取組の実施（H31(2019)以降継続） ②障害者雇用を行う企業への支援の実施 障害のある方が企業において就労・定着するために企業向けの雇用支援を実施するとともに、市内中小企業を中心に、障害者雇用についての情報交換等を行う会議を行います。 ◦障害者雇用に関する理解の促進とノウハウの共有 【現状】 ・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援 ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム（K-STEP）の普及・啓発 【H30(2018)以降】障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援の継続 ネットワーク会議開催回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H33(2021)）同規模継続 ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉サービス事業所における工賃向上に向けた取組を推進します。 【現状】業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした取組の実施 【H30(2018)以降】継続実施 販売会開催回数：現状（H28(2016)）5回⇒（H33(2021)）同規模継続	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	障害者社会参加促進事業 (健康福祉局：障害福祉課)	障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。
計画期間中の主な取組		

	①障害者社会参加推進協議会の実施 障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進協議会を実施します。 【現状】協議会の実施 【H30(2018)以降】継続実施 開催回数：現状（H28(2016)）2回⇒（H33(2021)）同規模継続	
	②障害者週間記念のつどいの開催 障害のある方への理解を深めるとともに、障害のある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間記念のつどい」を開催します。 【現状】つどいの開催 【H30(2018)以降】継続実施 開催回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H33(2021)）同規模継続	
	③障害者作品展の開催 障害者が作成した個人作品を広く一般に公開することにより、文化交流及び障害者の社会参加を図り福祉の向上に寄与することを目的とし、障害者の制作した作品の展示を行います。 【現状】作品展の開催 【H30(2018)以降】継続実施 開催回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H33(2021)）同規模継続	
	④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 障害者レクリエーション教室や各種スポーツ教室・障害者作品展等を開催し、日常生活上必要な様々な訓練や指導などを行います。 【現状】事業の実施 【H30(2018)以降】継続実施 参加者数：現状（H28(2016)）3,606人⇒（H33(2021)）3,500人	
	⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 差別や偏見をなくし、障害者の気持ちに寄り添ってサポートをする「心のバリアフリー」の理念を踏まえて、障害者支援を実施します。 【現状】神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及 【H30(2018)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	社会的ひきこもり対策事業 (健康福祉局：精神保健福祉センター)	研修会等を開催し、社会的ひきこもりの問題への効果的な対策や、支援体制の強化を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①ひきこもり本人・家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援 ひきこもり当事者やその家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援を行うとともに、当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 【現状】支援の実施 【H32(2020)】ひきこもり地域支援センターの設置（福祉センター跡地活用施設内）	

	②ひきこもり相談従事者の育成 各区役所及び地域リハビリテーションセンターにおけるひきこもり相談従事者の育成を目的とした研修会を実施します。 【現状】研修会等の実施 【H30(2018)以降】継続実施 研修回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H30(2018)以降）同規模継続	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	精神保健事業 (健康福祉局：精神保健課)	保健福祉センターを中心とした相談・講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 各区保健福祉センター高齢・障害課において、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導を行います。 【現状】相談・指導の実施 相談・指導（社会福祉職・保健師等）利用人数：現状（H28(2016)）2,907人 【H30(2018)以降】継続実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進 自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、精神保健福祉従事者向けの研修機会の確保による人材育成を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成を推進します。 【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】継続実施 開催回数：現状（H28(2016)）71回⇒（H30(2018)以降）同規模継続	

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策9 障害福祉サービスの充実

【施策の概要】

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

【主な取組状況】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等によって、障害者の地域生活を支える取組を推進しています。
- ◆ 様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進しています。
- ◆ 発達障害児について、関係機関と連携しながら相談・支援を行うとともに、発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワークの構築と支援体制に関する課題の共有等を行っています。また、発達相談支援コーディネーター養成研修や市民への普及啓発等を実施しています。
- ◆ 障害の早期発見・早期療育は重要であることから、専門支援機関である市内4か所の地域療育センターにおける支援体制を段階的に強化しながら、増加・多様化している支援ニーズへの対応を図っています。

【主な課題】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 特別支援学校卒業生の動向に合わせて、障害の状況に応じた支援体制等が必要となっています。
- ◆ 利用に際して障害児相談支援を必要とする障害児通所支援事業所が急激に増加し、あわせて利用者も増加していることから、相談支援に対する需要の高まりに対応する必要があります。
- ◆ 発達障害に関する知識の普及により、社会的な認識が広まってきていることから、手帳取得者が増え、相談件数も増加していることから、継続的な支援体制の取組が求められています。
- ◆ 地域療育センターについて、法改正に伴い、業務の一部が法定化されたことに加えて、相談件数等の実績も上昇傾向にあることから、今後も継続した事業の実施が必要となります。

【計画期間における方向性】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 引き続き計画的なグループホームの整備を推進していくとともに、特別支援学校卒業生の受入枠の

確保や地域で暮らす障害のある方を支える支援の仕組み等の充実について推進していきます。

- ◆ 保育所、幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの利用を希望する障害児の受入れ体制の支援を推進していきます。
- ◆ 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。
- ◆ 地域療育センターについて、今後も専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
日中活動系サービスの利用者数（健康福祉局調べ）	4,740 人／月 (平成 28 (2016) 年度)	6,928 人／月以上 (平成 33 (2021) 年度)	日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）

具体的な事業

- (1)障害者日常生活支援事業 (2)障害児施設事業 (3)発達障害児・者支援体制整備事業
(4)地域療育センターの運営

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	障害者日常生活支援事業 (健康福祉局：障害計画課)	障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	①障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進 地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営を支援する取組を推進します。 。持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 【現状】 ・居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・グループホーム事業の実施 【H30(2018)】 ・居宅支援サービス、移動支援サービス等の継続実施（H31(2019)以降継続） ・一定の要件を備えた生活介護事業所における営業時間後の日中一時支援の検討 ・肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実 【H32(2020)】 日中一時支援の検討結果に基づく取組の実施（H33(2021)以降継続）	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	障害児施設事業 (健康福祉局：障害計画課)	障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	①障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施 様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進します。 ・持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 【現状】 障害（児）福祉サービスや医療費の給付 【H30(2018)以降】 ・障害（児）福祉サービスや医療費の給付の継続実施 ・医療的ケア児支援を目的とする関係機関の協議の場の設置と協議結果に基づく取組の推進 ・医療的ケア児者の実態把握の実施 ・放課後等デイサービスの本市独自のガイドラインの策定 ②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 障害児の地域生活等を支援するために、利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所を充実します。 【現状】 障害児相談支援事業所の充実に向けた取組 【H30(2018)以降】 継続実施 事業所数：現状（H29(2017)）計 48 か所⇒（H33(2021)）計 56 か所	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	発達障害児・者支援体制整備事業 (健康福祉局：障害計画課)	「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。
	計画期間中の主な取組	
	①「発達相談支援センター」における相談支援の実施 発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら相談・支援を行います。 【現状】 支援の実施 【H30(2018)以降】 継続実施 ②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備についての協議等を行います。 【現状】 取組の実施 【H30(2018)以降】 継続実施 開催回数：現状（H29(2017)）1 回⇒（H33(2021)）2 回 ③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 幼稚園・保育所等の職員を対象として、発達障害の知識習得等を目的に研修を実施します。	

	【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】取組の継続実施 開催回数：現状（H29(2017)）2回⇒（H30(2018)以降）同規模継続 ④発達障害者に対する地域支援体制の整備 発達障害者の保護者によるペアレントメンター事業や、かかりつけ医等への発達障害に関する研修を新たに実施するなど、発達障害のある方への支援の充実を図ります。 【H30(2018)以降】ペアレントメンター事業、かかりつけ医向け研修事業の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	地域療育センターの運営 (健康福祉局：障害計画課)	障害児や発達に不安のある児童などに対して、相談・診療・訓練などの支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施 指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行い、療育相談支援を提供します。 【現状】支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施	

第5章

.....

子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

1 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

第4章では、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を市総合計画第2期実施計画と整合性を図りながら、効果的・効率的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づき、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置づけました。

本章では、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を持つ子ども・若者」の3つの社会的な課題をそれぞれの角度から横断的に捉え、各課題ごとの対応について、施策の方向性や推進項目を示すことにより、第4章と合わせて施策を総合的に推進します。

課題1 子どもの貧困

「子どもの貧困」は、経済的困窮のみならず、疾病や障害、これまでの成育歴など、保護者や子ども・若者自身の様々な課題が複合的に絡み合って発生している生活の困窮です。このような、子ども・若者が経験した様々な生活の課題は、必要な支援がなされない場合、貧困が連鎖していくことが懸念されます。そのような中で本市では、市内の子ども・若者の生活実態等を調査し、子ども・若者の貧困の実態を分析し、「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめました。第5章の2においては、「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき展開する施策について取組を示します。

課題2 児童虐待

「児童虐待」は、保護者から虐待を受けることで、子ども・若者の成長・発達において負の側面で大きな影響を及ぼすものであり、場合によっては、子ども・若者の命をも奪われてしまう、重大な人権侵害です。本市では、平成24（2012）年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定され、その後、平成25（2013）年に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成26（2014）年には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組を推進してきましたが、第5章の3においては、この基本方針、事業推進計画を継承する施策について取組を示します。

課題3 困難な課題を持つ子ども・若者

平成27（2015）年に、川崎区の大森川河川敷において、市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生しました。困窮した生活環境で過ごしてきた困難な課題を持つ子ども・若者が、思春期から青年期を迎えるにあたり、家庭や学校、地域などに居場所がなく孤立することで、社会的自立の機会を奪われるだけでなく、子ども・若者自身が犯罪に巻き込まれ、または犯罪に陥り、被害者にも加害者にもなるリスクを増加させています。本市では事件を受け、「中学生死亡事件に係る庁内検討会議報告書」をまとめるとともに、平成28（2016）年に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」の中では、「重点アクションプラン」として事件の再発防止策を位置づけ、取組を推進してきましたが、第5章の4においては、「重点アクションプラン」を継承する施策について取組を示します。

3つの課題は、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となるだけでなく、最悪の場合では、未来を担う子ども・若者の「いのち」をも奪われかねない重い課題です。

本計画の基本理念である「未来を担う子ども・若者が健やかに育ち成長できるまち・かわさき」の実現に向けて、すべての子ども・若者が、生まれ育った環境に左右されることなく、成長・自立していくことができる社会環境の整備に向けた取組を進めるとともに、子ども・若者が安全・安心して暮らせるまちづくりの推進に向けて、個々の家庭の多様な問題に向き合い、支援が必要な子ども・若者に対して適切な支援が届くよう、地域環境の整備、公的な支援機関のアウトリーチの仕組みや連携体制の強化など、関係局区の連携のもとに各々の施策を総合的に進めていきます。

2 子どもの貧困対策の推進

（１）「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

本市の子ども・若者及び家庭の生活実態や抱えている課題等を把握し、「子どもの貧困」に関する対策を総合的に推進していくことを目的として、平成29（2017）年1月から3月に「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。この調査では、市民を対象としたアンケート調査と併せ、市内の相談機関・支援機関、施設等の支援者を対象としたヒアリング調査を実施し、その分析結果について取りまとめを行い、8月に「川崎市子ども・若者生活調査分析結果報告書」を公表しました。

また、この分析結果を踏まえて、11月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」を取りまとめました。

（２）「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果のまとめ

《「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要な視点》

I 経済的な問題に様々な要因が関連しながら生じている問題

- ◆ アンケート調査からは、所得水準が相対的に低い世帯において、「未治療の虫歯がある」「孤食が多い」「学校での学習が理解できていない」「進学 of 断念・中退の経験がある、または、今後その可能性がある」などの状況が把握され、所得水準が相対的に低いことが、子ども・若者の基本的生活習慣、学び・学習、進学・自立に一定の影響を及ぼすことが推察されました。
- ◆ ヒアリング調査からは、経済的な問題に合わせて、保護者の生活管理や子どもの養育に関する課題、複雑な成育歴（虐待・DV含む）や多様な疾病、障害などから、援助希求行動の欠如のほか、地域から孤立するなどの周囲との関係の希薄化、本来であれば保護者から与えられる自立するために必要な力（意欲ややりぬく力等）が適切になされないなどの課題があることが把握されました。子ども・若者に関しても、生活習慣や社会性の形成に関する課題のほか、愛着関係に関する課題や、家庭にも学校にも居場所がないという状況、良質なロールモデルが身近に存在しないという課題など、「子どもの貧困」の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

II 個人の意思や努力等によらないところで生じている問題

- ◆ 子ども・若者の側面から考察すると、養育能力に課題を有する保護者に育てられるなど、家庭環境によって幼少期の時点で、すでに様々な面で差が生じていたり、制約を受けていたりするなどの状況がうかがえました。これらの状況によって、「子どもが身近にロールモデルを得られないなど、将来の自立に向けて明確な目標を持つことができないため将来安定した就労に結びつくことができず、結果として経済的に困窮してしまう」というような、「貧困」に陥るリスクを高めていることが推察されます。また、幼少期に愛着関係や基本的信頼感を獲得できなかった場合は、

援助希求行動ができない、学童期に学習習慣や基礎学力の形成ができなかった場合は、自己肯定感が育まれず、将来展望がうまく持てないなどの状況に陥ることが推察されます。

- ◆ 保護者の側面から考察すると、保護者自身も子どものときに貧困による制約を受けていた場合や、保護者自身の親の養育能力、疾病や障害等を抱えている、配偶者に課題があるなど、本人の意思や努力等によらない様々な要因の結果として、「貧困」に陥ってしまったということが少なくないと考えられます。

【視点】

「子どもの貧困」の問題については、経済的な問題が大きな要因の一つとなっていますが、必ずしも、経済的な状況のみが課題というわけではありません。

子ども・若者が社会的に自立していくために必要な主な力として、「経済力」「学力」「非認知能力（意欲・自制心・やりぬく力・社会性）」の3つが挙げられ、これらは、子どもが生まれてから大人として社会に出るまでの間、継続的に獲得していくものです。

例えば、保護者が養育力に課題がある等により、子ども・若者のロールモデルになりにくい状況では、子ども・若者が自立していくための3つの力を育む環境として、家庭が機能していないことも考えられます。また、保護者自身も、これまでの成育歴の中でこれらの力を育まれてこなかった可能性もあります。そのため、自立に必要な力を、保護者が子ども・若者に伝承していく「社会的相続」が適切になされず、「貧困の連鎖」が生じていくことが懸念されます。

貧困の課題を抱える子ども・若者が、将来、自立の力を備えた大人として成長するための支援を進めていくうえで、「子どもの貧困」の課題については、経済的な困窮という事実のほか、様々な要因が関連して生じているという捉え方が重要です。

また、子ども・若者や保護者の個々人の力では容易に脱出できない状況にあることも多いため、自立の力を育む養育を家庭のみが担うことには限界があり、貧困の連鎖を防止するためには、家庭・地域・行政それぞれが役割を持つことを認識し、一体となって総合的・多面的に支援を行っていくという考え方が重要です。

《「子どもの貧困」に関わる対応策を検討するにあたり必要な視点》

I 子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援

- ◆ 調査の分析結果から、子ども・若者の成長の段階別に発達における様々な課題が生じていることが明らかになりました。こうした課題は、段階に応じて課題が解決されることなく、次の段階に入った場合、その後の子ども・若者の成長にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。
- ◆ 例えば、乳幼児期に愛着関係の形成や基本的信頼感の醸成、非認知能力の習得、生活習慣の確立等ができなかった子どもは、学齢期においてもその課題を継続的に抱えることになることが推察されます。さらに、そのことによって学齢期に習得することが望まれる学習習慣や基礎的な学力の形成に課題が生じるとともに、乳幼児期・学齢期において習得すべき能力の形成ができなかった場合には、青年期に将来展望の形成や就労面で課題が生じることが想定されます。

II 既存制度・施策の底上げとアウトリーチの考え方による支援

- ◆ これまでも、本市においては、教育・福祉・保健・医療・雇用などの様々な幅広い分野で、子ども・若者の成長・自立に向けた制度・施策を進めてきました。
（教育）学校教育 等
（福祉）生活保護制度・ひとり親家庭支援施策・保育所・社会的養護 等
（保健）母子保健・思春期保健 等
（医療）小児医療費助成制度 等
（雇用）かわさき若者サポートステーション 等
- ◆ しかし、ヒアリング調査で、援助希求行動が欠如している人には、必要とされる支援が十分に届いていないということが把握されました。

【視点】

「子どもの貧困」に関する対応策においては、子ども・若者の成長の過程のいずれの段階においても、漏れのない、また、切れ目のない、教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が連動した重層的な支援を行っていくことが重要と考えられます。

さらに、どの時期にどのような能力を獲得すべきなのか、子ども・若者の成長の過程で踏むべき段階について考慮しながら、支援をしていく視点が重要となります。また、その能力は保育・幼児教育や学校教育のように、子ども・若者の成長を支える社会基盤の中で獲得しうるものなのか、「社会的相続」として保護者から引き継がれるものなのか、そして、「社会的相続」が適切になされていない子ども・若者に対しては、どのように支援をしていけばいいのかといった、能力獲得を促進する環境や方法等についての視点も重要です。

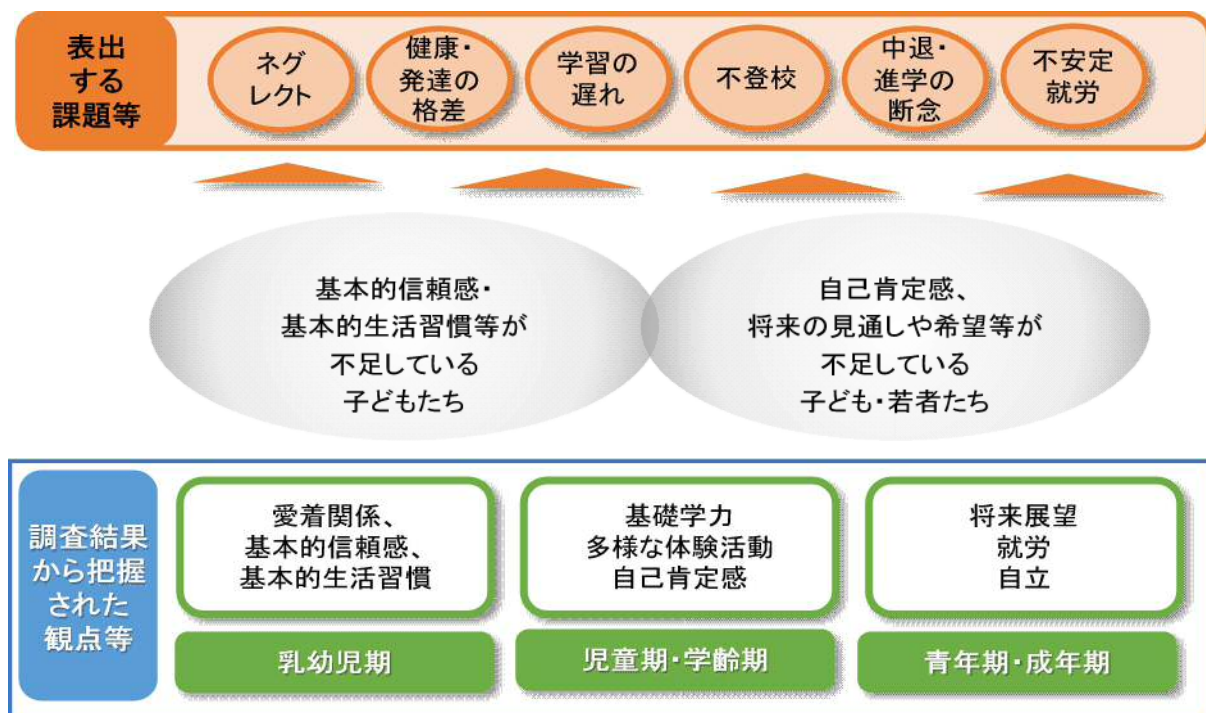
また、自らSOSを発信できない家庭等に対しても、確実に必要な支援が届くように、アウト

リーチによる取組を広げ、地道で粘り強い相談支援により関係性を構築し、孤立を防止し、社会への信頼と希望が持てるようにすることが必要であるとともに、「子どもの貧困」の課題について、総合的に取組を推進していくなかで、課題解決に資する既存の制度・施策の中でも「社会的相続」を補完し、子ども・若者の自立する力を育む視点をもって、支援を充実し、底上げを図ることが必要です。

（3）子どもの貧困対策の基本的な考え方と方向性

子ども・若者が健やかに成長していくためには、生まれてから大人になるまでの間に、基本的生活習慣や学習習慣、基礎学力、自己肯定感、意欲、やりぬく力、社会性など、成長の段階に応じて、社会的に自立していくための能力（認知能力・非認知能力）を身に付けていく必要があります。

こうした発達段階別に習得する能力について、前段階で習得されることなく、次の成長段階に入った場合には、前段階の課題が、その後の子ども・若者の成長に大きな影響を及ぼすものと考えられます。



このため、子どもの貧困対策においては、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が、漏れのない、また、切れ目のない連携した重層的な支援を行っていくことが重要と考えます。

さらに、どの段階でどのような能力を獲得すべきなのか、個々の子ども・若者の成長速度を考慮しながら、支援していく視点が重要となります。また、その能力は保育・幼児教育や学校教育のように、子ども・若者の成長を支える社会基盤の中で獲得しうるものなのか、保護者の養育の中から引き継が

れるものなのか（社会的相続）、そして、保護者の養育が足りない子ども・若者に対して、どのような支援を行っていくのかといった視点も重要になります。

こうした点を踏まえ、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策については、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくために、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であり、次の4つの基本的な考え方と施策推進の方向性に基づき、必要な施策を総合的に推進していきます。

【「子どもの貧困」に関わる課題1】

経済的な問題に加えて、様々な生活課題が、生活困窮の要因となっている。

《基本的な考え方Ⅰ》

生活困窮の要因となる多様な課題に目を向ける。

義務教育をはじめとする基盤制度によって、子ども・若者の成長が支えられていますが、それでも生活・成長に困難な状況を抱える子ども・若者がいます。その原因として、世帯の経済的な問題、保護者の疾病や障害、養育力など家庭や保護者が抱える問題、そして、基本的生活習慣や学習習慣の欠如、意欲や自己肯定感の欠如など、子ども・若者自身が抱える多様な問題があります。そのような状況に置かれた子ども・若者には、その困難な状況に対応する個別の支援が必要です。

〔施策の方向性1〕

生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

子ども・若者の生活支援・学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進します。

【「子どもの貧困」に関わる課題2】

「居場所」がないことで、支援が必要な子ども・若者が孤立してしまう。

《基本的な考え方Ⅱ》

地域全体で子ども・若者を見守る環境が必要である。

生活に困難を抱える子ども・若者のなかには、家庭や学校に「居場所」がないことが懸念されます。子ども・若者が健やかに成長していくためには、様々な「人」と関わりを持ちながら、様々な機会や体験を通して、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信・自己肯定感の醸成など、将来への夢や希望を育むことが重要です。本来その多くは、保護者から子へ「社会的相続」として引き継がれていくものになりますが、「貧困」の状況にある家庭においては、適切な相続がなされず補完が必要な場合があります。そのためにも、家庭や学校が、安心できる「居場所」になるよう様々な支援を行っていくことも重要になりますが、あわせて地域においても、子ども・若者が安心して集える「居場所」の提供に向けた取組を進めていくことが重要であり、その形成のためには、地域住民の見守りや支えが必要になります。

〔施策の方向性2〕

地域における支え合いのしくみづくり

ボランティア団体や地域住民などへの働きかけや活動しやすい環境の整備を通じて、地域における支え合いの仕組みを構築するとともに、こども文化センターにおける市民活動の拠点としての機能、地域子育て支援センターや保育所の園庭開放などの子ども・子育て支援を通じて、子ども同士、保護者同士のネットワークやコミュニティの形成に向けた支援を行います。

【「子どもの貧困」に関わる課題3】

援助希求（SOS）が発信できない子ども・若者及び家庭を支援に繋げる必要がある。

＜基本的な考え方Ⅲ＞

支援が必要な子ども・若者及び家庭の援助希求を受けとめる。

地域にいる生活に課題のある子ども・若者等は、公的な支援制度、施策・事業の中で、専門性のある適切な支援を受ける必要があります。しかしながら、その多くが援助希求行動を起こせていないため、支援制度、施策・事業に繋げていくためにも、地域での見守りのほか、公的な相談機関・支援機関の専門性の強化、支援の充実と、関係機関相互の横の繋がり、連携の強化が必要です。

〔施策の方向性3〕

相談機関等による支援の充実と連携の強化

個々の状況に応じた適切な援助を行うために、相談機関・支援機関による支援の充実と相互の連携を強化します。

【「子どもの貧困」に関わる課題4】

生活の困窮や「貧困の連鎖」の防止に向けた予防的視点が必要である。

＜基本的な考え方Ⅳ＞

「子どもの貧困」に資する取組の推進に向けて、既存制度を底上げする。

すべての子を持つ家庭を対象とした「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」は、子ども・若者の成長を支える基盤制度ですが、生活が困窮している子ども・若者や家庭に特化した制度ではありません。しかし、予防的な視点から、「子どもの貧困」に資する取組として、大きな役割を担うことが期待されます。

また、困難な状況を抱える子ども・若者とその家庭を発見し、専門的な支援に繋ぐことができる基盤でもあります。

〔施策の方向性4〕

子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育というすべての子ども・若者の成長を支える制度・施策について「子どもの貧困」の予防的視点を持って底上げを図り、取組を推進します。

（４）子どもの貧困対策に関わる施策と取組の推進

「子どもの貧困」に関わる課題は、個々の子ども・若者や保護者、家庭の状況によって、多様化かつ複雑化しています。「子どもの貧困」に関わる対応策は、何か一つを実施すればよいという「特効薬」が存在せず、教育・福祉・保健・医療・雇用などの幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組を進めていくことが重要であると考えます。

そのため、本市においては、（３）に記載した子どもの貧困対策の４つの基本的な考え方と施策の方向性に基づき、施策と取組を展開していきます。

施策の方向性 １ 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

乳幼児期の子を持つ親と子どもの成長を支える「母子保健」、生活習慣の獲得及び成長を促す場である「保育・幼児教育」、学童期から思春期に移行する小学生・中学生の基礎学力等の定着と成長を支える「学校教育」など、子ども・若者の成長を支えるための基盤となる制度が確立しており、子ども・若者の健全な育成が図られています。一方では、各家庭の経済的な問題をはじめとして、保護者の障害や疾病、養育力等の課題によって、本来親から子どもへ引き継がれていく「社会的相続」が適切になされない問題や、自身が抱える問題や悩み等、様々な困難や課題を抱えながら日々の生活を送っている子ども・若者も多く存在している状況となっています。

安定した生活を送っている子ども・若者と、不安定で困難な生活を強いられている子ども・若者とでは、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じることとなり、特に、意欲、自制心、やりぬく力、社会性などの目には見えづらい「非認知能力」の習得に大きな格差が生じることとなります。

不安定で困難な状況で生活しているがゆえに生じる様々な格差をなくし、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会的自立を果たしていくためには、学校教育を中心に様々な福祉施策により補完するなど、困難な生活状況に置かれた子ども・若者の実態を踏まえた柔軟な対応が必要です。

ア ひとり親世帯への支援

「川崎市子ども・若者生活調査」の市民アンケートの結果から、ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯は 42.9%であり、ひとり親世帯の多くが経済的に困窮した状況で生活していることが分かりました。

しかし、ひとり親世帯における課題は、経済的困窮だけではなく、ひとりの親で世帯を支えているために家事の負担が大きいこと、また、長時間労働や休暇の取得が難しいなどの厳しい就労環境にあることが多いことから、子ども・若者に関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないことなどが想定されます。このことにより、基本的生活習慣や、意欲・やりぬく力など、子ども・若者が家庭で身に付ける能力を習得する機会が制約されることが推察されます。

ひとり親世帯の親と子ども・若者の自立に向けて、保護者の就労等の支援を充実するとともに、子ども・若者の生活支援・学習支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
ひとり親家庭の自立支援の推進 （こども未来局：こども家庭課）	〔ひとり親家庭の生活支援事業〕 ● ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。 ● ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。 ● 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。
資金貸付を活用した就労支援等の充実 （こども未来局：こども家庭課）	〔母子父子寡婦福祉資金貸付事業〕 ● ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得、転居に伴う費用などの貸付けを行います。

イ 児童養護施設等入所児童への支援

児童養護施設は、保護者の疾病や保護者からの虐待等を理由として、長期間、家庭で生活することが困難な児童を養護する施設です。入所する児童にとって、施設は家そのものであるため、家庭的な雰囲気を持ちながら、成長を促す施設運営が必要です。

児童養護施設等の入所児童が健やかに成長し、社会的自立を果たしていくことができるよう支援を充実します。また、家庭養護の充実に向け、里親家庭で児童を養育する里親制度を一層推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
家庭養護による自立支援の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔里親制度推進事業〕 ● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。
家庭的養護による自立支援の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上を図ります。 ● 入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。 ● 施設退所後の自立支援を推進します。

ウ 生活保護受給世帯への支援

生活保護法の規定に従い、最低限度必要な生活を保障するため、生活に困窮する市民に対し、その程度に応じ、必要な保護を行うとともに、各種就労支援事業や生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援・居場所づくり事業を実施し、生活保護受給者の自立に向けた支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
生活保護受給世帯の自立支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活保護自立支援対策事業〕 ● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ● 生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。
生活保護による支援の充実 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活保護業務〕 ● 生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施します。 ● 地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施します。

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

だいJOBセンターを運営し、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある市民（生活困窮者）に対し、早期に困窮状態から脱却できるよう、就労・生活支援等を実施しています。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対しては就学援助制度があり、学資の支弁が困難かつ学業成績が優秀な高校生や大学生に対しては、奨学金を支給、または貸し付ける奨学金制度があります。また、住宅に困っている比較的収入の少ない方については、安い家賃でも住めるように市営住宅等を整備しており、さらに、ひきこもり等の課題を抱えた子ども・若者を対象とした支援事業などもあります。

これらの生活困窮に関連する幅広い分野の制度、施策・事業を充実させ、生活に困難を抱える世帯、子ども・若者への支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
住宅困窮者に対する市営住宅の提供 （まちづくり局：市営住宅管理課）	〔市営住宅等管理事業〕 ● 健康で文化的な生活を営むに足りる市営住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。
就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進 （教育委員会事務局：学事課）	〔就学等支援事業〕 ● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。 ● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。

ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。
だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。
「社会的ひきこもり」等への支援の推進 （健康福祉局：精神保健福祉センター）	〔社会的ひきこもり対策事業〕 ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源へつながる支援を行います。

施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

近年、都市化や核家族化の進行から、地域住民同士の横の繋がりが希薄化し、子育て世代や高齢世代の社会からの孤立が危惧されています。町内会・自治会などへの加入率が低下傾向にあるなど、子ども・若者やその家庭が社会と繋がりを持ちにくい世の中となっており、地域において日頃から顔の見える関係が築けていない場合、震災等の緊急時に地域からの支援が受けにくくなるなどの懸念があります。

また、子ども・若者については、同年代の友人や、家庭・学校等で関わる特定の大人以外とは日頃の関わりを持つことができず、健全な成長に必要な、多様な価値観・考え方に触れる機会が減少することとなります。さらに、その家庭に「居場所」がない子ども・若者にとっては、安全・安心に過ごせる「居場所」の確保は喫緊の課題であり、その「居場所」を確保し、地域に開かれれば、生活に困難を抱える子ども・若者が、大人の目によって「発見」され、必要な支援に結び付けることも可能になると考えられます。

子ども・若者にとって、学力や体力などの目に見える能力（認知能力）の習得も重要ですが、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感等（非認知能力）を習得し、将来に向かって夢や希望を持って生活することは、社会的に自立した「大人」になるために非常に重要なことです。

そのためにも、多様な世代との交流の中で、様々な機会や活動を体験し、子ども・若者が多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感（非認知能力）を得ることができるよう、多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みを構築していきます。

ア 多世代交流などを通じた地域づくりの推進

こども文化センター等の児童館は、概ね中学校区に 1 か所、全市で 58 か所設置されており、遊びを通じた児童の健全育成を図るほか、地域で子育てをする親子の居場所や市民活動の拠点としての機能を果たしています。また、高齢者の地域拠点として老人いこいの家が全市で 48 か所設置されており、高齢者が地域に積極的に参加する場として提供するとともに、介護予防の拠点として健康増進を図る機能を果たしています。

両施設の連携を通して、多世代の市民が交流し、地域の人材を育て、地域の活動を支援する仕組みづくりに向けて、引き続き検討を進めます。

また、家庭で子育てをする未就学の子を持つ親については、市内に約 300 か所ある保育所の積極的な活用を推進していきます。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
地域における支援体制づくりの推進 （こども未来局：企画課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。
老人いこいの家との連携による多世代交流の促進 （こども未来局：青少年支援室）	〔こども文化センター運営事業〕 ● こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。
地域との連携による放課後の居場所づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔わくわくプラザ事業〕 ● 地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
こども文化センターとの連携による多世代交流の促進 （健康福祉局：高齢者在宅サービス課）	〔いこいの家・いきいきセンターの運営〕 ● こども文化センターとの連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。
民間保育所による子育て支援の推進 （こども未来局：保育課）	〔民間保育所運営事業〕 ● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。
公立保育所による子育て支援の推進 （こども未来局：運営管理課）	〔公立保育所運営事業〕 ● （仮称）保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援を推進します。 ● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。

イ 学校を中心とした地域づくりの推進

現在の学童期・思春期の子ども・若者を取り巻く社会環境として、いじめや不登校、青少年による犯罪などの問題があり、また、家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などがあります。こうした問題は、子ども・若者の学力や体力、自己肯定感やコミュニケーション能力の低下、ひきこもり等の課題にも影響していると言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。

そのためには、様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが必要となります。各家庭における教育力を高めるとともに、子ども・若者が「大人」たちと関わり互いに学びあい、育ちあう中で、地域の一員として主体的に活動していく力を培えるよう、環境の醸成に取り組んでいきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
地域の創意工夫を活かした学校運営の推進 （教育委員会事務局：教育改革推進担当）	〔地域等による学校運営への参加促進事業〕 ● 家庭や地域に関かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。
地域資源を活かした学校づくりの推進 （教育委員会事務局：指導課）	〔地域に関かれた特色ある学校づくり推進事業〕 ● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。
地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域における教育活動の推進事業〕 ● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。
地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域の寺子屋事業〕 ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

ウ 地域の主体的な活動の促進

地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で、青少年の健全な育成を図ることが重要です。青少年を育成・指導する青少年関係団体の活動を支援します。

また、少子高齢化の中、本市では、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続ける」ための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討や取組を推進しています。この「地域包括ケアシステム」においては、地域の主体的な活動が重要な要素として期待されています。市民が自ら主体的に考え行動するきっかけ・機会を十分に確保していくために、地域人材の育成、活動するた

めの場の確保や、活動していくためのノウハウの提供など、地域の主体的な活動を推進するための検討を進めていきます。

さらに、本市では、市民の暮らしに身近な区役所で、市民サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するとともに、参加と協働による暮らしやすい地域社会づくりを進めてきました。今後、地域の実情に応じた市民どうしの繋がりや地域団体等のネットワークの強化、コミュニティづくりを通じた市民の主体的な取組を促すための支援を推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
青少年関係団体による青少年健全育成の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
地域における主体的な活動の促進 （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。 ● 地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。

施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

「子どもの貧困」は、経済的問題のみならず、多様な生活課題が複雑に絡み合って、生活が困窮している状況があります。世帯によっては、保護者自身のこれまでの成育歴や障害等の状況によって、援助希求行動を起こすことができない、SOSを発信することができないという課題もあります。

このような公的な支援が必要でありながら、支援が届いていない世帯が地域で孤立することなく、安定した生活を送っていくためには、地域の中でそうした世帯を把握し、適切な公的支援（制度、施策・事業）に繋げていく必要があります。

そのためにも、保護者を含めた個々の家庭の状況、個々の子ども・若者自身の状況を的確に見きわめ、どのような公的支援に繋いでいくかという、専門職によるアセスメントが重要となります。

また、個々の家庭や子ども・若者の状況によっては、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職がチームで対応していく必要があります。多機関・多職種チームによる支援においては、それぞれの相談機関・支援機関、そして、それぞれの専門職が持つ役割・専門性を相互に正しく理解し連携していくことで、多様で複雑な課題への対応がより効果的なものとなります。

本市では、各区役所地域みまもり支援センターに保健師・助産師・社会福祉職・心理職・栄養士・歯科衛生士・保育士・教育関連職員等の多職種の専門職を配置し、これまで培ってきた地域ネットワークの仕組みを活用し、個別支援の取組を推進しています。

今後も、多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進していきます。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

本市においては、子ども・若者に関わる行政の総合的な相談・支援機関として、各区役所の地域みまもり支援センターと3か所の児童相談所があります。

地域みまもり支援センターでは、各区役所実施の児童家庭相談援助、母子保健事業、保育所入所業務、児童扶養手当業務、生活保護業務などにおいて多くの情報を把握する中で、必要に応じて活用することにより、生活に困難を抱える子ども・若者とその家庭を早期に発見し、問題が重症化しないように未然に防止する役割が期待されています。また、児童相談所では問題が重症化したケースに対して適時に法的権限を行使し、介入的支援による課題の解決が求められています。

また、個別の専門領域においては、学校教育の領域における専門相談、障害のある児童及び障害の疑いのある児童に対する専門相談、発達に課題を抱える子ども・若者に対する専門相談、メンタルヘルスの領域における専門相談、雇用の領域における専門相談など、それぞれの分野における高度な専門性を持った相談機関と、地域、行政間の連携が重要であり、連携強化に向けた取組を進めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
学校生活に関わる相談・支援の充実 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。
児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。 ● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。
児童相談所による専門相談支援の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。 ● 各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組を推進します。
地域に根ざした相談支援の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。

総合的な就業支援の推進 （経済労働局：労働雇用部）	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 - 求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若年無業者の職業的自立支援に取り組みます。
精神的健康の保持・増進 （健康福祉局：精神保健課）	〔精神保健事業〕 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。
発達障害児・者支援体制の充実 （健康福祉局：障害計画課）	〔発達障害児・者体制整備事業〕 発達相談支援センターを運営し、発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。
療育相談・支援の充実 （健康福祉局：障害計画課）	〔地域療育センターの運営〕 地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

それぞれの役割や専門分野に基づく、多様な行政の相談・支援機関の連携を強化するとともに、地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたNPO法人等の地域団体と、地域、行政間の連携が重要です。

行政の相談・支援機関の相互の連携だけでなく、地域団体との連携強化に向けて、相談・支援機関のネットワークの強化の取組を進めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 - 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 - 各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。
子ども・若者支援に関わるネットワークの検討 （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を検討します。
民生委員児童委員による見守りの推進 （健康福祉局：地域福祉課）	〔民生委員児童委員活動育成等事業〕 民生委員児童委員を適正に配置し、地域における身近な相談と見守りを推進します。

施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

子ども・若者の成長・発達過程において、0歳から15歳までの期間、すなわち、乳幼児期から学童期を経て、思春期にさしかかる期間は、非常に重要な期間であるといえます。

乳幼児期の子どもの心身の成長と保護者の子育てを支える制度として「母子保健」があり、また、乳幼児期の子どもの生活の場と成長を支える制度として「保育・幼児教育」の制度があります。さらに、小学生・中学生の基礎学力を保障する制度として「学校教育」があります。これらは、子ども・若者の成長を根幹から支える基盤であり、特に、学校教育は、子ども・若者からの視点でみれば「教育を受ける権利」の保障として、保護者からの視点でみれば「教育を受けさせる義務」として位置づけられ、国の大綱においても、「学校教育」は子どもの貧困対策の「プラットフォーム」として位置づけられています。

これらの制度は、生活が困窮している子ども・若者だけでなく、すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「貧困の連鎖」を予防する制度として、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たすものと考えます。

ア 母子保健の推進

保健・医療の科学的な進化が進む一方で、地域のコミュニティの希薄化や核家族化による子育てで家庭の孤立など、子育てを取り巻く環境の変化などから、子育てに負担感・不安感を持つ家庭が増えてきており、母子保健も子育て家庭を取り巻く時代の変化の中で、求められる役割が変化してきています。

乳幼児期は、人との愛着関係や自己認識、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期であり、学童期・思春期において健全に成長していくためにも、基礎的な能力を身に付けるための重要な時期です。

そのため、妊娠初期から産前・産後、そして、乳幼児期全般を通して、様々な支援の実施により、乳幼児期の子どもの心身の健全な成長を保健師等が見守り・支えるとともに、保護者に対する個々の状況に応じた相談・支援により、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るなど、子どもの健全な成長・発達に向けた支援を推進します。

また、母子保健における取組を通じて、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援活動を行います。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
乳幼児の発達支援の充実と医療機関との連携の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ● 健診に引き続く要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

出産・育児に関わる相談支援体制の充実 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 ● 両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。 ● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ● 乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。
---	--

イ 保育・幼児教育の推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、教育・保育の一体的な推進と幼児教育の充実を目的に、「子ども・子育て支援新制度」が導入されました。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う大切な時期であり、このような時期に行われる保育や幼児教育は非常に重要なものです。また、学童期・思春期において、社会的に自立していくために必要となる学習意欲や基礎学力、やりぬく力、自己肯定感（非認知能力）を身に付けていくためにも、幼児期において、基本的信頼関係や生活習慣等を身に付けていくことが重要です。そのためにも、子ども一人ひとりが安心感を持って生活し、遊びを通じた保育・教育により、様々な活動ができる環境を整えていく必要があります。

これまで保育所や幼稚園それぞれが培ってきたノウハウを活かすとともに、必要な人が利用できる環境整備を行うことで、すべての子どもが良質な保育や教育により、健やかに成長していくよう支援します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
待機児童対策の推進 （こども未来局：事業調整・待機児童対策担当）	〔待機児童対策事業〕 ● 地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進め、待機児童解消に向けた取組を推進します。
保育受入枠の拡大による保育ニーズへの適切な対応 （こども未来局：保育所整備課）	〔認可保育所整備事業〕 ● 高まる保育ニーズに適切に対応するため、様々な手法を活用して認可保育所を整備し、保育受入枠の拡大を推進します。
質の高い保育サービスの提供 （こども未来局：保育課）	〔民間保育所運営事業〕 ● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。
公立保育所を活用した保育の質の向上 （こども未来局：運営管理課）	〔公立保育所運営事業〕 ● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。

多様なニーズに即したサービス等の提供 （こども未来局：幼児教育担当）	〔幼児教育推進事業〕 ● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。
国と連携した子育て世帯への支援策の推進 （こども未来局：保育課）	〔保育料対策事業〕 ● 国の幼児教育・保育の無償化の取組の着実な反映など、国の子育て世帯に対する支援策と連携した取組を進めます。

ウ 学校教育の推進

小学生・中学生の義務教育期間は、学童期を経て思春期にさしかかり、子ども・若者の成長の過程で、「大人」に向かって大きく変化し著しく成長していく時期です。子ども自身が、徐々に保護者等からの直接的な養育から離れ、保護者や学校の先生に見守られ・支えられながら、主体的・意欲的に個々の自分の課題に取り組んでいく時期であり、「大人」になるために、精神的にも多感な時期となります。

将来の自立に向けては、学力の定着が不可欠であることから、基礎学力の定着に向けた取組を進め、あわせて、一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てるとともに、日々の教育活動を通して、子ども・若者たちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践を推進します。

また、本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な支援を必要とする児童生徒が増加している現状があることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
教職員に対する研修の充実 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔教職員研修事業〕 ● 子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。 ● 子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。
「キャリア在り方生き方教育」の推進 （教育委員会事務局：教育改革推進担当）	〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕 ● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とのかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。

習熟の程度に応じた取組の推進 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔きめ細やかな指導推進事業〕 ● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
健康教育による健やかな学校生活の促進 （教育委員会事務局：健康教育課）	〔健康教育推進事業〕 ● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進 （教育委員会事務局：健康給食推進室）	〔健康給食推進事業〕 ● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
定時制生徒の自立支援の推進 （教育委員会事務局：指導課）	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。
教育活動に対する支援体制の充実 （教育委員会事務局：指導課）	〔学校教育活動支援事業〕 ● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。
教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進 （教育委員会事務局：指導課）	〔特別支援教育推進事業〕 ● 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。
児童生徒への専門的な相談体制の充実 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 相談体制の充実に向けた検討を行い、スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実を図ります。 ● 各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援を実施し、子どもが置かれている状況に応じた支援を推進します。 ● 児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援を推進します。
不登校児童生徒の相談・支援の充実と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔教育機会確保推進事業〕 ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。

3 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

（1）児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けて

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

児童虐待の4つの種別

- ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成 24（2012）年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成 25（2013）年 3 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定し、平成 26（2014）年 2 月には、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、具体的な施策を推進してきました。

ア 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の総括評価を踏まえた方向性

これまで、推進計画に基づき様々な取組を進めてきたところですが、推進計画の計画期間終了にあたり、これまでの取組の総括評価を行いました。新たな計画期間においては、総括評価における課題を踏まえた今後の方向性を反映させた取組を推進していきます。

【今後の方向性】

- ◆ 関係機関等との連携を一層強化し、継続性のある地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- ◆ 安全・安心な妊娠期を過ごすため、また、虐待予防の観点から、母子健康手帳交付時の面接の充

実、地域の医療機関・関係団体との連携を推進します。

- ◆ 母子保健情報管理システムを活用し、より迅速に未受診者把握やフォローを実施します。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携及び的確なケース進行管理を推進します。
- ◆ 児童及びその家族への適切な相談支援の充実とともに、人材育成も着実に実施します。
- ◆ 平成28（2016）年改正児童福祉法に基づく共通リスクアセスメントツール活用を検討を進めます。
- ◆ 多様な相談内容に適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関、弁護士等との連携強化に取り組みます。
- ◆ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進するとともに、里親制度の普及や被虐待児の自立支援の充実を推進します。
- ◆ 多様な機関等との協力、媒体の活用等、児童虐待防止の啓発活動を推進します。
- ◆ 5縣市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）や県域を越えた広域連携を強化していきます。
- ◆ 各職場、職種ごとのOJT、OFF-JTの実践や、児童相談所、区役所の職員を対象とした専門性の確保・向上のための研修を推進します。

イ 児童福祉法等の改正を踏まえた対応

平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が図られました。

●児童虐待の発生予防

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

●児童虐待発生時の迅速・的確な対応

市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

●被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

（２）児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けた基本的な考え方

今後の児童家庭支援・児童虐待対策については、改正児童福祉法の３つの柱に基づいて「子ども・子育てを支援する地域づくり」、「機関連携による虐待の早期発見・的確な対応、人材育成」、「自立に向けた専門的支援の充実」の３つの基本的な考え方のもと、これに基づいて７つの施策の方向性を定め具体的な事業を推進します。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・子育てを支援する地域づくり ～児童虐待の発生予防～

すべての子どもが健全に成長できるよう、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、関係機関等との連携のもと、身近な地域における子どもの見守り・支え合いや、保護者の育児に対する負担感を軽減するための相談・支援を推進し、主体的・自立的に子育てができる環境を整えます。

また、母子保健事業等において、児童虐待の発生予防に向けた取組を充実するとともに、児童虐待のおそれがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援につなげる取組を推進します。

ア 地域ニーズに応じた子育て支援

子育て家庭を取り巻く状況は、地形や人口規模、歴史や文化、社会資源等、地域に応じた特徴があります。子育て家庭に共通した支援ニーズとともに、各地域特有の支援ニーズに応じた効果的な子育て支援、保護者への相談・支援の充実を図るために、地域における子育て支援の資源の育成や、必要な家庭に必要な支援が届くよう情報の収集や発信に努めます。

イ 子育てしやすいコミュニティづくりの推進

妊娠期を含め、身近な地域の中でそれぞれの家庭が安心して、主体的に子育てできる環境が必要です。各区役所地域みまもり支援センターを中心に、民生委員児童委員や子育て支援団体・ボランティア等と協力しながら、地域の住民による主体的な支え合いによるコミュニティづくりを推進します。

ウ 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

児童虐待の発生予防は、子どもが生活する身近な地域で行われることが基本となります。虐待に至るおそれのある要因としては、望まない妊娠、経済的な課題、疾病、未熟な養育能力など様々であり、特別な家庭に生じる課題ではありません。

子育てに係るすべての関係機関・関係者が児童虐待に対する理解を深め、相互に協力しながら、身近な地域における子どもの見守り・必要な子育て情報の提供など、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。

《基本的な考え方Ⅱ》

機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

～児童虐待への迅速・的確な対応～

児童は、適切に養育され、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有し、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければなりません。

そこで、保護者は児童を健やかに育成することについて第一義的な責任を負い、国・地方自治体は保護者とともに、その責務を有します。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。各区役所地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、子どもの身体・生命の安全を確保しながら、その最善の利益を優先した迅速かつ的確な対応を推進します。

また、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要となっていることから、人材の確保とその適切な育成に向けた取組を推進します。

ア 児童の権利・利益を優先した対応の推進

改正児童福祉法において、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることなどの権利を有することが明確化されました。児童・家庭に関わるすべての機関・関係者がこの理念を共有し、重大な権利の侵害である児童虐待から子どもを守るために、早期発見・早期対応に努め、子どもの権利を最優先とした支援が推進されるよう取り組みます。

イ 専門機関の専門性の強化・役割分担・連携の推進

児童虐待が発生する背景は、保護者の健康や経済的な状況、夫婦間の不調和など様々であり、態様もそれぞれ異なります。そこで、児童相談所や各区役所地域みまもり支援センター等の相談機関は、児童福祉法等の関係法令を踏まえて適切な役割が果たせるよう組織としての機能強化に努めるとともに、医療機関や学校、警察等と連携を図り、それぞれの役割と責任に基づいた専門的な支援を推進します。

ウ 対象ケースの状況の変化等に応じた連携の推進

支援や保護を必要とする児童・家庭における状況は、常に変化するため、必要な支援の内容、連携すべき機関などについては状況に応じた柔軟な対応が求められます。児童相談所などと、児童に関わる医療機関、保育所、幼稚園、学校、警察等関係機関が積極的な情報共有に努め、対応の遅れによる重症化を防止するとともに、それぞれの児童の最善の利益を図ることを目的に適切な支援の実施に努めます。

エ 専門職の人材育成の推進

児童家庭支援・児童虐待対策を実効的かつ継続的に進めていくためには、各区役所地域みまもり支援センターや児童相談所、本庁部門等における専門職の人材確保が最も大切な要件となります。

必要な人員を確保するための取組を進めるとともに、経験・職階に配慮した研修内容の充実、ジョブローテーションの推進等、中・長期的な視野に立った取組を進めます。

また、児童福祉司等の専門職に新たに規定された義務研修、外部研修や日常的なOJT等を積極的に活用するなど、人材育成の推進を図ります。

《基本的な考え方Ⅲ》

自立に向けた専門的支援の充実～被虐待児童への自立支援等～

児童相談所への虐待相談のうち約95%が在宅支援となっており、虐待の未然防止・再発防止を図りながら、親子関係の再構築等を目的に家庭訪問や通所などによる適切な支援の実施が求められます。

家庭からの分離が必要になった児童については、生育状況や年齢等による個別的なニーズに応じ、里親や児童養護施設などにおいて適切な養育環境を確保し、家庭復帰に向けた支援の充実等を図ります。

また、特別養子縁組等の活用も含め、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が行われるよう取組を進めます。

ア 親子関係再構築支援の充実

虐待を受けた子どもの最善の利益のためには、親子関係の再構築を目指して積極的に子ども及び保護者に対して指導することが求められています。

子どもに対しては、愛着関係の形成やトラウマ等からの回復、対人関係の安定等を目的に、専門的なアセスメントに基づいて支援を行います。

保護者等に対しては、自らも問題に向き合い、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に資する支援を行います。

イ 社会的養護の充実

家族関係の再生が図れない児童虐待事例や、何らかの事情により実の親が育てられない事例については、必要に応じて里親・乳児院・児童養護施設等において適切な養育環境を確保し、家庭への再統合または児童の自立に向けた支援を行います。

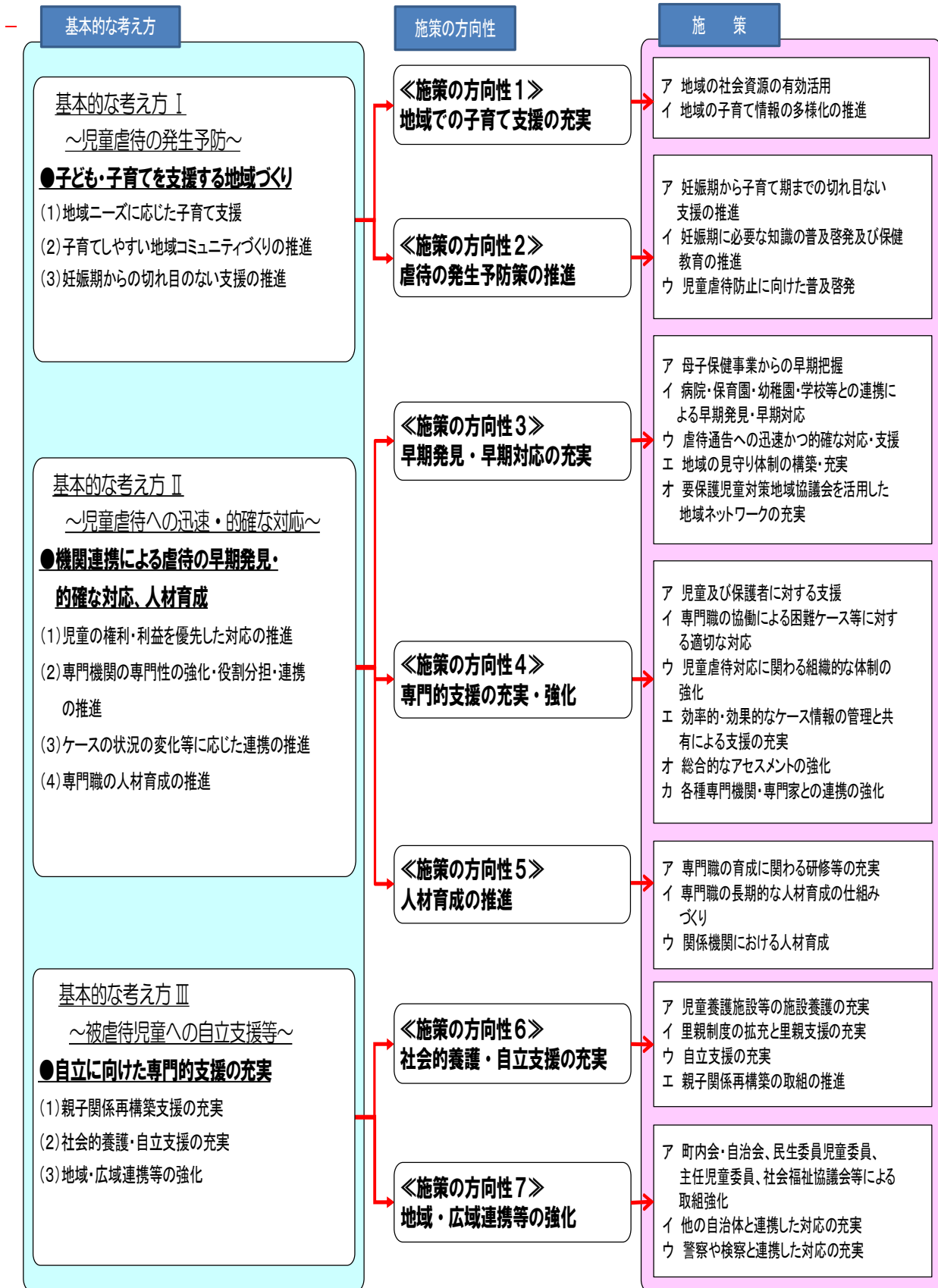
家庭に近い環境での養育を目指し、里親委託や児童養護施設等における小規模グループでの養育を推進し、里親と施設それぞれの長所を活かしつつ関係機関が連携して支援を行うことができるよう社会的養護の取組を推進します。

ウ 地域・広域連携等の強化

支援を行っている家庭が市外に転出する場合や市外から転入した場合には、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、県内の自治体との連携強化や県域を越えた広域連携の強化に努めます。

また、特定妊婦として支援を行っていた事例が、近隣の自治体で里帰り出産・静養等を行う場合には、育児不安や育児困難等に伴う不幸な事故の発生防止を含む緊密な連携を図ります。

（3）児童家庭支援・児童虐待対策に関わる施策と取組の推進【施策の体系図】



施策の方向性 1 地域での子育て支援の充実

ア 地域の社会資源の有効活用

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
地域子育て支援センターの運営 (こども未来局：企画課)	● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 (こども未来局：企画課)	● 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。
子育てグループ等への各種支援及び連携 (こども未来局：企画課) (区役所：地域ケア推進担当) (区役所：地域支援担当) (区役所：保育所等・地域連携担当)	● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 ● 区内で自主的に活動している子育て支援グループ（フリースペースやサロン）や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育て支援の連携・拡充を図ります。
育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応 (区役所：地域ケア推進担当) (区役所：地域支援担当)	● 子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。

イ 地域の子育て情報の多様化の推進

地域の中で子育て家庭を支援する取組が進む中、親子が気軽に参加できるサロン、保護者同士の友達づくりの場、ボランティアによる見守り支援等の有効な情報が、その情報を必要とする親子等に広く届くように、多様な発信に取り組みます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援 （区役所：地域ケア推進担当）	区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。
地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援 （区役所：地域ケア推進担当） （区役所：地域支援担当） （区役所：保育所等・地域連携担当）	区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。
地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信 （区役所：地域ケア推進担当） （区役所：地域支援担当） （区役所：保育所等・地域連携担当）	地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。

施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳幼児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を利用し、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携に努めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
産後ケア事業による早期相談支援の実施 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、望まない妊娠を防ぐため、学校と連携して思春期からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。
妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	地域みまもり支援センター等において両親学級（ブレバパパ・ブレママ教室）を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要です。

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	- 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 - オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。

施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

妊産婦や乳幼児等への妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問）、乳幼児健康診査等を通して、これらの事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意しながら、未受診者の把握と適切な対応、健診委託医療機関との連携強化を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業の推進 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
乳幼児健康診査受診率の向上 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● 乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。
乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● 乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● 乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施 （こども未来局：こども保健福祉課） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。 ● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。

イ 病院・保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している病院や保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に関催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。
川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と区役所保健福祉センター（福祉事務所）の両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則48時間以内）を実施するとともに、共通アセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行います。

初期対応やその後の継続した支援については、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、児童相談所と地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携し、個々のケースの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。
要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制の充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）	● こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの「実務者会議」、実務者会議の部会として、把握している全ケースの定期的な進行管理と情報共有を行う「連携調整部会」と、個別の事例ごとに支援関係者が参加し支援方針等を確認する「個別支援会議」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

施策の方向性4 専門的支援の充実・強化

ア 児童及び保護者に対する支援

（ア） 児童に対する支援

児童虐待は児童の身体的及び精神的発達にとって重大な影響を及ぼします。被害児童に対する愛着の構築やトラウマの問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

（イ） 保護者に対する支援

それぞれの虐待事例の状況に応じ、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
スーパーバイズ（SV）等を活用した適切かつ専門的な支援の推進 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。
関係機関の連携による専門的な支援の充実 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例については、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織としての適切な対応を図ります。

また、児童相談所と地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
児童相談所と地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践 （こども未来局：児童相談所） （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所及び保健所機能）の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ● 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
児童相談所における児童家庭相談援助の適切な実施	● 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。

(こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制の充実・強化について検討します。
各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	- 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 - 市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。
児童相談所・一時保護所の機能等の検討 (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行います。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できるシステムの導入の検討を進めるとともに、個人情報情報の適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進 (こども未来局：児童相談所) (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	児童相談所においては、進行管理ソフトを利用していますが、情報の迅速な共有を図るためにも、ネットワークシステムの導入を進める必要があるため、新たな児童相談に係るシステムの導入について検討するとともに、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターにおける確実なケース進行管理を図ります。
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	各区役所地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理の実施に向けた検討、地域みまもり支援センターと児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行います。

オ 総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツールを作成し、各区役所地域みまもり支援センター・児童相談所で活用を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適

(区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	切な支援を実施します。
児童相談所における組織的アセスメントの実施 (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。
地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。

力 各種専門機関・専門家との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や区役所保健福祉センターに加え、必要に応じて精神保健福祉センターや障害者更生相談所・医療機関などの専門機関・専門家と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進 (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制の推進を図ります。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携した対応を図ります。

施策の方向性5 人材育成の推進

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるOJT、OFF-JTを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
新規採用職員等に対する児童相談業務研修の実施 （こども未来局：児童相談所） （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。
専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。
各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。

イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成28（2016）年3月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成するために、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。

ウ 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組みます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。

施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
児童養護施設等への運営支援 （こども未来局：こども保健福祉課） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
子育て短期支援事業の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業）ことにより子育て支援を行います。

イ 里親制度の推進と里親支援の充実

（ア） 里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発

里親支援機関と連携・協力しながら広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

（イ） 里親委託等の推進

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

（ウ） 里親支援の充実

里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するNPO等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発 (こども未来局：こども保健福祉課)	● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保 (こども未来局：こども保健福祉課)	● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。 (里親登録数 平成 29（2017）年度 133 世帯 平成 33（2021）年度 145 世帯以上)
ふるさと里親事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。
多様な主体と連携した里親支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO 法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。

ウ 要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援 (こども未来局：こども保健福祉課)	● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

エ 親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援については、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区役所地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。

施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。
地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施 （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
5 県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。
児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。
隣接する東京 23 区との連携の強化 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援に関わる連携、職員間の連携等包括的な連携を図ります。

ウ 警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報共有を図るとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。
警察及び検察と連携した情報共有 （こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の 3 機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議のうえ実施します。

○川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健全な成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2） 保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3） 虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健全な成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第 6 条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第 7 条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第 2 章 区役所の機能の強化

（区役所の体制の強化）

第 8 条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

（情報の共有）

第 9 条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第 3 章 未然防止

（子育てに関する支援のための施策）

第 10 条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

- 2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（子育てに関する情報の提供又は相談）

第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

（児童虐待防止推進月間）

第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）

第14条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

（通告に係る対応）

第15条 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。

5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。

6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

（専門的な治療、心理療法等の支援）

第16条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

（保護者に対する再発防止のための指導）

第17条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

（子どもに対する教育支援）

第18条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

（里親等への支援の充実）

第19条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

（転出する場合の措置）

第20条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

（市長の報告）

第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（見直し）

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

4 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

（1）困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進に向けて

平成 27（2015）年 2 月 20 日、川崎市川崎区の高津川河川敷において、市内の中学 1 年生が亡くなる痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。

本市では、この事件を受け、事件に係る事実関係の検証や再発防止等の検討を進め、平成 27（2015）年 8 月に、このような事件が二度と繰り返されないよう、再発防止に向けた検討結果を「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」としてまとめるとともに、再発防止に向けた今後の取組の強化を着実に進めるため、平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」の中で、中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図ることを最重要課題として、再発防止対策を「重点アクションプラン」として位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOS をしっかりと受け止めることが大切です。今後も、「重点アクションプラン」を本計画の中で継承し、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を基本的な考え方として、子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、更なる対策の推進を図ります。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・若者を見守り・支える体制の強化

- | | |
|----------|-----------------------|
| 施策の方向性 1 | 子ども・若者の居場所の充実 |
| 施策の方向性 2 | 地域の見守り体制の強化 |
| 施策の方向性 3 | 安全・安心な地域環境の整備 |
| 施策の方向性 4 | 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進 |

《基本的な考え方Ⅱ》

複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

- | | |
|----------|----------------|
| 施策の方向性 5 | 専門的支援ネットワークの構築 |
| 施策の方向性 6 | 専門的な児童支援の充実・強化 |

（2）困難な課題を持つ子ども・若者の支援に関わる施策と取組の推進

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・若者を見守り・支える体制の強化

子ども・若者が成長する発達段階で、多世代の人たちとふれあい、様々な立場の人たちとコミュニケーションを重ねることは、子ども・若者の自立にとって大切な経験であり、子どもを持ち、親となっても、自らのこれまでの経験を自分の子ども・若者に伝えていくことに繋がります。

そのため、子ども・若者と多世代の地域住民が日常的に交流することで、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を地域の中で醸成し、様々な生きづらさを抱える子どもたちの声なき声にしっかりと耳を傾けることができる環境づくりを進めます。

また、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、新たな子ども・若者の課題・ニーズにも対応しうる居場所づくりに向けて検討し、対策を推進します。

さらに、地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくため、地域の見守り体制の強化を図るとともに、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう安全・安心な地域環境の整備、困ったときに子ども・若者や保護者がSOSを発せられる地域社会を実現するために児童虐待防止・非行防止等の啓発を推進します。

こうした取組を推進する中で、地域人材・地域団体等をはじめとした地域コミュニティや関係機関等の協力も得ながら、子ども・若者やその家庭からのSOSをしっかりと受け止められるよう、子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

施策の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

本市では概ね中学校区に1か所「こども文化センター」を設置し、子ども・若者の居場所や市民活動の拠点として地域の活動を支えています。さらにすべての市立小学校で放課後の児童の安全な居場所として、「わくわくプラザ」事業を実施しています。

学校においては、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを推進するため、「地域の寺子屋」事業を平成26（2014）年度から実施しています。

また、生活が困窮した家庭では、本来、家族とともに過ごす時間帯において、様々な家庭の事情により、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者もいます。現在の子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けて、検討を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
こども文化センターと老人いこいの家の連携 （こども未来局：青少年支援室） （健康福祉局：高齢者在宅サービス課）	こども文化センターと老人いこいの家の連携強化により、多世代が交流する居場所づくりに向けて、更なる取組の推進手法を検討します。

こども文化センター、わくわくプラザ職員の資質の向上 （こども未来局：青少年支援室）	こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。
地域の寺子屋事業の推進 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。
地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築 （こども未来局：青少年支援室）	家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けて、検討を推進します。

施策の方向性2 地域の見守り体制の強化

子どもが地域で安心して健やかに成長するための環境を整えるために、青少年指導員や少年補導員等を中心とした地域人材を活用し、町内会・自治会等や学校、警察等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた取組を実施していくことが効果的です。地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、地域の活性化を図る中で「お互いに見知った関係」を深め、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図ります。

また、学校が主体となり、警察や少年相談・保護センター、PTAや町内会等と連携したサポートチームによる活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上のために地域教育会議の更なる充実と活性化に取り組めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
青少年指導員等による取組の推進 （こども未来局：青少年支援室）	青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
こども110番事業の推進 （こども未来局：青少年支援室）	こども110番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
地域の教育力の向上 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。

施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

地域における子ども・若者の安全・安心を守る環境づくりとして、地域で防犯対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。市民一人ひとりが防犯意識を高め、自主的な防犯活動を充実し、犯罪の起きにくい地域環境づくりに取り組みます。

地域における重要な防犯対策の一つとして、防犯灯については、ESCO事業の導入を推進するなど、より効果的・効率的な整備に取り組みます。また、防犯カメラについては、プライバシーに十分配慮し、犯罪の抑止等を目的に町内会・自治会等と連携してニーズ等を把握し、計画的に増設を図ります。さらに、市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会等における取組を推進します。

※ ESCO事業(エスコじぎょう)とは Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
防犯灯のLED化の推進 (市民文化局：地域安全推進課)	● ESCO事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を推進します。
防犯カメラの設置による防犯対策の推進 (市民文化局：地域安全推進課)	● 川崎市防犯カメラ設置補助制度により、地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助を実施し、地域の防犯対策を推進します。
公園内の安全な施設管理 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	● 公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を推進します。
防犯に対する意識向上と体制強化の推進 (市民文化局：地域安全推進課)	● 安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。

施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関・施設の職員や地域人材が、子ども・若者や保護者が自ら発するSOSの感度を高めることで早期に課題を発見し、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、関係機関・施設の職員や地域人材に対して、イベント等も活用しながら児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進します。

ゲーム機やスマートフォン等のコミュニケーションツールが日々進歩し、子ども・若者たちがSNSなどのインターネットを気軽に利用できることから、家庭・地域と連携した情報モラル教育を一層推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
児童虐待の早期発見・未然防止の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。

SOSへの気づきの推進と 機関連携の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、SOSへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。
児童虐待・非行・いじめ防止 に関わる子どもや保護者等 の意識啓発の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
情報モラルに関わる啓発の 推進 （教育委員会事務局：指導課・総合教育センター）	● 情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。

《基本的な考え方Ⅱ》

複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた生育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

困難を有する一人ひとりの子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援を行います。

また、これまでも児童相談所や各区役所、警察の少年相談・保護センター等がそれぞれに支援の充実に努めてきましたが、児童相談の専門機関である児童相談所と関係機関が連携する仕組みを充実します。

専門職による支援の充実と関係機関相互の連携強化のために、区役所組織や要保護児童対策地域協議会等の「専門的支援ネットワークの構築」と児童相談所等の専門機関による支援体制の強化による「専門的な児童支援の充実・強化」の2つを重点項目として掲げ、複雑困難な課題を持つ子ども・若者とその家庭への支援の充実に努め、被害・加害を発生させない取組を推進します。

施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

他職種の専門職が連携して情報共有及び組織的な対応の強化を図るなど、身近な地域の中で支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援を実施するよう、各区役所の地域みまもり支援センターにおける取組を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別支援会議の充実を図るために、スーパーバイザーを活用し、支援を充実します。

また、重症事例の早期発見等のための共通アセスメントシートを活用し、医療機関における取組を進めるとともに、こうした取組が法的な仕組みの中で適切に実施できるよう要保護児童対策地域協議会の体制を強化します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
地域みまもり支援センターにおける多職種協働の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 地域みまもり支援センターの各専門職が連携し、専門的・総合的な支援を実施するための研修を充実します。
要保護児童対策地域協議会の体制強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
地域の医療機関との連携強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。

施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

重篤な課題を有する子ども・若者とその家庭に対する高度な専門的支援を行う児童相談所について支援体制を強化するとともに、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区役所地域みまもり支援センターとの連携の強化を図ります。

また、育児に不安を抱える乳幼児期の保護者を中心とした育児支援やネグレクトを背景とした不登校、非行等への支援など、児童福祉施設のノウハウを活用した相談・支援を充実します。

さらに、学校において長期欠席傾向にある児童生徒への対応を強化するとともに、非行防止や犯罪被害防止に向けて、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関が連携し、実効的なネットワークの強化を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
児童虐待への対応の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。
学齢期の非行等の早期対応・未然防止の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。
ICTによる情報ネットワークの推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターにおける情報管理と情報の共有について、ICTを活用したネットワークの仕組みを検討します。

民間児童福祉施設による相談・支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。
長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化 （教育委員会事務局：指導課・総合教育センター）	● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携して課題解決に向けた取組を推進します。
健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進 （教育委員会事務局：指導課）	● 「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。
非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	● 児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センターによる実効的なネットワークの強化を図ります。

第6章

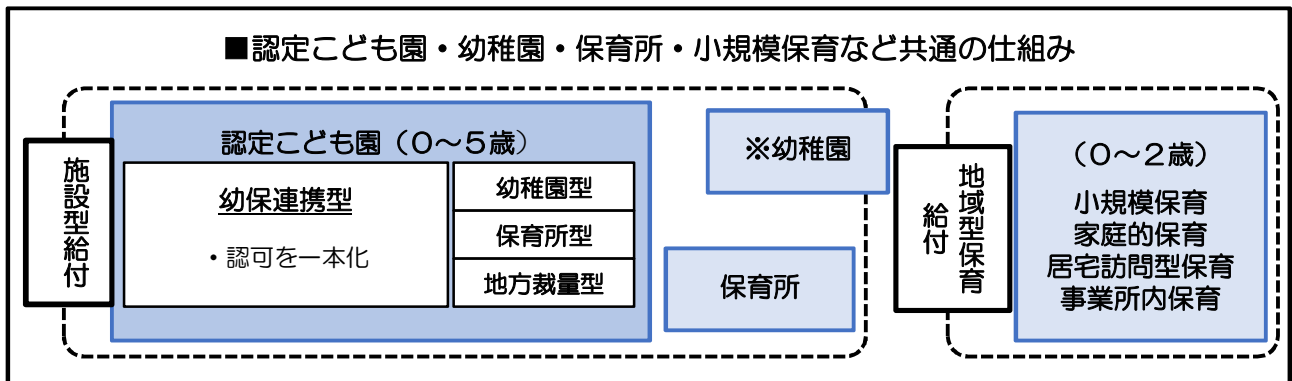
.....

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策 （川崎市子ども・子育て支援事業計画）

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成 27（2015）年4月、全国で一斉に「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）がスタートしました。この新制度は、平成 24（2012）年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法に基づく制度で、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するものです。子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」のもとに、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になってきているため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

新制度では、3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。



※幼稚園は、「子ども・子育て支援新制度へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できます。

また、それまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と分かれていた実施主体が、新制度においては、従来からの私学助成を受ける施設を除き市町村に一本化されました。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

新制度の財源については、「社会保障・税一体改革」において「子ども・子育て」が社会保障分野の一つとして位置づけられ、消費税率引き上げに伴う増収分が充当されることとなりました。さらに、次ページの右表で示した13事業が、地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の実績に応じて実施することとなりました。

■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
■施設型給付 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上 19 人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 ■児童手当 ・個人への現金給付	①妊婦健康診査 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③子育て短期支援事業 ④養育支援訪問事業 ⑤病児保育事業 ⑥利用者支援事業 ⑦延長保育事業 ⑧放課後児童健全育成事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪ファミリー・サポート・センター事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

2 「量の見込みと確保方策」について

「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

本市では、平成27(2015)年度からの「川崎市子どもの未来応援プラン」において、平成31(2019)年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

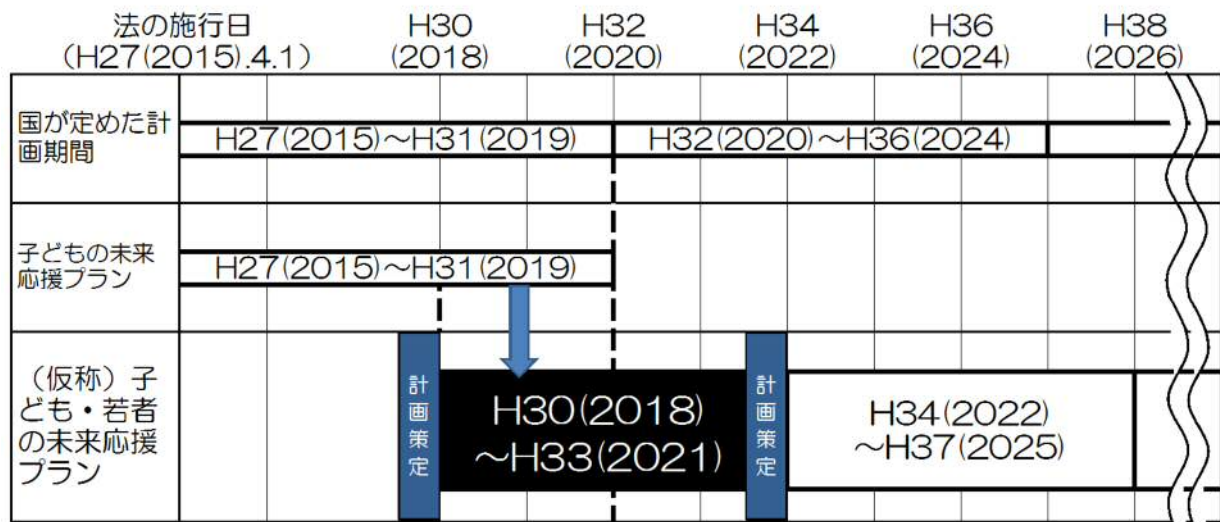
今回の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、子どもの未来応援プランの中間評価を行い、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの量の見込みと確保方策を定めます。

また、平成31(2019)年度中には国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

＜教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業＞

教育・保育施設 地域型保育事業	地域子ども・子育て支援事業
●施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ●地域型保育給付 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育	●妊婦健康診査 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） ●養育支援訪問事業 ●病児保育事業（病児・病後児保育事業） ●利用者支援事業 ●延長保育事業 ●放課後児童健全育成事業 ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業） ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係＞



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条は、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、原則として行政区ごとに保育の必要性に応じた支給認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。ただし、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合があります。

（２）教育・保育に関する施設・地域型保育事業

ア 教育・保育に関する施設

（ア）認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

（イ）幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

（ウ）保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

イ 地域型保育事業

家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近いきめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

（3）教育・保育の利用区分

ア 教育・保育の利用区分について

新制度では、教育・保育に関する施設や地域型保育事業の利用にあたって、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

イ 保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。

「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。

本市では、現行の入所要件（月16日以上かつ1日あたり4時間以上の就労）を踏まえ、下限時間を「月64時間（ただし、月16日以上かつ1日あたり4時間以上）」として「量の見込み」を算出するものとします。

4）教育・保育の量の見込みの考え方

ア 教育・保育の量の見込みについて

「川崎市子どもの未来応援プラン」では、「川崎市子ども・子育てに関する調査（平成25（2013）年度）の結果から、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き（平成26（2014）年1月内閣府）」に基づき算出した数値をもとに、利用実態に即したものとすよう補正を行い、量を見込みました。

＜川崎市子ども・子育てに関する調査＞

- 実施時期：平成 25（2013）年 9 月 27 日（金）から 10 月 18 日（金）まで
- 調査数：無作為抽出により就学前の子どもの保護者 15,000 件、小学生の保護者 3,000 件
- 回収率：46.5%（就学前）、44.6%（就学）

今回の見直しは、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】（平成 29（2017）年 6 月内閣府）」を参考とし、「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成 29（2017）年 5 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

イ 就学前児童の将来人口推計について

「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成 29（2017）年 5 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、各歳児の年度当初（4 月 1 日）時点での就学前推計児童数を算出しています。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5 歳 （1 号または 2 号 認定に該当）	0 歳 （3 号認定に 該当）	1～2 歳 （3 号認定に 該当）	合計
平成 29 （2017）年度（実績）	39,528	13,984	28,278	81,790
平成 30 （2018）年度	39,572	14,394	28,233	82,199
平成 31 （2019）年度	39,853	14,497	28,437	82,787
平成 32 （2020）年度	40,138	14,606	28,645	83,389
平成 33 （2021）年度	39,894	14,527	28,480	82,901
平成 34 （2022）年度	39,653	14,450	28,318	82,421

（5）教育・保育の量の見込みと確保方策

平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度の 4 月 1 日時点での各年齢区分の量の見込みと確保方策は次のとおりです。なお、量の見込みに対応し確保する方策の内訳は、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）です。

※ 教育・保育の量の見込みについては、平成 33（2021）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、平成 34（2022）年 4 月についても定めます。

第6章（量の見込みと確保方策）

■全市域

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
平成29 （2017） （実績）	確保方策	教育保育施設	20,853	14,910	1,942	9,486	11,428	47,191	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	14,910	1,942	9,486	11,428	26,338
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,452	0	-	-	-	1,452
			私学助成を受ける幼稚園	19,401	0	-	-	-	19,401
		地域型保育事業	-	-	164	497	661	661	
		認可外保育施設等	-	1,393	607	2,499	3,106	4,499	
		合計	20,853	16,303	2,713	12,482	15,195	52,351	
平成30 （2018）	量の見込み		19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	
	確保方策	教育保育施設	19,762	17,130	2,144	10,101	12,245	49,137	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	16,589	2,144	10,101	12,245	28,834
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,889	44	-	-	-	1,933
			私学助成を受ける幼稚園	17,873	497	-	-	-	18,370
		地域型保育事業	-	-	230	570	800	800	
		認可外保育施設等	-	365	1,092	3,681	4,773	5,138	
		合計	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	
平成31 （2019）	量の見込み		19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	
	確保方策	教育保育施設	19,067	18,324	2,370	11,035	13,405	50,796	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	17,724	2,370	11,035	13,405	31,129
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,407	64	-	-	-	2,471
			私学助成を受ける幼稚園	16,660	536	-	-	-	17,196
		地域型保育事業	-	-	278	757	1,035	1,035	
		認可外保育施設等	-	267	1,064	3,518	4,582	4,849	
		合計	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	

第6章（量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成32（2020）	量の見込み		18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403
	確保方策	教育保育施設	18,454	19,361	2,578	11,885	14,463	52,278
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	18,761	2,578	11,885	14,463	33,224
		幼稚園・認定こども園（1号）	2,744	78	-	-	-	2,822
		私学助成を受ける幼稚園	15,710	522	-	-	-	16,232
		地域型保育事業	-	-	325	946	1,271	1,271
		認可外保育施設等	-	341	1,057	3,456	4,513	4,854
	合計		18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403
平成33（2021）	量の見込み		17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693
	確保方策	教育保育施設	17,867	20,379	2,785	12,730	15,515	53,761
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	19,779	2,785	12,730	15,515	35,294
		幼稚園・認定こども園（1号）	3,246	84	-	-	-	3,330
		私学助成を受ける幼稚園	14,621	516	-	-	-	15,137
		地域型保育事業	-	-	373	1,135	1,508	1,508
		認可外保育施設等	-	204	1,008	3,212	4,220	4,424
	合計		17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693
平成34（2022）	量の見込み		17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979
	確保方策	教育保育施設	17,298	21,351	2,983	13,540	16,523	55,172
		内訳						
		保育所・認定こども園（2・3号）	-	20,751	2,983	13,540	16,523	37,274
		幼稚園・認定こども園（1号）	3,139	84	-	-	-	3,223
		私学助成を受ける幼稚園	14,159	516	-	-	-	14,675
		地域型保育事業	-	-	419	1,326	1,745	1,745
		認可外保育施設等	-	100	969	2,993	3,962	4,062
	合計		17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：%）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	49.9	44.2	24.1	50.8	41.8
平成31（2019）年4月	47.8	46.6	25.6	53.8	44.3
平成32（2020）年4月	46.0	49.1	27.1	56.9	46.8
平成33（2021）年4月	44.8	51.6	28.7	60.0	49.4
平成34（2022）年4月	43.6	54.1	30.2	63.1	52.0

第6章（量の見込みと確保方策）

■川崎区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		2,901	2,000	262	1,229	1,491	6,392	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,000	262	1,229	1,491	3,491
			幼稚園・認定こども園（1号）		176	0	-	-	-	176
			私学助成を受ける幼稚園		2,725	0	-	-	-	2,725
		地域型保育事業		-	-	28	99	127	127	
		認可外保育施設等		-	182	37	219	256	438	
		合計		2,901	2,182	327	1,547	1,874	6,957	
平成30（2018）	量の見込み		2,455	2,336	401	1,790	2,191	6,982		
	確保方策	教育保育施設		2,455	2,298	294	1,287	1,581	6,334	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,080	294	1,287	1,581	3,661
			幼稚園・認定こども園（1号）		148	13	-	-	-	161
			私学助成を受ける幼稚園		2,307	205	-	-	-	2,512
		地域型保育事業		-	-	38	103	141	141	
		認可外保育施設等		-	38	69	400	469	507	
		合計		2,455	2,336	401	1,790	2,191	6,982	
平成31（2019）	量の見込み		2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169		
	確保方策	教育保育施設		2,383	2,456	320	1,403	1,723	6,562	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,235	320	1,403	1,723	3,958
			幼稚園・認定こども園（1号）		311	29	-	-	-	340
			私学助成を受ける幼稚園		2,072	192	-	-	-	2,264
		地域型保育事業		-	-	43	126	169	169	
		認可外保育施設等		-	9	58	371	429	438	
		合計		2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169	

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成32（2020）	量の見込み		2,316	2,594	441	2,010	2,451	7,361
	確保方策	教育保育施設	2,316	2,593	343	1,508	1,851	6,760
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		343	1,508	1,851	4,223
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	329
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,208
		地域型保育事業	-	-	48	149	197	197
		認可外保育施設等	-	1	50	353	403	404
	合計		2,316	2,594	441	2,010	2,451	7,361
平成33（2021）	量の見込み		2,251	2,688	455	2,094	2,549	7,488
	確保方策	教育保育施設	2,251	2,688	366	1,611	1,977	6,916
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		366	1,611	1,977	4,444
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	318
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,154
		地域型保育事業	-	-	53	172	225	225
		認可外保育施設等	-	0	36	311	347	347
	合計		2,251	2,688	455	2,094	2,549	7,488
平成34（2022）	量の見込み		2,187	2,779	468	2,176	2,644	7,610
	確保方策	教育保育施設	2,187	2,779	387	1,710	2,097	7,063
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		387	1,710	2,097	4,655
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	308
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,100
		地域型保育事業	-	-	58	195	253	253
		認可外保育施設等	-	0	23	271	294	294
	合計		2,187	2,779	468	2,176	2,644	7,610

（参考）各認定区分の二歳割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：%）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	44.3	42.2	21.2	46.5	38.2
平成31（2019）年4月	42.9	44.3	22.2	49.2	40.3
平成32（2020）年4月	41.5	46.5	23.2	51.9	42.4
平成33（2021）年4月	40.8	48.7	24.2	54.7	44.6
平成34（2022）年4月	40.1	50.9	25.1	57.4	46.8

第6章（量の見込みと確保方策）

■幸区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		2,914	1,927	271	1,242	1,513	6,354	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	1,927	271	1,242	1,513	3,440
			幼稚園・認定こども園（1号）		100	0	-	-	-	100
			私学助成を受ける幼稚園		2,814	0	-	-	-	2,814
		地域型保育事業		-	-	20	79	99	99	
		認可外保育施設等		-	105	65	231	296	401	
		合計		2,914	2,032	356	1,552	1,908	6,854	
平成30（2018）	量の見込み		2,253	2,192	443	1,803	2,246	6,691		
	確保方策	教育保育施設		2,253	2,180	280	1,299	1,579	6,012	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,160	280	1,299	1,579	3,739
			幼稚園・認定こども園（1号）		316	3	-	-	-	319
			私学助成を受ける幼稚園		1,937	17	-	-	-	1,954
		地域型保育事業		-	-	38	87	125	125	
		認可外保育施設等		-	12	125	417	542	554	
合計		2,253	2,192	443	1,803	2,246	6,691			
平成31（2019）	量の見込み		2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014		
	確保方策	教育保育施設		2,187	2,320	310	1,420	1,730	6,237	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,300	310	1,420	1,730	4,030
			幼稚園・認定こども園（1号）		306	3	-	-	-	309
			私学助成を受ける幼稚園		1,881	17	-	-	-	1,898
		地域型保育事業		-	-	44	111	155	155	
		認可外保育施設等		-	42	136	444	580	622	
合計		2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014			

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
平成32（2020）	量の見込み		2,123	2,541	539	2,155	7,358
	確保方策	教育保育施設	2,123	2,453	338	1,534	6,448
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		338	1,534	1,872
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	265
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	1,878
		地域型保育事業	-	-	50	136	186
		認可外保育施設等	-	88	151	485	724
	合計		2,123	2,541	539	2,155	7,358
平成33（2021）	量の見込み		2,062	2,652	573	2,277	7,564
	確保方策	教育保育施設	2,062	2,583	366	1,647	6,658
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		366	1,647	2,013
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	256
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	1,826
		地域型保育事業	-	-	56	161	217
		認可外保育施設等	-	69	151	469	689
	合計		2,062	2,652	573	2,277	7,564
平成34（2022）	量の見込み		2,002	2,760	607	2,397	7,766
	確保方策	教育保育施設	2,002	2,743	394	1,756	6,895
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		394	1,756	2,150
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	248
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	1,774
		地域型保育事業	-	-	62	186	248
		認可外保育施設等	-	17	151	455	623
	合計		2,002	2,760	607	2,397	7,766

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	47.0	45.8	25.0	51.7	42.7
平成31（2019）年4月	44.7	48.2	27.1	55.4	45.9
平成32（2020）年4月	42.4	50.7	29.2	59.2	49.1
平成33（2021）年4月	41.5	53.3	31.2	63.0	52.3
平成34（2022）年4月	40.5	55.9	33.3	66.7	55.5

第6章（量の見込みと確保方策）

■中原区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		3,036	2,864	372	1,879	2,251	8,151	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,864	372	1,879	2,251	5,115
			幼稚園・認定こども園（1号）		159	0	-	-	-	159
			私学助成を受ける幼稚園		2,877	0	-	-	-	2,877
		地域型保育事業		-	-	40	82	122	122	
		認可外保育施設等		-	451	196	709	905	1,356	
		合計		3,036	3,315	608	2,670	3,278	9,629	
平成30（2018）	量の見込み		2,792	3,766	885	3,302	4,187	10,745		
	確保方策	教育保育施設		2,792	3,690	461	2,229	2,690	9,172	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	3,580	461	2,229	2,690	6,270
			幼稚園・認定こども園（1号）		148	6	-	-	-	154
			私学助成を受ける幼稚園		2,644	104	-	-	-	2,748
		地域型保育事業		-	-	44	95	139	139	
		認可外保育施設等		-	76	380	978	1,358	1,434	
合計		2,792	3,766	885	3,302	4,187	10,745			
平成31（2019）	量の見込み		2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101		
	確保方策	教育保育施設		2,605	3,955	520	2,444	2,964	9,524	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	3,824	520	2,444	2,964	6,788
			幼稚園・認定こども園（1号）		142	7	-	-	-	149
			私学助成を受ける幼稚園		2,463	124	-	-	-	2,587
		地域型保育事業		-	-	59	138	197	197	
		認可外保育施設等		-	52	382	946	1,328	1,380	
合計		2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101			

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成32（2020）	量の見込み		2,448	4,254	1,039	3,761	4,800	11,502
	確保方策	教育保育施設	2,448	4,198	575	2,639	3,214	9,860
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		575	2,639	3,214	7,281
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	144
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,435
		地域型保育事業	-	-	72	182	254	254
		認可外保育施設等	-	56	392	940	1,332	1,388
	合計		2,448	4,254	1,039	3,761	4,800	11,502
平成33（2021）	量の見込み		2,300	4,481	1,113	3,978	5,091	11,872
	確保方策	教育保育施設	2,300	4,458	630	2,837	3,467	10,225
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		630	2,837	3,467	7,794
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	139
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,292
		地域型保育事業	-	-	87	226	313	313
		認可外保育施設等	-	23	396	915	1,311	1,334
	合計		2,300	4,481	1,113	3,978	5,091	11,872
平成34（2022）	量の見込み		2,160	4,712	1,188	4,198	5,386	12,258
	確保方策	教育保育施設	2,160	4,708	684	3,027	3,711	10,579
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		684	3,027	3,711	8,288
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	135
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,156
		地域型保育事業	-	-	100	272	372	372
		認可外保育施設等	-	4	404	899	1,303	1,307
	合計		2,160	4,712	1,188	4,198	5,386	12,258

（参考）各認定区分の二歳割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	39.1	52.8	30.4	61.6	50.6
平成31（2019）年4月	35.8	55.1	32.4	64.6	53.3
平成32（2020）年4月	33.1	57.5	34.4	67.6	55.9
平成33（2021）年4月	30.7	59.9	36.5	70.7	58.7
平成34（2022）年4月	28.6	62.3	38.5	73.8	61.4

第6章（量の見込みと確保方策）

■高津区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		3,606	2,387	296	1,517	1,813	7,806	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,387	296	1,517	1,813	4,200
			幼稚園・認定こども園（1号）		31	0	-	-	-	31
			私学助成を受ける幼稚園		3,575	0	-	-	-	3,575
		地域型保育事業		-	-	17	48	65	65	
		認可外保育施設等		-	180	107	463	570	750	
		合計		3,606	2,567	420	2,028	2,448	8,621	
平成30（2018）	量の見込み		3,426	2,668	552	2,258	2,810	8,904		
	確保方策	教育保育施設		3,426	2,604	329	1,563	1,892	7,922	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,534	329	1,563	1,892	4,426
			幼稚園・認定こども園（1号）		29	1	-	-	-	30
			私学助成を受ける幼稚園		3,397	69	-	-	-	3,466
		地域型保育事業		-	-	32	77	109	109	
		認可外保育施設等		-	64	191	618	809	873	
合計		3,426	2,668	552	2,258	2,810	8,904			
平成31（2019）	量の見込み		3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142		
	確保方策	教育保育施設		3,347	2,810	365	1,709	2,074	8,231	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,706	365	1,709	2,074	4,780
			幼稚園・認定こども園（1号）		28	1	-	-	-	29
			私学助成を受ける幼稚園		3,319	103	-	-	-	3,422
		地域型保育事業		-	-	39	106	145	145	
		認可外保育施設等		-	11	187	568	755	766	
合計		3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142			

第6章（量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成32（2020）	量の見込み		3,302	2,976	630	2,509	3,139	9,417
	確保方策	教育保育施設	3,302	2,967	398	1,840	2,238	8,507
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		398	1,840	2,238	5,101
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	222
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	3,184
		地域型保育事業	-	-	46	135	181	181
		認可外保育施設等	-	9	186	534	720	729
	合計		3,302	2,976	630	2,509	3,139	9,417
平成33（2021）	量の見込み		3,258	3,087	660	2,601	3,261	9,606
	確保方策	教育保育施設	3,258	3,087	431	1,969	2,400	8,745
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		431	1,969	2,400	5,383
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	215
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	3,147
		地域型保育事業	-	-	53	164	217	217
		認可外保育施設等	-	0	176	468	644	644
	合計		3,258	3,087	660	2,601	3,261	9,606
平成34（2022）	量の見込み		3,214	3,194	689	2,689	3,378	9,786
	確保方策	教育保育施設	3,214	3,194	462	2,091	2,553	8,961
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		462	2,091	2,553	5,643
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	208
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	3,110
		地域型保育事業	-	-	60	193	253	253
		認可外保育施設等	-	0	167	405	572	572
	合計		3,214	3,194	689	2,689	3,378	9,786

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	55.0	42.8	23.8	50.0	41.1
平成31（2019）年4月	53.6	45.2	25.5	52.7	43.5
平成32（2020）年4月	52.8	47.6	27.1	55.3	45.8
平成33（2021）年4月	52.8	50.0	28.8	58.1	48.2
平成34（2022）年4月	52.7	52.4	30.4	60.8	50.5

第6章（量の見込みと確保方策）

■宮前区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		3,640	2,262	304	1,450	1,754	7,656	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,262	304	1,450	1,754	4,016
			幼稚園・認定こども園（1号）		287	0	-	-	-	287
			私学助成を受ける幼稚園		3,353	0	-	-	-	3,353
		地域型保育事業		-	-	18	71	89	89	
		認可外保育施設等		-	134	69	319	388	522	
		合計		3,640	2,396	391	1,840	2,231	8,267	
平成30（2018）	量の見込み		3,819	2,457	437	2,003	2,440	8,716		
	確保方策	教育保育施設		3,819	2,456	312	1,431	1,743	8,018	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,432	312	1,431	1,743	4,175
			幼稚園・認定こども園（1号）		588	4	-	-	-	592
			私学助成を受ける幼稚園		3,231	20	-	-	-	3,251
		地域型保育事業		-	-	25	60	85	85	
		認可外保育施設等		-	1	100	512	612	613	
合計		3,819	2,457	437	2,003	2,440	8,716			
平成31（2019）	量の見込み		3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978		
	確保方策	教育保育施設		3,718	2,606	340	1,562	1,902	8,226	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,581	340	1,562	1,902	4,483
			幼稚園・認定こども園（1号）		982	7	-	-	-	989
			私学助成を受ける幼稚園		2,736	18	-	-	-	2,754
		地域型保育事業		-	-	31	87	118	118	
		認可外保育施設等		-	32	86	516	602	634	
合計		3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978			

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
平成32（2020）	量の見込み		3,621	2,818	476	2,329	2,805	9,244	
	確保方策	教育保育施設	3,621	2,754	365	1,683	2,048	8,423	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,729	365	1,683	2,048	4,777
			幼稚園・認定こども園（1号）	950	7	-	-	-	957
			私学助成を受ける幼稚園	2,671	18	-	-	-	2,689
		地域型保育事業	-	-	37	114	151	151	
		認可外保育施設等	-	64	74	532	606	670	
	合計		3,621	2,818	476	2,329	2,805	9,244	
平成33（2021）	量の見込み		3,527	2,964	490	2,462	2,952	9,443	
	確保方策	教育保育施設	3,527	2,933	389	1,805	2,194	8,654	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,908	389	1,805	2,194	5,102
			幼稚園・認定こども園（1号）	919	7	-	-	-	926
			私学助成を受ける幼稚園	2,608	18	-	-	-	2,626
		地域型保育事業	-	-	42	141	183	183	
		認可外保育施設等	-	31	59	516	575	606	
	合計		3,527	2,964	490	2,462	2,952	9,443	
平成34（2022）	量の見込み		3,436	3,105	503	2,592	3,095	9,636	
	確保方策	教育保育施設	3,436	3,074	412	1,923	2,335	8,845	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,049	412	1,923	2,335	5,384
			幼稚園・認定こども園（1号）	890	6	-	-	-	896
			私学助成を受ける幼稚園	2,546	19	-	-	-	2,565
		地域型保育事業	-	-	47	168	215	215	
		認可外保育施設等	-	31	44	501	545	576	
	合計		3,436	3,105	503	2,592	3,095	9,636	

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	58.7	37.7	19.9	44.7	36.5
平成31（2019）年4月	57.1	40.5	20.8	48.3	39.3
平成32（2020）年4月	55.5	43.2	21.6	51.9	42.0
平成33（2021）年4月	54.7	46.0	22.5	55.5	44.7
平成34（2022）年4月	53.9	48.7	23.4	59.1	47.4

第6章（量の見込みと確保方策）

■多摩区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		2,532	2,063	275	1,304	1,579	6,174	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,063	275	1,304	1,579	3,642
			幼稚園・認定こども園（1号）		539	0	-	-	-	539
			私学助成を受ける幼稚園		1,993	0	-	-	-	1,993
		地域型保育事業		-	-	31	77	108	108	
		認可外保育施設等		-	94	64	243	307	401	
		合計		2,532	2,157	370	1,624	1,994	6,683	
平成30（2018）	量の見込み		2,311	2,409	480	1,848	2,328	7,048		
	確保方策	教育保育施設		2,311	2,409	301	1,393	1,694	6,414	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,339	301	1,393	1,694	4,033
			幼稚園・認定こども園（1号）		507	15	-	-	-	522
			私学助成を受ける幼稚園		1,804	55	-	-	-	1,859
		地域型保育事業		-	-	32	75	107	107	
		認可外保育施設等		-	0	147	380	527	527	
合計		2,311	2,409	480	1,848	2,328	7,048			
平成31（2019）	量の見込み		2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225		
	確保方策	教育保育施設		2,227	2,532	332	1,512	1,844	6,603	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	2,462	332	1,512	1,844	4,306
			幼稚園・認定こども園（1号）		490	15	-	-	-	505
			私学助成を受ける幼稚園		1,737	55	-	-	-	1,792
		地域型保育事業		-	-	38	99	137	137	
		認可外保育施設等		-	0	149	336	485	485	
合計		2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225			

第6章（量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成32（2020）	量の見込み		2,146	2,652	558	2,046	2,604	7,402
	確保方策	教育保育施設	2,146	2,652	362	1,619	1,981	6,779
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		362	1,619	1,981	4,563
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	760
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,456
		地域型保育事業	-	-	45	123	168	168
		認可外保育施設等	-	0	151	304	455	455
	合計		2,146	2,652	558	2,046	2,604	7,402
平成33（2021）	量の見込み		2,068	2,781	598	2,149	2,747	7,596
	確保方策	教育保育施設	2,068	2,781	392	1,725	2,117	6,966
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		392	1,725	2,117	4,828
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	736
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,402
		地域型保育事業	-	-	52	147	199	199
		認可外保育施設等	-	0	154	277	431	431
	合計		2,068	2,781	598	2,149	2,747	7,596
平成34（2022）	量の見込み		1,992	2,910	639	2,254	2,893	7,795
	確保方策	教育保育施設	1,992	2,910	421	1,827	2,248	7,150
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		421	1,827	2,248	5,088
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	712
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,350
		地域型保育事業	-	-	59	171	230	230
		認可外保育施設等	-	0	159	256	415	415
	合計		1,992	2,910	639	2,254	2,893	7,795

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	48.8	50.9	25.9	53.3	43.8
平成31（2019）年4月	47.2	53.7	28.1	56.4	46.5
平成32（2020）年4月	45.6	56.4	30.3	59.4	49.3
平成33（2021）年4月	44.0	59.2	32.5	62.4	52.0
平成34（2022）年4月	42.4	61.9	34.7	65.5	54.8

第6章（量の見込みと確保方策）

■麻生区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
平成29（2017） （実績）	確保方策	教育保育施設		2,224	1,407	162	865	1,027	4,658	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	1,407	162	865	1,027	2,434
			幼稚園・認定こども園（1号）		160	0	-	-	-	160
			私学助成を受ける幼稚園		2,064	0	-	-	-	2,064
		地域型保育事業		-	-	10	41	51	51	
		認可外保育施設等		-	247	69	315	384	631	
		合計		2,224	1,654	241	1,221	1,462	5,340	
平成30（2018）	量の見込み		2,706	1,667	268	1,348	1,616	5,989		
	確保方策	教育保育施設		2,706	1,493	167	899	1,066	5,265	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	1,464	167	899	1,066	2,530
			幼稚園・認定こども園（1号）		153	2	-	-	-	155
			私学助成を受ける幼稚園		2,553	27	-	-	-	2,580
		地域型保育事業		-	-	21	73	94	94	
		認可外保育施設等		-	174	80	376	456	630	
合計		2,706	1,667	268	1,348	1,616	5,989			
平成31（2019）	量の見込み		2,600	1,766	273	1,412	1,685	6,051		
	確保方策	教育保育施設		2,600	1,645	183	985	1,168	5,413	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	1,616	183	985	1,168	2,784
			幼稚園・認定こども園（1号）		148	2	-	-	-	150
			私学助成を受ける幼稚園		2,452	27	-	-	-	2,479
		地域型保育事業		-	-	24	90	114	114	
		認可外保育施設等		-	121	66	337	403	524	
合計		2,600	1,766	273	1,412	1,685	6,051			

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成32（2020）	量の見込み		2,498	1,867	277	1,477	1,754	6,119
	確保方策	教育保育施設	2,498	1,744	197	1,062	1,259	5,501
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		197	1,062	1,259	2,974
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	145
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	2,382
		地域型保育事業	-	-	27	107	134	134
		認可外保育施設等	-	123	53	308	361	484
	合計		2,498	1,867	277	1,477	1,754	6,119
平成33（2021）	量の見込み		2,401	1,930	277	1,516	1,793	6,124
	確保方策	教育保育施設	2,401	1,849	211	1,136	1,347	5,597
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		211	1,136	1,347	3,167
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	740
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,690
		地域型保育事業	-	-	30	124	154	154
		認可外保育施設等	-	81	36	256	292	373
	合計		2,401	1,930	277	1,516	1,793	6,124
平成34（2022）	量の見込み		2,307	1,991	277	1,553	1,830	6,128
	確保方策	教育保育施設	2,307	1,943	223	1,206	1,429	5,679
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		223	1,206	1,429	3,343
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	716
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,620
		地域型保育事業	-	-	33	141	174	174
		認可外保育施設等	-	48	21	206	227	275
	合計		2,307	1,991	277	1,553	1,830	6,128

（参考）各認定区分の二一ス割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込の割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
平成30（2018）年4月	58.5	36.0	18.3	43.9	35.6
平成31（2019）年4月	55.9	38.0	18.6	45.7	37.0
平成32（2020）年4月	53.4	39.9	18.8	47.6	38.3
平成33（2021）年4月	52.2	42.0	19.1	49.6	39.8
平成34（2022）年4月	51.0	44.0	19.4	51.7	41.3

（6）認定こども園の目標設置数及び設置時期

市内施設を対象とした意向調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、認定こども園の今後の施設数を見込みます。幼保連携型認定こども園については、うち数を示します。

＜認定こども園設置数＞

（単位：施設数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
認定こども園	7	10	13	16	3
（うち幼保連携型）	3	4	6	7	2

（7）認可保育所等の定員枠の拡大

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、教育・保育の量の見込みと確保方策に基づき、多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

＜認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値＞

（単位：人数）

区 域	平成 30 (2018) 年度整備	平成 31 (2019) 年度整備	平成 32 (2020) 年度整備	平成 33 (2021) 年度整備	4か年度 合計	平成 28 (2016) 年度実績
全 市	2,011	1,791	1,846	1,731	7,379	1,500
川崎区	289	199	169	158	815	239
幸 区	254	229	219	260	962	284
中原区	467	467	502	457	1,893	358
高津区	304	279	228	209	1,020	60
宮前区	269	259	329	259	1,116	205
多摩区	229	219	219	238	905	245
麻生区	199	139	180	150	668	109

認可保育所等の新設によるほか、既存保育所の定員変更や認可外保育施設の認可化等により受入枠の拡大を推進します。

【平成31（2019）年4月に向けた受入枠の拡大（平成30（2018）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
大師本町地内保育所 （川崎区）	新築	60人	未定 （民設民営）	民有地活用型
井田杉山町地内保育所 （中原区）	新築	80人	未定 （民設民営）	民有地活用型
東急新丸子駅周辺保育所 （中原区）	新築	60人	未定 （民設民営）	鉄道事業者活用型
東急溝ノ口駅周辺保育所 （高津区）	新築	60人	未定 （民設民営）	鉄道事業者活用型
東急二子新地駅周辺保育所 （高津区）	新築	60人	未定 （民設民営）	鉄道事業者活用型
小倉保育園跡地保育所 （幸区）	新築	25人増 （95人⇒ 120人）	（福）尚徳福祉 会	公立保育所民営化
ごうじ保育園跡地保育所 （中原区）	新築	30人増 （90人⇒ 120人）	（福）ユーカリ 福祉会	公立保育所民営化
西高津保育園跡地保育所 （高津区）	新築	105人増 （95人⇒ 200人）	（福）寿会	公立保育所民営化
南菅生保育園跡地保育所 （宮前区）	新築	10人増 （90人⇒ 100人）	（福）さとり	公立保育所民営化
その他	新築 増改築 改修等	1,521人	未定 （民設民営）	民間事業者活用型、 民有地活用型、 民間事業者自主整 備型等
認可保育所等の新設による 定員増計	2,011人			
既設保育所の定員変更、認 可外保育施設の認可化及び 地域型保育事業による受入 枠の拡大	339人			
受入枠拡大 合計	2,350人			

第6章（量の見込みと確保方策）

【平成32（2020）年4月に向けた受入枠の拡大（平成31（2019）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
南河原保育園跡地保育所（幸区）	新築	15人増 (120人⇒135人)	(福)都筑福祉会	公立保育所民営化
南加瀬保育園跡地保育所（幸区）	新築	25人増 (95人⇒120人)	未定 (民設民営)	公立保育所民営化
その他	新築 増改築 改修等	1,751人	未定 (民設民営)	民間事業者活用型、 民有地活用型、 民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新設による 定員増計	1,791人			
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業による受入枠の拡大	360人			
受入枠拡大 合計	2,151人			

【平成33（2021）年4月に向けた受入枠の拡大（平成32（2020）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
市有地活用型、民間事業者活用型、民有地活用型、鉄道事業者活用型、民間事業者自主整備型、公立保育所の民営化等による整備	新築 増改築 改修等	1,846人	未定 (民設民営)	市有地活用型、民間事業者活用型、民有地活用型、鉄道事業者活用型、民間事業者自主整備型、公立保育所の民営化等
認可保育所等の新設による 定員増計	1,846人			
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業による受入枠の拡大	281人			
受入枠拡大 合計	2,127人			

【平成34（2022）年4月に向けた受入枠の拡大（平成33（2021）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
市有地活用型、民間事業者活用型、民有地活用型、鉄道事業者活用型、民間事業者自主整備型等による整備	新築 増改築 改修等	1,731人	未定 (民設民営)	市有地活用型、民間事業者活用型、民有地活用型、鉄道事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新設による 定員増計	1,731人			
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業による受入枠の拡大	306人			
受入枠拡大 合計	2,037人			

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。なお、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

（1）妊婦健康診査

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 （1）妊婦・乳幼児健康診査事業

②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の実績を勘案した0歳児の将来人口推計をもとに、推計妊娠届出数（推計出生数（0歳児の将来人口推計と同数と見込む。）×1.05（過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合））及び妊婦健康診査の延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて算出します。
確保方策の考え方	● 現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数、※2 人数、※3 件数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
量の見込み ※1	178,342	179,618	180,968	179,990	-
確保方策 ※1	178,342	179,618	180,968	179,990	179,638
(参考) 推計出生数 ※2	14,394	14,497	14,606	14,527	14,722
(参考) 推計妊娠届出数 ※3	15,114	15,222	15,336	15,253	15,132

（2）乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 （2）母子保健指導・相談事業

④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ● 新生児訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ● こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の実績を勘案した0歳児の将来人口推計をもとに、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた、乳児が在宅する全戸を訪問件数として見込みます。
確保方策の考え方	● こんにちは赤ちゃん事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援に繋げていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：登録訪問員総数 899 人（平成 29（2017）年度時点） 実施機関：各区保健福祉センター

（単位：訪問件数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,743	1,748	1,755	1,736	-
	確保方策	1,743	1,748	1,755	1,736	1,602
幸区	量の見込み	1,631	1,667	1,704	1,692	-
	確保方策	1,631	1,667	1,704	1,692	1,533
中原区	量の見込み	2,684	2,734	2,784	2,815	-
	確保方策	2,684	2,734	2,784	2,815	2,746
高津区	量の見込み	2,134	2,137	2,141	2,114	-
	確保方策	2,134	2,137	2,141	2,114	2,201
宮前区	量の見込み	2,025	2,026	2,027	2,004	-
	確保方策	2,025	2,026	2,027	2,004	1,964
多摩区	量の見込み	1,707	1,701	1,696	1,695	-
	確保方策	1,707	1,701	1,696	1,695	1,917
麻生区	量の見込み	1,347	1,353	1,360	1,338	-
	確保方策	1,347	1,353	1,360	1,338	1,336
全市域	量の見込み	13,271	13,366	13,467	13,394	-
	確保方策	13,271	13,366	13,467	13,394	13,299

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 （1）児童虐待防止対策事業

⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	平成28（2016）年度及び29（2017）年度に実施施設数が増加しているため、平成29（2017）年度4月から8月の実績をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：※1 年間延べ利用人数、※2 施設数）

全市域		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成28 (2016) 年度実績
量の見込み	※1	1,900	1,950	2,000	2,050	-
確保方策	※1	1,900	1,950	2,000	2,050	1,231
(参考) 施設数 ※2	乳児院	2	2	2	2	2
	児童養護施設	4	4	4	4	3

（4）養育支援訪問事業

ア 専門的相談支援

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 （2）母子保健指導・相談事業

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	支援が必要な家庭の割合が増加するものと考えています。平成 28（2016）年度訪問件数が出生数の 2.6%にあたることから、平成 30（2018）年度は 2.7%、平成 31（2019）年度は 2.8%と毎年 0.1%ずつ増加するとして量を見込みますが、平成 32（2020）年度を 0 歳児の人口推計のピークと見込んでいますので、平成 33（2021）年度は同数としています。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実や支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
量の見込み ※1	389	406	424	424	-
確保方策 ※1	389	406	424	424	386

イ 育児・家事援助

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 （2）児童相談所運営事業

③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

事業概要	養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	今後も児童虐待通告件数の増加が見込まれ、児童相談所で把握した要支援家庭に対して、より充実した支援を行う必要があります。育児・家事援助は、児童虐待通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと考えられますが、実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	要支援家庭の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
量の見込み	135	139	143	148	-
確保方策	135	139	143	148	135

（５）病児・病後児保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策５ 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （５）認可外保育施設支援事業

③病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	病児・病後児保育のニーズについては、疾病の流行等に影響されるなどの要素があることから、過去の実績等を勘案し見込みます。
確保方策の考え方	● 各区 1 か所で事業を実施します。 ● 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	878	937	1,025	1,113	-
	確保方策	878	937	1,025	1,113	736
幸区	量の見込み	1,054	1,113	1,171	1,249	-
	確保方策	1,054	1,113	1,171	1,249	929
中原区	量の見込み	996	1,083	1,171	1,259	-
	確保方策	996	1,083	1,171	1,259	842
高津区	量の見込み	1,581	1,698	1,786	1,845	-
	確保方策	1,581	1,698	1,786	1,845	1,392
宮前区	量の見込み	1,552	1,640	1,728	1,815	-
	確保方策	1,552	1,640	1,728	1,815	1,361
多摩区	量の見込み	1,640	1,757	1,874	1,991	-
	確保方策	1,640	1,757	1,874	1,991	1,477
麻生区	量の見込み	996	1,054	1,113	1,171	-
	確保方策	996	1,054	1,113	1,171	247
全市域	量の見込み	8,697	9,282	9,868	10,443	-
	確保方策	8,697	9,282	9,868	10,443	6,984

（６）利用者支援事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策５ 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （１）待機児童対策事業

①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な保健福祉センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区の保健福祉センター 7 か所及び川崎区の健康福祉ステーション 2 か所の合計 9 か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市域	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

（7）延長保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （3）民間保育所運営事業

⑤延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施しております。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就労形態の多様化に伴い、延長保育の利用人数が増加するものとして見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

（単位：月間実利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,105	1,241	1,352	1,474	-
	確保方策	1,105	1,241	1,352	1,474	992
幸区	量の見込み	1,052	1,161	1,251	1,357	-
	確保方策	1,052	1,161	1,251	1,357	1,058
中原区	量の見込み	2,064	2,266	2,473	2,689	-
	確保方策	2,064	2,266	2,473	2,689	1,928
高津区	量の見込み	1,515	1,690	1,833	1,991	-
	確保方策	1,515	1,690	1,833	1,991	1,348
宮前区	量の見込み	1,318	1,376	1,492	1,620	-
	確保方策	1,318	1,376	1,492	1,620	1,238
多摩区	量の見込み	1,253	1,403	1,528	1,663	-
	確保方策	1,253	1,403	1,528	1,663	1,254
麻生区	量の見込み	780	807	873	948	-
	確保方策	780	807	873	948	734
全市域	量の見込み	9,087	9,944	10,802	11,742	-
	確保方策	9,087	9,944	10,802	11,742	8,552

（８）放課後児童健全育成事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策２ 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 （６）わくわくプラザ事業

①わくわくプラザ事業の実施

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業であわせて放課後児童健全育成事業を実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の月間実利用人数（放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」）を見込みます。
確保方策の考え方	● 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 ● 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業を実施しながら、職員の質の向上を図ります。

（単位：月間実利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	948	999	1,039	1,093	-
	確保方策	948	999	1,039	1,093	896
幸区	量の見込み	804	849	901	959	-
	確保方策	804	849	901	959	695
中原区	量の見込み	1,278	1,351	1,429	1,529	-
	確保方策	1,278	1,351	1,429	1,529	1,180
高津区	量の見込み	1,090	1,156	1,233	1,316	-
	確保方策	1,090	1,156	1,233	1,316	941
宮前区	量の見込み	957	1,003	1,043	1,087	-
	確保方策	957	1,003	1,043	1,087	851
多摩区	量の見込み	893	995	1,064	1,159	-
	確保方策	893	995	1,064	1,159	714
麻生区	量の見込み	768	814	851	903	-
	確保方策	768	814	851	903	616
全市域	量の見込み	6,738	7,167	7,560	8,046	-
	確保方策	6,738	7,167	7,560	8,046	5,893

（９）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策１ 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 （４）地域子育て支援事業

①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用実績及び過去の実績を勘案した将来人口推計をもとに、利用人数を見込みますが、平成 32（2020）年度を就学前児童の将来人口推計のピークと見込んでいますので、平成 33（2021）年度は同数としています。
確保方策の考え方	リーフレットなどによる施設の周知等、利用者数の増加に向けた取組の強化に努めるとともに、施設の利便性や狭隘等を考慮しながら必要に応じて検討を行い、あわせて、新たな公立保育所やこども文化センターと連携を図りながら、地域子育て支援事業の充実に向けた取組を進めます。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	37,954	38,182	38,411	38,411	-
	確保方策	37,954	38,182	38,411	38,411	37,728
幸区	量の見込み	40,393	40,635	40,879	40,879	-
	確保方策	40,393	40,635	40,879	40,879	40,152
中原区	量の見込み	41,364	41,612	41,862	41,862	-
	確保方策	41,364	41,612	41,862	41,862	41,117
高津区	量の見込み	45,163	45,434	45,707	45,707	-
	確保方策	45,163	45,434	45,707	45,707	44,894
宮前区	量の見込み	54,375	54,701	55,029	55,029	-
	確保方策	54,375	54,701	55,029	55,029	54,051
多摩区	量の見込み	29,098	29,273	29,449	29,449	-
	確保方策	29,098	29,273	29,449	29,449	28,924
麻生区	量の見込み	29,936	30,116	30,297	30,297	-
	確保方策	29,936	30,116	30,297	30,297	29,757
全市域	量の見込み	278,283	279,953	281,634	281,634	-
	確保方策	278,283	279,953	281,634	281,634	276,623

（１０）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策５ 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （６）幼児教育推進事業

①幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の利用実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等に基づく今後の実施園の増加見込みを踏まえて延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 事業実施希望調査の結果を踏まえて、一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 多様化する就労形態や子育て家庭のニーズに対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	25,315	26,780	27,414	27,551	-
	確保方策	25,315	26,780	27,414	27,551	20,323
幸区	量の見込み	23,232	24,577	25,158	25,284	-
	確保方策	23,232	24,577	25,158	25,284	16,091
中原区	量の見込み	28,460	30,107	30,820	30,974	-
	確保方策	28,460	30,107	30,820	30,974	23,754
高津区	量の見込み	34,977	37,001	37,877	38,067	-
	確保方策	34,977	37,001	37,877	38,067	26,200
宮前区	量の見込み	39,370	41,648	42,634	42,847	-
	確保方策	39,370	41,648	42,634	42,847	28,532
多摩区	量の見込み	23,830	25,210	25,806	25,935	-
	確保方策	23,830	25,210	25,806	25,935	18,190
麻生区	量の見込み	27,902	29,519	30,216	30,369	-
	確保方策	27,902	29,519	30,216	30,369	20,983
全市域	量の見込み	203,086	214,842	219,925	221,027	-
	確保方策	203,086	214,842	219,925	221,027	154,073

（１１）一時預かり事業（保育所における一時預かり）

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策５ 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 （３）民間保育所運営事業

④一時保育実施数の拡大

事業概要	保護者などが週３日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	多様化する就労形態や子育て家庭のニーズの広がりに伴い、一時預かり事業の利用者数が増加するものとして見込みます。
確保方策の考え方	● 保育所の民営化や新設に伴い、一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 多様化する就労形態や子育て家庭のニーズに対応するため、土曜・日曜や１日９時間超の開所を行う施設を拡充します。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	15,218	15,744	15,891	16,036	-
	確保方策	15,218	15,744	15,891	16,036	12,882
幸区	量の見込み	16,460	17,993	20,091	20,274	-
	確保方策	16,460	17,993	20,091	20,274	13,772
中原区	量の見込み	25,474	27,658	27,915	30,099	-
	確保方策	25,474	27,658	27,915	30,099	22,950
高津区	量の見込み	21,797	23,514	23,733	23,949	-
	確保方策	21,797	23,514	23,733	23,949	19,944
宮前区	量の見込み	17,623	18,571	18,744	18,914	-
	確保方策	17,623	18,571	18,744	18,914	15,453
多摩区	量の見込み	17,158	17,750	17,915	18,078	-
	確保方策	17,158	17,750	17,915	18,078	16,710
麻生区	量の見込み	14,035	14,520	14,655	14,788	-
	確保方策	14,035	14,520	14,655	14,788	14,035
全市域	量の見込み	127,765	135,750	138,944	142,138	-
	確保方策	127,765	135,750	138,944	142,138	115,746

（１２）ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策１ 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 （４）地域子育て支援事業

②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	● 過去の就学前児童数と延べ利用人数との比率及び過去の実績を勘案した将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みますが、平成 32（2020）年度を就学前児童の人口推計のピークと見込んでいますので、平成 33（2021）年度は同数としています。 ● 子育てヘルパー会員数は、延べ利用人数の量の見込みの平均伸び率をもとに算出します。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：※1 年間延べ利用人数、※2 人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み※1	1,726	1,739	1,751	1,751	-
	確保方策※1	1,726	1,739	1,751	1,751	1,688
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	133	135	138	138	132
幸区	量の見込み※1	2,297	2,314	2,331	2,331	-
	確保方策※1	2,297	2,314	2,331	2,331	1,642
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	117	119	121	121	116
中原区	量の見込み※1	5,352	5,390	5,429	5,429	-
	確保方策※1	5,352	5,390	5,429	5,429	5,762
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	177	180	183	183	194
高津区	量の見込み※1	2,757	2,776	2,797	2,797	-
	確保方策※1	2,757	2,776	2,797	2,797	1,638
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	107	109	110	110	95
宮前区	量の見込み※1	1,793	1,806	1,819	1,819	-
	確保方策※1	1,793	1,806	1,819	1,819	1,222
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	101	103	104	104	85
多摩区	量の見込み※1	1,425	1,435	1,446	1,446	-
	確保方策※1	1,425	1,435	1,446	1,446	2,128
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	103	104	106	106	95
麻生区	量の見込み※1	1,114	1,121	1,129	1,129	-
	確保方策※1	1,114	1,121	1,129	1,129	1,516
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	64	66	68	68	58
全市域	量の見込み※1	16,464	16,581	16,702	16,702	-
	確保方策※1	16,464	16,581	16,702	16,702	15,596
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	802	816	830	830	775

第7章

.....

計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

～ 家庭の役割 ～

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子ども・若者が健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子ども・若者が様々な体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々とがつながりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子ども・若者の成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることができる子育てをすることが期待されています。

～ 子ども・若者に関わる施設の役割 ～

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等の施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、その発達段階に応じた、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

～ 地域の役割 ～

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子ども・若者と向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、すべての子ども・若者が健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

～ 企業の役割 ～

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行うことが必要です。

また、様々な魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子ども・若者の主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

～ 行政の役割 ～

市は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で児童福祉施策や、学校教育、母子保健等の取組を推進していくことが必要です。

さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細やかに展開していきます。

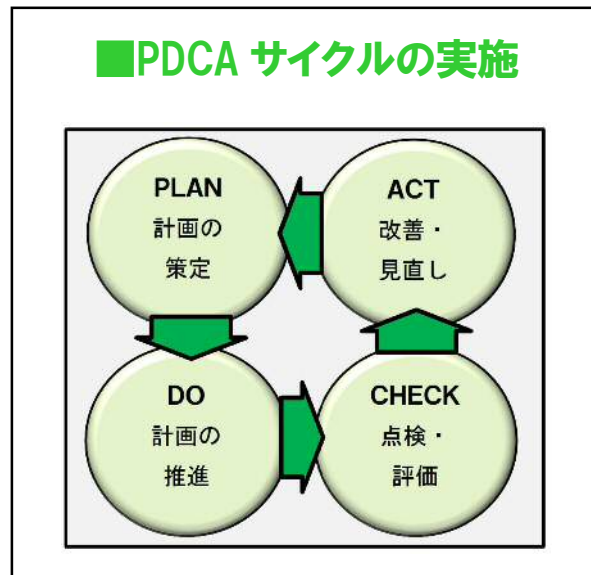
2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「こども未来局」を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

（1）第4章の進行管理

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第2期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。



（2）第5章の進行管理

第5章の進行管理にあたっては、第4章の進行管理と整合性を図りながら、位置付けた3つの課題における推進事業や推進項目などについて、その進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

（3）第6章の進行管理

第6章の進行管理にあたっては、毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

（１）川崎市こども施策庁内推進本部会議

本計画に基づき、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

（２）有識者からの意見聴取

本計画の進行管理にあたっては、「川崎市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。

また、青少年の総合的な施策の推進に向けて必要な事項を審議する「川崎市青少年問題協議会」などにも、適切に報告をしながら、意見聴取を行い、子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的な推進を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

<川崎市子ども・子育て会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
平成 29 年 6 月 22 日	第 1 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価
平成 29 年 7 月 4 日	第 2 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価、見直し
平成 29 年 8 月 24 日	第 3 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価、見直しの考え方、中間評価 ・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の年度評価（報告） ・「川崎市子ども・若者ビジョン」の年度評価（報告）
平成 29 年 9 月 21 日	第 4 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の児童人口推計、「量の見込み」の見直し
平成 29 年 11 月 29 日	第 5 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の中間評価、「量の見込み」と「確保方策」の見直し ・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定 ・子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定について
平成 29 年 12 月 6 日	第 2 回子ども・子育て会議 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価、中間評価、児童人口推計、「量の見込み」と「確保方策」の見直し ・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定 ・子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定について
平成 30 年 1 月 16 日	第 3 回子ども・子育て会議 ・子ども・若者に関する計画について
平成 30 年 2 月 28 日	第 6 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）について
平成 30 年 3 月 22 日	第 4 回子ども・子育て会議 ・川崎市子ども・若者の未来応援プランの策定について

<川崎市こども施策庁内推進本部会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
平成 29 年 8 月 18 日	第 2 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」総括評価 ・「川崎市子ども・若者ビジョン」の進捗状況
平成 29 年 8 月 22 日	第 2 回こども施策庁内推進本部会議 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」総括評価 ・「川崎市子ども・若者ビジョン」の進捗状況

平成 29 年 10 月 13 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議検討部会（子ども安全推進部会） ・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定について
平成 29 年 10 月 25 日	第 1 回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定について ・「（仮称）子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 2 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定について ・「（仮称）子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 7 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議 ・「（仮称）子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 17 日	第 2 回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「（仮称）子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 30 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「（仮称）子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 12 月 8 日	第 4 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「（仮称）子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 12 月 26 日	第 4 回こども施策庁内推進本部会議 ・「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）の策定について
平成 30 年 3 月 9 日	第 5 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」について
平成 30 年 3 月 20 日	第 5 回こども施策庁内推進本部会議 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定について

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	◆	大野 伸之	子育て支援従事者	川崎西部地域療育センター 地域支援課長
	◆	奥村 尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
	◆	片岡 正	医療	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	★	佐藤 毅	児童相談所	川崎市こども家庭センター 所長
	■ ◆	佐藤 康富	有識者	鎌倉女子大学短期大学部 教授
○	■	柴田 頼子	有識者	学校法人鷗友学園 特別顧問
	◆	杉山 徹子	市民委員	公募委員
	◆	鈴木 伸司	教育	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関 和子	子育て支援従事者	特定非営利活動法人グローイン・グランマ代表
	★	関川 房代	子育て支援従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当
	■	竹内 順哉	労働団体	川崎地域連合 副議長
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 園長
	■ ◆	坪井 葉子	有識者	洗足こども短期大学 教授
	★	豊島 このみ	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
	★	徳留 直子	市民委員	公募委員
	★	富岡 茂太郎	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
	★	中山 紳一	事業主代表	川崎商工会議所 副会頭
	◆	堀 晴久	認可外保育施設	株式会社ぶどうの木 代表取締役
◎	■	村井 祐一	有識者	田園調布学園大学 教授
	★	山田 雅太	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長
	■ ★	吉田 弘道	有識者	専修大学 教授

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 法第6条第2項に規定する保護者
- （3） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 事業主を代表する者
- （5） 労働者を代表する者
- （6） その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- （2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（幹事会）

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議幹事会

	局 名	部課名	職名
◎	こども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	こども未来局	総務部	部長
	こども未来局	子育て推進部	部長
	こども未来局	こども支援部	部長
	こども未来局	青少年支援室	室長
	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長
	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	保健福祉センター	所長・副所長

	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
	幸区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	中原区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	高津区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	宮前区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	多摩区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	麻生区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	幸区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	中原区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	高津区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	宮前区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	多摩区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	麻生区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	教育委員会事務局	総務部	部長
	教育委員会事務局	学校教育部	部長

◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局：企画課

5 パブリックコメント実施結果（概要）

（１）概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、平成 30(2018)年度から４年間を計画期間とする「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、16 通（意見総数 67 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を合わせて公表します。

（２）意見募集の概要

題名	「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）
意見の募集期間	平成 30（2018）年 1 月 19 日（金）から 2 月 17 日（土）（30 日間）
意見の提出方法	インターネット（フォームメール）、電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより（平成 30（2018）年 2 月 1 日号） ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設（地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設、地域療育センター）において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明 等

（３）結果の概要

◇意見提出数 16 通（電子メール 9 通、ファックス 2 通、持参 5 通）

◇意見件数 67 件（電子メール 38 件、ファックス 23 件、持参 6 件）

項 目	A	B	C	D	E	件数
(1) 理念・基本的な視点等に関する事		1		1		2
(2) 施策の方向性Ⅰに関する事		5	1	13		19
(3) 施策の方向性Ⅱに関する事		6		6		12
(4) 施策の方向性Ⅲに関する事		2	1	9		12
(5) 子ども・若者を取り巻く個別課題に関する事		5		1		6
(6) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関する事		1				1
(7) 計画（素案）全般に関する事、その他	1	2		6	6	15
合 計	1	22	2	36	6	67

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

（４）意見の内容と対応

「（仮称）川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）の内容に対して、小児医療費助成、認可保育所の整備、ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策、学校教育などの充実を求める御意見等が寄せられました。御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、案に対する要望の御意見、記載内容への加筆を求める御意見などについて、記載内容への加筆を求める御意見等を一部反映し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を取りまとめました。

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

平成30（2018）年3月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電 話 044-200-3028
F A X 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY